

警察政策学会資料 第114号
令和3（2021）年5月8日刊

近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第二輯）

武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公徳氏追悼記念論集

【上 冊】

警察政策学会
警察史研究部会

序 文

警察政策学会警察史研究部会長 廣瀬 権

令和 3 (2021) 年の新年度が始まった。残念ながら昨年来の新型コロナウイルスは収まる気配を見せない。何としても全世界の人々の努力が所期の成果に結びつくように祈るばかりである。

さて、さまざまな困難と制約を突破して『近代警察史の諸問題－川路大警視研究を中心に－（第二輯）』を、ここに発刊できたことは、我々編集関係者にとってまことに喜ばしいことである。

既に前輯（警察学会資料第 110 号、令和 2 (2020) 年 5 月 8 日刊『近代警察史の諸問題－川路大警視研究を中心に－』）において御報告したように、令和元 (2019) 年の年末までに、警察政策学会・警察史研究部会の立ち上げから今日までその育成に携わってこられた武藤誠先生、加藤晶先生、戸高公徳先生が相次いでお亡くなりになった。そして今年の 2 月 10 日、福永英男前警察史研究部会長が忽然として逝かれた。福永前部会長は、加藤元部会長の後を継いで、平成 28 年 3 月から同 31 年 3 月迄の間、部会長を務められたが、若い頃、太平洋戦争の未帰還兵であった小野田寛郎元少尉を救出すべくフィリピン・ルバング島へ出張されたり、日本民族学会会員として慈愛溢れる数々の名文を出されたことで、全国でその名を知られていた。御著書も多いが中でも『『御定書百箇条』を読む』は部会員の必読書であった。昭和 60 (1985) 年 8 月から 62 年 7 月までの間、四方修、鈴木良一両大阪府警本部長の下で、福永警務部長、長尾良次総務部長、そして刑事部長の廣瀬の布陣で、楽しく仕事をさせて頂いた。合掌。

このように立て続けの大打撃を受けて、私共は、立ち上がる気力すら失ってしまった。定期的に部会を開催しなければいけないという義務的スケジュールがあったことが、救いだったのかもしれない。目をつぶると四先生がそれぞれの懐かしい表情で現れて、「部会を頼む」と仰ったように聞こえた。

「心の穴を埋めてゆくのが人間の宿命」との教えを胸に、前へ進むしかない。吉原丈司幹事のお力により、部会員の勧誘拡大、積極的な執筆勧奨、部外有識者への寄稿依頼と校正作業への指導依頼等々に一定の成果が得られた。

『近代警察史の諸問題（第二輯）』は、加藤会長が敷いた『大警視だより』続刊に登載したものの中から資料集へという道の上に築いてゆくものであるが、本資料を警察史研究部会のアニュアル・レポート、定期報告書的存在と位置付け、「第二輯」と継続的に発行したいという希望を表明している。部会員の意欲作のお蔭で、このように大部のものとなつたが、まずもって謹んで在天の四先生の御靈に奉呈致したい。

令和 2 年のコロナ禍が人類に教えた最大の教訓は、いわゆる「スペイン風邪」のことをまったく忘れ去り、そこから何も学んでこなかったことに気付かせられたことであろう。高名な速水融先生は、「感染症では周りの風景が変わらない。だから関東大震災などの大災害があると簡単に忘れされてしまう」と述べておられたと記憶するが、ことは全世界で共通であつただけに相当深刻である。

重大なことが抜け落ちないようにすることは、我が警察史研究部会においても真剣に検討されるべきである。特効薬はない。日々心掛けたい。

本輯の内容について、装いを新たにした篇立てに沿って申し上げたい。

特集は期せずして「戊辰戦争をめぐる奥羽越列藩とその後裔達」と東北地方に関するものになった。

小林宏先生には、これまで「三間正弘は軽薄な男子にあらず」など感動的な御玉稿を賜っているが、今回は加藤晶部会長を偲んでいただくとともに、「郷土史研究とは何か」で、郷土史研究から始まり郷土史研究へ戻るとの教えを頂いた。郷土史重視は、パンデミック史ではきわめて重要である。しっかり胸に刻んでゆきたい。

我が「大警視川路利良研鑽会」の川路利永名誉会長も、「もう一つの戊辰北越戦争」だ。名誉会長には、平成23(2011)年6月の『大警視だより』創刊以来、多くの御玉稿をお寄せいただいているが、「その地を愛し、人を愛し、仕事を愛し」の「三惚れ」を実践され、その文章はいずれも人間愛に溢れている。それは「第1篇 川路大警視研究」の数篇にも明らかである。

藤井茂先生には今回初めて御執筆頂いたが、先生は現在(一財)新渡戸基金理事長の要職にある新渡戸稻造研究の第一人者であられる。新渡戸稻造『武士道』には、会員一同大きな関心を持っているので、引き続きよろしくお願ひいたしたい。加えて、先生は、岩手県の歴史、同県先人の方の個人史研究にも精通されておられ、数多の著書がある。今回の御玉稿は、そのうち、戊辰戦争に敗れた旧南部藩、伊達藩の6人の青年たちが逆境の中、明治期以降活躍し、名を成していく足跡を追ったもので、有名な司馬遼太郎『坂の上の雲』に続くもう一つの『坂の上の雲』が書けるのではないかとされている。

「第1篇 川路大警視研究」は、本輯の中核をなす部分であるが、武藤誠、福永英男両先生の論文と加藤晶前会長の略年譜・著作目録を奉じた。

「大警視川路利良研鑽会」鹿児島事務局代表の松井幹郎先生には、「今日に生きる川路魂」をビビッドに書いていただいた。先生には毎回、鹿児島の地から力強いご理解とご声援を寄せて頂いているが、『大警視だより』続刊発行のことを大変心にかけて温かく見守って下さっている。分からることは松井先生にお尋ねすれば、安心していられるのは何層倍ありがたいか知れない。

笠井聰夫先生は、警察政策学会創立(平成10(1998)年6月)に大変御尽瘁され、現に管理部会で御活躍中であるが、生前の武藤先生、加藤先生、福永先生、戸高先生とも親しく、警察史にも深い御造詣を有しておられる。このたびは、心温まる加藤先生追悼辞をいただくとともに、川路大警視についての貴重な御玉稿をお寄せ頂いた。

小風明氏の「川路大警視の撃劍再興論」は、日本の剣道界最高峰にある著者でなければ迫れない領域である。川路研究のきわめて重要な視点であり、今後もお願ひしたい。米国における黒人に対する警察官の取扱の不手際から生じた警察不信をどう解消してゆくかという面からも示唆を与えるものと言えよう。

露崎栄一氏の「福沢諭吉と取締之法」、鈴木康夫氏の「『川路利良西南事件に対する大義名分論』とその精神」、「遷卒総長桑原謙」、吉原丈司幹事の「国分友諒顕彰碑」、「杉村幹」は、いずれも興味深い指摘である。引き続き精力的な発掘・発表をお願いしたい。なお鈴木氏の近時の本格的御研究は、近刊の学会資料に別途掲載される予定である。併せ御参照

願いたい。

「第2篇 中原英典先生遺稿抄」は吉原氏の取り纏めによる。高橋雄豺先生はじめ我が警察先人の警察史研究成果を追うものである。今後の展開が期待される。

「第3篇」は私のもの3篇をまとめていただいたが、「命最優先」を願って書いたものである。

「第4篇 警察教養史研究」は、「警察は人なり」を支える教養篇であるが、今後の充実が期待される。

恵良道信氏は、管理運営論の第一人者であって、かつて平成18(2006)年には『警察学論集』に三回にわたって「ユング心理学的管理論」を連載され、大きな話題となった。今回は、現在取り組まれておられるハイデガー御研究のさわりを披露していただいた。今後も哲学的考察の深奥へ度々お導きいただきたい。

兒玉圭司先生は、慶應義塾大学で日本法制史を専攻され、我が部会前身の警察史研究会(昭和60(1985)年9月発足)顧問であった近代法制史の大家手塚豊博士の孫弟子に当たられる。先生は、近代行刑制度史研究の専門家であられるが、初期の行刑制度は内務省が管轄していたことから明治警察史をも併せて研究されておられるとお聞きする。今回は、ヘーン大尉が教えた警官練習所に次ぐ二代目の中央警察教養機関であった警察監獄学校について、新たに発見された團藤重光博士旧蔵資料に基づき御言及いただいた。

後述の川野邊氏には「韓国語専科上級課程開設初期の回顧」をまとめていただいた。

「第5篇 警察人士研究」では、まず、「ヘーン大尉関係文献抄」を戸高公徳先生に献じている。

上述のように福永英男先生には多数の御著作があるが、「御著作目録」は公表されていないと思われる所以、今回急遽まとめてみたが、なお未訂稿の段階に止まる。我が警察史研究上貴重な御業績であることから、今後補正に努め完全なものに近づけたく考えている。

小野田博光氏の「加賀町警察署長碇山警視」は、革命家周辺の情報収集と身辺保護と、二つの要請を背負った署長の苦労のほどが忍ばれる。25年間にわたり加賀町警察署長の職にあられたことは、「事実は小説より奇なり」である。

「第6篇 日本警察国際化の歩みと活動の軌跡」では、佐藤裕夫事務局長に、「我が国警察の国際化の歩みと青年警察官が見た47年前の米国の警察活動」をまとめていただいた。若いときの教育の重要性に言及するとともに、混迷する今日の米国を示唆しているところがある。

川野邊寛氏の「カンボジアPKO派遣日本文民警察隊アンピル班」は涙を禁じ得ない。国政上の重要問題を指摘している。私は、本稿を読んで、司馬遷が李陵の禍に憤りを発して『史記』を書いた「発憤著書(いきどおりを発して書を著す)」のことを思い出した。「憤り」が無にならないように、理解・探求してくださる方の出現を待ちたい。

「第7篇 外国警察制度研究」は、今後若手新人によって発展させてもらえるだろう。黒木慶英氏は、英米における軍隊の治安出動の根拠を丹念に追っているが、こうした議論が不断になされるコモンローの世界に誘ってもらった。眼を開かせる貴重な発表である。混乱する今日の米国の状況は新たな展開を呼ぶかも知れない。引き続きの御研究と、同様手法によって我が国明治時代の軍と警察の関係をも解明して頂きたい。

「第8篇 法学、法制史及び歴史地理その他」は、吉原氏がまとめているが、「久保正幡

先生述『中田薰先生の思い出と法制史学会の回顧』メモ』はきわめて貴重であり、中田先生のご聲咳に接した思いがする。同氏より、当該メモを補完するため、「御晩年の久保先生とは非常に親しい間柄であられた松村勝二郎先生に久保先生を偲ぶ御文章執筆を急遽お甘えしました。松村先生は、西洋法制史、特にイングランド法史の御専攻者で多くの同法史関係専門書を出されておられますが、忝くも御高諾いただけ、珠玉の御隨筆を賜った次第です。同先生の御厚情に感謝いたしております。」とのお知らせを頂いた。

松村勝二郎先生「学びつつ老いる」である。「叙勲をお受けになったのですか」の質問に顔中満面の笑みで答えられる久保先生、「いかがお過ごしですか」に「学びつつ老いる」と返す久保先生、うらやましい師弟愛である。

なお、吉原氏にはほかに、「戦時下京都に於ける河上肇博士の塚本幸七氏・太田義一氏との交際」がある。

著名なローマ法学者である佐々木健先生の御玉稿は、現代と過去の両方のローマの姿が思い浮かぶような、たいへんに心躍る珠玉の名編で、比較法学史、警察史的にも寛に興味深いものであることから、是非とも御味読いただきたい。

阪本尚文先生には、別途御編纂された『Aún aprendo それでもまだ学ぶぞ——西村稔先生追悼集』（令和2（2020）年2月刊）で、恩師の西村稔先生を評されて、「書斎の人なれども賢慮な人」とされている（5頁）のを読んで、コロナ禍の我々に最適な表現を与えて頂いたと感心していたが、今回ご研究の一端を開示頂き誠にありがたい。特に最後の「学部の争い——西村稔先生の教養思想をめぐる覚え書拾遺」は恩師を偲んであまりあるものがあり、敬服に堪えない。引き続きよろしくお願ひしたい。

山本政雄氏は、防衛省の御出身で、同省防衛研究所戦史部で近代日本の軍事史研究に取り組まれ、また防衛大学校では戦史教官の職に就かれるなど軍事史研究の権威であられる。今回は、大東亜戦争を中心とした日本の戦争呼称に関する御報告をおまとめいただいた。

松宇正一先生は、現在東京法令出版株式会社で校正課長の要職にあられるが、エネルギー・シミュに信濃・飛騨・美濃を走破し、古今東西の歴史に思いを馳せる一文を寄せていただいた。『大警視だより』続刊編集にもボランティアで応援いただけるよう誠にありがたい。

「第9篇 鎮魂・顕彰」は、殉職・殉難者等のご功績を改めて称えるとともに、追悼に携わる方々への感謝を申し上げる篇としたい。

臼井良雄氏は、齋藤眞康氏とともに長年にわたって横須賀市追浜官修墓地の墓前祭に参加、ご遺族である榎原様御兄弟とは緊密な連携を保っておられる。今回は「往時のコレラ禍による官修墓地のことを通して今の新型コロナウイルス問題を思う」を寄せていただいた。官修墓の研究は、当部会の重要な柱であり、引き続きお願ひしたい。

佐藤裕夫氏の「警察協会と東日本大震災殉職警察職員遺族救援基金」をここに入れさせて頂いた。この震災については、いまだ多くの方々が大変な思いをされている。

以上、極めて概略的なご紹介になってしまって、まことに申し訳ない。改めて執筆して頂いた方々に御礼申し上げる。また、最後になってしまったが、吉原丈司幹事、佐藤裕夫事務局長を中心に、本資料の発行に大変な御努力を頂いた事務局の方々に心から感謝申し上げる。

さらに充実した『第三輯』を発刊できるよう、努力して参りたい。

（令和3（2021）年4月10日記）

〔凡　　例〕

- ・警察政策学会警察史研究部会では、創部の平成 13（2001）年度以降、今は亡き武藤誠氏（1922～2013）、加藤晶氏（1930～2019）、福永英男氏（1936～2021）及び戸高公徳氏（1924～2019）御四方の御懇篤な御指導により、近世、近代の警察史研究に努め、定期的に研究例会を開催するとともに、その主たる成果については、隨時「学会資料」及び「学会資料・別刷」として作成、発行してきた。
 - ・加えて、この間別途多岐にわたる個別研究をも実施してきており、多少の蓄積をみていたところである。ただし、これらは分量その他の事情で、単独の「学会資料」としては作成し得なかつたが、いくつかについては、その都度、学会機関誌『警察政策』、警察大学校編集『警察学論集』及び大警視川路利良研鑽会編『大警視だより』続刊等に寄稿するなどして、極力資料化に努めてきた。
 - ・而して、昨春学会の御高配を賜り、上記成果物の一部を収録した警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察政策学会資料第 110 号。警察政策学会、令和 2 〈2020〉年 5 月 8 日刊。以下「前輯」ともいう。）を作成し得た。
- （警察政策学会 HP: <<http://asss.jp/report/警察政策学会資料 110.pdf>> 参照。）
- ・小部会ではその後も鋭意研鑽に努めてきたが、廣瀬部会長より、同氏の本輯序文にあるように、加藤晶氏が復刊発行された『大警視だより』続刊の作成経緯を踏まえ、部会において上記『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』の如きものを今後も学会資料として継続的に作成、発行できればとの意向が示されたことから、学会に御無理をお願いいたしたところ、重ねての御配慮が得られ、まずは今次続輯の発行をみたところである。
 - ・これ、すなわち本輯である。表題は、前輯に倣うとともに、その続輯であることを示し、更には今後も機会あれば部会紀要として続けて発行していければとの願いを込めて「第二輯」とした。その際、上記武藤誠氏、加藤晶氏、福永英男氏及び戸高公徳氏の長きにわたる御高教、御指導に対し報恩、追悼の微意を表したく、本輯は四氏の追悼記念論集として発行することと相成った。改めて泉下の四氏に深甚なる謝意、敬意を表する次第である。
 - ・なお、一昨年秋に作成刊行した『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書　近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷、令和元年〈2019〉年 10 月 1 日刊）は、前輯及び本輯の姉妹版としての意味を有するものである。
 - ・本輯の構成は、次のとおりである。なお、紙幅の関係から上下二冊に分けた。

「〔上冊〕

序文 警察政策学会警察史研究部会長　廣瀬權

【特　集】戊辰戦争をめぐる奥羽越列藩とその後裔達

第 1 篇 川路大警視研究

第 2 篇 中原英典先生遺稿抄

第 3 篇 廣瀬權氏拾遺続輯

第 4 篇 警察教養史研究

第5篇 警察人士研究

〔下冊〕

第6篇 日本警察国際化の歩みと活動の軌跡

第7篇 外国警察制度研究

第8篇 法学、法制史及び歴史地理その他

第9篇 鎮魂・顕彰

附録 関係既刊著作目次一覧

跋

【簡便索引】

】

- ・冒頭に本輯の特集を置き、次いで、部会が全体として長く検討を進めている「川路大警視研究」を第1篇とし、それ以外を第2篇以下にそれぞれ配列し、最終篇にこれらを総括するものとして、「第9篇 鎮魂・顕彰」を置いた。なお、各論稿末尾に初出を記すとともに、再録での補足部分は〔 〕内に記載した。
- ・上記武藤誠氏、加藤晶氏、福永英男氏及び戸高公徳氏四氏の記念として、下記篇中に次の諸稿を掲載した。

(第1篇 川路大警視研究)

武藤誠氏「川路利良大警視の真実一（附）武藤誠先生略年譜及び川路大警視研究関係著作目録抄一」

警察政策学会警察史研究部会編「加藤晶元部会長略年譜・著作目録（改訂稿）一加藤晶元部会長の御業績を偲びて一」

福永英男氏「川路大警視と漢詩」

(第5篇 警察人士研究)

警察政策学会警察史研究部会編「ヘーン大尉関係文献抄（改訂稿）一戸高公徳氏の御業績を偲びて一」

警察政策学会警察史研究部会編「福永英男前部会長略年譜・著作目録（初稿）一福永英男前部会長の御業績を偲びて一」

- ・小部会員、大警視川路利良研鑽会会員及び警察OB以外の方々の御寄稿には、「【特別寄稿】」を各論稿冒頭に掲げた。「特別寄稿」を賜った諸先生に深く感謝の意を表するものである。
- ・本来ならば、索引は、詳細な人名索引、事項索引、書名索引等を付すべきではあるが、前輯同様、諸般の事情で僅かに各執筆者寄稿文表題検索のための【簡便索引】なるものを作成し得たのみにとどまることを遺憾とする。

〔目 次〕

【上 冊】

序 文

警察政策学会警察史研究部会長 廣瀬 権 -1-

特 集 戊辰戦争をめぐる奥羽越列藩とその後裔達

特別寄稿	新発田藩偶感—加藤晶前会長を偲んで—	小林 宏	1
特別寄稿	郷土史研究とは何か	小林 宏	5
	もう一つの戊辰北越戦争	原案 川路利永	7
		補筆 佐藤雅志	
特別寄稿	もう一つの『坂の上の雲』		
	—南部・伊達両藩の6人の青年たち—	藤井 茂	9

第1篇 川路大警視研究

川路利良大警視の真実—（附）武藤誠先生略年譜及び川路大警視研究関係著作目録抄—	武藤 誠	13
加藤晶元部会長略年譜・著作目録（改訂稿）—加藤晶元部会長の御業績を偲びて—	警察政策学会警察史研究部会編	33
川路大警視と漢詩	福永 英男	42
『越後だより』三題	川路 利永	45
『越後だより』（良寛）	川路 利永	46
『越後だより』（河井継之助）	川路 利永	49
『越後だより』（山本五十六）	川路 利永	54
継之助、歳三、そして。	川路 利永	58
「日本の血脉」	川路 利永	61
（紹介）川路利永氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧		64
私の警察学校体験—川路魂研鑽の日々—	松井 幹郎	65
隨想『忘れ得ぬ人々』—川路魂に生きる人々—	松井 幹郎	69

随筆「徳不孤必有隣」の糸物語	松井 幹郎	72
(紹介) 松井幹郎先生と警察政策学会警察史研究部会のこと		75
大警視の慧眼—加藤会長を偲びて—	笠井 聰夫	76
川路大警視の撃劍再興論	小風 明	79
福沢諭吉と取締之法	露崎 栄一	89
〔前輯掲載稿再録〕 肥後精一氏著作目録抄 (再録)		90
『川路利良西南事件に対する大義名分論』とその精神	鈴木 康夫	91
遷卒総長桑原譲について	鈴木 康夫	93
国分友諒顕彰碑について—原田弘先生のお教えに接して—	吉原 丈司	94
『警視総監物語』、『警察物語』の著者杉村幹とは誰ぞ (資料) —明治年代の警視総監のパーソナルヒストリー検討の絡みで—	吉原 丈司	101
川路大警視述『警察手眼』戦前期関係文献抄		
	警察政策学会警察史研究部会編	108

第2篇 中原英典先生遺稿抄

中原英典先生遺稿二題—「昭和20年6月 静岡空襲の前後」		
及び「昭和20年8月 蘇聯参戦前後」—		
	警察政策学会警察史研究部会編	109
1 昭和20年6月 静岡空襲の前後		111
2 昭和20年8月 蘇聯参戦前後		127
(参考) 中原英典先生著書・編書・訳書目録抄		136

第3篇 廣瀬權氏拾遺続輯

暴力団問題の原点を三考する	廣瀬 権	137
「顔が見える命」と「統計上の命」	廣瀬 権	184
コロナ禍と「大義名分」	廣瀬 権	187
(紹介) 廣瀬權氏『大警視だより』続刊寄稿中前輯収録稿一覧		190

第4篇 警察教養史研究

ハイデガー「存在と時間」から学ぶ（警察官として）	惠良 道信	191
特別寄稿 明治監獄制度史研究と警察関係史料—新出の『警察監獄学校設立始末』について—	兒玉 圭司	197
韓国語専科上級課程開設初期の回顧—天理大学委託教育から警察自前の専門課程へ—	川野邊 寛	199
戦前・戦後期警察雑誌抄	警察政策学会警察史研究部会編	208

第5篇 警察人士研究

ヘーン大尉関係文献抄（改訂稿）—戸高公徳氏の御業績を偲びて—	警察政策学会警察史研究部会編	209
福永英男前部会長略年譜・著作目録（初稿）—福永英男前部会長の御業績を偲びて—	警察政策学会警察史研究部会編	218
加賀町警察署長碇山警視の特徴ある活動と事績—外交界の成功、皇室の警察への信頼獲得、国益の保全、警察実務の刷新改革—	小野田博光	227
「内務省警保局の主」芽城鈴木千次氏とは誰ぞ	警察政策学会警察史研究部会編	254
鷺巣敦哉及び植木鬼仏両氏の個人写真について—『警察講習所第十三期卒業記念』アルバムから—	警察政策学会警察史研究部会編	255

【下 冊】

第 6 篇 日本警察国際化の歩みと活動の軌跡

我が国警察の国際化の歩みと青年警察官が見た 47 年前の米国の警察活動.....	佐藤 裕夫
カンボジア PKO (UNTAC) 派遣日本文民警察隊アンピル班	
一反政府軍支配地域に派遣された文民警察の活動実態とポルポト派による襲撃死傷事件の真相—	川野邊 寛

第 7 篇 外国警察制度研究

英米における治安維持活動への軍の関与について	黒木 慶英
------------------------------	-------

第 8 篇 法学、法制史及び歴史地理その他

【特別寄稿】「行政警察」と「司法警察」：イタリア・ローマの視点から	佐々木 健
【特別寄稿】三権分立の意匠	阪本 尚文
【特別寄稿】「福島学派」の遠雷—井上紫電における憲法哲学の胎動	阪本 尚文
【特別寄稿】学部の争い—西村稔先生の教養思想をめぐる覚え書き拾遺	阪本 尚文
久保正幡先生述「中田薰先生の思い出と法制史学会の回顧」メモ (要旨・未定稿)	
【特別寄稿】〈学びつつ老いる〉—久保正幡先生の思い出—	松村勝二郎
中田薰博士関係資料抄—久保正幡先生御講演の参考として—	
警察政策学会警察史研究部会編	
日本の戦争呼称に関する考察—大東亜戦争を中心に—	山本 政雄
戦時下京都に於ける河上肇博士の日常生活の一齣（資料）	
—塚本幸七氏及び太田義一氏との交際について—	吉原 丈司
越前歴史紀行—信濃から飛騨、美濃を抜けて	松宇 正一

第 9 篇 鎮魂・顕彰

往時のコレラ禍による官修墓地のことを通して今の新型コロナウイルス問題を思う	臼井 良雄
〔官修墓地関連参考文献〕	

警察協会と東日本大震災警察協力殉難者・殉職警察職員遺族救援基金 佐藤 裕夫
【御訃報 1】島善高教授の御逝去を悼みて
【御訃報 2】坂野潤治教授の御逝去を悼みて
【御訃報 3】大島光宏先生の御逝去を悼みて
【御訃報 4】村田光義先生の御逝去を悼みて

附 錄

- 1 警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心
に—』(警察政策学会資料第 110 号、令和 2 〈2020〉年 5 月 8 日刊) 目次一覧
- 2 警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書
近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』(警察政策学会資料・
別刷、令和元 〈2019〉年 10 月 1 日刊) 目次一覧
- 3 『大警視だより』続刊目次一覧 (続・第 9~12 号)

跋
簡便索引

特 集 戊辰戦争をめぐる奥羽越列藩とその後裔達

【特別寄稿】

新発田藩偶感
—加藤晶前会長を偲んで—

國學院大學名誉教授 小林 宏

1

大警視川路利良研鑽会の前会長、加藤晶先生は、昭和 5 年（1930）2 月の御出生、越後新発田の御出身と承っている。私は昭和 6 年 5 月の出生、越後長岡の出身である。『大警視だより』続刊第 4 号（平成 29 年 7 月刊）に拙稿「三間正弘は軽薄なる男子にあらず」—明治警察史の一齣—を掲載させて頂いた御縁で、先生から何度も御便りを頂戴した。恐らく平成 29 年か 30 年の頃であったと思われる。その御便りには、御自身の生い立ちなどが詳しく記されており、また拙稿についても過分なお言葉を賜わった。私はただ恐懼するばかりであったが、その御返事に、私の義弟（故人）がやはり新発田高の出身であり、私の母も新潟の生まれであること、やがて母の実家が村上に転居したので、小学生の頃は夏休みになると必ず村上に行き、瀬波の海岸で海水浴をしたことなど、とりとめのないことを書いてお知らせした。その後、先生が御郷里に帰省された際にも、わざわざ越後の銘酒などの御恵贈に与った。先生とは同じ越後の出身であり、年齢も近いということで、気脈相通するものがあったが、遂に拝眉の機会を得ぬうちに長逝されたことは痛恨の極みであった。

先生は警察史だけではなく、歴史一般についても造詣が深く、とりわけ歴史上の疑問点の発見や問題提起の重要性については、よく認識しておられたことから（「読書偶感」『警察公論』第 38 卷第 8 号〔前輯 185～187 頁に再録。〕参照。）、ここに御出身地とゆかりのある新発田藩に関する問題を取り上げて、先生を偲ぶ一文としたい。

2

実をいうと、私の生まれ育った長岡では、新発田人の評判は必ずしも良いものではなかった。その原因は今から凡そ 150 年前の戊辰戦争に遡る。この戦争で長岡は新発田に裏切られたというのである。新発田人は信用できないというのが、私の幼少の頃、よく耳にした話であった。

私が昭和 19 年 4 月、旧制長岡中学に入学した時、講堂の向かって左側の壁には河井継之助、右側の壁には山本五十六の肖像画が掲げられていた。共に 50 号大の油絵であり、長

1

岡出身の高村眞夫画伯の揮毫による力作である。河井の肖像画は安政 6 年 (1859)、長崎で写されたガラス撮り写真の複製が原拠であって、書斎に坐している河井を描いたものである。床には河井の経学の師、山田方谷の筆跡を模した書幅が懸けられ、床の右側には河井の愛読した李忠定公、陸宣公全集を収めた本箱があり、外国製の元込銃が床に立てかけられている。山本の肖像画は地球儀を前にして立つ白い海軍の制服姿であって、恐らく旗艦長門の司令長官室の山本を描いたものであろう。当時の長岡中学にあっては、この二人は共に崇敬の的であり、生徒にとって将来、目指すべき理想の人間像であった。

それでは当時、私が教育を受けた河井の人間像とは、一体どのようなものであったか。それは、慶応 4 年 (1868) 5 月 2 日、小千谷、慈眼寺の新政府軍々監、岩村精一郎との会談において、弱冠 23 歳の岩村によって、持参した嘆願書を披見されることなく、一方的に総督府への取次を拒否され、やむを得ず開戦に追い込まれた悲劇の家老というものであった。即ち小千谷会談には、勝はいたが、西郷がいなかったことが北越の惨劇を生んだというのである。なお、この河井観は明治 42 年 (1909) に公刊された今泉鐸次郎の『河井継之助伝』の影響する処が大きい。

5 月 19 日、長岡城は落城するが、中越の戦線は拡張し、両軍睨み合う膠着状態が続いた。7 月 25 日、長岡勢は乾坤一擲、河井の指揮の下、深夜八丁沖を渡って奇襲攻撃を敢行し、遂に長岡城を奪還した。しかし、この激戦中に河井は重傷を負い、間もなく新政府軍の反攻により 29 日、再び長岡城は落城した。これを機に形勢は一変して、8 月初めには越後地方は、ほぼ新政府軍によって平定されることになる。

実は、この長岡城奪回の激戦中、重大な事件が発生していたのである。それは、長岡勢が死力を尽して長岡城を回復した当日、新政府軍千余人が海路より松ヶ崎に上陸し、新潟に迫りつつあるというのである。しかも、それを先導したのが、何と奥羽越列藩と盟約を結んだ新発田藩というのであるから、この飛報を聞いた長岡勢がびっくり仰天、意氣阻喪したことはいう迄もない。事実、新政府軍の作戦参謀をつとめた山県有朋は後日談として、新政府軍が長岡城を再度回復することができたのは、海路進発の我が軍が松ヶ崎に上陸し、敵の背面を衝いたことが主因であり、それに河井が重傷で斃れたことも与って力あったと語っている (今泉前掲書 563 頁)。そうすると、長岡勢からすれば苦心惨憺、激戦の末、漸く奪回した長岡城が再度落城したのは、信頼して下越の守備を一任した新発田藩が盟約を破って新政府軍に投降し、その先達となって彼等を迎えたからだということになる。私が少年時代に聞いた新発田人に対する風評の淵源は、まさにそこにあったといえよう。

ここで視点を変えて、新発田藩の法文化ともいべきものを眺めてみよう。同藩は慶長 3 年 (1598)、溝口氏の入部以来、凡そ 270 年間、転封されることなく、維新の廢藩に至るまで溝口氏による領知が続いた (幕末の知行高は 10 万石)。第 8 代藩主の直養 (1736~1797) は藩政改革を行い、「新令」、「新律」を制定するなど各種法令の整備に努めた。中でも唐明律、公事方御定書下巻を折衷した体系的な刑法典「新律」218 個条が有名である (天明 3 年、1783 年制定)。この法典は郡奉行、寺社奉行、町奉行に各 1 冊宛下付され、その

一部は書付として版行し、それを領内に頒布したというから、秘密法典ではなかった。なお、「新律」には「新律取扱之覚」35個条が附属しているが、この法令は、今日でいう刑法総則に相当するものであって、そこには親族及び主従関係に基づく犯人蔵匿の免責・減輕、老小・障礙者に対する刑事責任の免除・減輕、老小に対する拷問の禁止、懷妊婦人に対する刑罰・拷問の執行の延期、自首免刑の条件と制限、併合罪における吸收主義の原則、死刑執行の時期等が定められている。それらの規定は、何れも唐明律を参照して立法されたものであるが、中国律をよく咀嚼摂取して、いわばその長所を自家薬籠中のものとしている。

「新律」施行後、凡そ15年を経た寛政12年（1800）、更に「徒罪規定書」20個条が制定された。これは、「新律」の刑罰の中、「御領分拂」（領分外への追放刑）相当のものを、その罪状によって、杖刑を併科した徒罪5等に分けて牢内に収容し、労働に従事させるという法令である。幕府の人足寄場の影響を受けたものではあるが、すでに先学によって我が国における自由刑の濫觴として高く評価されている。特記すべきは受刑者に対する処遇であって、例えば入浴は5月から7月までの3ヶ月は毎日、8月より4月までは1ヶ月に10度であり、大暑や極寒の季節にも夫々手当が施されている。紙幅の関係から詳細は割愛するが、藩当局による行き届いた配慮が注目される（以上、京都大学日本法史研究会編『藩法史料集成』所収の「新発田藩」等参照）。

それでは長岡藩の場合はどうか。長岡藩もまた新発田藩同様、元和4年（1618）、牧野氏が入部して以来、全く転封されることなく凡そ250年間、牧野氏による支配が続いた（知行高7万4千石）。しかし長岡藩では、新発田藩のような法典編纂や大規模な法令の整備などはなかったようである。長岡藩が人足寄場を設けたのは幕末であって、慶応2年（1866）12月、当時郡奉行であった河井によって創始された。河井は追放刑に相当する犯罪者を寄場に収容して労役を科し、その感化に努めた。また民間に公布した体系的な法令としては、維新を迎えた明治3年（1870）正月、大藩事小林虎三郎が明律及び公事方御定書下巻を参照して起草した「民間禁令」61個条が最初であろう。

上述したように新発田藩では、「新律」の如きその体系的な法典は18世紀末には制定されており、その一部は、すでに領内にも頒布されていた。長岡藩にあっては、法を公示して、その周知徹底せしむべきことが説かれたのは、漸く明治になってからであり、前記小林の「民間禁令」の「序」を以て、その嚆矢とする。新発田は外様大名であり、長岡は譜代大名であるから、これを単純に比較することはできないが、法の整備、法の開示、犯罪者の矯正、社会復帰などの面では、長岡は新発田に遅れること凡そ一世紀に近いといわざるを得ない。

以上述べた新発田藩の法制を仔細に見ていくと、そこには領民に対する細やかな配慮が所々に窺われる。そのような同藩における伝統的な法意識や法思考が北越戊辰戦争時における同藩の行動と関係するのか、しないのか、もし関係するとすれば、それはどのように関係するのか、今後検討する必要があろう。

長岡勢が激闘の末、漸く一矢を報いた長岡城の奪回も、実は大きな犠牲の上に為されたものであった。初度の長岡落城の際には、民家凡そ千五百軒、家中・足軽屋敷凡そ千軒が焼失したといわれるが、長岡城奪回作戦では更に多くの死傷者を生み、また近在の村落は壊滅的な損害を蒙った。しかも民家の焼失の殆どは長岡勢の作戦上の放火によるものであった。河井の実妹、牧野安子の懐旧談によれば、河井がつまらぬ戦争をしたばかりに、藩のものが、こんな辛い思いをしなければならぬという人が沢山おり、河井の罪名消滅後（明治 22 年の憲法発布の大赦令による）、栄涼寺に建てた墓も損壊されることが二度も三度もあったという（今泉前掲書 625 頁）。政治は結果だといわれている。領民の立場からすれば、とりわけ長岡勢による再度の長岡城攻撃は、むしろ回避して欲しかったというのが本音ではなかったか。

確かに武士道を重んじて盟約を守り、身命を賭して戦った長岡藩士の立場からすれば、新発田藩の行動は「裏切」「卑劣」ということになろう。また福澤諭吉の「瘦我慢の説」という考え方もある。しかしながら新発田藩の行動も、これを立場を変えて眺むれば、また違った評価が与えられるのではなかろうか。今後、考究すべき課題の一つであろう。

（執筆者紹介）

小林 宏（こばやし ひろし）

昭和 6 年 新潟県長岡市に出生、同 32 年 京都大学文学部史学科国史学専攻卒業、同 41 年 京都大学大学院法学研究科博士課程修了、法学博士、現在 國學院大學名譽教授、専攻 日本法制史、主要著書『日本における立法と法解釈の史的研究』全三巻（第 1巻古代・中世、第 2巻近世、第 3巻近代）（汲古書院、平成 21 年刊）その他

小林先生はかつて本誌第 4 号（通巻第 33 号、平成 29 〈2017〉年 7 月 1 日刊）に「「三間正弘は軽薄なる男子にあらず」—明治警察史の一齣—」を寄せられたが、その後同稿を大幅に改訂増補した同名の「「三間正弘は軽薄なる男子にあらず」—明治警察史の一齣—」『長岡郷土史』第 55 号（平成 30 〈2018〉年 5 月刊）を公表されておられる。

[初出: 『大警視だより』続刊第 11 号（加藤晶会長追悼号IV、通巻第 40 号、令和 3 〈2021〉年 1 月 1 日刊）]

【特別寄稿】

郷土史研究とは何か

國學院大學名誉教授 小林 宏

郷土史研究とは何か。郷土史とは郷土の先人たちが経験して来た物語です。郷土史研究とは、その物語の語り手になることです。私たちは、その語り手になることによって、郷土の先人たちの生々しい息吹きに直接ふれることができて、これから生きて行く為の生き方に多くの知恵が与えられます。まさに郷土史研究は、私たちの生きて行く原点ともいえるでしょう。次に私たちが郷土史を学ぶことは、自分の生まれ育った地域の歴史を知ることによって、更にそれに関連する日本や世界の歴史を学ぶ機会に繋がります。それは日本史全体、世界史全体という広い視野から郷土史を眺めることであって、いわば郷土史と日本史・世界史との対話です。このように考えると、郷土史とは歴史研究の出発点でもあり、また帰着点でもあるといえるでしょう。

ここで私自身の歴史研究について、若干回顧したいと思います。私は令和二年五月には満八十九歳を迎えるから、自分自身のことについて語ることもお許し頂けるでしょう。私の処女論文も越後上杉氏の領国制に関する研究でありました。肺を病んだ為、学部・大学院を通じて十六年間、大学に在籍した後、上京して法制史の大家、瀧川政次郎に師事し、唐の律疏、日本の律令、その注釈書等を中心に中世の御成敗式目、伊達家塵芥集、近世の公事方御定書、熊本藩御刑法草書、明治初期の新律綱領、改定律例、明治皇室典範等の法典編纂について学びました。しかし一方では郷士の歴史も忘れ難く、その幕末維新史では小林虎三郎、三島億二郎、渡辺廉吉、城泉太郎、三間正弘等の思想や行動に興味をもち、その人間像を調べて行くうちに、これらの先人たちは日本のみならず、世界に対しても誇るべき人材であると確信致しました。また郷土の生活文化の中には、食生活を始めとして、様々な上方文化の濃厚な影響が今なお存在していることにも驚きました。北前船の活躍が目に見えるように思われました。

さて、郷土の大先輩である伊東多三郎先生 [1909~1984] には、『国学者の道』という古典的名著があります。この書は天保八年（1837）六月一日、窮民救済の為、桑名藩の柏崎陣屋を襲撃した国学者、生田萬の評伝であって、先生若き日の労作です。先生もまた、その歴史研究は郷土史研究から出発されました。私も最近、生田萬について関心をもち、田中洋史、加藤由美子両氏の協力を得て、目下その裁判資料を調査しているところです。伊東先生には、私事にわたりますが、結婚式に御来駕下さり、祝辞を賜わりました。先生御存命ならば私の生田萬研究について、どのような御批評を頂いたでしょうか。

人生のたそがれ時にあって、やり残した仕事は山のようにあり、もはや如何とも為し難く感じております。私の歴史研究も、どうやら郷土史研究に始まって、郷土史研究に終るようと思われます。

[初出: 『長岡郷土史』第 57 号 (長岡郷土史研究会、令和 2 〈2020〉年 5 月刊)。本稿は、小林先生の御厚意で本輯にも再録させていただけました。謹んで厚く御礼申し上げます。]

(附記)

本稿にいわれる先生の「処女論文」とは、「中使考一越後上杉氏領国制の一考察」『法学論叢』第 69 卷第 4 号 (昭和 36 年 7 月刊。再録: 阿部洋輔編『戦国大名論集 9 上杉氏の研究』(吉川弘文館、昭和 59 年 12 月刊)) です。この他、『長岡郷土史』の創刊号に「栖吉城について (1)」『長岡郷土史』創刊号 (長岡郷土史研究会、昭和 35 年 9 月刊) を寄稿されておられます。また、小林先生は生田萬 (1801~1839) や桑名藩治下の柏崎について多くの御講演、御報告をされておられますが、関係御論説には例えば下記の諸稿があります。御参照願い上げます。

- ・「柏崎騒動管見—「生田萬の落し文」によせて—」『國學院法學』第 51 卷第 4 号 (通巻第 201 号、横山實教授退職記念号、平成 26 〈2014〉年 3 月 10 日刊) 1~32 頁
- ・「生田萬小見一決断と行動の思想的背景について—」『國學院法學』第 52 卷第 4 号 (水谷三公教授退職記念号、平成 27 〈2015〉年 3 月 10 日刊) 23~56 頁
- ・「桑名藩柏崎学問所の教育について—「柏崎日記」による考察—」『國學院法學』第 57 卷第 2 号 (令和元 〈2019〉年 9 月 10 日刊) 1~39 頁
- ・「生田萬事件の裁判をめぐる一構想」『國學院法學』第 58 卷第 3 号 (令和 2 〈2020〉年 12 月 10 日刊) 1~59 頁

もう一つの戊辰北越戦争

原案 川路利永（大警視川路利良研鑽会名誉会長）
補筆 佐藤雅志（新潟日報社 OB）

越後長岡を主戦場として戦われた苛烈極まりない戊辰北越戦争は、奥羽越列藩同盟軍と新政府軍の間に多くの戦死者を出しました。慶応4年（1868年）8月12日、河井継之助の死亡により戊辰北越戦争は新政府軍の勝利に終わりますが、越後各所において奥羽越列藩同盟軍と新政府軍との戦闘が行われていたことは割と知られていないようです。昨年[平成25（2013）年]10月の新潟旅行で知り得た新潟周辺での戦いや岩船郡関川村での戦いについて簡単に御紹介したいと思います。

河井継之助の奥羽越列藩同盟軍が奇襲作戦で長岡城を再び奪還した明治元年（1868年）7月25日、軍艦春日で大総督有栖川宮と参謀西郷隆盛率いる水軍三十船団が新潟市の松ヶ崎に上陸しました。新潟市周辺の戦いは26日から29日の4日間で終結しますが、新政府軍は、今は住宅地になっている小高い新潟市の金鉢山（かなばちやま）という所に本営を置き、奥羽越列藩同盟と激しい戦いを繰り広げました。戊辰戦争から90余年の昭和30年頃、金鉢山を公園化する際、再葬されたと見られる新政府軍兵士の土葬と思われる遺体の入った壺が多く発見され人骨や刀剣等の遺品が多数出土したそうです。金鉢山近くの新潟高校の前に、猫の額程の戊辰公園があり、そこに奥羽越列藩同盟軍、新潟守備隊長の米沢藩家老色部長門記念碑が建っています。近くの念佛寺には色部以下米沢藩兵士らを近郷の関谷本村の村民が手厚く葬ったとされる碑も残っています。

新潟市内では新政府軍（薩摩、高鍋、長州等）と奥羽越列藩同盟軍（米沢、会津、庄内、桑名など）が戦い、双方に多くの死傷者が出来ました。明治の頃、新政府軍の戦死者の墓碑は、新潟招魂社に祀られていたが、その後、新潟市の「護国神社」に移設、現在は『戊辰戦争殉難者墓苑』として、東軍の共同慰靈碑と共に祀られています。この辺りは日本海に近く、夕日が日本海と佐渡に落ちるのが見える絶景の場所で、「うみはあらうみ、むこうは佐渡よ・・・」と詠んだ北原白秋や新潟出身の坂口安吾の歌碑もあります。

さて新潟市内から日本海を国道7号線に沿って北上、村上で国道113号線に入り、関川村に向かいます。関川村は新潟市内から約60キロ、奥羽越列藩同盟軍と新政府軍が戦った榎峠や新政府軍の司令部が置かれた大庄屋・渡辺家があるところです。関川村の歴史は興味深い話がたくさんあります。攘夷か開国か揺れ動いていた中で起こった桜田門外の変。その首謀者で水戸藩士、関鉄之助が幕府の追手を逃れ、最後にたどり着いたところが、関川村なのです。鉄之助は同地の湯沢（ゆざわ）温泉・泉田屋に逗留中に捕縛され、江戸伝馬町に押送の上斬首されますが、同村高瀬温泉の一角には、鉄之助を偲び、そのことを後世に伝えようと昭和の初期、地元有力者により建てられた「関鉄之助潜匿記念碑」が残されています。

慶応2年（1866年）のある日、関川村の渡辺家に豊洲と名乗る人物が訪れます。「自分は薩摩国の出身、目下諸国を旅しながら、勉学途上の画家である。精魂込めて描くので多

少にかかわらず御用命願いたい。」と。対応した渡辺家九代当主は招き入れて旧知のようにもてなし、豊洲は渡辺家に寄宿し、立派な作品を渡辺家に残しました。

地元の本間重治氏の資料によれば、「豊洲は実は薩摩藩士で本名は安藤快輔といい、幼少にして気鋭、剣を良くし、画技も巧みで、王政復古の大義を理解し、坂本龍馬等志士と通じ、国事に奔走。小松帯刀、その気概を愛し、三条実美にすすめて懐刀たらしむ・・・。慶応三年没享年二十八歳没」とあります。豊洲は戊辰北越戦争の前年に関川村に来てつぶさに地形、地物、人物等を調査報告する密偵であり、北陸、東北における戦闘を有利に導くために努力していたというのです。維新の大業を前に、遙か関川村でこのような薩摩人がいたというのも興味をそそります。

慶応4年（1868年）8月10日、薩摩、長州、土佐部隊は関川村に向かって進出、各所で米沢・村上両藩は防戦に努めましたが、敗退します。政府軍は、米沢方面隊長の安芸国広島藩士寺本栄之助、参謀土佐藩士深尾三九郎、参謀薩摩藩士村田勇右衛門という顔ぶれでした。のちの村田経芳（むらたつねよし）は鳥羽伏見の戦いから戊辰戦争で活躍し西郷隆盛から高い評価を得て、のちに日本最初の国産銃十三式村田銃を開発したその人です。

渡辺家の柱に今もはつきり残る刀傷があります。戦勝に酔った新政府軍の誰かが立ちを抜いて乱舞し切りつけたと伝わっているものです。新政府軍が村に近づいてくるころ渡辺家の番頭斎藤善作は村はずれに新政府軍を単身出迎え、丁重に渡辺家に迎え入れたそうです。意気に感じた村田参謀が請われるままに書いた後続部隊が村で狼藉を働いてはならぬ旨の証文が掛け軸として現在村に保存されています。関川村の新政府軍に対する対応が友好的であったため渡辺家逗留が新しい時代に向かう同村の新しい縁にもなったようです。

関川村の最後とも言える戦いが榎崎周辺で繰り広げられますが、米沢・村上両藩の敗色は濃く、新政府軍の羽越国境突破近しという事態は迫ってきました。米沢藩と親類関係にある広島・土佐両藩は無益な抵抗を止め速やかに降伏するよう事前策を練っていました。

8月20日広島藩士隊長寺本栄之助は上関村（現関川村）の渡辺利左衛門を起用し米沢藩の降伏勧告の密書を携行させ、関川村・大里崎の米沢藩大隊長長尾権四郎にその密書を手渡すことに成功しました。最終的に密書は米沢藩主上杉斉憲に届けられ、8月28日軍議が開かれました。参加した新政府軍の面々は先の4人の参謀に加え、薩摩藩士・松山甫春・河上直助、広島藩士・岡部留之助、長州藩士・井上元太郎・白井宗次郎、土佐藩士・栗原主計、岩国藩士・有村喜兵衛の11人。ここに奥羽越列藩同盟軍米沢藩士・斎藤主計・黒井小源太が入り講和が成立しました。

〔初出：『大警視だより』第21号（鹿児島市、平成26年10月13日刊）。後に松井幹郎編『大警視だより』第1集（会報No.1～No.27。大警視川路利良研鑽会、平成27年10月13日刊）116～118頁に再録。本「もう一つの戊辰北越戦争」は、本輯49頁以下所収の川路名譽会長「越後だより三題」中「『越後だより』（河井継之助）一薩摩の血が流れる私が河井継之助に心惹かれるのはなぜだろうかー」に付いていたものであるが、本輯再録に際しここに収録させていただいたことをお断りしておく。〕

【特別寄稿】

もう一つの『坂の上の雲』
—南部・伊達両藩の 6 人の青年たち—

一般財団法人新渡戸基金理事長 藤井 茂

〔目 次〕

はじめに	9
1 賊軍の悲哀	9
2 その後の 6 人の道のり	10
3 もう一つの『坂の上の雲』	12

はじめに

明治以降の岩手県人を調べて思うのは、明治 4 (1871) 年と 5 (1872) 年に上京した 6 人の青年たちが大正半ば、揃いもそろって日本の枢要な地位についていることである。約半世紀後の大正 9 (1920) 年の 6 人の地位を示してみたい。

明治 4 年に上京した 4 人を、上京順に出身地と地位とを記す。

1 月に上京した花巻の佐藤昌介 (1856~1939) は北海道帝国大学初代総長に、2 月に向かった水沢 (現奥州市) の後藤新平 (1857~1929) は東京市長 (拓殖大学学長兼務) に、8 月に発った盛岡の新渡戸稻造 (1862~1933) は国際連盟事務次長 (東京女子大学学長兼務) に、12 月に発った盛岡の原敬 (1856~1921) は首相になっていた。

ついで、明治 5 年の 2 人も上京順に出身地と地位とを記す。

5 月に水沢から上京した斎藤実 (1858~1936) は朝鮮総督に、7 月に発った二戸の田中館愛橋 (1856~1952) は東京帝国大学理科学院 (現東京大学理学部) 名誉教授という地位だった。

奇しくもこの 2 年間に上京した 6 人が揃って大正半ば、このように日本を牛耳る地位に上りつめたのである。

1 賊軍の悲哀

彼ら 6 人を突き動かしたものやその背景などを探ってみたい。

主な原因は、戊辰戦争の時、南部藩や伊達藩が幕府軍に味方して敗北、つまり賊軍になったことだった。南部藩筆頭家老・檜山佐渡の決断で幕府側に与したのだが、敗れた結果、一切の責任を檜山がとり、明治 2 (1869) 年 6 月、盛岡の報恩寺で刎首された。このこと

が、賊軍となった旧南部藩の士族（いわゆる天保の老人）たちばかりではなく、多くの若者（いわゆる明治の青年）たちの心に火をつけ、むしろ鼓舞する誘因になった。

それをわずか 6 歳で経験した新渡戸稻造は、『幼き日の思い出』に次のように記している。

「私は、故郷の町が降伏した時をよく覚えている。私たちは深い屈辱を覚えた。いきり立った人々は反撃に出ようと騒いだ…私の身内の者は皆この敗北に深く心を痛めた。一叔父は特にそうであった」

この叔父こそ、父亡き後の少年稻造を育てた太田時敏という旧南部藩士だった。新渡戸は 5 歳で父に死なれ、その後、叔父太田時敏の養子になるが、その太田が藩士時代、ひとり親しくしていたのが檜山佐渡だった。その檜山が責任を負って吻首と決まった時、官軍からその介錯を命じられたのが、皮肉にも太田その人だった。勿論、斬れるはずもなく、太田は東京へ出奔してしまう。内心、憤懣やるかたなかつたはずで、だからこそ上京して養子となった幼き稻造に、「学問をして偉くなつて、お前らこそ新政府を倒さなければならぬのだ」と毎日のように新政府に対する不満をぶつけ、洗脳したのである。

一方で、明治 3（1970）年に再開された盛岡の藩校作人館でも一人、そんな旧南部藩士がいた。小田為綱という教授だが、授業のたびごとに南部藩の敗北に触れ、「薩長の新政府はマヤカシだ。いずれ、お前らが政府を牛耳って新しい世の中にしなければならない」と、机を叩きつつ激励してやまなかった。旧南部藩の青年たち（ここでは佐藤昌介、原敬、田中館愛橘たち）は皆、その悲哀と悔しさ、憤怒などを胸に秘めて上京することになる。彼らが目指したものは、例外なく政治家だった。

なかでも原敬はその後「一山」と号したが、それは「白河以北一山百文」という東北への蔑称から採ったものだった。他人へ揮毫するたびに、いつも思い出して自己を鼓舞するため、侮蔑の言葉をこそ自分の号にしたのである。原敬の覚悟がうかがわれる逸話といえる。

2 その後の 6 人の道のり

上京した頃の人間関係だが、佐藤昌介と原敬、田中館愛橘らは藩校作人館で一緒に学んだ親友だったものの、新渡戸稻造はそうではなかった。まだ藩校に入る年齢ではなかったので、自宅近くの寺子屋で学んでいた。

水沢の 2 人は竹馬の友であったが、まだ盛岡の青年たちとは全く交渉がなかった。

このように、県人も最初の頃は出身地が異なるので足並みはそろっていなかったが、明治 10 年代から、南部同郷会や岩手学生会などを立ち上げ、定期的に安い料亭に集い情報交換し、結束を固めあった。こうして、お互い切磋琢磨して協力し合い、各々が次第に地位を高めていくにつれて、6 人が 6 人とも親しい間柄になっていった。

最初に東京に向かった佐藤昌介は、東京英語学校から北の大地にある札幌農学校（現北海道大学）に入り、あのクラーク博士から教わって（1 期生）深く信頼された。そこからアメリカのジョンズ・ホプキンス大学に留学したが、渡米前に既に結婚していたので、日本に残すことになる妻と娘のため、そのころ既に新聞社勤務だった原敬に「アメリカ通信」

を送り、妻にその原稿料が入るよう配慮している。

アメリカから帰国したあと、母校札幌農学校教授、校長、東北帝国大学農科大学学長をへて、ついに大正7(1918)年4月、北海道帝国大学に昇格させ初代総長となる。この間、新渡戸稻造を導いて、札幌農学校教授への道筋をつけていた。「北大の父」ともいわれ、彼の尽力がなければ現在の北海道大学は到底実現しなかったが、その裏で竹馬の友で既に政友会総裁だった原敬の力添えがあったことは、あまり知られていない。

佐藤昌介が上京した翌2月に郷里水沢を出発した後藤新平は、福島の須賀川医学校を卒業後、愛知病院院長と愛知医学校校長を兼務していた明治15(1882)年4月、自由党党首・板垣退助が岐阜で負傷したのを聞いて往診し認められ、ドイツ留学後、内務省衛生局長に抜擢。しかし、相馬事件に連座し半年余り入獄したあと、衛生局長に復帰。児玉源太郎総督のもと台湾総督府民政長官のとき同郷の新渡戸稻造を採用し、台湾農業を一気に軌道に乗せた。

その後、満鉄総裁や内務大臣をへて大正7年4月、寺内内閣の外務大臣となる。こののち拓殖大学学長や東京市長、関東大震災後の帝都復興院総裁、NHK初代会長などを歴任したが、この間の大正8(1919)年3月、新渡戸稻造を誘って欧米視察に出向いたとき、国際連盟事務次長の話が持ち上がり、新渡戸を説き伏せて実現させている。

その新渡戸稻造だが、上京したあと東京英語学校に学び、佐藤昌介に導かれるようにして札幌農学校に進み(2期生)、卒業後、開拓使御用掛をへて東京大学に学んだあと米・独に留学して帰国し、母校札幌農学校教授となる。この間の誘導は、すべて佐藤昌介だった。

それから6年後、働きすぎで札幌農学校を休職した新渡戸はアメリカで静養中、英文『武士道』を出版したが、そのころ同郷の先輩・後藤新平に勧誘され台湾総督府に勤務する。そこで糖業を盛んにし台湾農業を隆盛にしたあと、またも後藤の尽力で京都帝国大学教授、第一高等学校校長(東京帝国大学教授を兼務)をへて大正7年4月、東京女子大学学長に就任する。

後藤新平の力添えはまだ続く。東京女子大学の学長になって1年もたたないうちに、新渡戸を誘って第一次大戦後の欧米視察の旅に出るが、パリに到着したとき、ベルサイユ講和会議に出席していた日本全権団(代表は西園寺公望)につかまり、強力に説得されて、そのまま国際連盟事務次長につく。これらすべての背後に後藤新平の後押しがあった。こう見えてくると、新渡戸の後半生は後藤新平に導かれたといってもいい。

原敬は上京後、いくつかの学校を経験したあと新聞社に勤務する。井上毅と知り合い外務省に勤めてから伊藤博文に認められ、陸奥宗光のもとで外務次官となるも、大阪毎日新聞社社長の後、政友会総裁となり大正7年9月、ついに首相の座につく。3年後の大正10(1921)年11月4日、東京駅で暗殺されたが、郷土人思いの平民宰相だった。

斎藤実は上京後、海軍兵学寮を卒業したあと、なぜか薩摩の連中に可愛がられ、異例の抜擢を受けて海軍次官になるなど、とんとん拍子に出世し、海軍大将をへて大正8(1919)年8月、朝鮮総督となつた。周知のように後藤新平とは竹馬の友だったし、新渡戸稻造とも親しい間柄だった。

田中館愛橘は上京後、東京大学理学部に進み、地磁気、地震、重力、航空などあらゆる面で日本物理学の礎を築き、斯界の草分けとなり重鎮ともなつた。欧米各国での国際会議

などに日本人で一番多く出席し、ローマ字運動にも尽力した人である。大正 6 (1917) 年 6 月には潔く 25 年で退職し、東京大学名誉教授になった。新渡戸稻造とは東京英語学校時代から知り合い、会えばいつもズーズー弁で語り合った生涯の心友だった。

このように、血のにじむような毎日の努力を背後に秘めつつ彼ら 6 人のつかみ取った半世紀後の地位を見ると、あらためて明治の岩手県人の底力を感じないわけにはゆかない。

3 もう一つの『坂の上の雲』

こうしてみると、最終的にぶれることなく政治家に突き進んだのは原敬一人だった。その他は上京後、それぞれ感得することがあって違う方面に向かったが、各自が最終的には立派に所を得たといえる。

興味深いのは、彼ら 6 人がこの地位を得たのは、同郷の先輩たちのコネではなく、お互の実力で勝ち得たことだった。南部藩と伊達藩の青年たちが、明治初期に持った悲哀の精神や負けじ魂を忘れず、各自がそれぞれ各所で努力していったからこそその地位だった。

ここまで書いてきて自然に頭に浮かぶのは、司馬遼太郎の『坂の上の雲』である。この小説は、四国松山出身の秋山好古・真之兄弟を中心に、正岡子規やその他の青年たちが明治の東京で躍動する、いわば四国から上京した男たちの明治の青春物語である。

しかし、そうであるならば、岩手だって決して引けをとらない。前述したことからも分かるように、南部藩や伊達藩出身の 6 人の足跡を示すだけで一目瞭然であろう。おそらく、良い書き手を得れば、もう一つの『坂の上の雲』が生まれるはずで、大評判をとる読物（または NHK の大河ドラマ）になるだけの素材は十分にある。上京した 6 人の青年たちの、その後の頑張りとお互いの友情を知るに付けても、もう一つの『坂の上の雲』が待望される。

(執筆者紹介)

藤井 茂 (ふじい しげる)

昭和 24 (1949) 年 6 月、秋田県大館市出身。盛岡タイムス社に勤務後、財団法人新渡戸基金に勤務し、現在理事長。そのほか新渡戸稻造会会長、米内光政会会長など。

著書に『菊池寿人の生涯』、『山屋他人ーある海軍大将の生涯』、『野村胡堂・あらえびす小伝』(執筆編集)、『森本厚吉 新渡戸稻造の愛弟子』、『北大の父 佐藤昌介ー北の大地に魅せられた男』、『新渡戸稻造 75 話』、『続新渡戸稻造 75 話』、『新渡戸稻造事典』(共著)、『新渡戸稻造の至言』(共著)、『一代の出版人 増田義一伝』、『いわて人物夜話』など多数。

[初出:『大警視だより』続刊第 11 号 (加藤晶会長追悼号IV、通巻第 40 号、令和 3 〈2021〉年 1 月 1 日刊)。藤井先生の同誌御寄稿に当たっては、岩手県と御縁が深い一般財団法人台湾協会元理事長 (現顧問) 齋藤毅氏の御高配を賜った。藤井先生、齋藤顧問様に厚く御礼申し上げます。]

第1篇 川路大警視研究

川路利良大警視の真実
—（附）武藤誠先生略年譜及び川路大警視研究関係著作目録抄—

元警察大学校長 武藤 誠

〔目 次〕

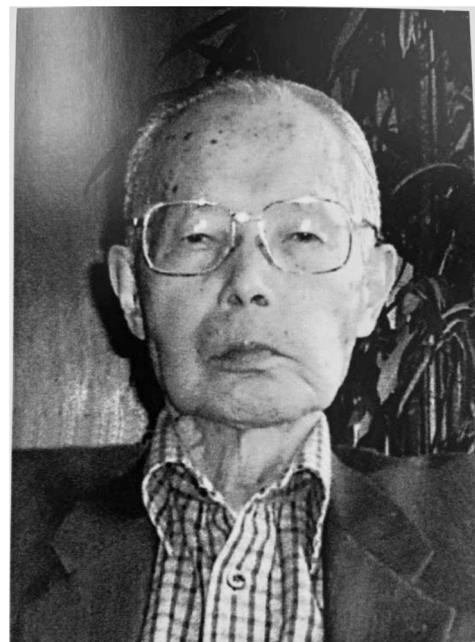
はしがき	13
(附) 武藤誠先生略年譜及び川路大警視研究関係著作目録抄	14
1 略年譜	14
2 川路大警視研究関係著作目録抄	15
(1) 著書	15
(2) 川路大警視研究関係論説その他	15
(参考) 武藤誠先生追悼記事	22
川路利良大警視の真実（再録）	23

はしがき

周知のように、武藤誠先生（1922～2013）は我が警察史研究に多大の御業績を残されたが、その全容については、先に加藤晶元部会長御指導の下警察政策学会警察史研究部会編『武藤誠先生略年譜・著作目録』（警察政策学会資料・別刷、平成26（2014）年11月7日刊）、その後御廣瀬權現部会長お導きの下「武藤誠氏著作目録」警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、令和元（2019）年10月1日刊。165～204頁）として、二回にわたり取りまとめたところである。

武藤先生は、一連の警察史研究の中で大警視川路利良（1834～1879）の研究については特に力を注がれ、名著『明治の炎—『警察手眼』の世界』（啓正社、昭和62年8月10日刊）は、今尚この方面の貴重な指南書である。

先生は、このほか、諸雑誌に川路大警視関係の数多の論稿を公表されたが、その中で注目すべきものに、「川路利良大警視の真実」『季刊現代警察』第26巻第4号（通巻第90号、平成12年7月25日刊）がある。これが、先般同誌第44巻第4号（通巻第



武藤 誠先生
平成22(2010)年3月5日(金)於東京・丸の内・日本俱楽部

162号、令和2年9月10日刊)に再掲され、またまた大きな反響を呼んだところである。ちなみに、先生がかつて長きにわたって御健筆をふるわれた同誌も令和3(2021)年2月刊行号(通巻第163号、令和3年2月18日刊)をもって終刊となった。寔に感慨深いことと言わざるを得ない。ちなみに、これまた先生の御論説類の多くを掲載の『月刊警察』(東京法令、誌名変遷過程:『月刊警察』A5判 昭和58〈1983〉年10月号創刊〈第1号〉~平成8〈1996〉年9月号〈第156号〉⇒『月刊警察 Valiant』B5判 平成8〈1996〉年10月号〈第157号〉~平成20〈2008〉年2月号〈第293号〉⇒『月刊警察』A5判 平成20〈2008〉年3月号〈第294号〉~令和2〈2020〉年4月号〈第439号〉)も、去る令和2(2020)年4月号でもって休刊との由である。既に平成24(2012)年5月号で停刊となつた『警察時報』(警察時報社)に続き、警察界に長く大きな影響を与えてきたこの二つの警察月刊雑誌の雄が、時世とはいえここ一年の内に消え去りしことに、寔に寂しきものがある。

これを受け、本輯にも同稿を収載させていただきたく、過般武藤先生御令室武藤都喜子様及び版元の啓正社様にお願いいたしたところ、忝くも御高諾を賜った。謹んで厚く御礼申し上げます。

平成25(2013)年11月7日に武藤先生逝かれてから早くも7年余の歳月が過ぎたが、先生の私ども警察史研究部会後学の者に賜りし御学恩は寔に大きなものがある。このことを深く謝するとともに、ただただ先生の御冥福をお祈りいたすものである。

以下では、参考までに、先生の御略歴及び川路大警視研究関係に限つた御著作目録抄を記載しておくこととする。

(令和3〈2021〉年4月1日記)

(附) 武藤誠先生略年譜及び川路大警視研究関係著作目録抄

1 略年譜

(註) 詳細は前掲警察政策学会警察史研究部会編『武藤誠先生略年譜・著作目録』(警察政策学会資料・別刷、平成26年11月7日刊)所収「I 略年譜」参照。

大正11(1922)年5月20日 福岡県生まれ、福岡県中学明善校、第七高等学校造士館、海軍(軍務中に京都帝国大学経済学部入学、戦後九大に転学)を経て、昭和22(1947)年9月 九州帝国大学法文学部経済科卒業、同23(1948)年4月 国家地方警察本部(現警察庁)採用、岩手、兵庫両県警察本部長等を経て昭和54(1979)年2月2日 警察大学校長(第19代)で辞職、退官、平成25(2013)年11月7日(木) 逝去、享年91。

(参考)「第七高等学校造士館写真集」⇒「武藤誠さんのアルバム集」

⟨<https://www.sci.kagoshima-u.ac.jp/dosokai/dosokai/enkaku/7kou/shashin/index-shashin.htm>⟩ ⇒

〈https://www.sci.kagoshima-u.ac.jp/dosokai/dosokai/enkaku/7kou/1940s/1941/mutou_makoto-album/index-muto_album.htm〉

2 川路大警視研究関係著作目録抄

(註) 本目録抄は、前掲警察政策学会警察史研究部会編『武藤誠先生略年譜・著作目録』(警察政策学会資料・別刷、平成 26 〈2014〉年 11 月 7 日刊) 及び「武藤誠氏著作目録」警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』(警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、令和元 〈2019〉年 10 月 1 日刊。165~204 頁) から抜粋したものである。全容については、これら両目録そのものを御参照願います。

(1) 著書

昭和 49 (1974) 年

- ・警察百年記念と鹿児島 (鹿児島県警察協会〈編集 鹿児島県警察本部教養課〉、昭和 49 年 10 月 31 日刊) (平成 26 年 1 月 21 日大警視川路利良研鑽会事務局長松井幹郎先生教示)

昭和 62 (1987) 年

- ・明治の炎—『警察手眼』の世界 (啓正社、昭和 62 年 8 月 10 日刊。啓正社文庫)

(2) 川路大警視研究関係論説その他

昭和 49 (1974) 年

- ・* 鹿児島と警察 九管校 (九州管区警察学校校友会、昭和 49 年 9 月 30 日刊) 第??号第??面 (所蔵先不明で確認できず。)

昭和 50 (1975) 年

- ・明治の警察の系譜 致遠 (警察大学校学友会誌) 第 55 号 (昭和 50 年 7 月号、7 月 10 日刊) 45~49 頁
- ・西郷と大久保の手を握らせよう みなみの手帖第 13 号 (鹿児島市・みなみの手帖社〈鹿児島市下荒田 1 丁目 25 の 6、平成 15 年廃刊〉昭和 50 年 8 月 30 日刊) 23~25 頁 (当時鹿児島県警察本部長。

「この後、鹿児島では大久保利通への排斥機運緩和する。」(「武藤誠著作目録」中記述)との由。同号は鹿児島県立奄美図書館所蔵。)

昭和 54 (1979) 年

- ・我が国警察の特色・成立の経緯より 第 1 回 警察公論第34巻第1号 (昭和54年1月5日刊) 51~57頁



本邦警察の創設者 大警視 川路利良氏
(出處:山元一雄『日本警察史』(松華堂書店、昭和 9 年 5 月 24 日刊)) 口絵

（「我が国警察の特色・成立の経緯より（1）～（11・完）」警察公論第34巻第1号（昭和54年1月5日刊）～第36巻第1号（昭和56年1月5日刊）⇒『明治の炎—『警察手眼』の世界—』（啓正社、昭和62年8月10日刊、啓正社文庫）中「三 我が国警察の特徴—良いものを移入して成長—」に再録。）

昭和59（1984）年

- ・現代警察手眼その1 官員ハ公衆ノ膏血ヲ以テ買ハレタル物品ノ如シ 月刊警察第11号（第2巻第8号、昭和59年8月1日刊）4～7頁（『明治の炎—『警察手眼』の世界』（啓正社、昭和62年8月10日刊。啓正社文庫）中「二 理想と情熱—後世への訓え」は『月刊警察』¹昭和59～61年連載のものを中心まとめたものとの由。）
- ・現代警察手眼その2 一度職ヲ奉セシ以上ハ其分ニ艱而後已ヲ目的トスヘシ 月刊警察第12号（第2巻第9号、昭和59年9月1日刊）4～7頁
- ・現代警察手眼その3 人ノ不平心ハ身ヲ害シ或ハ世ノ禍トナル 月刊警察第13号（第2巻第10号、昭和59年10月1日刊）4～7頁
- ・現代警察手眼その4 警察官ハ眠ルコトナク、安坐スルコトナク、昼夜企足シテ怠ラサルヘシ 月刊警察第14号（第2巻第11号、昭和59年11月1日刊）4～7頁
- ・現代警察手眼その5 警察官ノ心ハ總テ仁愛補助ノ外ニ出テサルヘシ 月刊警察第15号（第2巻第12号、昭和59年12月1日刊）4～7頁

昭和60（1985）年

- ・現代警察手眼その6 己価ナクシテ漫リニ不適當ノ昇進ヲ好ム者ハ 自ラ其名誉ヲ汚サンコトヲ好ム者ナリ 月刊警察第16号（第3巻第1号、昭和60年1月1日刊）8～11頁
- ・現代警察手眼その7 人ノ上ニ居ルモノハ何程骨折スルモ決シテ己ノ労ヲ説クヘカラス 月刊警察第17号（第3巻第2号、昭和60年2月1日刊）4～7頁
- ・現代警察手眼その8 人ヲ警ムルノ官タル者ハ忍耐勉強ニシテ常ニ己ノ液汁ヲ公衆ニ濺カスンハアル可カラス 月刊警察第18号（第3巻第3号、昭和60年3月1日刊）4～7頁
- ・現代警察手眼その9 警察官ハ人民ノ為ニハ其依頼スル勇強ノ保護人ナリ 月刊警察第19号（第3巻第4号、昭和60年4月1日刊）4～7頁
- ・現代警察手眼その10 人ヲ正スノ官ニ在ル者ハ常ニ至大正剛ノ氣ヲ養ヒ 浩然ノ正氣ヲ以テ他ノ不良心ヲ討伐セサル可カラス 月刊警察第20号（第3巻第5号、昭和60年5月1日刊）4～7頁
- ・現代警察手眼その11 世ノ安寧ヲ護セントスル者ハ無事ノ日ニ於テ有事ノ日トシテ怠ラサルニアリ 月刊警察第21号（第3巻第6号、昭和60年6月1日刊）4～7頁
- ・現代警察手眼その12 属僚ヲ使用スル依怙偏頗ナク命意平等ナルヘシ 月刊警察第22号（第3巻第7号、昭和60年7月1日刊）4～7頁
- ・現代警察手眼その13 長上ノ命令ハ篤ク之ヲ信認シ 其代人ト為テ下官ニ達スヘシ 月刊警察第23号（第3巻第8号、昭和60年8月1日刊）4～7頁

¹ 「はしがき」と重複するが、『月刊警察』の誌名変遷過程は、次のとおりである。『月刊警察』A5判 昭和58（1983）年10月号創刊（第1号）～平成8（1996）年9月号（第156号）⇒『月刊警察 Valiant』B5判 平成8（1996）年10月号（第157号）～平成20（2008）年2月号（第293号）⇒『月刊警察』A5判 平成20（2008）年3月号（第294号）～令和2（2020）年4月号（第439号）をもって休刊、現在に至る。

- ・現代警察手眼その 14 助官ハ從順ヲ以テ長上ニ事へ事故アレハ其勞ニ服シ己カ力誉ヲ長上ニ譲リ 長上ノ難ハ己ニ任シ常ニ上官ヲ安心ノ地位ニ置カンコトヲ務ムルニアリ 月刊警察第 24 号（第 3 卷第 9 号、昭和 60 年 9 月 1 日刊）4~7 頁
- ・現代警察手眼その 15 部下ニ臨ムニハ言ヒ難キ所ヲ言ヒ為シ難キ所ヲ為シ堪ヘ難キ所ヲ堪ユルハ 兼テ任セラルルトコロノ職務ナリト心得決シテ怠ル可カラス 月刊警察第 25 号（第 3 卷第 10 号、昭和 60 年 10 月 1 日刊）4~7 頁
- ・現代警察手眼その 16 僅友ハ素ヨリ切磋琢磨ノ交義アリト雖モ 公私ノ両則ヲ犯セル以上ハ決シテ曲庇ス可カラス 月刊警察第 26 号（第 3 卷第 11 号、昭和 60 年 11 月 1 日刊）4~7 頁
- ・現代警察手眼その 17 己カ失体ハ上官ノ失体ナリ 上官ノ失体ハ己カ失体ナリト心得ヘシ 月刊警察第 27 号（第 3 卷第 12 号、昭和 60 年 12 月 1 日刊）4~7 頁

昭和 61（1986）年

- ・現代警察手眼その 18 人ヲ警ル者ハ先ツ己ニ非常ノ警アリテ人ニ及ホスヘシ 月刊警察第 28 号（第 4 卷第 1 号、昭和 61 年 1 月 1 日刊）8~11 頁
- ・現代警察手眼その 19 巡査ノ職タルヤ無位薄禄ニシテ其品行ハ勅奏高貴ノ官ヲ凌キ 其勉強ハ数拾円ノ俸給ニ儘ス 月刊警察第 29 号（第 4 卷第 2 号、昭和 61 年 2 月 1 日刊）4~7 頁
- ・現代警察手眼その 20 如何ナル兇暴ノ人ニ逢フトモ 決シテ心ヲ撓乱シ憤怒ヲ發スルカ如キ挙動アルヘカラス 月刊警察第 30 号（第 4 卷第 3 号、昭和 61 年 3 月 1 日刊）4~7 頁
- ・現代警察手眼その 21 部長タル者ハ其責ノ重キニ任シ自ラ其困難ニ当リ其事ニ堪ル必ス其部員ニ勝ルノ器量品等ナクンハアルヘカラス 月刊警察第 31 号（第 4 卷第 4 号、昭和 61 年 4 月 1 日刊）4~7 頁
- ・現代警察手眼その 22 警察官ハ善人ヲ探知スルノ深切ナルコト 亦兇徒ヲ探索スルカ如クナルヘシ 月刊警察第 32 号（第 4 卷第 5 号、昭和 61 年 5 月 1 日刊）4~7 頁
- ・現代警察手眼 [23]（最終回） 声ナキニ聞キ形ナキニ見ル 月刊警察第 33 号（第 4 卷第 6 号、昭和 61 年 6 月 1 日刊）4~7 頁

昭和 63（1988）年

- ・補佐役達の群像 28 桐野利秋（其の 1）—悲運の名剣士— 人斬り半次郎 警察公論第 43 卷第 4 号（昭和 63 年 4 月 5 日刊）87~91 頁（後に『補佐役—歴史を彩る影の群像—』（立花書房、平成元年 2 月 1 日刊）に収録。桐野利秋（中村半次郎）：1838~1877）
- ・補佐役達の群像 29 桐野利秋（其の 2）—悲運の名剣士— 戰略なき軍団 警察公論第 43 卷第 5 号（昭和 63 年 5 月 5 日刊）102~106 頁（同）
- ・補佐役達の群像 30 川路利良（其の 1）—近代的官僚の草分け— 銳い方向感覚 警察公論第 43 卷第 6 号（昭和 63 年 6 月 5 日刊）76~80 頁（同、川路利良：1834~1879）
- ・補佐役達の群像 31・完 川路利良（其の 2）—近代的官僚の草分け— 本務に専心 警察公論第 43 卷第 7 号（昭和 63 年 7 月 5 日刊）77~81 頁（同）

平成 3（1991）年

- ・西南戦争勃発の事実関係—ドラマ“翔ぶが如く”に寄せて— 手眼第 1 号（警察史研究会、平成 3 年 10 月刊）103~109 頁（『手眼』題字揮毫：武藤誠先生）

平成 6（1994）年

- ・心うたれる作品 肥後精一（1915～2012）・西岡市祐（1933～？）編『現代語訳付き 龍泉遺稿 聖る大警視川路利良の人物像』（東京法令出版、平成6年5月2日刊）序文1～2頁（警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心にして』（警察政策学会資料第110号。警察政策学会、令和2年〈2020〉年5月8日刊）1～2頁に再録。〈<http://203.138.30.128/report/警察政策学会資料110.pdf>〉）

平成11（1999）年

- （参考）・『維新残影 大警視・川路とその時代』（読売新聞社、平成11年12月24日刊、パンフレット）11、28～32頁に武藤先生の関係記事あり。

平成12（2000）年

- ・川路利良大警視の真実 季刊現代警察第26巻第4号（通巻第90号、平成12年7月25日刊）41～49頁 ⇒同誌第44巻第4号（通巻第162号、令和2年9月10日刊）32～41頁に再掲。 ⇒本稿
- ・脈々と 大警視川路利良銅像建立記念誌（監修 鹿児島県警察本部、鹿児島県警察協会刊、平成12年7月？日刊（発行日の記載なし。））（[特集2]として「川路大警視120年記念シンポジウム—川路大警視の近代警察創設に果たした役割と現代に生きるメッセージ—」（於黎明館講堂、平成11年10月11日午後）があり、パネリストの一人として武藤誠元鹿児島県警本部長が出席、発言。40～47頁）

平成14（2002）年

- 〔武藤誠「近代警察の源流 明治の夢（1）～（27）」『月刊警察 Valiant』（東京法令出版）通巻第222号～第251号（平成14年3月～同16年8月）（第234号（平成15年3月）、第247号（平成16年4月）、第249号（平成16年6月）各休載、第一部完結。）〕
- ・近代警察の源流 明治の夢（1）1 江戸から東京へ（1） 月刊警察 Valiant 第222号（第20巻第3号、平成14年3月1日刊）83～85頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（2）1 江戸から東京へ（2） 月刊警察 Valiant 第223号（第20巻第4号、平成14年4月1日刊）78～80頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（3）1 江戸から東京へ（3） 月刊警察 Valiant 第224号（第20巻第5号、平成14年5月1日刊）84～86頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（4）2 新警察創造への胎動（1） 月刊警察 Valiant 第225号（第20巻第6号、平成14年6月1日刊）80～82頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（5）2 新警察創造への胎動（2） 月刊警察 Valiant 第226号（第20巻第7号、平成14年7月1日刊）82～84頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（6）2 新警察創造への胎動（3） 月刊警察 Valiant 第227号（第20巻第8号、平成14年8月1日刊）77～79頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（7）3 鹿児島系の進出（1） 月刊警察 Valiant 第228号（第20巻第9号、平成14年9月1日刊）83～85頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（8）3 鹿児島系の進出（2） 月刊警察 Valiant 第229号（第20巻第10号、平成14年10月1日刊）75～77頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（9）3 鹿児島系の進出（3） 月刊警察 Valiant 第230号（第20巻第11号、平成14年11月1日刊）81～83頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（10）3 鹿児島系の進出（4） 月刊警察 Valiant 第231号（第20巻第12号、平成14年12月1日刊）82～84頁

平成 15（2003）年

- ・近代警察の源流 明治の夢（11） 4 川路利良の登場（1） 月刊警察 Valiant 第 232 号
(第 21 卷第 1 号、平成 15 年 1 月 1 日刊) 88~90 頁 (川路利良: 1834~1879)
- ・近代警察の源流 明治の夢（12） 4 川路利良の登場（2） 月刊警察 Valiant 第 233 号
(第 21 卷第 2 号、平成 15 年 2 月 1 日刊) 85~87 頁
(月刊警察 Valiant 第 234 号 〈第 21 卷第 3 号、平成 15 年 3 月 1 日刊〉休載)
- ・近代警察の源流 明治の夢（13） 4 川路利良の登場（3） 月刊警察 Valiant 第 235 号
(第 21 卷第 4 号、平成 15 年 4 月 1 日刊) 82~84 頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（14） 4 川路利良の登場（4） 月刊警察 Valiant 第 236 号
(第 21 卷第 5 号、平成 15 年 5 月 1 日刊) 85~87 頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（15） 4 川路利良の登場（5） 月刊警察 Valiant 第 237 号
(第 21 卷第 6 号、平成 15 年 6 月 1 日刊) 86~88 頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（16） 4 川路利良の登場（6） 月刊警察 Valiant 第 238 号
(第 21 卷第 7 号、平成 15 年 7 月 1 日刊) 84~86 頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（17） 4 川路利良の登場（7） 月刊警察 Valiant 第 239 号
(第 21 卷第 8 号、平成 15 年 8 月 1 日刊) 88~90 頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（18） 4 川路利良の登場（8） 月刊警察 Valiant 第 240 号
(第 21 卷第 9 号、平成 15 年 9 月 1 日刊) 86~88 頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（19） 5 内務省（1） 月刊警察 Valiant 第 241 号 (第 21 卷第 10 号、平成 15 年 10 月 1 日刊) 86~88 頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（20） 5 内務省（2） 月刊警察 Valiant 第 242 号 (第 21 卷第 11 号、平成 15 年 11 月 1 日刊) 102~104 頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（21） 5 内務省（3） 月刊警察 Valiant 第 243 号 (第 21 卷第 12 号、平成 15 年 12 月 1 日刊) 86~88 頁

平成 16（2004）年

- ・近代警察の源流 明治の夢（22） 5 内務省（4） 月刊警察 Valiant 第 244 号 (第 22 卷第 1 号、平成 16 年 1 月 1 日刊) 86~88 頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（23） 5 内務省（5） 月刊警察 Valiant 第 245 号 (第 22 卷第 2 号、平成 16 年 2 月 1 日刊) 87~89 頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（24） 6 近代国家への道（1） 月刊警察 Valiant 第 246 号
(第 22 卷第 3 号、平成 16 年 3 月 1 日刊) 83~85 頁
(月刊警察 Valiant 第 247 号 〈第 22 卷第 4 号、平成 16 年 4 月 1 日刊〉休載)
- ・近代警察の源流 明治の夢（25） 6 近代国家への道（2） 月刊警察 Valiant 第 248 号
(第 22 卷第 5 号、平成 16 年 5 月 1 日刊) 82~84 頁
(月刊警察 Valiant 第 249 号 〈第 22 卷第 6 号、平成 16 年 6 月 1 日刊〉休載)
- ・近代警察の源流 明治の夢（26） 6 近代国家への道（3） 月刊警察 Valiant 第 250 号
(第 22 卷第 7 号、平成 16 年 7 月 1 日刊) 86~88 頁
- ・近代警察の源流 明治の夢（27）(第一部終了) 6 近代国家への道（4） 月刊警察 Valiant 第 251 号 (第 22 卷第 8 号、平成 16 年 8 月 1 日刊) 86~88 頁 (参考文献 〈第 1 回～第 27 回〉あり。)

平成 17（2005）年

〔武藤誠「近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち (1)～(29・完)」『月刊警察 Valiant』通巻第 265 号（平成 17 年 10 月号）～通巻第 293 号（平成 20 年 2 月号）（当該誌リニューアルもあり、第 29 回「西南戦争〈11〉」で完結。）〕

- ・近代警察の源流 動乱の中の警察官たち (1) 1、佐賀の乱 月刊警察 Valiant 第 265 号（第 23 卷第 10 号、平成 17 年 10 月 1 日刊）74～77 頁（佐賀の乱：明治 7 〈1874〉年 2 月勃発）
- ・近代警察の源流 動乱の中の警察官たち (2) 1、佐賀の乱 月刊警察 Valiant 第 266 号（第 23 卷第 11 号、平成 17 年 11 月 1 日刊）74～77 頁
- ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち (3) 佐賀の乱 月刊警察 Valiant 第 267 号（第 23 卷第 12 号、平成 17 年 12 月 1 日刊）74～77 頁（本号以降「1」等の番号はなし。）

平成 18（2006）年

- ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち (4) 佐賀の乱 月刊警察 Valiant 第 268 号（第 24 卷第 1 号、平成 18 年 1 月 1 日刊）76～79 頁
- ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち (5) 佐賀の乱 月刊警察 Valiant 第 269 号（第 24 卷第 2 号、平成 18 年 2 月 1 日刊）76～79 頁
- ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち (6) 佐賀の乱 月刊警察 Valiant 第 270 号（第 24 卷第 3 号、平成 18 年 3 月 1 日刊）80～83 頁
- ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち (7) 佐賀の乱 月刊警察 Valiant 第 271 号（第 24 卷第 4 号、平成 18 年 4 月 1 日刊）84～87 頁
- ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち (8) 神風連の乱 月刊警察 Valiant 第 272 号（第 24 卷第 5 号、平成 18 年 5 月 1 日刊）86～89 頁（神風連の乱：明治 9 〈1876〉年 10 月勃発）
- ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち (9) 神風連の乱 月刊警察 Valiant 第 273 号（第 24 卷第 6 号、平成 18 年 6 月 1 日刊）82～85 頁
- ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち (10) 神風連の乱 月刊警察 Valiant 第 274 号（第 24 卷第 7 号、平成 18 年 7 月 1 日刊）86～89 頁
- ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち (11) 神風連の乱 月刊警察 Valiant 第 275 号（第 24 卷第 8 号、平成 18 年 8 月 1 日刊）86～89 頁
- ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち (12) 秋月の乱 月刊警察 Valiant 第 276 号（第 24 卷第 9 号、平成 18 年 9 月 1 日刊）84～87 頁（秋月の乱：明治 9 〈1876〉年 10 月勃発）
- ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち (13) 秋月の乱 月刊警察 Valiant 第 277 号（第 24 卷第 10 号、平成 18 年 10 月 1 日刊）85～88 頁
- ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち (14) 秋月の乱 月刊警察 Valiant 第 278 号（第 24 卷第 11 号、平成 18 年 11 月 1 日刊）83～86 頁
- ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち (15) 秋月の乱 月刊警察 Valiant 第 279 号（第 24 卷第 12 号、平成 18 年 12 月 1 日刊）84～87 頁

平成 19（2007）年

- ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち (16) 秋月の乱 月刊警察 Valiant 第 280 号（第 25 卷第 1 号、平成 19 年 1 月 1 日刊）56～59 頁

- ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち（17）秋月の乱 月刊警察 Valiant 第 281 号（第 25 卷第 2 号、平成 19 年 2 月 1 日刊）78～81 頁
 - ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち（18）秋月の乱（最終回）月刊警察 Valiant 第 282 号（第 25 卷第 3 号、平成 19 年 3 月 1 日刊。〈参考資料〉あり。）50～53 頁
 - ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち（19）西南戦争 月刊警察 Valiant 第 283 号（第 25 卷第 4 号、平成 19 年 4 月 1 日刊）56～59 頁（西南戦争：明治 10（1877）年 2 月勃発）
 - ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち（20）西南戦争 月刊警察 Valiant 第 284 号（第 25 卷第 5 号、平成 19 年 5 月 1 日刊）56～59 頁
 - ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち（21）西南戦争（3）月刊警察 Valiant 第 285 号（第 25 卷第 6 号、平成 19 年 6 月 1 日刊）66～69 頁
 - ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち（22）西南戦争（4）月刊警察 Valiant 第 286 号（第 25 卷第 7 号、平成 19 年 7 月 1 日刊）72～75 頁
 - ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち（23）西南戦争（5）月刊警察 Valiant 第 287 号（第 25 卷第 8 号、平成 19 年 8 月 1 日刊）74～77 頁
 - ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち（24）西南戦争（6）月刊警察 Valiant 第 288 号（第 25 卷第 9 号、平成 19 年 9 月 1 日刊）52～55 頁
 - ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち（25）西南戦争（7）月刊警察 Valiant 第 289 号（第 25 卷第 10 号、平成 19 年 10 月 1 日刊）54～57 頁
 - ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち（26）西南戦争（8）月刊警察 Valiant 第 290 号（第 25 卷第 11 号、平成 19 年 11 月 1 日刊）64～67 頁
 - ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち（27）西南戦争（9）月刊警察 Valiant 第 291 号（第 25 卷第 12 号、平成 19 年 12 月 1 日刊）66～69 頁
- 平成 20（2008）年
- ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち（28）西南戦争（10）月刊警察 Valiant 第 292 号（第 26 卷第 1 号、平成 20 年 1 月 1 日刊）56～59 頁
 - ・近代警察の源流 動乱のなかの警察官たち（29）（最終回）西南戦争（11）月刊警察 Valiant 第 293 号（第 26 卷第 2 号、平成 20 年 2 月 1 日刊）54～57 頁（「近代警察の源流」連載終了）
- 〔参考：『月刊警察 Valiant』B5 版 ⇒ 平成 8（1996）年 10 月号（第 158 号）～平成 20（2008）年 2 月号（第 293 号）、『月刊警察』A5 版 ⇒ 平成 20（2008）年 3 月号（第 294 号）～令和 2（2020）年 4 月号（第 439 号。休刊）。〕
- ・警察精神の源流をたどる（特集・警察精神を探る）季刊現代警察第 122 号（第 34 卷第 4 号、平成 20 年 10 月 20 日刊）14～18 頁
- 平成 21（2009）年
- ・綿貫吉直（やながわ人物伝 9、わが国の近代警察のいしづえをつくった人）『よみたくなるなる（ママ）やながわ人物伝』（柳川市郷土学副読本、編集：柳川市・柳川市教育委員会、発行：柳川市、平成 21 年 3 月 19 日刊。綿貫吉直：1831～1889）114～125 頁
- 平成 22（2010）年

〔武藤誠「西南戦争 警視抜刀隊（1）」『季刊現代警察』第129号（啓正社、平成22年8月30日刊）～「西南戦争 警視抜刀隊（7）」『季刊現代警察』第136号（啓正社、平成24年10月25日刊）（未完）〕

・西南戦争 警視抜刀隊（1） 季刊現代警察第129号（第36巻第3号、平成22年8月30日刊）24～29頁

・西南戦争 警視抜刀隊（2） 季刊現代警察第130号（第36巻第4号、平成22年12月10日刊）30～35頁

平成23（2011）年

・西南戦争 警視抜刀隊（3） 季刊現代警察第131号（第37巻第1号、平成23年4月10日刊）40～45頁

・西南戦争 警視抜刀隊（4） 季刊現代警察第132号（第37巻第2号、平成23年8月10日刊）62～67頁

・西南戦争 警視抜刀隊（5） 季刊現代警察第133号（第37巻第3号、平成23年11月30日刊）50～55頁

平成24（2012）年

・西南戦争 警視抜刀隊（6） 季刊現代警察第134号（第37巻第4号、平成24年3月20日刊）42～47頁

・西南戦争 警視抜刀隊（7） 季刊現代警察第136号（第38巻第2号、平成24年10月25日刊）50～55頁（未完）

（平成25（2013）年11月7日御逝去）

令和2（2020）年

・川路利良大警視の真実 季刊現代警察44巻第4号（通巻第162号、令和2年9月10日刊）32～41頁（再掲稿。原載：同誌第26巻第4号（通巻第90号、平成12年7月25日刊）41～49頁） ⇒本稿

（参考）武藤誠先生追悼記事

松井幹郎氏（当時大警視川路利良研鑽会事務局長）の下記各記事は、武藤誠先生研究上極めて貴重である。いずれもその後大警視川路利良研鑽会編【CD版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集〔『大警視川路利良聖地巡礼』ガイドブック』、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』〕（大警視川路利良研鑽会、令和元（2019）年9月1日刊）にも収録されている。

〈<https://ndlonline.ndl.go.jp/#/detail/R300000001-I029970941-00>〉

・「鹿児島県警の本部長を務められた武藤誠様の訃報」『大警視だより』No.18（大警視川路利良研鑽会、平成26年4月13日刊）4～5頁。 ⇒大警視川路利良研鑽会『大警視だより 第1集 大警視川路利良研鑽会報No.1～No.27』（発行者：川路利永氏、編集者：鹿児島市・松井幹郎氏、平成27年10月13日刊）86～87頁に再録。

・「武藤誠先生 三回忌 近し 追悼号」『大警視だより』No.26（大警視川路利良研鑽会、平成27年8月13日刊）1～10頁。 ⇒大警視川路利良研鑽会『大警視だより 第1集 大警視川路利良研鑽会報No.1～No.27』（発行者：川路利永氏、編集者：鹿児島市・松井幹郎氏、平成27年10月13日刊）157～166頁に再録。

もう一度読みたいあのページ その1 大反響だった記事を再掲載

川路利良大警視の真実

第90号（平成12年7月）掲載

元警察大学校長

武 藤 誠

わが国に初めて西欧型の近代的警察が作られ、明治七（一八七四）年一月、東京警視庁が設置されたとき初代の大警視（警視総監）に就任した川路利良（以下川路）は、鹿児島市皆与志町（旧比志島村）の出身である。

どのような組織にでもあてはまることがあるが、創業者に人を得たところでは、創業の精神はよき伝統として後世まで守り継がれて行くものである。

川路が今日まで日本の警察の始祖として仰がれるのは、ただ新しい警察組織のトップにはじめて就任した人物であったというだけの理由からではない。

組織を創造するにあたり、百二十年以上も過ぎた今日まで生命力を持ちつづける精神も残したということである。

古今東西にわたって、各国の警察で指導的立場にあって、将来まで永く活用できるほどの指針を残した者は、川路以外にない。

川路の教訓の結晶は「警察手眼」として知られ、わが国警察であたかもバイブルのようにして活用されている部分がある。

一

川路が近代警察の責任者として、その任にあったのは約六年に過ぎなかつた。しかし、その間、国内では佐賀の乱（前司法卿、参議であった江藤新平が明治七年二月に起した反乱、東京警視庁創設の翌月に発生）、神風連（敬神党）の乱（明治九年十月、熊本で、超保守主義派のグループが蜂起して、県庁、鎮台（師団）を急襲して、県令、鎮台司令官などを殺害）、秋月の乱（福岡の旧秋月藩士が神風連に呼応して起こす）、萩の乱（明治九年十一月、山口で、元兵部大輔（防衛庁長官）の前原一誠による反乱）と、いずれも対応を誤ると明治政府の根幹をゆるがすことにもなりかねない事件の対策に追われた。

当時、東京警視庁は重要犯罪については全国に権限を行使することになつていて、軍隊と協力して鎮圧にあたつた。

萩の乱から僅か三ヶ月の、明治十年一月、川路の故郷の鹿児島で西南戦争が勃発することになる。これは、この文の中心をなすものであるから詳しく述べることにする。

川路は、戦争の遠因となつた政府内の征韓論争（朝鮮国との外交政策をめぐる対立）に関連し、大先輩の西郷隆盛（以下西郷）が、参議（閣僚）を辞任して帰郷して以

来、地元では誹謗と中傷、憎悪にさらされて來た。

昨年（平成十一年十月）鹿児島県警察関係者の尽力で、県警察本部前に川路の等身大の銅像が建立された。

川路は第二回目の訪欧で、西欧の警察の実情を視察に出発した（明治十二年二月、横浜発）ものの、船中で体調をそこない、パリに到着後すぐ病に臥す状況となり、現地で療養しても回復する見込みがないので、そのまま帰国の途についた。しかし、船中で昏睡状態となつたまま帰国し、五日後の十月十三日に永眠した。四十五歳であつた。

川路が、郷里に銅像として姿を現すのは、実に没後百二十年の命日のことであつた。

討幕の偉業を成し遂げた西郷の銅像は、朝敵の汚名にさらされながらも、死後六十年にして郷里に建てられ、早々と復権した。西郷と共に功績があつた大久保利通は、その後西郷と対立することになるが、死後百一年目、昭和五十四（一九七九）年には郷里に銅像が建立された。

しかし、川路の銅像を、郷里の鹿児島で、関係者たちの發意によつて建立する機運が盛り上がり、実現するまで実に百二十

年の長い歳月を待たなければならなかつた。

川路への感情を表わすものである。

川路が郷里で、これほど長い期間に亘つて批判、憎悪のなかにさらされ続けてきたのは、次のような理由による。

一、明治のはじめに、政府部内で征韓論の可否をめぐつて対立したとき、西郷をはじめとする征韓派の主張が斥けられた。西郷はこれがもとで、鹿児島に帰ることになる。

政府内で西郷の恩顧を受け、人柄を慕つていた者が、相次いで行動を共にして職を辞して鹿児島に帰つた。川路は西郷に特に目をかけられて引き立てられてきたのにもかかわらず、行を共にしなかつた。これは、恩人を裏切る行為である。

二、明治九年、熊本、山口などで士族の反乱事件が相次いで発生したとき、鹿児島でもこの影響を受けた私学校勢力をを中心同調する動きがあり、物情騒然となつてきた。

このとき川路は、東京から、西郷などを暗殺させる目的で警視庁警察官、学生を派遣し、現地で捕縛されたことが、西南戦争の発生する原因になつた。

このような川路批判の是非について、検

討してみよう。

二

先ず、西郷が征韓の論争に敗れ、鹿児島に帰つた時、川路はこれに従わず東京に残つた、とする批判について述べる。

征韓論をめぐつての政府首脳部の意見の対立から政変があり、征韓派の代表的立場にあつた西郷は参議（閣僚）、陸軍大将、近衛都督（近衛師団長）の職を辞任した。（西郷の功績を認めて、陸軍大将だけはそのままとされることとなつた）

川路は、この一ヶ月前にヨーロッパの警察事情の視察を終えて帰国し、新警察制度の創設に着手しようとしていた時であつた。征韓論について少しふれておくと、徳川幕府を倒したあと京都の公卿勢力と薩長士肥の四藩の下級武士団よりなる連合政権を樹立したものの、内政外交共に問題が山積していた。

このうち、外交問題では欧米諸国との不平等条約の改正、ロシアの南下、清（中国）との間には、朝鮮、台湾に関連する複雑な問題があつた。

李朝の朝鮮国（韓国）は、清を宗主国としており、これにならつて攘夷政策をとつ

ていた。わが国では、明治新政府が成立するや、直ちにこのことを通告し、引き続き国交を求める旨の国書を伝達しようとしたが、朝鮮側では、欧米と既に国交を持ち洋化政策をとる日本に不信を抱き、国書の受理を拒み続けた。

一方、国内では近代化政策が進むに伴つて、これまで士族階級が持つていた特權が無くなることで、不満が増大する傾向についた。こうした士族階級の不満を、外国への出兵によつて解消しようとするのが、征韓論派主張の根拠のひとつでもあつた。

こうした複雑な政治情勢のなかで、政府は明治四（一八七二）年、右大臣・岩倉具視、参議・木戸孝允、大蔵卿・大久保利通など要人多数を含む米欧遣外使節団一行、四十八人を派遣した。これには、五十九名の若い男女の留学予定者も同行していた。使節団の目的は先進諸国を直接見学し、日本の近代化に役立たせ、併せて、先進諸国との親善を深めるところにあつた。

一行は、先進諸国を約一年半の歳月をかけて見学して帰国した。

使節団が欧米で見学中に留守を預かっていた政府は、実力者の西郷を中心とし、征韓派で固まつていた。しかし、欧米の実情につ

ぶさに触れ、日本との国力の差を痛いほどに見せ付けられた使節団の一行は、征韓論ごとき主張は歯牙にもかけず、潰しにかかり、はじめとする征韓派の主張は斥けられ、辞职することになつたということである。

さきにも述べたように、川路は、西郷が辞職する一ヶ月前の、明治六年九月に欧州各国の視察から帰国したばかりであつた。川路は前年（明治五年）八月、欧州各国の司法制度を調査するため日本を出発した。一行の団長は、司法卿の江藤新平に決まつており、川路はその先発五人のひとりとして加わつてゐた。なお、江藤・司法卿は、折から作成中のフランス法典を手本にした法律の原案に忙殺されていたため、渡欧出来なくなつた。このことが、あと、江藤が征韓派となり、佐賀の乱では首謀者に担がれ、大きく運命を変えさせるもととなつた。川路はこの時、司法省の中におかれていった警保寮の次長の職にあたる警保助のポストについたばかりであつた。

川路は、その前年（明治四年）、西郷と共に鹿児島から上京し、東京府の治安を守るために対策を立てることとなつた。

新政府の参議（閣僚）に就任していた西郷は府内の治安が悪化していたのを改善するため、川路を選んで推薦し、東京府大属とした。幕府時代は町奉行所が江戸（東京）の治安を担当していたが、新政府となってから東京府に引き継がれたものの、暫定的に旧藩に命じて旧藩士を出させ、これをもつてあたさせていた。いずれも地方から集つた素人集団であつたから、質が落ちるうえに能率は上がりらず、かえつて弊害が多い、市民から新政府への批判が高まつてゐるときであつた。

川路は西郷に、東京の治安を強化するため、薩摩（鹿児島）、長州（山口）、土佐（高知）から各一千人ずつ、合計三千人の質の良い藩士を選抜して、これをもつて府下の治安の強化にあてるることを進言した。

西郷は直ちにこの構想を入れ、長州、土佐の両藩にはかつたところ、いずれも財政難のさなかで、人数を集めることが困難との理由で断つてきた。そこで二人は再度協議して、この案を作つたのは薩摩であるから、二千人はこちらで引き受け、他の一千人は全国各藩から希望者を募つて選抜しようということになつた。

この年の四月、西郷は旧薩摩藩の常備兵

(基幹は城下士) 三千人を引率して上京し、この力を背景に廢藩置県を断行したばかりであった。

その上さらに二千人を新しく募集して、治安を強化するための基幹としようとしたのである。

薩摩では困った問題をかかえていた。それは、城下士と郷士(外城士)の対立であった。旧藩時代、薩摩の身分制度はたいへん厳しいものがあり、特に、藩主の居住する鹿児島城下に住む城下士とその外部の郷士といわれる人達との身分差はひどいものがあった。しかし、幕末からはじまつた国内の動乱期にあって、主役を演じた薩摩藩では大きな変動が生じていた。

変動の時代には、人間として發揮されるすべての力を総合したもので優劣が決められる。身分制度によって区別するやりかたは何の力も持たなくなつてくる。これでは、組織の力を出し尽くすことが出来ないからである。城下士のなかでも、実力を持つてきたのは、西郷、大久保のよう、下級城下士たちであった。藩主、島津忠義(久光は忠義の父で国父と言っていた)や、上級士族たちの影響力は急速に低下していた。このような変化は当然、城下士と長年に

わたつてさげすまれてきた郷士との間にも出てくる。いくら城下士といつて威張つても、それだけでは郷士たちはこれまでのようについて行かなくなつてしまつた。実力のある郷士たちは、ただ威張るだけで無能な城下士との間にいさかいが絶えず、西郷が引率して上京した常備兵のなかでも対立が深まり、困り果てていたときであった。

西郷は薩摩の常備兵を主力として編成した御親兵(あの東京鎮台、近衛師団)は主として城下士で充て、これから作ろうとする東京の治安維持のための組織は、郷士を中心としたもので充てようと考え、その募集を川路に命じた。川路はこの構想を実施するのに最も相応しい立場にあつたといつてよい。

川路が生まれた比志島村は、城下から辺鄙などころにあり、家の格は足軽より少しは上になる与力と呼ばれる程度のところである。城下士の中に正式に入れないので、城下士の中に正式に入れないので、城下士の中に入れない身分であった。幕末には、兵員隊といわれる足軽隊を引率して、各地に転戦して戦功をあげ、これを評価されて、正式に士分に入ることが出来たほどであった。

こうしたことから川路は自ら募集した、薩摩の郷士を主力とする二千人と、他の諸

藩の一千人の計三千人に、旧江戸時代の、町奉行所当時の有能なものなどを加え、明治五年五月には、府内の治安維持を目的にした、ら卒制度を作り、ら卒総長の任につくことになった。川路の警察とのかわりはここから始まつたと言つてよい。二千人の薩摩の郷士出身者によつて、初期の警察制度が出来たということは、このあと、警察庁はじめ日本の警察が、長く薩摩系の影響下にあつたということと関係が深い。この頃の警察制度はまだ流動的であった。江戸町奉行所の後身とでも言つてよい。東京府のら卒制度は、この十ヶ月後に中央政府の司法省に吸收され、警保寮となつた。川路はその次長の警保助に任命され、直ちに歐州の警察制度の視察に出発することとなつた。これも西郷の強い推挙によるものであつた。

一行のなかで、警察の実務についての経験があつたのは川路だけで、あとは一般の司法事務関係者であつたことから、警察部門は川路のみが担当して調査に当たつたといつてよかつた。その後のわが国警察のあり方について、はじめて本格的に歐州で直接学ぶ機会をつくり、帰国のあと新しい警察で責任ある地位につくことを暗黙のうちに

に認めたのは、西郷であつたといつてよかつた。

帰国した早々、西郷は野に下り、郷里に向かうという事態の中にあつて、歐州で得た貴重な経験をもとに、これから警察の向かうべき方向についてまとめるという仕事に忙殺される川路の心境は、複雑であつた。

同じ職場にいた同郷の友人、山下房親は、川路に、身のふりかたをどうするのかと尋ねたところ、

「私は、決して西郷さんに反抗しようとする気持はないが、訪欧の成果をまとめて、日本の警察の新しい基礎も出来ようとしている時であるから、共に帰郷する事は出来ない。今の日本には、歐州と比較して何ひとつ優れたものはない。私が理想とするところは、警察だけでも世界に冠たるものにすることだ」

と、語つたと書いている。

房親は、西南戦争では警視庁部隊で陸軍中尉兼権大警部として転戦し、熊本県二重峠で負傷した。後年、川路の死去にあたり、すめらぎの御為につくす

真心を

ひき残したる君にもあるかな

歐州の警察事情の報告を兼ね、将来の内

との歌を捧げた。

この意味は次のようになる。

天皇のために、真心こめて捧げつくそうとする情熱を胸に秘めながら、あなたはこの世を去つて行かれた。

山下洋輔氏は、房親から四代目にあたる。川路の銅像の建立を記念してのシンポジウム（鹿児島県警主催、読売新聞社後援）に、山下氏はパネリストとして参加された。

中国の古典のなかに、

「燕雀いづくんぞ

鴻鵠の志を知らんや」

（凡人などに大人物の心の中なぞわかることは出来ないの意）

とあるが、まことにしかりである。

この時の川路の心境を最もよく理解して

いたのは、西郷ではなかつたであろうか。

西郷のあとを追うようにして、多くの薩摩出身者が帰郷し、やがて、政府への反感を募らせ、反乱に発展するもとをなすようになつて行くのであるが、西郷は、あとから帰国した者達が起こした反政府活動に不本意ながら担がれ、巻き込まれたとみるの

が正しいであろう。

即ち、視察の結果をよく消化し、わがものとしたうえで、それを当時の日本の状況に合せて適用しようとする、鋭い現実的感覚を持っていたということができる。

川路の建議は直ちに政府内で検討され、二ヶ月後には内務省が新設され、大久保利通が参議兼内務卿として就任した。警保寮は司法省から内務省に移された。ここに、裁判、検察と警察機能が分離されることになつた。はじめ、東京府にあつたものが、司法省に、そして内務省にと目まぐるしい変転を経て、ようやく收まるところに收まつた。

政を中心とした行政機構の改革についてふれた建議書の作成にとりかかつた。既に周知のことであるから、ここでは要点のみについてふれておくと、先ず、現地では語学力不足のため、詳細なところまでは知るこ

とが出来なかつたと述べている。率直に事実を述べているところが立派である。

しかし、建議書の内容は大筋のところはよく把握して要点をつかみ、單に歐州諸国の状況を伝えるということではなく、それを日本の現状に鑑みて、どのように改正して行く必要があるかということを述べている。

即ち、視察の結果をよく消化し、わがものとしたうえで、それを当時の日本の状況に合せて適用しようとする、鋭い現実的感覚を持っていたということができる。

川路の建議は直ちに政府内で検討され、二ヶ月後には内務省が新設され、大久保利通が参議兼内務卿として就任した。警保寮は司法省から内務省に移された。ここに、裁判、検察と警察機能が分離されることになつた。はじめ、東京府にあつたものが、司法省に、そして内務省にと目まぐるしい変転を経て、ようやく收まるところに收まつた。

さらに、翌明治七年一月十五日に東京警視庁が設置され、東京府下の警察事務をここで管掌することになった。なお、国家的犯罪については、全国に権限を行使することが出来るようになった。

この頃は物情騒然としており、東京警視庁の設置が太政官達で公示される前夜、右大臣（内閣副総理）の岩倉具視は赤坂の食違坂で襲撃され、かろうじて難を逃れる事が出来た。また、翌月には、前司法卿の江藤新平が、郷里の佐賀で反乱を起こした。いずれも、東京警視庁の活躍もあり、早期に解決、鎮圧することが出来た。

三

西南戦争発生の直接の原因は、川路が、部下の警察官たちに、西郷を暗殺する密命を与えて帰郷させたからという説が、現在もなお喧伝されている。

この説の根拠とされるのは、暗殺の指示を受けたとされる一人（中原尚雄少警部、伊集院郷出身）が帰郷したあと、同郷の知人（実は私学校側と通じた協力者）を相手に談論中に、焼酎を飲んだ勢いに乘じて発言した内容が、私学校に報告されたことから始まっている。この発言を根拠にして、私

学校側が挙兵し、西郷を中心とした約一万三千人の武装集団が上京することになった。この説が百二十年以上も過ぎた今日に至るまで、根強く信じられている。

この説によつて、創設されたばかりの警察が、場合によつては組織を瓦解させるためなら相手を暗殺までするような謀略を仕掛けかねないような体質を持っており、それは現在に至るも変わつていないとする説の源とすらなつてゐる。

そこで、本当にこのような暗殺の命令を出したかどうかについて、ここで、検証してみる必要がある。

まず、西南戦争前の情勢を見よう。

明治七年二月に発生した佐賀の乱は、軍隊と、川路が派遣した警視隊の出動によつて、すぐに鎮圧されたが、そのあとも、西国では不平士族を中心に反政府の動きが続いていた。

その中でも目立つていたのは鹿児島で、私学校を中心にして最大最強の勢力を持つていた。ほかに熊本、中津、福岡、柳川、久留米、それに山口などがあり、明治八年頃から行動に出始めた。

最初に蜂起したのは、熊本の神風連であった。神風連は政府の欧化政策に反対し神

道を尊崇する結社であった。この年、廃刀令が出たことに憤激し、鎮台司令官、県令（知事）などを目標に急襲し、殺傷した。始めは不意をつかれたものの、まもなく体制を整えた鎮台兵に鎮圧された。これに呼応して秋月（福岡）でも旧士族の集団が反乱を起こしたが、すぐに鎮圧された。

一ヶ月あとの明治九年十月から十一月には山口の萩で、元兵部大輔（防衛庁長官）前原一誠が、政府の政策を批判して反乱を起こした。前原は幕末の思想家、吉田松陰の門下生であったが、計画力、指導力に欠け、これも直ちに鎮圧された。

これで、西国の大反乱が鎮圧されたわけではない。次には鹿児島の、西郷を中心として強固な組織を持つ私学校側はどうなるかが注目されることになった。

私学校について解説しておく。西郷と共に鹿児島に帰ってきた近衛将校を中心とする者達は、しばらくするとやることもなくなつてきた。西郷など主だった者は、このままでいいないと対策を考え、銃隊学校、砲隊学校、賞典学校、開墾社を設立し、ここで学習、生産にあたらせることにした。これを総称して私学校といつた。西郷の構想は、日本はいずれ、ロシア、

清国、朝鮮などと戦うことになるだろうから、その時、ここで学んだ若者たちを引率して國のために役に立てようとすることにあつたといわれる。幕末に薩摩藩士を引率して明治維新を成し遂げたのと共通した発想がある。その後、諸問題は武力を使うことなく、外交交渉によってほとんどの懸案事項が解決したので、この構想は夢に終つてしまつた。

一方政府は、相次いで内政改革を始めた。内容は、旧士族に不利になるものが多く、結局、私学校は目標を反政府運動に転換し、過激さを強めて行くことになる。薩摩は、明治維新では国内で最大の討幕勢力であつたが、それから十年後のこの時点では、同じく最大の反政府勢力として不気味な動きを始めた。

私学校は、県庁をはじめ、地方の出先機関の人事、予算の執行にまで影響力を持つことになり、鹿児島県即私学校のような有様になつてしまつた。

神風連、萩の乱が相次いで発生するや、

私学校の若い年齢層のあいだに刺激を与えることとなつた。

このような動靜は鹿児島以外の九州の各県警察でも察知するところとなり、現地に

視察者を派遣して、情勢の把握につとめた。

警視庁でも、鹿児島の不穏な動きに注目はじめた。警視庁では先の神風連の乱後の治安を維持するため、熊本に約五十名を派遣していた。このなかに鹿児島の市来出身の高崎親章・権少警部がいた。高崎は派遣隊長であった高山・権少警視から、鹿児島に至り情勢を探るようとの命を受けた。

十二月四日に熊本を出発して、七日に郷里に到着、三日間情勢を探つて、十日朝には帰路につき、十二日に熊本に到着して、熊本県令などの県庁幹部が神風連に殺傷された対策のために来ていた村田・内務大丞などに情勢を報告したあと、二十一日に東京に帰着した。

この高崎・権少警部は、八日後の十二月

二十九日には、再び故郷に向かうことになる。私学校が暴發した場合、それぞれの郷里の知友たちが道を誤ることがないよう説得することを目的に、志を同じくする二十名の警察官、学生と相語らつて東京をあとにする。

そのメンバーを次に表で示す。（次頁）

高崎・権少警部は、私学校側に捕縛されたあと、一ヶ月間、鹿児島で拘束され、政府側によつて救出される。

この間の経緯を各人は手続書（始末書）にして政府に提出するが、この中で、高崎は次のように述べている。（要約は現代文にした）

「神風連の乱で熊本に出張したとき、命により、鹿児島に赴いた。現地では私学校を称する者たちが、競つて私学校に参加したり、銃器類を求める状況を目撃した。東京に帰り一週間の休暇をもつて各地を散策して回つた。その間、鹿児島で見聞したことについてひとりで考えたが、なんとか郷里の者達が方向を誤らないよう尽力する事はないものかと思つた」

高崎は一週間の休暇を終るや、東京に新婚早々の妻を置いて、再び鹿児島に向かつた。

萩の乱の鎮圧に警視隊員として現地に派遣させられた者は、帰県した警察官のうち、園田長輝・中警部、菅井誠美・中警部、松山信吾・権中警部、安楽兼道・少警部、中原尚雄・少警部であつた。

このうち、園田と安楽は首謀者の取り調べ、前原一誠らの斬首刑にも立ち会つて、十二月十五日に帰京したばかりであつた。二人は、鹿児島も情勢が不穏であると聞き、こうした同じことを起こさせてはなら

ないと強く感じたと回顧している。

園田・中警部は、私学校側に捕縛されたあと書いた手続書（始末書）のなかで、次のように述べている。（要点を現代文になおした）

佐賀の乱、萩の乱で現地に赴いた時、暴走した幹部たちが取り調べの席で、暴挙に走った真意を自白するのを聞いている

と、多くの同調者の命を犠牲にすることも顧みず、私憤をはらすために謀反を企てたということであった。中間の幹部、一般の隊員が反乱に参加したのは、数人の巨魁を盲信して従つたことにあつた。自分を滅ぼして、家まで破壊させるようなやりかたである」

の十二月二十五日、この園田長輝・中警部宅（浅草）で、帰県希望者十四名が集つた時の事を、後に次のように書いている。「この時の話合いの内容は、次のようなものであつた。我々の郷土は、鹿児島でも田舎である。そこに住んでいる我々の身近な知り合いが、城下士側に引き入れられ、無名の拳兵に加わり、大義を誤るようなことにでもなれば、実に容易ならざることであり、我々は到底、これを黙視することは出来ない。帰県して郷里の者によく説き聞かせ、まだ私学校に入校していない者は、入校しないように説得しようというこ

一月十一日（明治十年）、市来の自宅に到着した。父は病臥中だったので、看護の傍ら、知人たちに接触してみたが、一ヶ月前に帰京した時と情勢が急変し、友人のほとんどが私学校に入つており、帰郷するのが遅れたことを悔いるばかりであつた。それでも、なお、親戚の者などになんとか説得を続けていたところ、二月三日夕、捕縛

ここで分かることは、神風連の乱、萩の乱の鎮圧に現地に赴いた鹿児島出身の警察官たちの目的が、自分たちの郷里だけは城

現警 162

下士の誘いにのつて拳銃に参加し、悲惨な運命を辿ることがないようにしようとすることについたことである。

帰郷者に、五名の書生（学生）が加わっている。このなかの田中直哉が、末広直方・権中警部の弟にあたるところから、学生達との繋がりが出来た。末広は、園田、安楽と同じく、早いうちから帰郷して説得することに同調していた。

このように、二十一名の帰郷希望者は、郷里の状況を憂慮して、これを思いとどまらせることに賛同した自発的な集団であつて、川路の命を受け、西郷を暗殺するための組織された集団ではなかつた。

私学校側は、この帰郷者のうちの、中原尚雄・少警部が一同の首領であるかのようにしているが、事実は違つてゐる。

中原は、警察官の階級からみても三人いる少警部の一人であり、その上に五人の中警部、権中警部がいる。また、帰郷して各人の郷里の者達を説得しようと言ひ出したのも中原ではない。

では、どうして、首謀者とされることになつたのであらうか。私学校側にかねてから目をつけられていたからである。出身地は伊集院の郷士で鹿児島に近い。若い頃か

ら城下士だからといって膝を屈するようなことはせず、腕っぷしは強いので、喧嘩をしても負けることはなかつた。征韓論で西郷が帰郷したとき、警保寮からも同調する者があつたが、中原もこのなかにあつて帰郷したもの、また上京して、警視庁に復帰したことから私学校側に裏切り者扱いにされていた。

その中原が、また帰郷したことを私学校側で知るところとなり、この機会に中原を

血祭りにあげてやろうと、狙いをつけられていたということである。中原の帰郷先の伊集院は鹿児島から近く、動向を探るのに便利である。私学校側では、同郷の谷口登太という人物を協力者にして、中原に接近させる工作を始めた。

四

私学校側でも、この頃になると中間の幹部以下の間では、拳銃近しの雰囲気がみなぎり、鹿児島城下を中心とした情勢となつていていた。

この推移を追つてみると、次の通り。

一、明治十年一月二十九日夜

私学校幹部を含む約五十名が、政府所管の草牟田火薬庫を襲い、番人を縛して、

約三十万発の弾薬を強奪。

二、明治十年一月三十日午後

谷口登太がはじめて中原・少警部を訪問。私学校側では約千人が市内四ヶ所の火薬庫、銃砲製作所を襲い、多量の弾薬を掠奪して、荷車、人力車で私学校施設に運搬。私学校側は、大隈半島の根占に滞在中の西郷に急使を派遣し、火薬庫襲撃を伝える。

三、明治十年一月三十一日

私学校側の掠奪は継続し、小銃類をはじめ弾薬、二万四千発を強奪。

私学校側が谷口登太をこの日の午後訪問して、前日の状況を聞く。

中原の語ったなかに、

「拳銃しないよう西郷を諫め、それでも聞き入れられなかつたら、刺し違えるほかなし」

との発言があつたことを伝えた。

四、明治十年二月一日

朝、私学校では鹿児島にいた幹部が集まつて協議した結果、こうなつたからには拳銃するほかないとのことに決した。

薩軍の立場から書かれた代表的な著作物『薩南血涙史』（加治木常樹著、大正元年発行）によると、

「二十九日夜、松永高美、堀新次郎等、新屋敷の汾陽光輝の邸で会飲し、酒たけなわにして光輝の弟の尚次郎が憤然として言うには、（聞くところによれば、政府は最近刺客を送り、夫子（西郷）を暗殺しようとしており云々）と述べたところ、同席の者で憤激して早速近くに住む壮士約五十人をを集めて云々」

しかし、一月二十九日にはまだ谷口登太は中原・少警部と会っていないので、刺客云々の話が出る筈はないのである。

谷口が中原と一月三十日に面談したとき、焼酎を飲んだ勢いで、
「西郷がもし、事をあげるようなことがあれば、諫言し、聞き入れられなかつたら刺し違えるほかはない」
という意味のことは語つたようである。

しかし、「刺し違える」と「刺殺」するは全く違うことである。

このことを火薬庫の掠奪事件が進行して第三日目に入った時に知つた私学校側は「刺し違え云々」の発言をさらに拡大して拳銃の口実にしようと画策したのである。拳銃には大義名分が必要である。

十年前の幕末動乱の時、薩摩は「尊皇討

幕」という立派な名分のもとに結集して、維新の大業を成し遂げることができた。今回は、私学校という政治団体が、略奪者の引渡しを拒否するために拳銃するということでは何の名分も立たない。さりとて、自ら犯人を政府に差し出すということをやれば、私学校は内部から崩壊することになる。思案している時に中原・少警部の刺し違え発言の報告が入ってきたので、困り果てていた私学校側は、これに飛びついたと云うことである。

私学校側は、中原の発言を根拠に、帰郷して説得活動を続けていた二十一名を、二月三日の夜から一斉に捕縛を始めた。かろうじて、これを逃れることができたのは、根占に帰郷しようとしていた松山信吾・権中警部だけであった。私学校側に身柄を拘束された者達には過酷な運命が待つていた。

私学校側で、拳銃の口実とするために都合良いように、あらかじめ用意された口述書の内容は「川路の命を受け、私学校に離間策を用いて内部を動搖させ、その機に乗じて西郷を暗殺し、速やかにこれを東京に報告し、陸海軍共同して攻撃し、私学校側を皆殺しとすることを決めて各自帰郷した」となつていた。しかし、こうしたこと

を、川路が勝手に決めて、指示出来るといふものではない。特に陸海軍を動員するということに至つては政府の参議一同が了承し、明治天皇の裁可を受けなければ出来ないことで、そんなことを勅許される筈はない。

捕縛された者はすべて、押印を拒んだが、拷問の末、後手にしばりあげた指に印肉をつけて、無理に押印させて口述書を作り、これをもつて拳銃の理由とした。

十六名の警察官（うち一名は脱出）はいずれも現職にある者で、うち五名は警察署長の職のままで帰郷、また、少警部三、権少警部二の幹部も含まれている。

帰郷先は、全県下の各地から、現在の宮崎県になる旧薩摩領にまで及んでおり、郷里を中心に説得を続け、西郷の居場所を探したりするようなことは全くしていない。加世田出身の土持高・少警部の場合は、母が重病との連絡が数回あつたので、看病を兼ねて、郷里で説得活動をやろうと、妻子を同伴して帰郷した。暗殺を目的としたのであれば、妻子を同伴して帰郷するような危険なことなどする筈はない。母は、土持・少警部が拘禁されている間に死去している。

（終）

加藤晶元部会長略年譜・著作目録（改訂稿）

—加藤晶元部会長の御業績を偲びて—

警察政策学会警察史研究部会編

〔目 次〕

1 はじめに	33
2 略年譜	34
3 主要著作目録	34
(1) 一般雑誌所収論稿及び序文	34
(2) 『大警視だより』続刊所収論稿	36
(3) 執筆序文一覧	37
4 追悼集等	38
(参考) 『【CD版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集〔「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック」、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』〕』（令和元〈2019〉年9月1日刊）ジャケット挿入「案内書」内容	38

1 はじめに

加藤晶氏（1930～2019）は、長く警察政策学会警察史研究部会長、大警視川路利良研鑽会会长として、川路大警視研究を中心とした我が警察史研究に多大の御業績を残された。

令和元（2019）年5月8日の同氏御長逝の後、小部会では、同氏追悼集編纂のため急ぎ略年譜・著作目録を作成し、『大警視だより』続刊第8号（加藤晶会長追悼号I、通巻第37号、大警視川路利良研鑽会刊、令和元年7月1日刊）にまず掲載し、次いで、多少補正の上昨春刊行の警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察政策学会資料第110号。警察政策学会、令和2〈2020〉年5月8日刊）205頁以下に収録した。これは、氏御自身作成の著作目録が見当たらないことから、御令室加藤悠起子様、立花書房出版部中埜誠也氏の御教示その他により急遽作成したものであるが、遺憾ながら多々遺漏がある。例えば、県警本部長に在職された沖縄、栃木及び神奈川各県警察機関誌には当然寄稿文があると思料されるものの未調査である。



加藤晶氏御遺影

本来ならば、識者の御示教を得て本格的な補正に努め、早く完成稿を作成すべきところ、今次改訂でも小風明氏、阪本尚文先生の御教示の他は僅かに気づきのところを修正し得たに過ぎず、なお他日を期さざるを得ない状況にある。このことを深くお詫び申し上げるとともに、今はただただ加藤晶氏の御冥福をお祈りするものである。併せ、小風明氏、阪本尚文先生の御厚意に深甚の謝意を表する。

2 略年譜

- ・昭和 5 (1930) 年 2 月 23 日 新潟県に生まれる、同 22 (1947) 年 3 月 新潟県立新発田中学校（旧制）卒業、同 24 (1949) 年 3 月 同新発田高等学校卒業（第 1 期。旧制中学卒業 1 年後に発足したばかりの新制高校 3 年に編入との由）、同 28 (1953) 年 3 月 中央大学法学部卒業
- ・昭和 31 (1956) 年 4 月 1 日 警察庁入庁、44 年 2 月 8 日 大阪府警察本部刑事部捜査第二課長、45 年 8 月 14 日 同警務部警務課長、46 年 8 月 23 日 福岡県警察本部刑事部長、49 年 8 月 23 日 警察庁刑事局付、50 年 2 月 21 日 沖縄県警察本部長、52 年 2 月 18 日 警察庁刑事局捜査第二課長、53 年 2 月 21 日 同捜査第一課長、56 年 2 月 21 日 栃木県警察本部長、58 年 3 月 18 日 警察大学校特別捜査幹部研修所長、59 年 9 月 14 日 神奈川県警察本部長、60 (1985) 年 8 月 7 日 辞職（その後のことは割愛）
- ・警察史研究活動関係では、武藤誠氏（元警察大学校長、1922～2013）が長く主宰された警察史研究会（昭和 60 (1985) 年 9 月設立、創設者：渡辺忠威氏、1926～1986、事務主管：戸高公徳氏、1924～2019）で活躍され、平成 13 (2001) 年 7 月警察政策学会に警察史研究部会（上記「警察史研究会」の後身に当たる。事務主管：戸高公徳氏、佐藤裕夫氏）が設置されるとともに初代部会長に就任、同 28 (2016) 年 3 月 31 日 同退任、同年 6 月 18 日 大警視川路利良研鑽会会长、令和元 (2019) 年 5 月 8 日 逝去、享年 89。

3 主要著作目録

(1) 一般雑誌所収論稿及び序文

昭和 54 (1979) 年

- ・「新しい型の犯罪とその対策—C.D システム利用犯罪とその捜査」『警察研究』第 50 卷第 8 号（〔警察研究〕創刊 50 周年記念特集④ 最近の刑事警察の動向）（良書普及会、昭和 54 年 8 月 10 日刊）10～26 頁（執筆時肩書：警察庁捜査第一課長）（C.D：キャッシュディスペンサー）

昭和 55 (1980) 年

- ・「犯罪動向とその対策」（〔特集〕八〇年代の展望と課題）『法律のひろば』第 33 卷第 1 号（ぎょうせい、昭和 55 年 1 月 1 日刊）23～29 頁（執筆時肩書：警察庁刑事局捜査第一課長）

- ・「刑事訴訟法と警察権の運用—逮捕権の運用を中心にして」佐々木史朗・河上和雄・田宮裕編『刑事訴訟法の理論と実務』（別冊判例タイムズ第7号、判例タイムズ社、昭和55年10月10日刊）41～44頁（執筆時肩書：警察庁捜査第一課長）（追加）
- ・「科学捜査の必要と限界—戦後における科学捜査生成の中から」同上 124～126頁（執筆時肩書：警察庁捜査第一課長）（追加。令和2年6月11日小風明氏の御教示に拠る。）
- ・「新しい型の犯罪と警察の対応」『警察公論』第35巻第12号（立花書房、昭和55年12月5日刊）14～18頁（執筆時肩書：警察庁捜査第一課長）

昭和56（1981）年

- ・「広域犯罪捜査力の強化及び優れた捜査官の育成と指揮能力の向上について」『警察学論集』第34巻第3号（〈特集〉刑事警察強化総合対策の推進）（立花書房、昭和56年3月10日刊）15～36頁（執筆時肩書：栃木県警察本部長・前警察庁捜査第一課長）

昭和58（1983）年

- ・「読書偶感」『警察公論』第38巻第8号（立花書房、昭和58年8月5日刊）14～17頁（執筆時肩書：警察大学校特別捜査幹部研修所所長）（警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察政策学会資料第110号。警察政策学会、令和2〈2020〉年5月8日刊）〈以下『近代警察史の諸問題』という。〉185頁以下に再録。）

昭和60（1985）年

〈https://legalarchives.co.jp/articles/search?advanced_search_form%5Bstore_author_id%5D=137〉

- ・「はしがき」（佐々木史朗・田宮裕・河上和雄・加藤晶〈連名〉）、「自動車検問における警察官の権限行使の一般的根拠（最高三小決昭和55・9・22）」佐々木史朗・田宮裕・河上和雄・加藤晶編『警察関係基本判例解説100』（別冊判例タイムズ第9号、判例タイムズ社、昭和60年11月20日刊）14～17頁（執筆時肩書：警察大学校特別捜査幹部研修所元所長）
- ・「派出所における待機警戒と公務執行妨害罪（東京高判昭和52・5・4）」同上別冊判例タイムズ第9号、18～20頁（追加。令和2年11月2日阪本尚文先生の御教示に拠る。）
- ・「任意捜査において許容される有形力行使の限度（最高三小決昭和51・3・16）」同上別冊判例タイムズ第9号、57～60頁（追加。同。）

昭和63（1988）年

- ・「28 逮捕現場と捜索・差押場所」河上和雄・渥美東洋・中山善房・古川定昭編『警察実務判例解説（捜索・差押え篇）』（別冊判例タイムズ第10号、判例タイムズ社、昭和63年9月30日刊）99～102頁（執筆時肩書：元警察大学校特別捜査幹部研修所長）

平成2（1990）年

- ・「職務質問と所持品検査（最高三小判昭和53・6・20）」河上和雄・渥美東洋・中山善房・垣見隆編『警察実務判例解説（任意同行・逮捕篇）』（別冊判例タイムズ第11号、判例タイムズ社、平成2年4月10日刊）12～15頁（執筆時肩書：元警察大学校特別捜査幹部研修所長）（追加。同。）

平成13（2001）年

- ・「(IV 追想 28) 田宮先生の思い出」『田宮裕博士追悼論集』上巻（信山社出版、平成 13 年 6 月 29 日刊）579～582 頁（田宮裕：1933～1999）（執筆時肩書：元警察大学校特別捜査幹部研修所長）

平成 25（2013）年

- ・「警察協会雑誌目次集の発行について」『警察協会雑誌目次集—警察政策百年の論述—』（警察政策学会資料、別刷。警察政策学会・（公財）警察協会、平成 25 年 12 月刊）i～iii 頁（執筆時肩書：警察政策学会警察史研究部会長）（『近代警察史の諸問題』188 頁以下に再録。）

⟨<http://www.keisatukyoukai.or.jp/>⟩、

⟨<http://www.keisatukyoukai.or.jp/tosyo.html>⟩

平成 26（2014）年

- ・「序文」警察政策学会警察史研究部会編『武藤誠先生略年譜・著作目録』（警察政策学会資料、別刷。警察政策学会、平成 26 年 11 月 7 日刊。武藤誠：1922～2013）I～III 頁（執筆時肩書：警察政策学会警察史研究部会長）（『近代警察史の諸問題』190 頁以下に再録。）

⟨<https://ci.nii.ac.jp/ncid/BB17092387?l=en>⟩

平成 27（2015）年

- ・「序文 変動する世情に立つ警察一大警視川路利良の魅力と偉大さ—」松井幹郎編『大警視だより』第 1 集（会報 No.1～No.27。大警視川路利良研鑽会、平成 27 年 10 月 13 日刊）I～II 頁（執筆時肩書：警察政策学会警察史研究部会長）（『近代警察史の諸問題』31 頁以下に再録。）

平成 28（2016）年

- ・「巻頭言」鈴木康夫『横浜外国人居留地における近代警察の創設—治安の維持と不平等条約—』（警察政策学会資料第 86 号、平成 28 年 3 月刊）巻頭 2 頁（頁数はなし。）（執筆時肩書：警察政策学会警察史研究部会長）（『近代警察史の諸問題』192 頁以下に再録。）

⟨<http://asss.jp/>⟩、⟨<http://asss.jp/katudou/publication/siryou/8.html>⟩

(2) 『大警視だより』続刊（横浜・大警視川路利良研鑽会刊）所収論稿

（註）：鹿児島市・松井幹郎氏編輯発行の『大警視だより』を継承するものとして、平成 28（2016）年 3 月に当時警察政策学会警察史研究部会長であった加藤晶氏（その後同年 6 月 18 日同氏は大警視川路利良研鑽会会長に就任。）により、『大警視だより』続刊第 1 号（通巻第 30 号、平成 28（2016）年 3 月 31 日刊）が発行された。加藤会長は、御逝去直後の令和元（2019）年 7 月 1 日発行の続刊第 8 号（通巻第 37 号）まで、下記のように毎号寄稿しておられた。

- ・「『大警視だより』の続刊について」（平成 28 年 3 月 27 日稿）『大警視だより』続刊第 1 号（通巻第 30 号、平成 28（2016）年 3 月 31 日刊）4 頁（執筆時肩書：警察政策学会警察史研究部会長）（『近代警察史の諸問題』36 頁以下に再録。）

- ・「“大警視だより”の続刊などについて」『大警視だより』続刊第2号（通巻第31号、平成28〈2016〉年8月1日刊）5～6頁（執筆時肩書：大警視川路利用良研鑽会会長）（『近代警察史の諸問題』37頁以下に再録。）
- ・「坂野潤治先生の口演記録『西郷隆盛に見る対抗エリートの質』を読んで大警視川路利良研鑽に憶う」『大警視だより』続刊第3号（通巻第32号、平成29〈2017〉年1月1日刊）（執筆時肩書：同上）（坂野潤治：1937～2020）（『近代警察史の諸問題』44頁以下に再録。）
- ・「川路大警視の眞の姿を追って—伊東潤氏『走狗』読後感—」『大警視だより』続刊第4号（通巻第33号、平成29〈2017〉年7月1日刊）14～16頁（伊東潤：1960～）（執筆時肩書：同上）（『近代警察史の諸問題』45頁以下に再録。）
- ・「川路利良大警視の伝統に生きる警視庁（上）」『大警視だより』続刊第5号（通巻第34号、平成30〈2018〉年1月1日刊）14～16頁（執筆時肩書：同上）（『近代警察史の諸問題』196頁以下に再録。なお、冒頭「昭和26（1951）年」は「昭和24（1949）年」の誤植、乞訂正。）
- ・「川路利良大警視の伝統に生きる警視庁（下）」『大警視だより』続刊第6号（通巻第35号、平成30〈2018〉年7月1日刊）14～16頁（執筆時肩書：同上）（『近代警察史の諸問題』198頁以下に再録。）
- ・「川路利良大警視の伝統に生きる警視庁（上・下）補足」『大警視だより』続刊第6号（通巻第35号、平成30〈2018〉年7月1日刊）17～18頁（執筆時肩書：同上）（『近代警察史の諸問題』201頁以下に再録。）
- ・「川路大警視の伝統に生きる警視庁（追補）」『大警視だより』続刊第7号（通巻第36号、平成31〈2019〉年1月1日刊）9～10頁（執筆時肩書：同上）（執筆時肩書：同上）（『近代警察史の諸問題』203頁以下に再録。）
- ・「名誉会員榊原好恭氏の御逝去を悼みて（遺稿）」『大警視だより』続刊第8号（通巻第37号、令和元〈2019〉年7月1日刊）13～14頁（榊原好恭氏：1933～2019）（執筆時肩書：同上）（『近代警察史の諸問題』132頁以下に再録。）
- ・「最近の川路大警視研究について—鈴木康夫氏の御高論に接して—（遺稿）」『大警視だより』続刊第8号（通巻第37号、令和元〈2019〉年7月1日刊）15～16頁（執筆時肩書：同上）（参考：鈴木康夫氏「明治維新と近代警察制度」『警察政策』第20巻〈平成30年3月刊〉263～298頁。警察政策学会HP〈<http://asss.jp/>〉で閲覧できる。）（執筆時肩書：同上）（『近代警察史の諸問題』194頁以下に再録。）

（3）執筆序文一覧（学会資料第110号『近代警察史の諸問題』に再録済。）

- ・「警察協会雑誌目次集の発行について」『警察協会雑誌目次集—警察政策百年の論述—』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会・（公財）警察協会、平成25年12月刊）
- ・「序文」警察政策学会警察史研究部会編『武藤誠先生略年譜・著作目録』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、平成26年11月7日刊。武藤誠：1922～2013）

- ・「序文 変動する世情に立つ警察一大警視川路利良の魅力と偉大さ」松井幹郎編『大警視だより』第1集（会報No.1～No.27。大警視川路利良研鑽会、平成27年10月13日刊）
- ・「巻頭言」鈴木康夫『横浜外国人居留地における近代警察の創設—治安の維持と不平等条約—』（警察政策学会資料第86号、平成28年3月刊）巻頭2頁（頁数はなし。）

4 追悼集等

- ・大警視川路利良研鑽会編【CD版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集〔「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック」、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』〕（大警視川路利良研鑽会、令和元〈2019〉年9月1日刊）
<https://ndlonline.ndl.go.jp/#!/detail/R300000001-I029970941-00>
- ・警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、令和元〈2019〉年10月1日刊）
- ・警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察政策学会資料第110号。警察政策学会、令和2〈2020〉年5月8日刊）
<http://203.138.30.128/%E6%B4%BB%E5%8B%95%E7%B4%B9%E4%BB%8B/%E5%87%BA%E7%89%88%E6%B4%BB%E5%8B%95/%E5%AD%A6%E4%BC%9A%E8%B3%87%E6%96%99/>、<http://203.138.30.128/report/警察政策学会資料110.pdf>
- ・警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第二輯）—武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公徳氏追悼記念論集—』（警察政策学会資料第114号（本輯）・第115号。警察政策学会、令和3〈2021〉年5月8日刊）

（『大警視だより』続刊関係）

- ・『大警視だより』続刊第8号（加藤晶会長追悼号I、通巻第37号、大警視川路利良研鑽会刊、令和元〈2019〉年7月1日刊）
- ・『大警視だより』続刊第9号（加藤晶会長追悼号II、通巻第38号、大警視川路利良研鑽会刊、令和2〈2020〉年1月1日刊。「故加藤晶先生追悼部会（令和元年9月28日）概要」収録）
- ・『大警視だより』続刊第10号（加藤晶会長追悼号III、通巻第39号、復刊第10号記念号、大警視川路利良研鑽会刊、令和2〈2020〉年7月1日刊）
- ・『大警視だより』続刊第11号（加藤晶会長追悼号IV、通巻第40号、大警視川路利良研鑽会刊、令和3〈2021〉年1月1日刊）

（参考）

【CD版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集〔「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック」、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』〕（令和元〈2019〉年9月1日刊）ジャケット挿入「案内書」内容

大警視川路利良研鑽会では、去る令和元（2019）年秋、加藤晶会長追悼記念の一として、『【CD版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集〔「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック〕、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』』（令和元〈2019〉年9月1日刊）を刊行した。同CDジャケット挿入の「案内書」の内容は、次のとおりである。

「

(御案内)

大警視川路利良研鑽会長加藤晶氏には令和元（2019）年5月8日逝去されました。享年89。痛惜の念に堪えません。小会では、ここに、同会長追悼記念として、本『【CD版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集〔「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック〕、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』』（令和元〈2019〉年9月1日刊）を作成いたしました。同氏は御生前鹿児島事務局代表の松井幹郎氏とともに、篤き思いと崇敬の念をもって大警視川路利良研究を進め、後代の方々に少しでも役立つような著作物を出したく考えておられましたが、残念なことに果たされないまま逝かれました。本資料集はささやかながらその御遺志の一端を具現化したものです。川路大警視研究のための一つの手掛かりともなれば幸甚に存じます。加藤会長の御冥福をただただお祈りいたしております。

令和元（2019）年8月1日

編者謹誌

- ・本CD版は、下記10ファイルから構成されております。それぞれをクリックしていくだけますと、当該ファイルが開きます。今次資料集は冊子版を作成していませんので、ファイル2:「大警視川路利良関係資料集（本体編）」で、全体構想がわかるようにしています。
- ・ファイル1: ⇒ファイル一覧、ジャケット・レーベル・ジャケット内挿入解説書をデータ化したもの
- ・ファイル2: ⇒「大警視川路利良関係資料集（本体編）」（川路利永名誉会長序文、松井幹郎鹿児島事務局代表序文、廣瀬權会長序文、凡例、目次、あとがき、奥付）
- ・ファイル3: ⇒「1 松井幹郎著『大警視川路利良聖地巡礼』ガイドブック」
- ・ファイル4: ⇒「2 松井幹郎編『大警視だより』集成」
- ・ファイル5: ⇒「3 加藤晶編『大警視だより』続刊集成Ⅰ」
- ・（ファイル6～10: ⇒「4-（1）～4-（5） 大警視川路利良関係文献集成（1）～（5）」）
- ・ファイル6: ⇒「4-（1） 大警視川路利良関係文献目録抄」
- ・ファイル7: ⇒「4-（2） 中原英典氏警察史関係著作目録」
- ・ファイル8: ⇒「4-（3） 武藤誠氏警察史関係著作目録」
- ・ファイル9: ⇒「4-（4） 渡辺忠威氏警察史関係著作目録」
- ・ファイル10: ⇒「4-（5） 加藤晶氏警察史関係著作目録」

(参考: 同資料集あとがき)

「 大警視川路利良研鑽会長加藤晶氏には去る令和元（2019）年5月8日（水）横浜市で

長逝された。享年 89。謹んで御冥福をお祈りするものである。長きにわたって警察界に於ける日本警察史研究を主導し大きな御業績を残されたことに敬意を表するとともに、警察史研究会及びその後身たる警察政策学会警察史研究部会において後進の指導育成にも尽瘁されたことに対し深甚の謝意を捧げる次第である。

加藤会長の川路大警視への熱き想いと崇敬の念は大きなものがあったが、鹿児島市・松井幹郎氏が平成 23 (2011) 年 6 月に創刊された『大警視だより』が、同氏の御健康上の事由から平成 28 (2016) 年春でもって休刊を余儀なくされるに至ったことを、当時警察政策学会警察史研究部会長であった会長は痛く惜しまれて、敢然と御自身で引き継がれ、『大警視だより』続刊の名称で継続発行をされてから早三年、都合 8 号の刊行を見た。この間会長には御体調が極めてすぐれない中にあってもその編輯に鋭意努められ、毎号斯学の権威の先生方に寄稿を仰がれるとともに、自らも御研究成果の一端を必ず執筆された。これには会員一同大いに驚き、感動したところである。そして、このように精魂をかたむけて育まれた『大警視だより』続刊の永続化を図ることを、私どもに託して逝かれたのであった。

この他、加藤会長は、この『大警視だより』続刊の編輯、発刊に加え、大警視川路利良関係資料の取りまとめにも深く配意され、然るべきなんらかのものを残しておきたいとの御意向をかねがねお漏らしされていたが、残念ながら御生前にはついに果たせ得なかった。

他方、『大警視だより』創刊者である松井幹郎氏は、同誌のほとんどを集成した大警視川路利良研鑽会『大警視だより 第 1 集 大警視川路利良研鑽会報No.1～No.27 [他に臨時増刊号 1 号収録]』(発行者: 川路利永氏、編集者: 鹿児島市・松井幹郎氏、平成 27 年 10 月 13 日刊) を刊行されていたが、これに加えて、そこに未収録二号分 (No.28、No.29) と同氏が早くに出された貴重な『「川路利良大警視聖地巡礼」ガイドブック』(鹿児島市・自己出版、平成 21 年 3 月刊) をも併せ収録する CD 集刊行を夙に考えておられた。しかるに、その後の同氏の御病状のこと也有って、その企画は中断されたままであった。

こうした中、先般、大警視川路利良研鑽会では、加藤会長追悼企画の一として、『大警視だより』続刊第 8 号 (令和元年 7 月 10 日号、加藤晶会長追悼記念号) を発行したが、編輯過程での川路利永名誉会長、廣瀬権会長との対話の中で、この機会に加藤会長、松井氏がともに企図されておられた川路大警視関係資料集を加藤晶会長追悼記念として作成してみてはとの気運が高まり、松井氏にもお諮りしたところ御高諾が得られた。については、本年 9 月下旬開催予定の警察政策学会警察史研究部会主催の加藤晶元部会長追悼会に間に合わせるべく急遽編輯、製作することとなつた次第である。泉下の会長からは「そのようなものを忽卒の間につくることより、この時期もっと他にすべきことがあるのではないか。」とのお叱りを頂戴するかもわからないが、これでもって御遺志の一つは果たせるものではないかとも愚考する。

本来であれば冊子版を発行すべきであつて、CD 版はその付随として出すものであるが、これまた諸般の事情で CD 版のみの発行になってしまったことは、寔に遺憾なことであり、ただただお詫び申し上げる次第である。なお、本 CD 全体の見方については、本ファイル 2 冒頭の（概要説明）で記載したとおりである。

収録内容については、様々な検討を重ねたが、松井幹郎氏編『大警視だより』と加藤晶会長編『大警視だより』続刊の各全号をまず収めるとともに、松井氏の前掲『「大警視川路

利良聖地巡礼』ガイドブック』を冒頭に収録することにした。加えて、川路大警視研究に資するため、「大警視川路利良関係文献集成」と題し、川路大警視研究に大きな成果を上げられた加藤会長を含む戦後の警察OB四氏の個人著作目録を収載し、かつそれを補う意味で明治期以来の川路大警視研究文献の一部をまとめた目録「大警視川路利良関係文献抄」を配したところである。なお、加藤会長追悼記念であることから、同会長の既発表論稿をも「加藤晶会長著作集」として全部再録したかったのであるが、これは事情があって今回は実現できなかった。いずれ機会を見つけ、編輯できればと願っている〔前輯には加藤元会長御著作の一部を収録している。〕。

たまたま先頃 NHK-BS プレミアム「英雄たちの選択」（令和元年 7 月 3 日（水）夜）で「警察誕生～川路利良 恩人西郷との対決～」（<https://www4.nhk.or.jp/heroes/2/>）が放映され、大きな反響を呼んだところである。これからすれば、大警視川路利良関係研究は今なお今日的課題を有しているといえよう。こうしたことから、本 CD は寛にささやかな試みにすぎないが、今後の川路大警視研究にいささかなりとも寄与できれば幸甚である。編輯、刊行に当たっては、川路名誉会長、松井鹿児島事務局代表及び廣瀬会長には貴重な御序文、御懇篤な御指導を賜わり、また、警察政策学会警察史研究部会事務局長の佐藤裕夫氏には格別の御高配に与った。制作については、今回もまた土坂邦夫氏の御配慮を得た。ここに誌して厚く御礼申し上げるものである。

（令和元（2019）年 8 月 1 日記） 」

〔本稿は、警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心にして—』（警察政策学会資料第 110 号。警察政策学会、令和 2（2020）年 5 月 8 日刊）205 頁以下所収の「加藤晶氏略年譜」及び「加藤晶氏主要著作目録」を改訂したものである。〕

川路大警視と漢詩

前警察政策学会警察史研究部会長 福永 英男

(前記)

周知のように川路大警視の漢詩は有名であるが、これにつき、前警察政策学会警察史研究部会長福永英男氏(1936~2021)におかれでは、「[警察の灯火]川路大警視と漢詩(Ⅰ)、(Ⅱ)」の表題にて、『日刊警察』平成14年1月15日(火)第6面、同年2月12日(火)第6面に寄稿されておられた。以下では、諸般の事情により、『日刊警察』掲載記事をそのまま再掲しておくこととする。なお、同紙上の手書き修正箇所は、福永氏御自身によるものである。ちなみに、川路大警視漢詩関係著作としては、例えば下記のものがある。併せ御参照願えれば幸いである。

〔川路大警視漢詩関係著作抄〕

明治14(1881)年

- 重野成齋(安繹〈やすつぐ〉、1827~1910)・鱸松塘(すずき、元邦、1823~1898)
批閱、川路利良著『龍泉遺稿』(漢詩集、明治14年刊、龍泉は川路の号)
国立国会図書館デジタルコレクション: <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/894637>

昭和55(1980)年

- 『龍泉遺稿』(川路利良漢詩集、肥後精一〈1915~2012.11.6、96歳〉復刻、昭和55年4月刊)⇒肥後精一『明治のプランナー 大警視川路利良』(鹿児島・南郷出版、昭和59年1月10日刊)158~170頁に縮小の上再録。

平成6(1994)年

- 肥後精一(1915~2012) / 西岡市祐(1933~?)編『現代語訳付 龍泉遺稿 聖る大警視川路利良の人物像』(東京法令出版、平成6年5月2日刊)

平成28(2016)年

- 松尾善弘(1940~)監修、鹿児島県漢詩学習会編訳『大警視川路利良漢詩集』(鹿児島・斯文堂、平成28年11月刊)

(参考) 福永英男氏『日刊警察』寄稿川路大警視関係文献抄(本輯218頁以下参照。)

平成12(2000)年

- 「[警察の灯火]弱者の保母たれー『警察手眼』に学ぼうー」『日刊警察』平成12年12月12日(火)第3面

平成14(2002)年

- 「[警察の灯火]川路大警視と漢詩(Ⅰ)、(Ⅱ)」『日刊警察』平成14年1月15日(火)第6面、同年2月12日(火)第6面(本稿)
- 「[警察の灯火]「声無きに聞き 形無きに見る」の出典」『日刊警察』平成14(2002)年3月12日(火)第3面(『大警視だより』続刊第4号及び前輯22頁以下に再録。)
- 「[警察の灯火]「声無きに聞き 形無きに見る」拾遺」『日刊警察』平成14年8月27日(火)第3面(『大警視だより』続刊第4号及び前輯24頁以下に再録。)

平成17(2005)年

- 「[警察の灯火]川路大警視の死を巡って」『日刊警察』平成17年5月24日(火)第3面

2002年1月15日(火)(6)

(第3種郵便物認可)

日刊警察

川路大警視と漢詩（I）

元神奈川県
警視本部長
福永英男

大警視・川路利

の流布・鑑賞など不可能に近
い。

手眼

の

い。

他方、川路の

警視手眼

は

有名だ。

しかし、

川路は

正確には川路の著書といい

こと

が

こと

『越後だより』三題

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路 利永

〔目 次〕

はじめに	45
『越後だより』（良寛）	46
『越後だより』（河井継之助）	
—薩摩の血が流れる私が河井継之助に心惹かれるのはなぜだろうか—	49
もう一つの戊辰北越戦争	54
『越後だより』（山本五十六）	54

はじめに

2013～2015 年（平成 25～27 年）にかけて大警視川路利良研鑽会鹿児島事務局発行の『大警視だより』第 15 号（平成 25 年 10 月 13 日刊）から第 23 号（平成 27 年 2 月 13 日刊）に掲載しました『越後だより』に若干の手直しをして、今次の学会資料に「『越後だより』三題」として寄稿致します。皆様にお読みいただければ幸いです。わずか三年の赴任生活で、何故これほどまでに越後に魅せられたかは正直言ってわかりません。ただひとつ言えることは、人生感動体験の積み重ねを信条とする我が人生において、越後における県人の方々との出会い、見るものや食べるものが、非常にマッチした事ではないかと思います。本当に越後の知識は全くと言っていいほどない私でした。幸か不幸か、それがフックとなって、地理、歴史をはじめ越後に関する勉強をさせていただきました。越後の生んだ良寛、河井継之助及び山本五十六は、日本の歴史の中でもあまりスポットライトを浴びていないかも知れません。ただ、新潟県で暮らして越後の持つパワーには感心しました。越後にはまだまだたくさんの賢人がいらっしゃいますけど、本稿は、その中でも私が素晴らしいと思った生粋の越後人を紹介したものです。

なお、上記『大警視だより』第 15 号から第 23 号は、その後松井幹郎編『大警視だより』第 1 集（会報No.1～No.27。大警視川路利良研鑽会、平成 27 年 10 月 13 日刊）及び大警視川路利良研鑽会編『【CD 版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集 〔「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック〕、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』』（大警視川路利良研鑽会、令和元〈2019〉年 9 月 1 日刊）にも再録されています。

『越後だより』（良寛）

新潟県に着任して数ヶ月が経過し、市内の方向感覚にも慣れてきたある休日。新潟市中央区一番堀町に鎮座する白山神社。弥彦神社、新潟県護国神社と共に新潟県を代表する神社の一つで神社内の敷地にある蓮の華が眩しいほど綺麗な季節に参拝。その後天文館通りならぬ古町通りを散策し、行きつけの喫茶店「シャモニー」で苦めのコーヒー。この「シャモニー」は新潟赴任時代、毎朝、日本経済新聞と地元の新潟日報を隅から隅まで記事をチェックし、数々の書籍を読んだ思い出の喫茶店です。

その後、北方文化博物館新潟分館へ。歌人であり、私の早稲田大学の先輩でもある会津八一の作品の数々を眺め、アカデミックな気分に浸っていると良寛の資料がありました。

えっ？ 良寛って越後出身だったのか？ 人間知らなかったことを知ると妙に感動するもので、一気に良寛に興味を持ちました。会津八一先輩、ゴメンナサイ。

良寛のイメージってはっきりしないと思います。皆さんは如何ですか？ 少なくとも私ははっきりしませんでした。

子供と手毬をしている情景、煩惱を捨て質素な生活を送ったイメージ。いつの時代に生まれて、どんな人生を歩んだのか？

そこから私の良寛に対する興味が生まれました。

良寛を研究する組織である「良寛会」は全国各地にあります。鹿児島県にもあるようです。新潟だけでも 26 組織、全国では、47 組織あります。

「良寛会」は、良寛の残した足跡、高明な考え、質実剛健な生き方を研究する組織だそうです。私はもちろん「新潟良寛会」に入会しました。「新潟良寛会」の事務局は、古町にある考古堂という書店にありました。会長は、考古堂書店会長の柳本雄司氏で温厚な紳士でした。

「新潟良寛会」は、「良寛さんの慈愛の心を広めよう」という精神をモットーに約 30 年前に設立されたそうです。

良寛の魅力は何と言っても清貧の生活に徹した人生を送り、歌や書を愛し、その本質を追求した人であったということではないでしょうか。

良寛は、1758（宝暦 8）年越後出雲崎（いづもざき）の名主である橋屋山本家長男として生まれました。将来は父である以南の後を継ぐ役目にありました。性格は内向的で素直。家にこもり、空想にふけるのが好きでいつもどこかぼんやりしており、「名主の昼行灯息子」などと陰口を囁かれていましたが、学問が好きで、山本家の蔵書の論語などを熱心に読んでいたようです。幼名は栄蔵と名付けられていました。

18 歳の時に突然家を捨て寺に入りました。本来は家督を継ぐべき立場の男が、弟の由之（ゆうし）にそれを押し付け、出家して備中（岡山）に行くわけですから、人間としては無責任な生き方だったかも知れません。

良寛が 26 歳の時に母のぶが息を引き取ります。本来ならば家督を継いで母に孝行すべき長男の良寛、佐渡の出身である母に対する思いは、特別なものがあったと思います。敬愛する母ノブを偲んで良寛はこう歌っています。

“たらちねの 母が形見と 朝夕に 佐渡の島べを うち觀つるかも„

父以南が京都の桂川に身を投げたのは、良寛が38歳、諸国を放浪していた時期でした。以南は実直で正直な人でありましたが名主と言う職務を取り仕切る才がなかったことは良寛も承知していました。それはすなはち、自分の資質そのものであることも自覚していたであります。

“朝露に 一段低し 合歓の花„ 以南

“みずぐきの 跡も涙に かすみけり ありし昔の ことを思ひて„ 良寛揮書
良寛は、敬愛する父の形見として終生大切にしたと思われます。

父の死から一年後の冬に良寛は寒風が吹きすさぶ近江路を通って北陸路に入り一人越後へと向かいます。

“来てみれば わが故里は 荒れにけり 庭もまがきも 落ち葉のみして„

良寛が帰郷した当時、橋屋山本家はもはや没落の寸前にありました。弟の由之は気性の激しい人だったようで、ある事件で町民との間に訴訟騒ぎを起こして、名主役を取り上げられたうえ、全財産を没収され、出雲崎から追放処分となりました。良寛の帰郷から14年後の1810（文化7）年のことでした。良寛の人生は自分自身が思ったほどうまくは行かなかつたようです。

昨年〔2013（平成25）年〕の新潟旅行で十年ぶりに良寛の生まれた出雲崎界隈を散策しました。10月上旬でしたが、真夏日で良寛記念館や生家跡地である良寛堂、良寛公園から見ることが出来た佐渡はとても雄大でした。こちらの夕暮れ時は日本海に向かって夕陽が沈みます。太平洋側の人間は朝陽が昇る瞬間を見慣れていますので、夕陽が沈む瞬間を初めて見た時は感動します。太陽は夕暮れに海に沈む、太陽は朝、海から昇るという違いは、両地域に暮らしませんと解らないと思います。

良寛がこの国上山の中腹にある五合庵に定住の場所を見いだしたのは、1805（文化2）年48歳のことです。五合庵に住むようになって良寛は文字通り無一文の生活ではありましたが、その心の中は円熟し良寛ならではの清く貧しく自立した生活を送るのです。そんなある日、長岡藩主の牧野忠清がみずから良寛を訪ねて五合庵へ姿を現しました。孤高の僧として知られ始めていた良寛をわざわざ寺を建て、住職として長岡に迎えたいというのです。しかし良寛は忠清の頼みを黙って聞いたあと無言のままで一句差し出しました。

“焚くほどは 風がもて来る 落ち葉かな„

この歌はあまりにも有名で、良寛の無欲な心情を物語っています。現在の日本人が、忘れてしまったものを象徴しているようで、私はこの歌が大好きです。日本がアメリカの圧力に屈して、構造改革に揺れ動いているときにこの歌に出会いました。

“規制緩和と市場原理主義„ “グローバリゼーションによる産業の空洞化„ “貧困の差の拡大„ “人件費の抑制と正社員の減少„ “労働基準法を無視した労働実態„ “交通事故を上回る自殺者の増加„ 等々。

日本人の顔つきが醜くなつた時代に、良寛の無欲な生き方をもう一度見つめる必要がある、と思いました。日本が大きく変わるこの時期に、私は新潟という時間がたおやかに流れる地域に暮らしていたことは幸いだったかもしれません。東京を中心とした大都市の変貌を、内から、外から見ることができました。

良寛の話が大きく外れてしまい申し訳ありません。

2001（平成13）年10月21日（日曜）新潟良寛会秋の研修旅行に参加しました。午前8時古町に集合し、バスで万福寺→解良家（けらけ）→觀照寺→乙子神社→国上寺→五合庵→出雲崎→良寛堂→洞雲寺（とううんじ）→中央公民館 18時解散というハードスケジュールの一日でした。憧れの地を訪れることが出来て最高の旅行でした。解良家では心月輪（しんがつりん・しんがちりん）の銅蓋を、五合庵では地元の辻さんが手毬を、洞雲寺では良寛を慕う恋人であります貞心尼（ていしんに）の墓参、とにかく最高の時間を過ごすことが出来ました。

私は自分の人生において、「たくさんの感動体験」を積み重ねることが大切ではないかと思います。素晴らしい人たちに出会い、相応の生活を送り、美味しいものを食し、万巻の書に涙し、自分の身体に流れている血を躍らす事が必要ではないかと思います。

私が昨年〔2013（平成25）年〕の新潟旅行を楽しんでいた時、10月1日に横浜市で悲惨な事故が起こりました。10月3日付日本経済新聞のフロントページにある「春秋」を読み、久しぶりに涙が出ました。既にお読みになった方は、ご記憶にあると思いますが、あまりにも感動したのでご紹介します。

《春秋》

A・ガードナーという英国のコラムニストが書いている。「人間は幾つかの習慣の上に上着とズボンを着たような存在である」（行方昭夫訳）。そう、人生のほとんどは「いつものように」過ぎていく。しかし、そこに割り込んでくる何事かも、またある。

父の会社で働き、父の運転する車でともに外回りし、会社に戻る道すがら遮断器が降りた踏み切りで電車が通り過ぎるのを待つ。そこまではいつもと、何も変わらない日常だったであろう。そこで村田奈津恵さんは線路に横たわる老人を見つけ、車を飛び降りて踏み切り内に入り、老人を救って自らは命を落とした。

「助けなきや」。父が止めるのを振り切った奈津恵さんの、最後の言葉だったという。

確かに人間は習慣が衣服を着たようなものかもしれない。しかしそれだけではない。前触れもなしに人生に割り込んで来た出来事にどう向き合うか。咄嗟だからこそ、人間の奥に潜むものが顔を覗かせる。そんな事を考えさせられる。

糸井重里さんに「ひとつやくそく」という詩がある。

“おやよりさきにしんでは いかん おやよりさきにしんでは いかん
ほかにはなんにもいらないけれど それだけひとつやくそくだ,”

子を思う親の気持ちは、いつの時代でも変わりません。目の前で突然娘を失った父の無念と悲しみの深さをまた思わずをえません。ふと良寛の気持ちと村田奈津恵さんの事がオーバーラップして胸が痛みました。

良寛の五合庵での生活は還暦を迎える前の十年余り。そのあと乙子神社の草庵、和島村（わしまむら）木村家の庵室と居を移します。良寛も69歳になりました。

“風は清し 月はさやけし いざともに 踊り明かさむ 老いのなごりに,”

良寛は盆踊りがこのほか大好きで、盆になると近くから集まって来た老若男女と共に夢中になって踊ったと言われています。老いの日々を迎える良寛。ところが最晩年の3年余は明るく華やいだ日々を迎える事になりました。美貌の尼僧貞心尼との出会いです。この

時良寛 70 歳、貞心尼 30 歳。二人の愛の交流は良寛にとっても貞心尼にとっても人生における最高のひと時ではなかったかと思われます。

“君にかく あひみることの うれしさも まだ覚めやらぬ 夢かとぞ思う”
貞心

“夢の世に かつまどろみて 夢をまた 語るも夢も それがまにまに”
良寛

二人の恋心がにじみ出て来る歌です。また少し会えない時間が続くと、

“君や忘る 道や隠るる このごろは 待てど暮らせど おとずれのなき”
良寛

“こと繋き むぐらの庵に 閉じられて 身をば心に まかせざりけり”
貞心

きりがないくらい二人の恋歌は続きます。しかし二人の恋愛は良寛の死によって終わります。二人の出会いから 3 年目の夏、記録的な夏が越後地方を襲います。この暑さで良寛は体調を崩すことになりました。病気を気遣って貞心尼は長岡郊外から良寛の住む和島村までの 5 里の道のりを、11 月の雪道に足を取られながらたどり着きます。危篤の良寛は貞心尼を布団の上に座って迎えると、痛みに耐えつつも安堵の表情をみせてこう詠みました。

“いついつと 待ちにし人は 来たりけり いまは相みて 何か思はむ”
良寛

良寛 74 歳の生涯でした。

[初出: 『大警視だより』第 19 号、第 20 号 (鹿児島市、平成 26 年 6 月 13 日、同 8 月 13 日各刊)。後に松井幹郎編『大警視だより』第 1 集 (会報 No.1 ~ No.27。大警視川路利良研鑽会、平成 27 年 10 月 13 日刊) 90~92、96~99 頁に再録。]

『越後だより』(河井継之助)

—薩摩の血が流れる私が河井継之助に心惹かれるのはなぜだろうか—

新潟県長岡市は、県の中部 (中越地方) に位置します。新潟市に次ぐ人口を擁する市で、江戸時代には、越後長岡藩の城下町として栄えました。初代藩主は牧野忠成で、牧野一族は徳川幕府に忠誠を尽くし、譜代大名の地位を確立して越後長岡藩 250 年に及ぶ礎を築きました。

私の勤務した博報堂新潟支社は、新潟市にありますが、業務の関係で、長岡に行くことがありました。初めて新幹線で長岡駅に降り立った時に、何とも言えない寂寥感を覚えました。それが長岡に対する第一印象です。

良く解りませんが、薩摩の血が流れる私の身体を、百数十年前に起こった戊辰北越戦争でお亡くなりになった長岡藩兵を中心とする会津、桑名藩兵の怨念が私を出迎えたのではないでしょうか。もちろん、薩摩を中心とする新政府軍の方々もいらっしゃったと思いま

す。上越新幹線の長岡駅のある場所は、その当時、越後長岡城だったそうです。この地をめぐって奥羽越列藩同盟軍の熾烈な戦いが繰り広げられた因縁の地です。

河井継之助は、26歳の時に江戸に遊学しました。これからの日本が混沌とした大変な時期を迎える江戸では、齋藤拙堂、古賀茶溪（こがさけい）、佐久間象山の門下を潜ります。しかし、それだけでは満足せずに、備中松山藩の山田方谷（やまだほうこく）を師と選び、方谷の影響をかなり受けます。継之助はその後、疲弊しきった長岡藩の財政再建を行いますが、山田方谷から学んだ事がベースになっています。また備中に寄宿していた時に、長崎、佐賀、熊本にも旅し、外国人との交流で「民は國の本（もと）、吏（役人）は民の雇い（公僕）」との考え方を学びました。

2013（平成25）年9月25日付けの読売新聞の文化（歴史）面に、静岡文化芸術大学准教授〔当時〕の磯田道史先生が執筆された記事が載っています。全文を載せたかったのですが、著作権の許諾等難しいので、一部引用させていただきました。記事には“「民あっての国」の道示す”のタイトルで山田方谷の跡の備中松山藩五万石で、奇跡の藩政改革を成し遂げた方谷を絶賛する記事で、継之助はこれを学び、長岡藩の改革に努めいていることを紹介しています。

幕末から昭和の敗戦まで、この国は西洋に植民地化されずに必死に国作りをやってきた。しかし、国を強くするために民を犠牲にする傾向は否めない。民あっての国、民のための国という視点に乏しかった。国と民の関係では、薩長よりも薩長に滅ぼされた越後長岡藩の河井継之助の方が志が高いかも知れないとも記しています。「民は國の本 吏は民の雇い」、素晴らしい言葉だと思います。

川路利良大警視も警察官の心得として、そのような考え方を引用しています。

継之助は、主君である牧野忠訓（ただくに）の命を受け、長岡藩の藩政のトップに就くわけですが、継之助は彼の目指す新国家構想に向かった邁進して行きます。小藩である長岡藩の財政改革や、武家の平準化を断行し、兵制改革に努めます。文献によれば、当時の長岡藩は刀や槍を捨て、薩長新政府軍を凌ぐ重火器を備え、継之助自ら重火器の鍛錬に努めたようです。有名なガトリング砲を初め、フランス式四斤野戦砲を備え、エンフィールド銃やミニエール銃を藩兵に支給、戦いやすい簡易軍服の着用、野戦の時は食料として、おむすびだけでなくパンを携帯させたそうです。また、交流の深かった外国人からナポレオンの軍略も学んだそうです。とにかく、戊辰北越戦争における継之助の軍略や戦術は、薩長新政府軍の指揮官のそれを全く凌駕していたようです。余談ですが、帝国陸軍参謀石原莞爾は、陸軍大学校の卒業論文で、河井継之助の戦略・戦術をテーマにしたそうです。

新潟県小千谷市（おぢやし）に、慈眼寺（じげんじ）というお寺があります。春には桜が満開に咲いて綺麗なお寺だそうです。一昨年〔2012（平成24）年〕9月に慈眼寺を訪れました。小千谷で食べたへぎそばと野菜天ぷらはとても美味でした。そこで運命の小千谷会談がおこなわれました。百数十年前の歴史の大舞台になり、戊辰北越戦争の導火線となつた、慈眼寺の広間を訪れたことは至上の喜びでした。河井継之助越後長岡藩軍事総督（41歳）に対して、新政府側は岩村精一郎軍監（高俊、23歳）、当然大人と子供の談判は決裂します。評論家は歴史に多くのイフストーリーを論じます。河井継之助に対して、長州の山縣有朋や薩摩の黒田清隆が会談に臨んでいれば、戊辰北越戦争は違った展開があったか

も知れないと解説されていますが、本当にそうでしょうか？

私が思うに、河井継之助は常軌を逸した人物です。当然生まれてきた時代も、神様が間違えました。継之助は時代の趨勢を、ある程度見通していたと思います。徳川慶喜が大政奉還し、新政府に恭順するやいなや、江戸藩邸にある書画骨董を処分、情勢不安の江戸で暴落した米を大量に仕入れ、函館で高値で売却、江戸と新潟の銅銭相場の金利差を察知、大量の銅銭も買い集め新潟で売却しました。巨額の資金を確保して、当時の薩長新政府軍に対抗しうる重火器を擁し、長岡藩兵の戦闘能力も継之助の下で最強の軍隊に育ちました。継之助としては、長岡軍団の戦闘能力にはかなりの自信を持ち、その力を試したいという思惑があったのではないか？

また、小説の『峠』によりますと、小千谷会談では、岩村精一郎の裾を掴み、不戦の時間を懇願したり、慈眼寺周辺を何度も徘徊して再度会談の要請をしたことになっていますが、継之助の今までの思考及び行動基準から考えると、少し奇異に感じられるのではないか？

継之助は、最悪の時は自ら新政府軍に一泡吹かせる気持ちを持っていたのではないかと思います。藩内ではいろいろな意見があり統一されていません。藩内の恭順派に対するため、大義名分を作る必要があったと思われます。幅広い情報収集力を持つ継之助は、薩長新政府軍の兵隊の人数や戦闘能力も当然掴んでいたと思います。薩摩藩でさえ二の足を踏んだガトリング砲を、2門（1門五千両）外国人貿易商エドワードスネルから買い上げています。ガトリング砲は能力を発揮するか否かは別として、一台で相当数の兵力に値する武器になり得ますし、銃も最新鋭の武器を調達しています。唯一の失策は、過信から来ていると思います。継之助だけが甚平袴と雪駄で戦場視察をしていたのですから、目立つのは当たり前です。狙撃兵の恰好の標的になってしまったと思います。継之助は膝に被弾します。その後、継之助の容体はどんどん悪化します。継之助の容体とともに、長岡藩兵の士気も低下し、長岡軍は、やむなく窮地に追い込まれます。そして会津を目指して退却します。途中の鞍掛峠で、約百名の長岡藩兵を務める門閥出身の青年家老・山本帶刀（やまもとたてわき）が継之助一行を出迎えています。この後、帶刀は追撃してきた薩長新政府軍と二十数回交戦し、いずれも撃退しましたが、数に勝る薩長新政府軍に会津飯寺の戦いで捕えられ、恭順を拒否し、翌日斬首されました。門閥出身ながら継之助に親炙していた山本帶刀は、23歳でした。戦後、河井家と山本家はお家断絶になりますが、のちに許され、高野五十六が山本家を継ぐことになります。

“八十里 こし抜け武士の 越す峠” 重傷の身で激痛、高熱に苦しみながら、醒めた自重の句を詠みます。いよいよ継之助の死期は迫ってきました。会津奥只見村に着いた継之助に、徳川將軍家の侍医松本良順が派遣されました。のちに陸軍軍医総監になります。土産に持参した肉のタタキを美味しそうに食べたそうです。良順の診察したところ、傷口の化膿がひどく、手の施しようがない状態でした。継之助の死期は近づいてきました。一週間の後に、会津塩沢村の医師矢沢宗益宅に宿を移しました。迫り来る死期を悟った継之助は、従僕の木川松蔵に棺桶と死後速やかに火葬の準備を命じて永久の眠りにつきます。

幕末の動乱期を駆け抜けた「英雄兒」、河井継之助の死によって、戊辰北越戦争は、薩長新政府軍の勝利に終わるわけです。

2年前、新潟でお世話になっている方から、1931（昭和6）年目黒書店発刊の今泉鐸次郎著『河井継之助傳』をお借りしました。私にとって、旧漢字と旧仮名遣いの文章は、睡眠薬以外の何ものでもありませんでした。川路利良大警視が、当時蠟燭かランプの灯りで、眠らないように喉に短剣をおきながら、漢文や漢詩の勉強、諸々の制度の建白書を作成していたのとは大違います。

最後に、今泉鐸次郎著『河井継之助傳』の中から、当時の継之助に関わった人たちの継之助に対する印象を綴った文章を紹介したいと思います。

○刈谷三郎 無隱曰く

“河井継之助、土田衡平、この二人漢文に長ずるあり経史に精あり。国運の伸長に關して節に屬して之に師事する幸運なり。”

○また刈谷三郎 無隱曰く

“長岡藩 河井継之助、上ノ山藩金子興三郎は新政府軍からの評価大にして要注意人物にさる。”

○土田衡平（つちだこうへい）曰く

“長い間色々な人と会ったが河井ほどの人物を見たことはない。非常に愉快な人物である。将棋や囲碁であんなに面白い打ち方をする人物を見たことはない。まるで眼中に勝敗ということがなく勝ちを制してゆく。”

○大野右仲（おおのうちゅう）曰く

“河井の学問は陽明学より出でて戦の到底裂くべからずを予見し、終始一貫局外中立を貫く。”

○木川松蔵曰く

“旦那様は平素厳しい方で一つ欠片でも骨の拾い方が足りないと、この世に生まれ変わっておいでになったら、「松蔵や、貴様の骨の拾い方が足りないで、この通り一本足りない。」とお叱りになっては大変だと思い一生懸命拾いました。”

○富山修三曰く

“余は今日の明治元勲諸々には多少の面識はあるものも未だ河井先生のごとく「鋭い人」「威厳のある人」を見ず。その洞察力と見識の高さは類を見ず。小藩から身を起こし終に一藩の執政となり藩政を改革し七万四千石の一小藩を揚げて新政府軍に当たりはその器の大きさに感ず。”

○佐川官兵衛（会津藩氏）曰く

“河井君と話をする時は息の油断も出来ない。あんなに早く理屈が見えて話に切り込みの鋭い人は少ない。確かに近代の豪傑である。”

○本間むつ子（榎屋の女将）曰く

“河井さんのお顔ですが目の玉丸く鋭く身の丈も大柄ではなく中肉中背で印象としては一遍見ると、忘れられない程偉そうでございました。ご気性は何事も手っ取り早い方で、全てが計算されておりました。どんな方にも講釈するのがお好きで立て板に水の如くありました。”

○再び鈴木三郎無隱曰く

“勝海舟に問うて曰く、河井先生はどういう人物でせう？勝海舟曰く「彼は中々の人物

で惜しい事をした」と。”藤田東湖はと問うと「ああいう流儀なしあは嫌いじや」と。真木和泉はと問うと「彼はなおきらいじや」と。河井のような人物は少ないと談せり。“

○大橋一蔵（おおはしいちぞう）曰く

“長岡の河井継之助、上杉謙信、良寛が北越の三豪傑なり。水戸の藤田東湖に対する北越の河井継之助ありと。”

○黒川通軌（くろかわみちのり）曰く

“西郷南洲曰くは東北にも中々の人物がいる。長岡の河井継之助は得易からざる人物なり。不幸にも順逆途を異にしたので賊名を負うことになったが今日世に在るならば台閣に立つべき一人である。確かに豪傑の器でひどく河井を称賛した。定めし南洲公が推奨された河井氏は大人物だと思う。”

○エドワルド・スネル曰く

“スネルは京都を信ぜず、諸大藩を信ぜず、唯一長岡の小藩、河井継之助を信じた。また、スネルは、形勢などには無頓着であったが、単に河井という人物の識量のみを比較考察し當時の日本においては河井の右に出るものはいない。”

○川路利永曰く

“河井継之助ほど自由奔放に人生を楽しみ、10年先を予見し、自分自身のドリームを持っていた男は稀な男としか思えない。非常に羨ましい限り。その偉大なる人格と、卓越した手腕は必ず新政府においても活躍されたと思う。

今年[2014(平成26)年]も越後を訪ねようと思っています。小千谷市の慈眼寺参拝はもちろんですが、河井継之助が小千谷談判の後昼食をとった江戸時代から続く小千谷市の割烹店『東忠』があります。その店の『梅の間』で食事ができるので、河井継之助を偲んで、食事をとるつもりです。

また、新たな気持ちで長岡市、柏崎市、関川村、新発田市及び新潟市内にあります護国神社に眠る新政府軍（薩摩、長州、高鍋など）と奥羽越列藩同盟軍（米沢、会津、庄内、桑名など）の英靈の御靈に参拝するつもりです。

さらに、この『越後だより』を執筆して新たな気持ちで、新潟でお世話になりました方々との触れ合いを、さらに大事にして行こうと思います。

(参考文献)

司馬遼太郎著『峠』(上、中、下巻) (新潮社)

司馬遼太郎著『馬上少年過ぐ』より“英雄兒”(新潮社)

今泉鐸次郎著『河井継之助傳』(目黒書店) (本稿52頁参照)

早坂茂三著『怨念の系譜』(集英社)

高橋重右エ門著『せきかわ歴史散歩』(関川村)

もう一つの戊辰北越戦争

原案 川路 利永
補筆 佐藤 雅志（新潟日報社 OB）

〔原文ではここ（『越後だより』（河井継之助））に収録の本「原案 川路利永、補筆 佐藤雅志（新潟日報社 OB）「もう一つの戊辰北越戦争」」は、本輯では 7 頁以下に移して収載しています。御了承願います。〕

〔初出：『大警視だより』第 21 号（鹿児島市、平成 26 年 10 月 13 日刊）。後に松井幹郎編『大警視だより』第 1 集（会報No.1～No.27。大警視川路利良研鑽会、平成 27 年 10 月 13 日刊）112～118 頁に再録。〕

『越後だより』（山本五十六）

河井継之助の死後、山本帶刀（やまもとたてわき）の捕縛の知らせは、越後総督府にもたらされました。北越戦争の実質的な責任者でありながら、長岡で足止めをくらった山縣狂介の本営は、まだ越後の新発田城にありました。

慈眼寺の会談に、岩村精一郎とともに参加した、薩摩藩の淵辺直右衛門を含む 3 人の軍監は、帶刀の人物を惜しみ助命のために降伏せよと迫りましたが、「藩主われに戦いを命ぜしも、未だ降伏を命ぜず」とがんとして降伏を拒否しました。

帶刀をはじめ長岡藩士の斬首が決まり、彼らは、藩主そして長岡の方向に別れを告げ、肅々と異郷の地に散っていきました。奇しくも、慶応から明治に改元された 9 月 8 日の出来事でありました。

帶刀の家僕の渡辺豹吉は越後から主人と行動を共にしてきました。豹吉は主人の死を見届け、遺骸を埋めてから死を賜りたいと懇願し、新政府の責任者も忠孝に免じこれを許したと言います。戦争責任を負わされ、ここに三河以来、武門の名門山本家は途絶えることになりました。

会津鶴ヶ城の北東に建福寺という寺があります。信州高遠藩主保科家の菩提寺の一つで、初代藩主保科正之公に従って高遠から移ってきました。長岡藩主が会津で滞在した寺であり、継之助が只見の塩沢で亡くなり、茶毬にふされたあと、この建福寺に運ばれました。鶴ヶ城では戦争中にもかかわらず会津藩主松平容保公が臨席し、盛大な葬儀が執り行われたと言われています。また、河井継之助が仮埋葬された墓は、新政府軍の目を避けたのか、建福寺から少し登った山中にあります。

慶応 4 年（1868 年）の戊辰北越戦争で長岡藩随一の勇者と言えば、24 歳の若き大隊長

の山本帶刀であると言われています。開戦の榎峠の戦いから常に先人にあり、今町の戦い、八丁沖の戦いでも、河井継之助の前にはいつも帶刀がいました。継之助が負傷してからの会津への転進では、今度は一転して最も危険な八十里越えの鞍掛峠で殿軍（しんがり）を務め、8月6日から約20日間、多くの同盟軍兵士や藩士の家族そして領民を守り抜きました。

帶刀は、「常在戦場」を旗印とする長岡藩の武門の象徴である家老の山本家を継ぎ、幼くして神童と言われ、あらゆる武術に優れていました。河井継之助の改革を率先垂範して実行し、もし帶刀がいなかつたら継之助の名声は後世には残らなかつたと思われます。

「大隊長の山本帶刀は、譜代家老で、齢はまだ数えて二十四歳でしかない。少年のころから継之助を尊敬し、長ずるとほとんど門人のようになつた。好学のひとで気性がいかにもすやすやかであり、それに名門の当主であるために一軍の隊長としてはきわめて適格とされていた。」（司馬遼太郎『峠』より）

山本部隊に、新政府軍が会津城下に入ったという知らせが入り、城下に急ぎ、8月27日には鶴ヶ城の西側の柳津で新政府軍と戦いました。会津城下に入ってからの山本部隊は、新政府軍が充塞する中で、常に死と隣り合わせの遊撃隊となりました。

慶応4年（1868年）9月8日、その日は濃霧の中を奥羽越列藩同盟軍と示し合させて、会津城下の南に当たる飯寺村（にいでらむら）の新政府軍を攻撃しました。長岡城の奪回戦でも異なる藩による奥羽越列藩同盟軍の連携は難しいものがありましたが、ここで連携の拙さが露呈することになりました。

飯寺方面に突撃した山本隊は濃霧の中で敵陣に孤立することになりました。敵味方の判らぬ状態では攻撃することもできず、次々に銃撃されました。山本隊は壊滅し、大隊長山本帶刀をはじめ三十余名が生け捕りにされました。そして、河井、山本両家は、明治になって、薩長藩閥政権に逆賊の責任者として処断され、家名が断絶するのです。

北越戦争の悲劇を体現した山本家の消滅は、旧長岡藩主をはじめ地元民にとって堪えられないことでした。関係者は山本家の名跡を継ぐにふさわしい人物として高野五十六に白羽の矢をたてました。彼の両親はすでに泉下の人となり、高野家は兄の季八が継いでいました。大正5年（1916年）5月19日に山本家後継式が執り行われました。その日は奇しくも長岡落城の記念日でもありました。海軍少佐で32歳の高野五十六は、その日から、山本五十六になりました。相続した財産は、山本家の定紋が付いた古い袴と、荒れ果てた山本家の墓だけがありました。

第26代大日本帝国海軍連合艦隊司令長官山本五十六の戦略・戦術は、当時の日本海軍の常識をはるかに打ち破るものであったと言えるでしょう。戦史上かの有名な真珠湾攻撃です。また、チャーチルが豪語していた、戦艦「プリンス・オブ・ウェールズ」、巡洋戦艦「レパルス」を帝国海軍航空隊が撃沈したことは、山本五十六あっての大勝利であると思われます。その後の戦況は、みなさまご存知の通りです。

軍将としての山本五十六の評価はさまざまです。しかし、太平洋戦争開戦時において、連合艦隊司令長官山本五十六の戦略・作戦は、当時の日本海軍、いや、米英の海軍戦法の常識を破るものでした。ここに山本五十六は、あの越後の生んだ河井継之助と相通じる天性の才能を持っていたと思われます。しかし、あの忌まわしい戦争のことは、あまりここ

では書くつもりはありません。

ここに、山本五十六の残した言葉があります。私が感動した言葉をご紹介したいと思います。

山本五十六の言葉

“嗚呼 冬はこれ永久の良師たり、雪はこれ不変の友たり”

“人間は淋しさを味わえる様にならぬと駄目ダネ”

“自ヲ處スルニ厳（きびしく）他ヲ處スルニ寛（ゆるやかに）”

“人間は自己の力で凡てをやらねばならぬ、人にたよってはならぬ。”

“やって見せ 説いて聞かせて やらせてみ ほめてやらねば 人は動かぬ。”

“現在、世界をみわたして、飛行機と軍艦では、日米が先頭に立っていると思うが、しかし、工業力の点では全く比較にならぬ。米国の科学水準と工業力を合わせて考え、また、かの石油のことだけとっても、日本は絶対に戦うべきではない。”

“百年、兵を養うは、国家の平和を守護せんが為である。”

“小敵たりとも侮らず、大敵たりとも懼れず。”

“常戦場”（旧長岡藩藩是） この言葉は私の好きな言葉です。

平成26年（2014年）6月某日、季節はずれの酷暑のあと、急な梅雨入り。日本全国に大雨をもたらした爆弾低気圧。雨の中を東京九段にあります靖国神社を今年3度目の参拝を致しました。戊辰戦争以降、日本のために亡くなった英靈の御靈に参拝。かの大東亜戦争で亡くなった軍人・軍属ばかりでなく、多くの無抵抗の日本国民を死に追いやった忌まわしい出来事。将来のために敵国軍（米、英、ソビエト連邦）に爆弾を抱えて突入して行った将来のある若者たち。戦後70年の日本の歩みは、亡くなった彼らの犠牲で日本人に富と幸せをもたらしたかのように見えましたが、果たしてそうでありましょうか？これは読者の皆さんにご判断を仰ぎたいと思います。

最後になりますが、20世紀は人類の殺戮、闘い、戦争の100年。21世紀は、情報と技術と平和の100年になると、小生は考えておりました。しかし、アメリカ合衆国ハーバード大学の国際政治学者サミュエル・P・ハンティントン教授が著した『文明の衝突』の予言通りになりました。

平成12年（2000年）、読売新聞元旦号のフロントページにこの特集記事が載っていたことを今でも鮮明に覚えています。9.11同時多発テロの勃発、それに続くイラク戦争。ウイグル自治区における人種問題。シリア内戦。ウクライナとロシアの代理戦争。イスラエルガザ地区における人種戦争等々、地球上における人類の殺戮、戦争は今でも続いています。まさに、イデオロギーの戦いは終わりましたが、新しい火種である、民族、人種、宗教と「文明の衝突」の戦いが、始まりました。

日本国民があれだけ大きな犠牲者を出した、あの忌まわしい出来事から、来年〔平成27年（2015年）〕は70年を迎えます。日本の向かうべき道は・・・。

あの忌まわしい出来事を再度、検証する必要があると思います。日本人は良きにつけ悪しきにつけ“何事も忘れやすい民族ですから”

(参考文献)

司馬遼太郎著『峠』(上、中、下巻) (新潮社)

早坂茂三著『怨念の系譜』(集英社)

稻川昭雄著『山本五十六のことば』(新潟日報事業社)

[初出: 『大警視だより』第22号(鹿児島市、平成26年12月13日刊)。後に松井幹郎編『大警視だより』第1集(会報No.1~No.27。大警視川路利良研鑽会、平成27年10月13日刊) 129~132頁に再録。]

継之助、歳三、そして。

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路 利永

新型コロナウイルス感染症の猛威による、国家非常事態宣言下 2020（令和2）年4月11日（土）14時NHK教育テレビ、TVシンポジウム「土方歳三と河井継之助」で司馬遼太郎の世界を見ることができました。通称Eテレは時々良い番組を放送します。この日はまた、22時から「スイッチインタビュー達人達」組織と個人 元官僚トップ村木厚子×警察小説第一人者今野敏の対談も見ることができました。普段であれば外出していて気が付かない、テレビ欄に目が止まつたことは、この非常事態宣言下ラッキーなことでした。

冤罪で誤認逮捕され、勾留された経験を持つ村木厚子氏と警察小説などの人気作家今野敏氏の対談です。この国の組織を登りつめてきた達人と、外から組織を描いてきた達人が「組織のあり方」を語り合う非常に良い番組でした。村木女史はソフトタッチでいろいろなことを非常に良く喋る。また、聞き上手の今野氏が印象的でした。

過去に、私も少なからず官僚の方々に会いましたが、皆さんおしゃれで弁舌爽やかな方々が多いという印象でした。やはり国家を背負っているという自負の現れではないかと思います。また、今野敏氏の小説はストーリーの展開が、サラリーマンの世界にも相通じる事柄が多く、隠蔽捜査シリーズの作品をはじめ、彼の大ファンです。

土方歳三と河井継之助のことについて触れてゆきたいと思います。過去司馬遼太郎さんの作品を数多く読ませていただきましたが、「燃えよ剣」と「峠」が私にとっては最高に面白かった作品です。テレビでは、司会が元NHKアナウンサー古谷和雄氏、パネリストは、今秋放映予定「峠」の小泉堯史映画監督、地元長岡市出身の女優の星野知子さん、浪花の作家の黒川博行氏、お馴染みの歴史家磯田道史氏による「司馬さんが現代に投げかけるyles 2人の男の美学」というトークディスカッション番組でした

新撰組副長である土方歳三は武州多摩の薬売りの四男として生まれ、幕末という激動の時代でなかつたら、彼の人生は平々凡々の時を過ごした事と思います。しかし歳三の生きた時代は徳川政権末期、あの時間と空間に数々の志士たちが京都を舞台において、ジャパンニーズドリームを実現します。壬生の狼たちが、京都守護職である会津藩主の松平容保から認められた時は、本当に嬉しかったことだと思います。司馬遼太郎氏は「燃えよ剣」の週刊文春の連載予告で「組織だけが正義であると信じきったこの剽悍無類の天才が近藤勇のそばにいなかつたら、おそらく新撰組は存在しなかつたであろう。歳三のような人物は、どこの世界にもいるのではないか。ただその目的が殺人であるか、ないかのちがいだけである」と書いてあります。

私が数々の新撰組に関する書物を読んだ中で、いちばん好きな描写の部分は、鳥羽伏見の戦いで敗れ江戸に帰ることになった歳三は、恋人のお雪と最後の別れの時間を過ごす、大阪の夕陽丘のシーンです。討幕の志士達から殺人鬼と恐れられていた歳三とお雪が二日間過ごした大阪にある料亭西昭庵での、歳三とお雪の過ごした時間はなんとも言えない小説の美しさと面白さを感じさせます。

新撰組における歳三のとった冷酷無比な行動は、組織を護るために必要な事であったと思います。彼の素晴らしいところは、新撰組の規範を最後まで貫き通すことです。箱館戦争での歳三、最後の突撃は、歳三の死に場所を見つけたことにあるかも知れませんが、部下の不祥事によって責任を取った結果になりました。彼の創った新撰組の規範「局中法度」によって、彼自身を終焉させます。辞世の句「よしや身は蝦夷が島辺に朽ちるとも魂は東の君（徳川家）や守らむ」を残し。

河井継之助に関しては過去の『大警視だより』第21号（平成26年10月13日刊）をはじめ、その足跡をいろいろ紹介してきました。継之助のイメージをあらわした表現で、夕日や朝日に向かって飛ぶ鴉が好きだという部分で、不吉な鳥である鴉が好きな、不思議な侍が河井継之助であると思います。また、司馬遼太郎氏は講演で「日本の歴史に河井継之助がいてよかったです」とも言っています。

河井継之助という英雄児「英雄というのは、時と置きどころを天が誤ると、天災のような害をすることがあるらしい」の生涯を司馬遼太郎流に味付けされると、男子としてはハートにグーとくるものがあります。長岡では昔から継之助の評価に賛否両論あります。余計な戦争で長岡の町を丸焼けにした、とんでもない男だと非難する一方、薩長にひと泡吹かせた豪儀な男だと評価する人もいます。私もあの次元の違う関ヶ原の戦いにおいて、河井継之助の存在は日本の歴史の中で、重要かつ不可欠な存在であったと思います。小説「峠」の中で河井継之助が、混沌とする時期に江戸で斎藤拙堂、古賀茶溪、佐久間象山の門下を潜ります。しかし、それだけでは満足せずに、備中松山藩の山田方谷を師と選び、方谷の影響をかなり受けます。継之助はその後疲弊しきった長岡藩の財政改革を行いますが、山田方谷から学んだ事がベースになっています。「民は国の本（もと）、吏（役人）は民の雇い（公僕）」という考え方や「至誠惻怛（しせいそくだつ）」“まごころといたみ、悲しむ心があればやさしくなれる事。目上（めうえ）の人にまことを尽くし、目下（めした）人に、いつくしむこと”を方谷から学びました。継之助はこの精神を基本に長岡藩の藩政改革に努めました。継之助が方谷との別れのシーンも心がジーンとする光景です。別れにあたつてあの豪儀な男の河井継之助は山田方谷先生に向かって土下座します。

川路利良大警視も、ある意味では河井継之助と相通じる部分があると思います。時の政争によって、恩ある西郷先生の帰郷によって難しい岐路に立たされます。桐野、篠原以下西郷の側近は職を投げ打って帰郷します。「近衛将校がどうあれ、ポリスこそ国家を担うものであることをわきまえよ」と、庁内で説きつづける川路の態度は、もはや宗教的情熱とさえいえそうであった。また、川路は西郷の帰郷という衝撃を受けつつも、「西郷先生とのことは私事である」と心を固め、薩摩系の警察官にも、「ポリスは国家を背負うものであることを思い、進退をあやまるなれ」と諭している。「おれはこのために殺されるかもしれない」と川路は思った。説諭する自分を軽蔑と憎悪の目で見る部下たちがいた。西郷との決別は、故郷との決別でもあった、と司馬遼太郎氏は説いています。

この拙稿を執筆している5月の後半、頭の中の半分はマスメディアから送られてくる、コロナウイルス感染症の脅迫のようなニュースばかり。否が応でも頭はそっちの方へ行ってしまう。2020（令和2）年は、早5月いやまだ5月。戦時中は経験していませんけど、多分こんな感じで“モヤモヤ感が“充満していたのかと思います。12月に真珠湾を攻撃し

て大日本帝国陸海軍も破竹の勢いで戦線を拡大していきました。ある古老から伺った話ですが、翌年の元旦は、やはり“モヤモヤ感”があり、心から新しい年を祝う気にはなれなかったと聞きました。コロナウイルス感染症の蔓延は、戦時中の気の重い雰囲気なのでしょう。武漢から生まれた新型ウイルス“過度に恐れる必要はないが、決して甘くみてはいけない！”“このフルマラソンを走り抜いた、果てには何が待っているのか？この地球がどう変わるのか？”

皆様のご健勝をお祈り致します。

[初出：『大警視だより』続刊第10号（加藤晶会長追悼号III、復刊第10号記念号、通巻第39号、令和2〈2020〉年7月1日刊）、卷頭言]

「日本の血脉」

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路 利永

しかしこの閉塞感は何なのだろう？

新型コロナ感染症の蔓延。国民を脅す過剰な自粛報道、内閣総理大臣の悲しい交代による世の中の動き。防御できない預金口座の抜き取り。ジャパンライフの巨額詐欺事件。闇バイトによる緊縛強盗。イライラする事ばかりが続く時代になりました。これからも、もっともっと不愉快な事象が起こって行くと思います。これからの日本が心のプラーな国にならないと良いのですが。

今年も数々の興味深い出版物に巡り会えました。楽しくも読めました。

「風の歌を聴け」、「羊をめぐる冒険」、「1973年のピンボール」の3部作以来ファンになりました村上春樹氏の作品。その後の「1Q84」、「色彩を持たない田崎つくると彼の巡礼の旅」、「騎士団長殺し」難解な物語ばかりだった長編作品によって、少し彼の作品から遠ざかっていました。最近出版した彼の短編「一人称単数」は久しぶりに村上ワールドが楽しめました。中でも「品川猿」は面白かったと思います。ロアルド・ダールの「あなたに似た人」を彷彿とさせるような気分になりました。また直木賞受賞した馳星周「少年と犬」も作家独特のストーリー展開でたくさんの登場人物が死にましたけど、動物と人間の固い絆で感動する作品でした。そのほか、警察小説である今野敏氏の竜崎署長最後の事件である「棲月」。政界のドロドロの人間関係を綴った栗原直樹氏の「田中角栄を総理にした男」PHP新書「太平洋戦争の名将たち」、文春新書「コロナ後の世界」等々たくさんの面白い出版物に巡り会えました。



青山靈園・川路大警視墓所（御命日令和2年10月13日撮影）

ある女優の死から、石井妙子氏の「日本の血脉」という作品に出会いました。皆さまご存知の小池百合子都知事の暴露本「女帝」で有名になったノンフィクション・ライターの石井妙子氏の作品です。あるラジオ番組のトーク番組に出ていたときの彼女の発言が印象的でした。とにかく弁舌爽やかで彼女の取材能力の高さにびっくりしました。「日本の血脉」は月刊文藝春秋に「現代の家系」として連載された物を文庫化した内容です。この本は各界の著名人たちのファミリーヒストリーを見つめる企画構成になっています。10人の著名人の方々の持つ歴史的な運命や出自を、筆者である石井妙子氏は驚くべき取材をされて、紐解いています。

構成は、

「女系家族-小泉進次郎」 「癒されぬ子ども-香川照之」 「哀しき父への鎮魂歌」
「土地の亡者と五人の女」 「ひとりぼっちの豪邸-小沢一郎」 「影を背負って-谷垣禎一」
「流血が産んだアート-オノ・ヨーコ」 「遅れてきた指揮者-小澤征爾」
「皇室で掴んだ幸せ-秋篠宮紀子」 「母が授けた改革精神-美智子皇后」
になっています。

私はこの10人の著名人の中でも非常に興味深かったのは、オノ・ヨーコ氏でした。まさか彼女が戊辰の戦いが縁で、この世の中に誕生したという彼女の血脉はミステリアスであり、歴史の持つ運命的なサプライズに驚嘆するばかりです。また、秋篠宮紀子妃の家系も戊辰の戦いの傷跡から産まれていることも、ただただ歴史の持つ運命的なものを感じざるを得ません。

私は中学生の頃、毎晩深夜ラジオを聴きながら勉強していました。とても楽しい時代でした。今みたいにスマートフォンもパソコンも無い時代でしたから、時間もたおやかに過ごすことができました。当時新しいボーカルバンドがイギリスのリバプールで生まれました。その鮮烈なグループが「ビートルズ」でした。ジョン・レノンをリーダーとして、ポール・マッカトニー、ジョージ・ハリソン、リンゴ・スターの4人組のバンドです。初めて彼らの曲を聴いた時の感動は、言葉に言い表せないほどのインパクトを私に与えました。

その時以来、ビートルズは私になくてはならない存在となり、彼らの曲の重篤な中毒患者になりました。毎日毎日学校が終わると4人の親友と彼らビートルズの曲を、一緒に唄いました。自慢になりますけど彼らが世の中に送り込んだ、数々の名曲は殆どすべて歌うことができます。

中でも、ジョン・レノンの声とリズムギターのピッキングには最高に痺れました。ポールのベースギター、ジョージのリードギター、リンゴのドラムアクション、すべてにおいて当時の音楽界では画期的な4人組のバンドでした。ビートルズは1970年解散するまでに12枚のレコードアルバムを世の中に送り出しました。全てが最高の楽曲で構成されていました。時代の変換とともに音楽の中身はどんどん深化してゆきます。私は全てのアルバムを手に入れて、毎日毎日友人と共に聴きましたので、ほとんどの曲は知っています。ビートルズはわが青春において、ライフスタイルになりました。彼らの音楽を聴きながら、日々を過ごすことは何とも言えない快楽に思えました。

オノ・ヨーコの登場、ジョン・レノンと一緒にになったことでビートルズの中で不協和音が生じます。最後のアルバム「Let It Be」をもって4人の偉大なるミュージシャンたちの

活動は終焉しました。ロンドンの AbbeyRoad スタジオでの収録での光景でジョン・レノンの脇にぴったり寄り添うヨーコの姿が映画で映っています。世界でもっとも偉大なミュージシャンの中に彼女は堂々として、彼女の存在感をあらわにしていました。ビートルズの中にひとりの日本人女性が居たのは不自然な感じがしましたけど、驚きとも見えました。

ビートルズの解散後、彼らはそれぞれ独自の活動を開始します。ジョン・レノンはヨーコと共に世界平和に向かって、さまざまな楽曲を世に送り出します。今でも世界中で平和の代名詞となった、「Imagine」は平和を愛する人たちの間で唄われています。ビートルズの中でいちばん好きだった尊敬するジョン・レノンが 1980 年 12 月 8 日にニューヨークで射殺されました。奇しくも、この日は大日本帝国海軍がハワイの真珠湾攻撃をした日でした。彼の死から 40 年が経ちますが、彼の姿や存在は今でも鮮明に、脳裡に映し出されています。人間の人生は世に送り出されてから、その人間の役割を終えると消えていくのかも知れません。坂本龍馬も然り？

オノ・ヨーコ氏のルーツは、戊辰の戦いの時、二本松城において血で血を争う、血みどろの戦いから始まります。官軍に攻め込まれ、二本松藩士は必死に戦いました。しかし圧倒的な兵力、兵器の差で二本松城は陥落。少年隊を含む二本松藩士は、次々腹を切ります。官軍が城内に足を踏み入れた時、そこは血の海であったそうです。自刃して果てた死体が、あととあらゆるところに転がり、血の海でした。19 歳になる娘と、その弟が生き残っていました。名家老と言われた丹羽備中の子である正定の娘、嘉輿（かよ）とその弟でした。

官軍の兵士として城内に攻め込んだ岡山藩士の税所信篤は、この美しい嘉輿を殺すのには忍びなく、自分の妻にするべく岡山に連れ帰ったそうです。ふたりの間に、やがて娘が生まれました。会津若松の鶴ヶ城に因んで、鶴と名付けたそうです。オノ・ヨーコの父方の祖母でした。血の海の中に生き残った娘が、敵側の武将の妻になる。かつて戦争で激しく対峙したふたつの国の男女が結婚という形で融合していく。

それをこの家系は、この後も数奇的な運命を幾度か繰り返しました。イギリス人のジョン・レノンと日本人のオノ・ヨーコに至るまで。ヨーコは芸術的な才能はもとより安田家と小野家という銀行家としての血も受け継いでいたのでしょう。ジョン・レノンが手に入れた天文学的数字の財産管理にも長けていました。また平和活動のためにも多大なる貢献をしています。これも、安田善次郎や小野英二郎の流れを引いているのかもしれません。また、安田善次郎の最期もジョン・レノンと同じような突然の死によるところも、運命的なものを感じざるを得ません。

川路家の血脉も父である川路利信は岩倉家から、私の次男川路利哉は静岡県函南町の岩本家から。長男の川路利樹はまだ伴侶を見つけておりません。鹿児島県出身の伴侶を得れば良いと思っています。これから川路家が存続する限り、戊辰の戦いやあの戦争で敵国であった国々の方々とのご縁ができるかも知れません。あの動乱の時代を駆け抜けた川路利良大警視の作られました血脉を大事にして行こうと思います。

[初出: 『大警視だより』続刊第 11 号 (加藤晶会長追悼号IV、通巻第 40 号、令和 3 年 1 月 1 日刊)、巻頭言]

(紹介) 川路利永氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧

- ・「『大警視だより』続刊第1号に寄せて」第1号（通巻第30号、平成28〈2016〉年3月31日刊）（前輯『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』）34～35頁に再録。）
- ・「父 利信 川路利永 息子 TOSKY そしてこれから」第2号（通巻第31号、平成28〈2016〉年8月1日刊）（前輯15～16頁に再録。）
- ・「コーヒーが冷めないうちに」第3号（通巻第32号、平成29〈2017〉年1月1日刊）（前輯142～144頁に収録。）
- ・「青山靈園にて」第4号（通巻第33号、平成29〈2017〉年7月1日刊）（前輯144～147頁に再録。）
- ・「西郷隆盛となわた料理」第5号（通巻第34号、平成30〈2018〉年1月1日刊）（前輯147～149頁に再録。）
- ・「隨想」第6号（通巻第35号、平成30〈2018〉年7月1日刊）（前輯150～152頁に再録。）
- ・「我が恋人たち」第7号（通巻第36号、平成31〈2019〉年1月1日刊）（前輯152～155頁に再録。）
- ・「加藤晶先生を偲ぶ」第8号（加藤晶会長追悼号I、通巻第37号、令和元〈2019〉年7月1日刊）（前輯212～213頁に再録。）
- ・「『すぐ死ぬんだから』」第8号（加藤晶会長追悼号I、通巻第37号、令和元〈2019〉年7月1日刊）（前輯155～157頁に再録。）
- ・「加藤晶先生ありがとうございました」第9号（加藤晶会長追悼号II、通巻第38号、令和2〈2020〉年1月1日刊）（前輯215～217頁に再録。）
- ・「同調圧力」第9号（加藤晶会長追悼号II、通巻第38号、令和2〈2020〉年1月1日刊）（前輯157～159頁に再録。）
- ・「継之助、歳三、そして。」第10号（加藤晶会長追悼号III、復刊第10号記念号、通巻第39号、令和2〈2020〉年7月1日刊）（本輯58～60頁に再録。）
- ・「日本の血脉」第11号（加藤晶会長追悼号IV、通巻第40号、令和3〈2021〉年1月1日刊）（本輯61～63頁に再録。）
- ・「「てとろどときしん」」第12号（福永英男前部会長追悼号、通巻第41号、令和3〈2021〉年7月1日刊）（未再録）

私の警察学校体験

—川路魂研鑽の日々—

大警視川路利良研鑽会鹿児島事務局代表 松井 幹郎

(前 記)

私は義務制の学校等に勤務し退職後、平成 8 (1996) 年 4 月から鹿児島県警察学校に「研修専門員」として勤務させていただいたとき、平成 24 (2012) 年 4 月に退職しました。早いもので、警察学校を退職してから、10 年近い歳月が流れました。お世話になった御礼として、警察学校時代に大警視川路利良について勉強させていただいたことのいくつかを報告して、御礼に代えさせて頂きたいと思う次第です。

[目 次]

はじめに	65
1 警察にずぶの素人の私が警察学校で先ずしたこと	65
2 教材化及び教材作成について	66
3 大警視川路利良の業績の教材化について	67
おしまいに	69

はじめに

本題に入る前に警察学校に採用していただいた折、警察とは無縁だった小生を「研修専門員」として、どうして採用頂いたのかをお尋ねしたことがありましたので、そのことに触れてみたいと思います。

私は昭和 32 (1957) 年鹿児島大学教育学部卒業後、義務制の小学校教員として鹿児島県教育委員会に採用されましたが、小学校現場にいましたのは初めの 20 年間で、その後は名瀬市（現奄美市）、鹿児島市教育委員会に勤務させて頂きました。

鹿児島市教育委員会では、市立高校に配属され、地学、電子工学、洋画（指導補助）の授業乃至は補助をし、J 女子短期大学の道徳の授業（教員免許取得には大学で道徳の単位取得が必要になり）に出向したり、また新設小・中学校の建設準備委員をさせられたり、社会教育で成人学級の担当をしたりした後、小学校校長を 2 校経験し、その後、小・中・高校の人事担当官をさせて頂きました。

警察学校の「研修専門員」採用に当たっては、このような私の多様な経験を参考にされたとのことでした。

1 警察にずぶの素人の私が警察学校で先ずしたこと

- ① 教授内容についてお聞きすると、ア 文章の書き方、イ 一般教養、ウ 警察史、エ 職

務倫理で、特に教科書はないとのことでした。

② 授業のスタートまで1週間あるとのことでしたので、これは大変なことになったと思いましたが、手がかりを求めて学校の図書室に入りました。

③ 『警察手眼』発見。図書室に行くと『警察手眼』が40冊ほどずらりと並んでいました。ページの始めから、ずっと読んでいきましたが、あるページで雷に打たれたような気になり、そこに座りこんで、もう一度そのページ及びその前後を読み直しました。

私は採用面接の折、警察学校長さんに、「警察官にとって最も大切な資質は何ですか。」とお尋ねしたことがありました。「思いやりごあんそなあ」という答えが返って来て私はびっくりしました。私があまりに驚くので、「なんだと思われていたのですか。」というお尋ねに、私は、即座に「正義感」「不屈の魂」と仰るであろうと予想していましたとお答えでした。『警察手眼』のそのページには、校長さんが答えになられたようなことが書いてあったのです。仰るだろう

「警察官ノ心ハ総テ仁愛補助ノ外ニ出テサルヘシ、是ヲ以テ警察権ノ發動モ亦総テ仁慈ノ外ニ出テス、故ニ警察官タルモノ者ハ人民ノ憂患ヲ聞見スル時ハ、己モ其憂ヲ共ニスル心ナカルヘカラス。」

ア 私は、これを読み、今から約120年位前の川路大警視の教えが鹿児島県警に脈々と流れていることを知り、体がぞくぞくと震えたのでした。

イ 私は、その場で『警察手眼』の勉強なくしては、大警視川路利良の生涯を極めない限りは、私のここでの仕事はできないと覚悟を決めましたのでした。

④ 大警視川路利良の勉強は、先ず青山靈園のお墓参りからだと思い、その年の五月の連休に東京青山に参りました。

⑤ 警視庁の「警察参考室」見学、京橋の「警察博物館」、中野の「警察学校」、ここの売店で、この学校で使われている『警察手眼』購入、「青山靈園」のお墓参りをし、そこで毎年命日にはここに立つことを決意いたしました。

国会図書館にも行き、大警視川路利良に関する関係図書を調べました。

⑥ 帰校してから、早速学習計画を立てました。

ア 警察史と、警察倫理では『警察手眼』及び「外山輝宣殉職事件」を扱いたいこと

イ 文章の書き方は、刑事裁判の鹿児島裁判所の判例等を使いたいこと

などの年間指導計画を立て校長さんに提出いたしました。

2 教材化及び教材作成について

① 授業が無い時は努めて裁判所に出向き、裁判の傍聴をいたしました。警察官が書いた文書が裁判でどのように扱われるのか、また、弁護人はどのような視点から警察官が書いた文書を質すのかなどを聞いたりしました。これは、「文章の書き方」の指導には大変役立ちました。

② 鹿児島県警では、昭和42(1967)年1月5日外山輝宣殉職事件が起きましたが、この事件も学生の職務倫理の教材とすることに決め、彼の同期生等及びこの事件の結審時の裁判官保岡興治氏(当時衆議院議員、1939~2019)の話など聞くため、東京の議員会

館に二度ほど訪れたりもしました。

3 大警視川路利良の業績の教材化について

- ① 基本的には、青山墓地の「墓表」を参考にしました。しかし、この「墓表」は、皆さんご承知のように、漢字だけで書かれていますので、一読、二読したぐらいでは、読めるものではありませんでしたが、私は、命日の10月13日上京するたびに写真に写し撮り、文を正確に書写するのに5年位かかりました。文献が無いわけではありませんでしたが、いずれの文献も漢字の間違いや欠落があつたりしました。
- ② 「墓表」の文章は、正確に書き写しましたが、漢字仮名混じりに直さないと意味が分からぬという壁に突き当たりました。現代語風に直すのに、何年もかかりましたが、どうしても解らない箇所があり困っているという現状を、現在この『大警視だより』続刊等の編集をなさる事務方氏が気づいて下さり、漢学の大家である東京外国语大学名誉教授高橋均先生を御紹介賜り、親しく御指導を戴くことができるようになって、「墓表」の現代語風化が完成いたしました。取り掛かってから約10年かかったのではないかと思います。

[註: 「墓表」は、松井幹郎先生『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』(自己出版、平成21年10月13日刊)に掲載されています(12~14頁)。これについては、警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』(警察政策学会資料第110号、令和2(2020)年5月8日刊)所収(<http://asss.jp/report/警察政策学会資料110.pdf>)の高橋均先生「松井先生と「大警視川路君墓表」」(58頁)、松井幹郎先生他「川路大警視青山墓前の頌徳碑検討一斑(碑文全文、付句読点文、書下し文、現代語訳)—故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表 編修副長官従五位重野安繹撰—」(59~71頁)をも御参考に願います。]

- ③ 大警視川路利良の業績のスタートは、「墓表」によって、第一回渡欧(明治5(1872)年9月出発)後に提出した「意見書」にあるとみましたので、この「意見書」探しを始めましたところ、京都の「^{りょうぜん}靈山歴史館」に熊谷コレクションとして保管されていることが判りましたので調べに行きました。

この文書は、川路利良の直筆で、漢字仮名交じりの行書体で書かれていて、ところどころ朱書きもあり、4巻の巻物になっていました。簡単には読解できるものではありませんでした。門外不出でありましたので、3年間4度程京都に行ってやっと大意を掴むことができました。

「警察制度意見」の重要論点(あくまでも筆者の理解)

- 第1巻 司法警察と行政警察のあること 風俗改良が目下の急務
- 第2巻 関八州取り締まり制度の改善が課題 広域警察の必要性
- 第3巻 巡査の待遇改善 巡査の撃劍修練の必要性
- 第4巻 法医学、消防ポンプの必要性、電信線の増設

④ 川路の帰欧後の成果を簡単にまとめると、次の二つになるとしました。

ア 内務省、警視庁の創設 近代警察の基盤の整備。

イ 初代大警視となり、近代警察の基礎の創出。

⑤ 川路のみたパリの警察官

ア 川路は、シャンゼリゼ大通りで見たパリの警察官の親切ぶりに驚き、「毅然とした態度であるが、その視線は常に温かく慈しみを込めたものであった。」と感じ、このパリの警察官の様子から、警察官としてのるべき姿を見い出し、『警察手眼』の中で、「人民は児輩なり、警察官は其傳なり」と警察官の基本的姿勢を打ち出しています。

イ 川路の目指した警察官象を突き止めるには、パリに行き、実物のパリの警察官を見なくてはならないと思いました。

⑥ パリへ行く。

ア 1回目（単独）H.20.3.1～3.10 パリ警視庁の指導・協力を受け、川路利良第2回目の渡仏の際の宿舎、療養先等及びパリの警察官の様子を見学・調査。

イ 2回目（単独）H.24.3.12～3.22 川路利良第2回目の渡仏時の療養状況調査等を日本大使館の指導、協力を受け、パリ医師会で川路利良療養中のカルテを探す。

ウ 3回目（元警視庁教育参与の久野猛先生、元警視庁下谷警察署長の有沢達也さんの三人で）H.26.5.17～5.29 大警視川路利良生誕180年、大警視川路利良研鑽会結成3周年として行きました。

⑦ 川路利良第2回目の渡仏の出発点マルセーユで川路等が宿泊した宿舎発見。マルセーユ（2泊）

① パリ市内へ（川路等が乗車した列車で）。パリ市内では、パリ警視庁第17番署訪問、パリ警察博物館（ギロチンの歯等）、ルーブル美術館（モナ・リザ、ミロのヴィーナス等）見学、凱旋門から見るパリの市街地。（パリは4泊）

② 国際列車ユーロスターでロンドンへ。（パリからロンドンまで約1時間15分、ロンドン4泊・民間の北園ゲストハウス泊）バッキンガム宮殿、国会議事堂、ロンドン大学（薩摩留学生記念碑）、劇場「クイーンズ」で『レミゼラブル』の観劇、警察博物館、大英博物館等見学。

エ 4回目のパリ行きを計画していました。

⑦ 川路利良がパリで療養していた場所の確認はできたのですが、そこで療養の状況が判らないので、それを知るためにカルテを追い求めたのですが、3回目までのパリ訪問ではそれを手に入れることはかないませんでした。

① それで、ロンドンの北園ハウス（短期留学生のための宿舎）に宿泊し、ロンドンからパリへ3～4ヶ月定期乗車券を買い求めて通い、新聞社と図書館、それに見当をつけたいくつかの病院での調査をし、カルテのコピーを手に入れたいと思いました。

② ところが、警察学校退職後その年にガンがみつかり、直ちに治療しなくてはならないことになってしまいました。北園ハウスの宿泊予約も済み、航空機の予約も済んでいたのですが、誠に残念の極み、今もって実現していません。

おしまいに

警察に縁もゆかりもありませんでしたが、警察学校に 16 年間も勤務させて頂き本当に有難い人生を送らせていただきました。

川路の教材化という作業を通して、川路利良の人格に触れ、その心意気に心酔しました。またそのことを多くの方々や学生の皆さんと勉強をさせていただくことができました。私が授業いたしました初任科の学生は約 2 千人を超える、任用科を入れますと、3 千人位になります。これらの多くの方々は私の宝です。あちこちの現場で精いっぱい頑張っていらっしゃる様子が、メールやハガキで届きます。そのお一人お一人が川路魂の体現者となっていらっしゃることに喜びを感じています。

日本警察が永遠に充実発展していきますことを念願しています。会員皆様の御健康と御多幸を念じますと、共に深く御礼申し上げます。

私の第 4 回目のパリ訪問が実現して、川路の療養カルテのコピーの御報告が出来ますよう健康に気をつけながら精進したいと思っています。有難うございました。

[初出：『大警視だより』続刊第 12 号（福永英男前部会長追悼号、通巻第 41 号、令和 3 年 7 月 1 日刊）]

随想『忘れ得ぬ人々』
—川路魂に生きる人々—

大警視川路利良研鑽会鹿児島事務局代表 松井 幹郎

〔目 次〕

はじめに	69
1 「初任科時代校庭を毎日 100 周走った」 —M 巡査—	70
2 「警察官は、最高にやりがいのある仕事」 —T 女警の父—	70
3 「死んでなるものか」 —A 巡査の父—	70
4 「警察官を目指した N 少年」 —高校受験の直前外山警部補殉職事件に接する—	71
おしまいに	71

はじめに

私は、平成 8 (1996) 年 4 月から 14 年間鹿児島県警察学校で研修専門員として勤務させていただいた。その間、多くの優秀な学生及び教官方とお会いすることができた。「忘れ

得ぬ思い出の学生・教官」のことについて書かせて頂こうと思う。

1 「初任科時代校庭を毎日 100 周走った」－M 巡査－

平成 16 (2004) 年 4 月に入校の M 君が、入校後 2 週間後あたりから校庭を 30 周位一生懸命走っている姿が目についた。初任科生は 6 時起床ただちに自主トレ、清掃活動、7 時過ぎ朝食と続くのであるが、彼は、起床後から清掃活動の前まで走っていたのだった。その後 40 周、50 周と増え、朝の時間だけでは足りず、昼休み、夕方の自由時間をも利用して走り続けた。どうしてそんなに走るのかと聞いたが、彼は、「大警視は皆与志の実家から鶴丸城まで通勤したと聞きました。恐らく大警視は毎日走ったのではないかと思います。実家から城までは約 20km、それは 1 周 200m の校庭 100 周分に当たりますので卒業まで毎日続けたいと思います。」と答えてくれた。

彼はその言葉通り、卒業まで走り続け、見事に卒業していった。卒業後の勤務成績もよく、実績も上げ、昇任試験も 1 度でパスし続け、現在はある署の課長として勤め、部下からも上司からも信頼されているときく。

2 「警察官は、最高にやりがいのある仕事」－T 女警の父－

平成 14 (2002) 年 T 女警が入校した。金融機関からの進路変更で入ってきた。銀行を辞めることを両親に話さず、警察に合格してから話したという。

彼女の父は現職の警察官であった。彼女が警察官になりたいと言ったが、警察は男社会で危険にも遭遇することもあるのでと警察を受験することを反対され、やむなく銀行に勤務することになった。

「警察官は最高にやりがいのあるしごと」とつぶやく父の言葉を子守歌のように聞いて育ってきた彼女には、銀行の仕事には違和感を感じ、「最高にやりがいの仕事を求め、警察官になろう」と決意したという。

彼女は剣道も柔道も初めてだったが、1 年も経たぬうちに有段者になって卒業していった。

3 「死んでなるものか」－A 巡査の父－

平成 5 (1993) 年 8 月鹿児島は百年に一度の大震に見舞われた。鹿児島では『8・6 水害』と言われ、甚大な被害を受けた。JR 日豊本線ヶ水駅で難を逃れて停車中の列車を崖崩れで発生した土石流が襲い、旅客、線路を併行して走っていた国道 3 号線の車両及び近くの住民合わせて約 650 人が、国道 3 号線から海へと押し流された。その 650 人の脱出を指揮したのは、たまたまそこをパトロール中の A 警察官であった。

彼自身も波に飲み込まれ流木に捕まり九死に一生を得て海岸へ泳ぎ着き、直ちに避難の指揮をとったのであった。彼には気がかりなことがあった。海中で必死にもがき乍ら願ったことは家族のこと、中でも高校生であった長男のことであった。長男は高 3 で、進路を

決めねばならなかつたが、警察官を志望してはいなかつた。必死にもがき乍らも死にそうになつた海中で自分ことを願つてゐた父を知り警察官を受験することにした。彼がもの心付いたころから父は敬礼の仕方を教えてくれていた。『8・6水害』以降多くの人から感謝を受け尊敬されている父を見て、父に負けないような警察官になるのだと学校で真剣に学んでいた A 巡査の姿が浮かぶ。

4 「警察官を目指した N 少年」－高校受験の直前外山警部補殉職事件に接する－

昭和 42 (1967) 年 1 月 5 日警察官殉職事件が起きた。鹿児島県出水市川内署外山輝宣巡査 (19 歳) が強盗犯逮捕の際、犯人から刃物でメッタ突きにされ死亡するという事件が起きたのである。

当時 N 少年は中学 3 年生であったが、TV でそれを知つた。高校へ進学した彼は図書室で、外山巡査殉職事件の経緯を書いた『墨の儀式』という本に出会い、無我夢中でそれを読んだという。刺されても刺されても「畜生」と言いながらすがりつき何とか逮捕しようとした闘志・根性・職責感に心打たれ、外山警部補のご両親に「警察官になりたい」という手紙を書いた。

高校では、柔道を選び小柄ながら部長にまでなつたという。

難関と言われていた鹿児島県警の採用試験を経て、晴れて警察官・巡査となつた。

N 巡査入校のその年、昭和 45 (1970) 年 5 月 28 日外山警部補胸像が警察学校玄関横に建立され、除幕式が催された。その式場で外山警部補の御両親と彼は初対面し、「苦しいことがあるかもしれないが、頑張らんといかんぞ」と激励をうけた。

彼は、警察官の道に精進に精進を重ね、警察学校卒業して約 30 年後警察学校長として着任した。

自転車で出勤していた N 校長は、学校に着くやいなや学生の自主トレに参加し、締めくくりの坂道の諏訪神社往復にも参加していた。校内マラソン大会、大警視生誕地行軍でも、常に学生と共に汗を流されていた姿が私の瞼に焼き付いて離れない。

そのような姿を毎日見ていた学生達が奮起しないわけはない。

校長在任中の鹿児島県警察柔・剣道大会では、4 段以下、4 段以上の部でも、また個人戦でも男警、女警共に全クラス優勝をさらつたのであった。

校長在任最後の年は、県警察学校が鹿児島市から姶良市へ移転する年であった。外山警部補胸像も移設することになったが、新しい学校のどの場所に胸像を設置するかも N 校長の最後の仕事の一つであった。旧学校では入校時胸像除幕式に初任科生として参列し、新学校の胸像設置は、N 校長への最大の天の褒美であったに違いない。私もその年 3 月校長離任とともに退職させていただいた。

N 校長はその後署長、部長等を歴任され、入校直後殉職した外山警部補の御両親に誓われたように、立派な警察官としてその道を極められたのであった。

おしまいに

鹿児島県警察に脈々と流れている「川路魂」について触れておかねばならない。

鹿児島県警察職員は警察学校時代に『警察手眼』を読み実践してきた。特に、『警察手眼』の最後の一節は暗記する程読み、自分の血・骨・肉として卒業していった。

(『警察手眼』の最後の一節)

世ニ凶惡ノ徒ナキヲ得ス人ニ凶惡ノ心ナキヲ得ス 唯警察ノ手眼ヲ以テ是ヲ抑制スルノミ
故ニ曰ク 賊ヨ汝為サント欲セハ為セ 汝力為サントスル所ハ 我眼尽ク視ル
汝力為サント欲スル所ハ 我尽ク知レリ 汝能ク何ヲ力為サン哉

(後記)

本稿は、鹿児島県警察学校退職後の平成22(2010)年7月13日、同県警察の「警察改革」プログラム一つとして県警本部で幹部の方々に話させていただいた内容の一部である。

[初出:『大警視だより』続刊第10号(加藤晶会長追悼号III、復刊第10号記念号、通巻第39号、令和2〈2020〉年7月1日刊)]

隨筆 「徳不孤必有隣」の糸物語

大警視川路利良研鑽会鹿児島事務局代表 松井 幹郎

〔目 次〕

はじめに	72
1 「徳不孤必有隣」の糸	73
2 「徳不孤必有隣」－3の糸－	73
3 「徳不孤必有隣」－4の糸－	74
4 まとめ	74

はじめに

大警視川路利良は、皆様ご案内のように、戊辰戦争では鳥羽伏見の戦いから江戸、奥羽へと参戦し、股間に銃創を受けました。今から15年くらい前までは、受傷の場所が上野の彰義隊との戦いの場であったという説と福島県浅川の戦いの場と二説がありました。

その真相については、既に明らかにしてまいりました(警察政策学会資料第110号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』〈2020.5.8刊〉85頁以下参照。)、今となつては最早上野説を持ち出す人もいないと思われますので、今回はこのことには触れないことにいたします。以下では、浅川町が発端になった「徳不孤必有隣」に関する話をさせて頂きます。

1 「徳不孤必有隣」の糸

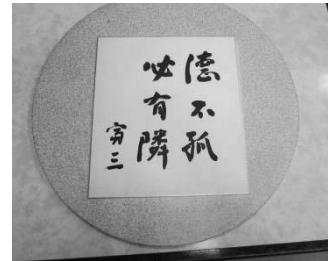
(1) 川路研究の糸—1 の糸—

川路受傷経過調査のため、福島県浅川城での薩摩軍の戦いを調べる目的で浅川町を訪れた時の話であります。

2007年（平成19年）10月13日青山靈園大警視墓参の後、15日浅川城調査の後、浅川町中央公民館を訪れました。浅川町政策主幹の高野清美様のお骨折りで地元の郷土史家の方々にお話を伺うことができ、来訪の目的である川路利良受傷についての様々な資料を見せて頂き、目的を果たすことができました。

公民館に図書館がありそこに額が展示してありましたが、今回のテーマはこのことであります。

その額には、**徳不孤必有隣**と書かれており、書いた方は、浅川町出身の吉田肉腫で癌研究の道を拓いた世界的病理学者・吉田富三博士（1903.2.10～1973.4.27）であります。私はこの書を見た瞬間、体が震えるのを感じたのでした。



(2) 私の父の糸—2 の糸—

父が死ぬ2年くらい前、私が小学校の校長になった時であります、「上に立つと 孤独にならざるを得ない。」「トップは相談できない立場になる。」と言って、自分で杉の板を削り、あまり書をしない父であります。墨で太々と書き、私に贈ってくれた文言が、「徳不孤必有隣」であります。その文言に東北、福島で出会ったのです。

2 「徳不孤必有隣」—3 の糸—

（「徳不孤必有隣」についての吉田富三博士の言）

(1) 「徳不孤必有隣」は、皆様御承知のように『論語』（里仁）の中の文言であります。「徳を行っている限り、人は決して孤立するものではない。必ず共鳴者が現れる。もし孤立しても、それは一時的なものだ。」（『中国古典名言事典』講談社著者諸橋轍次の解）

(2) 吉田富三博士はこの墨書にどんな思いを込めたのでありますか。

手がかりが次の冊子の中にありました。『国語問題協議会会報』第77号（昭和48年8月1日発行「吉田富三先生追悼特輯」）の中に吉田富三博士の言葉が載っていました。

「癌研究の所長になってから、癌は死に結びつくので、癌だと患者は怯える。これではいけないという話を聞く。そのときなんと言われますかと聞かれたら、私はいつもそうですけれども、人間いつ死んでもいいのだ、いい仕事をやれば、誰かが必ず受け継ぐに決まっている。だから生きていたら、一日でもいい仕事を多くするのだ。自分はそれしか考えないということを言うと死に怯えている患者の顔が紅潮してきて生き甲斐を感じるような表情になる。一番大事なことを皆が忘れるから死が怖いので、一日でも生きたらいい仕事をすると必ず誰かが受け継ぐ。忘れられても、十年後、百年後には受け継ぐ人があるに決まっている。」

同じこの会報第77号（追悼特輯）で、国語問題協議会会長林武氏は、弔辞の中で「吉田さん貴方は癌の治療薬の黎明期に當たって、尊い生涯を後輩諸氏に残しました。やがて貴方の悲願を達成する日が来るでせう。」と言っています。

（註：吉田富三博士は、東北訛りから東京府立一中の口頭試間に不合格となり、錦城中に入学しました。この経験がのちの国語審議会委員就任につながることとなったとのことであります。）

3 「徳不孤必有隣」—4の糸—

（1）本誌事務方氏と知り合ってから早十年以上の歳月が流れました。その間折に触れいろいろな貴重な資料・冊子等を頂いてまいりました。それらの資料の中に、現在は隔月10日発行の隔月報『有鄰』（横浜市・有隣堂発行）があります。

（2）『有鄰』の題字は武者小路実篤で、由来は上述のように『論語』里仁篇の中の「徳不孤必有鄰」です。いろいろな方々のエッセイや新刊書の案内など本の紹介など多岐にわたり多様で、毎号心惹かれる内容に満ちています。（ちなみに、最近の令和2年5月号で心惹かれたのは、在宅医療を知る医師が、リアルに描く認知症小説久坂部羊『老乱』です。）

4 まとめ

川路利良研究の<1の糸>が、浅川町で吉田富三博士の<2の糸>に出会い、また、実父との<3の糸>とも重なり、さらには、大警視研究を長く共にする本誌事務方氏の<4の糸>へと発展してまいりました。そして、その糸の塊は私の人生を太く豊かなものにしていってくれました。

私が大警視川路利良の足跡を辿ることをしていなければ、浅川にも行かないし、当然吉田富三博士の人生も覗き見ることもなかつたでしょう。さらには、『大警視だより』を引き継いで下さった加藤晶前会長、廣瀬権会長、そして武藤誠様はじめ多くの方々との出会いも無かつたにちがいありません。

このような出会いがなければ、私の「徳不孤」は、単に徳さえ積めば人が集まるという通りいっぺんの薄っぺらな論語読みで終わつたかも知れません。徳を積むということは、「精一杯いい仕事をすることだ」という境地を手に入れることができたことに日夜感謝しています。

（御礼）

この稿をまとめるに当たって困ることが生じました。それは、コロナ禍のため、私が生活しています老人ホームに厳戒態勢が敷かれ外出ができなくなつたことでした。浅川町調査の資料をはじめ吉田富三書の額の写真も自宅に取りに行けなくなつたことでした。

やむを得ず、吉田富三記念館にご相談したところ快く吉田富三に関する資料等を送って下さいました。

コロナ禍が終息・収束しましたら、浅川町を再訪問し、吉田富三記念館に御礼にお伺いしたいと思っています。有難うございました。 (令和 2 〈2020〉年 8 月 3 日稿)

[松井幹郎先生におかれでは、御健康のことから早くに本稿を御寄稿賜っていましたが、その後令和 2 (2020) 年 10 月に一時入院されたとお聞きしました。先生の早き御快癒、御養生と浅川町御再訪の御実現を遙かにお祈り申し上げております。(その後御退院されました。)]

[初出: 『大警視だより』続刊第 11 号 (加藤晶会長追悼号IV、通巻第 40 号、令和 3 〈2021〉年 1 月 1 日刊)]

(紹介) 松井幹郎先生と警察政策学会警察史研究部会のこと

『大警視だより』続刊の前身『大警視だより』(平成 23 〈2011〉年 6 月創刊) の創刊者である鹿児島市御在住の松井幹郎先生が当時警察政策学会警察史研究部会長であった加藤晶氏を知られたのは、川路大警視述『警察手眼』編纂者である植松直久研究で有名な警察史研究部会員露崎栄一氏の御紹介によるものである。たまたま露崎氏と松井先生とに共通の御知人がおられたことにより、松井先生と加藤元部会長が共に川路大警視研究者ということで、両氏の間に深い御接点ができ、その後親しく御連絡されるようになられたとお聞きする。こうしたことから、平成 28 (2016) 年 2 月末に松井先生の御健康上のことから『大警視だより』が休刊せざるを得なくなった時に、加藤前部会長が敢然と『大警視だより』続刊という名称で引き継ぎ、爾後同誌の発行を通して、警察史研究部会の基盤を築かれようとされ、現在に至っているものである。その雄大な御構想には、当時部会員一同等しく感銘を覚えたところである。今後も加藤元部会長の御遺志を大切にし、松井先生が創始され、育んでこられた『大警視だより』続刊の定期刊行を守り続けていきたく思っているところであることから、更なる御理解、御支援をお願いするものである。松井先生のその後も変わらぬ御厚情に感謝するとともに、遙かに御健勝をお祈り申し上げる次第である。

(松井幹郎先生御著作抄)

- ・松井幹郎『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』(改訂版、鹿児島市・自己出版、平成 21 年 10 月 13 日刊)
- ・DVD『川路利良生誕一八〇年 研鑽会発足三周年記念』(大警視川路利良研鑽会、平成 26 年 12 月 13 日刊)
- ・大警視川路利良研鑽会『大警視だより 第 1 集 大警視川路利良研鑽会報 No.1～No.27』
(発行者: 川路利永、編集者: 鹿児島市・松井幹郎、平成 27 年 10 月 13 日刊)

大警視の慧眼 —加藤会長を偲びて—

大警視川路利良研鑽会会員 笠井 聰夫

歳月人を待たず、時の経過が年ごとに早く感ずる昨今である。加藤会長をお送りして早くも1年が過ぎた。年初めにお葉書をいただいていたのが、春を過ぎて突然の訃報に驚愕したのが昨日のような気がする。会長は警察界では刑事部門の大先達としてご活躍され、また、特別捜査幹部研修所長として多くの幹部警察官を育てられた。私は警備部門が長く、直接お仕えする機会はなかったが、仕事を離れて親しくお声をかけていただき、ご薰陶に与った一人である。刑事警察は強力犯や知能犯等を所管し、凶悪不正を糺す閻魔大王に通じる。しかしながら、会長は春風駘蕩、後輩達を前に気後れさせることなく一座をリードされ、強面とは縁遠かった。私は会長の4代後の栃木県警察本部長を勤めたが、そんなご縁も手伝ってか、会長との距離感は一層近くなった。会長は渓流釣りを趣味とされ、偶に地元へお帰りになられたこともあったが、後輩を引っ張り出すことはせず、ごく限られた部下との再会を楽しんで帰られたと仄聞するばかりであった。大仰を好まず、気遣いの会長らしいお振る舞いであった。

長く部会長職におられた警察政策学会警察史研究部会は他部会に先駆けて発足したと記憶している。これには加藤会長を中心に早くから私の勉強会（警察史研究会：昭和60年9月設立）があり、学会設立を機に研究部会として名乗りを上げたことによるものと思われる。私は学会の事務方を担当（専務理事）していたが、会長は各部会長、幹事が集まって学会の運営について協議する場に皆勤されていた。山田英雄元警察庁長官と並んで最長老の席から温かいご鶴声をいただいたことが懐かしい思い出である。時には警察史研究部会の活動状況をお伺いしたり、ご相談に与かることもあった。学会が今日あるご功労者として感謝にたえない。

警察史研究は会長の文字通りライフワークともいいうべく、そのご熱意に私ども後輩達は大いに触発されたものである。日本の近代警察史をひもとけば、川路大警視とヘーン大尉の事績が燦然と輝いている。ヘーン大尉は戸高公徳氏が得意とされていたが、大警視の研究は会長自ら熱い思い入れをもって取り組まれていた。会長が大警視川路利良研鑽会会長を引き受けられ、『大警視だより』続刊の刊行に力をいたされたのもごもっともである。大警視と大久保利通内務卿を日本近代警察の双璧とするのは異論のないところであるが、会長は西郷隆盛の存在と功績をもっと再評価すべきではないかと折にふれ指摘されておられた。西郷の貢献は研究者によって断片的には取り上げられてはいるが、さらに詳細かつ総合的な研究があつてほしいということである。川路大警視の研究を深く掘り下げていけば必ず西郷の岩盤にあたるというお見立てであり、警察史研究部会に残された宿題の一つといえそうである。ともあれ、警察史研究部会は警察政策学会の発足以来の表看板であり、大警視川路利良研鑽会は日本警察開祖の衣鉢を継ぐ事業、ともに加藤会長が種をまかれたものである。末永く部会、研鑽会の発展と幅広く奥深い研究の進展を心から期待してやまない。

加藤会長の御冥福をただただお祈りするとともに、以下に、拙いものではあるが会長が深く崇敬された川路大警視について一文「大警視の慧眼」を草し、御靈前に捧げさせていただくこととする。

大警視の慧眼

近代警察の定義や要件は論者によっては civilian, uniformed, full-time の 3 つをあげる説もあるが、比較警察学の David H. Bayley 教授は public, specialized, professional の 3 点を挙げている。こうした近代警察が誕生したのはフランス大革命後のナポレオン治下のフランスであり、また、産業革命後のイギリスで、それぞれの警察モデルが欧米諸国の近代警察の原型となった。近代警察が誕生する契機となったのは国によって事情の違いはあるが、ベイリィ教授は当該国の統治体制あるいは政権構造の変化を大きな要因に挙げている。わが国では徳川 300 年、長く泰平が続いたが、18, 9 世紀のフランスでは 3 つの王政、2 つの帝政、3 つの共和政が目まぐるしく交代していた。明治維新で統治体制を一新して近代国家へ名乗りを上げたわが国にとって近代警察の建設はまさに喫緊の課題であった。

明治 5 年（1872 年）9 月、川路大警視は西欧諸国の近代警察の実情調査のため初の海外出張を命じられ、横浜からマルセーヌに向けて勇躍旅立った。大警視は明治 4 年（1871 年）4 月、鹿児島から東京府に出仕、遅卒総長として府内の第一線警察の現場にあったが、翌年 8 月の司法省警保寮の発足にともない全国警察を統べる警保助兼大警視に就任したばかりであった。警保寮発足とはいえ、日本警察の青写真は漠として具体的な設計図は未完のままであり、わが国近代警察の構想は大警視の視察調査に託されたのである。大警視はフランス、プロシア、ロシア等 7ヶ国を視察調査しているが、4 ヶ月と最も長く滞在したのはフランスであった。フランスはわが国陸軍の近代化モデルでもあり、また、近代法制の範ともいべきナポレオン法典の母国で、大警視の視察調査の本命であった。

当時のフランスはナポレオン 3 世が普仏戦争に敗れてイギリスに亡命、帝政から共和政に変わった直後であった。敗戦とパリ・コミューンによる国内の混乱、疲弊の跡がまだ各所に生々しく残っていたはずである。戦争、革命、内乱、社会主義運動等々で内外とも大きく揺れ動くフランスに身を置き、近代警察が一国の治政治安に掛けがえのない枢要な役割を果たしている現実を直視し、さなきだに大警視が刮目して止まなかつたことは容易に想像される。市中の安全維持という前近代の夜警的活動から政治、経済、社会の秩序と繁栄に深く関わり支える存在に大警視が目から鱗と大きな衝撃を受けたことは疑いない。

当時のフランスの警察態勢は政府が任命する警視総監 Prefet de Police が指揮するパリ警視庁、知事の下で警視長 Commissaire central が指揮する地方都市警察等、郡部を管轄する陸軍憲兵隊 Gendarmerie の 3 層で構成されていた。この 3 層構造、とくにジャンダルムリはフランスの警察態勢の特色であり、ナポレオンの大陸席巻によりプロシア、ベルギー、イタリア、スペイン等、周辺諸国にも広がっていた。当時の日本国内は都市部の治安は沈静化していたが、地租改正、徴兵制等をめぐって各地で農民一揆や騒擾事案、不平

士族の不穏動向が頻発していたことから、機動的な集団警備力としてのジャンダルムリは興味ある存在として映ったと思われる。因みに、当時のイギリスも国家警察のロンドン警視庁、地方の自治体警察、準軍隊編成のアイルランド警察の3層構造となっていた。

大警視の視察調査の行動は12万字に及ぶ詳細な覚書(泰西見聞誌)に記録されており、尽きない探求心と綿密な計画に基づいて行われたことが窺われる。行政警察は犯罪を未然に予防するにありとの説明に対して、しかば犯罪が発生してしまった際に持場の警察官はいかなる責任を負うべきやと応問する等、生一本のやり取りも記録されている。

明治6年9月に帰国すると直ちに視察調査の結果を建議書として島本仲道警保頭に提出しているが、大陸諸国に共通のジャンダルムリの採用については言及なく、内務省を頂点に警視庁と府県知事令下の地方警察で構成される一元的な警察態勢を提言した。また、留守中に発足した番人制度の廃止、士族の優先採用の提言はその後のわが国警察の性向を特徴づけることとなった。西欧諸国の近代警察の直移入ではなく、維新国家にふさわしい制度創設のグランドデザインを高らかにぶち上げたのである。大警視の留守中、国内では全国警察を統一する警保寮職制章程や番人規則が制定され、加えて司法省はフランス人お雇い外国人にならい、戸長等を行政警察の任に付す「警察規則」案を策定し、左院、正院の審議にかけていた。島本警保頭はこれらの推進者の一人であった。当時の郵便通信の状況から大警視と国内法制部門との連絡調整は困難だったと思われる。それだけに帰国早々、現行警察制度の刷新を求める大警視の大膽な建言は大方の意表を突いたと思われるが、その内容はそっくり政府の採用するところとなり、近代日本警察の骨格をなすこととなった。明治4年3月、西郷隆盛は廃藩置県を前に御親兵(後の近衛兵)を率いて上京したが、川路大警視をあえて編成からはずして同行させ、東京府に推挽してポリスの新設にあたらせた。西欧諸国の近代警察の視察もこうした西郷の推挙によるものであった。西郷は川路大警視に近代警察建設の大命を課し、大警視は見事にその期待に応えたのである。

比較警察学の外国研究者の中には、日本は先進諸国に遅れて近代警察を設置したが、各国警察の先例のよいところを参考に優れた独自の警察を作り上げたと評する向きもある。まさにこうした取捨選択、目利きが正鵠を得、わが国の歴史、伝統、国民性を反映したオリジナルな日本警察の今日があることに思いをいたす時、あらためて川路大警視の慧眼に感嘆を禁じ得ない。大警視が日本警察の父とされる所以である。

(参考文献)

David H. Bayley, Patterns of Policing, 1990

Clive Emsley, A typology of nineteenth-century police, 1999

高橋雄介、明治年代の警察部長、1976 (p211以下、「泰西見聞誌」)

中原英典、明治6年「司法省の警察規則」案(警察研究47巻10、11号)、1976

大日方純夫、日本近代国家の成立と警察、1992

林田敏子・大日方純夫編著、近代ヨーロッパの探求13「警察」、2012

[初出:『大警視だより』続刊第11号(加藤晶会長追悼号IV、通巻第40号、令和3(2021)年1月1日刊)。本輯再録に当たり、表題、副題を入替えの上表記を一部変更した。]

川路大警視の擊劍再興論

警察政策学会警察史研究部会員
元 九 州 管 区 警 察 局 長 小 風 明

〔目 次〕

はしがき	79
1 大警視の武道観	79
2 撃劍再興論	80
3 考察	82
あとがき	88

はしがき

剣道史研究者は、西南戦争における抜刀隊の活躍を契機とする警視庁における武術奨励と試合の盛行は、文明開化の風潮により一時的に衰退した剣術・武術を復権させ後の剣道発展の礎となつたが、その経緯には、川路利良大警視（以下「大警視」という。）の存在が大きいとしている¹。

大警視は、西南戦争後にまとめたとされる撃劍再興論において、警察官の撃劍²訓練の必要性を論じている。これは、西南戦争の教訓だけではなく、むしろ警察制度の確立に向けた大警視の問題意識が反映されていたのではないかと思われる。

本稿では、このような観点から、当時の警察制度をめぐる情勢を踏まえ大警視の撃劍再興論について考察することとする。

1 大警視の武道観

警察術科の意義について述べられるときに大警視の武道観が紹介されることが多く、警視庁警察学校初任科教養の術科概論では必ず教えられるという。

その内容は、次のとおりである。

「武術について私の所見を述べて置く。諸君は学問だけでなく、武術の方でも選抜さ

¹ 大保木輝雄「剣道—その歴史と技法：第13回」（「武道」2016年4月号）、長尾進「剣道の文化誌—剣術・撃劍・剣道、その文化としての成り立ち：第18回」（「武道」2019年6月号P38）など。

² 大警視の頃は、現在の剣道は「剣術」「撃劍」と呼称されることが一般的であったが、明治15年に嘉納治五郎が柔道を創始したこともあり、「剣道」と呼称される用例もみられるようになった。大正8年に、大日本武徳会が当時の校長であった元警視総監西久保弘道の強い関与のもと、附置の武術教員養成学校の名称を「武道専門学校」に、教授科目名も「剣術・柔術、弓術」を「剣道・柔道・弓道」に変更した。その後、大正15年に学校体操要目でも「撃劍及柔術」が「剣道及柔道」に変更され、「剣道」という呼称が定着していった（長尾進「剣道の文化誌—剣術・撃劍・剣道、その文化としての成り立ち：第1回」（月刊「武道」2018年1月号P74）。

れた人々である。武術を知らぬ警察官ほど物足りないものはあるまい。何となれば、有事の際に一人前以上の腕力があつて凶徒を制圧し得てこそ国民信頼の警察官である。その力の足りない人は何をおいても武術を鍛ることが肝心じや、私も若い時から武術をやっているが、警察武術というものを打建てねばならぬと考えている。警察官は兇賊を相手としてもそれを傷つけることなく取押えることが上乗である。兇賊の暴力を巧みに避けて倒す、縛るという武術が必要と思う。逆手もまた正手とせねばならぬ。故に武術の練習にしても常にそうした心を心として修練せねばならんのである。ほんとうをいえば、一人で剣術も柔術も心得て居らねば実際の役に立たんのである。昔の武士は剣術に優れて居るだけでなく、柔術も相当に心得て居た。私は若い頃素面素小手の稽古を受けたこともある。又、後進にその稽古をつけたこともあるが、実に真剣な態度の練習であった。だからその技倆が実戦に役立つて来たのである。諸君の中で目録以上の人には、素面素小手で後進に教えてやって貰いたい。ガチャンガチャンのなれ合いけい古だけでは見せものの約束剣術になる。兇賊と戦うのには面とか胴とかに捉われた約束はない。諸君『剣術使いになるな』『やわらとりになるな』と私は力説しておく。その内に私も道場に出て諸君とたたかって見よう、今日はこれまで。」

この大警視の武道観は、「警視庁武道九十年史」³に掲載されているが、そこでは出典は明記されていない。

警視庁武道九十年史の記述は、伝記小説・野上傳蔵「大警視の生涯」（秀文社、昭和33年）P114で、西南戦争前の佐賀の乱発生当時（明治7年（1874年））に巡査教習所を視察した際に行われたとしている訓示と同一である。しかし、巡査教習所は開設が明治13年（1880年）1月であり、大警視は12年（1879年）2月から欧州視察、10月に帰国後間もなく死亡していることを考えると、野上の記述には矛盾が多く、史料価値は乏しいと思われる。

大警視は、幼少のころから重野安繹に漢学を、坂口源七兵衛に真影流剣術を学んでおり、藩庁に出仕後も剣術を鍛磨していた⁴。元治元年（1864年）の禁門の変では、藤原秀太郎を討ち取っていることもあり^{5 6}、このような逸話が生まれたものと考えられる。

2 撃劍再興論

明治2年（1869年）11月、東京市中の治安維持のため東京府に府兵が組織され、翌3年（1870年）

³ 「警視庁武道九十年史」（警視庁警務部教養課、昭和40年）P18。

⁴ 中村徳五郎「川路大警視」（日本警察新聞社、昭和7年）P15。

⁵ 松井幹郎「『川路利良履歴資料』等に見る川路利良の姿」（大警視だより続巻4号、平成29年）所収の公爵島津家編纂所「川路利良履歴資料」。中村・前掲注4）P65では、大警視が倒したのは、藤原秀太郎ではなく長州藩で剣術の達人として聞こえた篠原秀太郎となっている。

⁶ 重田麻紀「川路利良と禁門の変」（大警視だより続刊2号、平成28年）は、一部小説では長州藩遊撃隊総督の来島又兵衛を狙撃して倒すという戦功を挙げたとされているが、一次史料は見当たらず「来島の戦死に関わった」と表現した方が歴史学的には正確と指摘している。

年にはこれが取締と改称された⁷。同年2月、取締に擊劍を課し世話係を置いたが⁸、4(1871)年5月に廃した⁹ので、中央の官途における日本剣道は断絶した¹⁰。

大警視は、西南戦争後¹¹、欧州視察への出発前に擊劍再興論なる草稿をまとめ、その中で警察官における擊劍訓練の必要性を説いた。擊劍再興論は、警察協會雑誌363号(昭和5年11月号)巻頭言で「警察官と武道」と題してその抜粋が掲載されたように警察剣道の根本精神、指針となっていたが¹²、武術を旧弊とみなす文明開化の風潮のなかで擊劍の価値を説いた最初期の論考とみられている¹³。

以下、中村徳五郎「川路大警視」¹⁴により、全文を掲載する¹⁵。

一、維新以来殆ド無用ニ属スルガ如クニシテ、一般効驗ヲ顯スモノハ日本刀ノ接戦也、予此術ヲ再興シテ彌盛ニセン事ヲ希望ス。今迄擊劍ハ開明ノ国ニ於テモ、當時專ラ修練スル所也。今我国之ヲ廢スルモ自然再興セザルヲ得ザルベシ、然ル時ハ吾美玉ヲ棄テゝ他ノ瓦片ニ易フルモノ也、惜マザルベケンヤ。

一、或論ニ、當時砲火ノ世也、如斯短技何ヲカ為サン、寧口廢シテ可ナラント。

一、又曰、擊劍ヲ修ムル程ノ氣象ヲ、無用ノ術ニ向ケ、開化ヲ妨グルハ惜ムベシ、願クハ此ノ氣象ヲ學問ニ向ケテ開化ヲ助ケント。

一、決シテ不然、人性ノ才資數種アリ、或ハ文資アリ、又武資アリ、文武兼備ノ資アリ、文資ニ武ヲ教ヘ、武資ニ文ヲ学バシムルコト、到底得ベキモノニアラズ、文武両才アレバ、亦必ズ両達スベシ、何ゾ今日ノ開化ヲ妨ゲン哉。

一、仮令今日文学一遍ノ世ナレバトテ、剣客変ジテ学者トナルニアラズ、徒ニ世ノ廢物トナルノミ、亦惜マザルベケンヤ、願クバ是ヲ再興シ、元氣ヲ復シ、勇胆ヲ練ル時ハ、他日海外ト事アルニ臨ミ、卒ハ銃ヲ取り、下士以上ハ抜刀ニテ一種ノ編伍ヲ以テ突進撃刺セバ、吾軍極テ利アラン、夫レ各三尺ノ刀ヲ持シ、突進格闘スルノ胆力アリテ三四町ノ敵ト火戦ス、勢ヒ三軍ヲ呑マン、且是ヲ聚メテ隊ヲ為ス、誰カ是ヲ侮ル事ヲ得ン哉。

一、變ニ臨ンデ銃ハ兵卒ノ所持スルモノ也、下士官以上ハ「サーベル」ト短筒ヲ用意スベシ、若シ敵刀ニテ斬掛ルニ、短銃ニテ応ゼントスルニ、其筒発セザル時ハ「サーベル」ヲ用フルモ、刀ト対シ何ノ用ヲカ為サン、忽チニ刀下ノ鬼トナランノミ。

⁷ 警察組織の変遷については、警察制度研究会「現代行政全集23警察」(ぎょうせい、昭和60年)P38による。

⁸ 渡辺忠威「警察武道試論(中)」(警察学論集27巻4号P67、昭和49年)は、當時これらの者のはとんどが士族出身者であったことから、武士のたしなみとしての武術が教授されたとみられるとしている。

⁹ 明治4年7月に廢藩置県が断行されて東京府取締が借用していた藩兵の基礎がなくなり、同年10月に東京府に遷卒3000人が置かれたことと関係すると思われる。

¹⁰ 堀正平「大日本剣道史」(剣道書刊行会、昭和9年)(近代剣道名著体系第10巻(同胞舎出版、昭和61年)所収P119)。

¹¹ 渡辺・前掲注8)P68など。

¹² 中村民雄「警視庁における擊劍再興論」(全日本剣道連盟「剣道の歴史」P87、平成15年)。松永政美「警察剣道」(全日本剣道連盟「三十年史」P91、昭和57年)は、大警視の主張を擊劍再興論により解説している。田村徹「警察官のための剣道」(立花書房、平成24年)は、巻頭に擊劍再興論の抄録を掲載している。

¹³ 中嶋哲也「近代日本の武道論」(国書刊行会、平成29年)P46。

¹⁴ 中村・前掲注4)P300。

¹⁵ なお、鈴木蘆堂(高重)「大警視川路利良君」(東陽堂、大正元年)P241にも掲載されている。同書では、句読点がなく、「サーベル」を「シャーベル」と表記している。平成29年、マツノ書店より中村徳五郎/鈴木蘆堂「川路大警視附・大警視川路利良君伝」が合本復刻されている。

一、日本ノ人民ハ、古来ノ慣習ニテ、刀ニテ斬ルノ恐ロシキヲ知リテ、銃ヲ以テ射殺セラル
ルノ恐レヲ知ラザルガ如シ。

一、健康ヲ養フノ益（諸生病弱ノ説）

一、勇気ヲ養フ益。

一、巡査ヲ選ミ又ハ黜陟スルニ便ナル事。

一、警察官ハ人民平素勇強ノ保護者也、故ニ事アルニ臨ンデハ軍事ニ従ヒ、義務ヲ人民ニ示
サドレバ、自然信ヲ失スルニ至ラン、故ニ必ズ軍事ニ臨ムヲ要ス。

一、巡査ハ文筆ヲ以テ直ニ大政ニ参与シ、四方ニ指揮スルノ素志ニアラズ、平常一身ヲ以テ
事ニ当リ、国ニ報ズル赤心アレバ、自然昇進スルコト、其道ヨリ外ニ近路ナキモノ、故
ニ總テ剣客トナルモ、決シテ開化ヲ妨グルノ害ナシトス。

一、護身ノ棒ヲ持スルモ、敵ヲ挫クノ術ナケレバ、身ヲ護スル事能ハザルベシ。

一、暴惡ノ徒ヲ治ムルニ、己レノ鍛練セル武備ナケレバ、挺身格闘スル事能ハズ、旧幕時代
猛惡ノ賊ヲ捕フル能ハザルモノ皆是也。

一、巡査ハ平生現場一身ヲ力動シテ事ニ当ルモノナレバ、剣客ノ如キ常ニ身ヲ鍛練セル者ヲ
用フベシ。

一、擊劍ハ泰西各国ニ於テ、當時専ラ修練スル處也、吾国適々尊重スル所ノ術ヲ廢セントス、
自然必ズ彼ニ学バザルヲ得ザルニ至ラン、所謂金ヲ瓦片ト換フルガ如シ。

一、各県ノ頑固者ハ、皆当局へ聚メテ開化セシムルノ益アリ。

一、擊劍ヲ再興スル利害論。

一、右弁。

一、入費論。

一、寸尺論。

一、約束構成順序。

日本刀接戦ノ功顯ハ、今度ノ戦争ヨリ世ノ知ル所ナルヲ以テ、或ハ擊劍再興論ヲ主張セ
ント欲スルノ意思アルハ論ヲ俟タズト雖モ、又朝野ニ於テ之ヲ頑固復旧論視セラレン事
ヲ恐レテ、敢テ云ハザルアルヲ知ル。

3 考察

大警視が擊劍再興論を著したのは、彼自身が幼少の頃から剣術の修行をしていたことによ
り、西南戦争における田原坂での警視庁抜刀隊の活躍により武術への認識が新たになつたことによるものだとされている¹⁶。

しかし、この時期の警察は、近代国家の制度としては成立したものの、これを実施すべき警察官の執行力、特に個々の警察官の資質、すなわち倫理観、使命感の確立が喫緊の課題となっていた¹⁷。このような事情から、大警視は草稿の形で擊劍再興論をまとめ、これが巡査教習所の開設、そこでの擊劍の採用という形で実現されたのではないかと考える。

¹⁶ 渡辺・前掲注8) P68など。

¹⁷ 大警視は、明治9年9月下旬にまとめた警察手眼を「世ニ凶惡ノ徒ナキヲ得ズ。人ニ凶惡ノ心ナキヲ
得ズ。只警察ノ手眼ヲ以テ是ヲ抑制スルノミ。」との節で締めくくっている。松尾庄一「内務省警察權
限の実証的考察—明治時代を中心として」(警察政策17巻P93、平成27年)は、これを警察は与えられ
た權限と警察官の能力と意欲によって犯罪等の社会的害悪を取り締まらなければならない、ということを意味するとしている。

以下、擊劍再興論がまとめられた事情について考察する。

(1) 警察制度に関する建議

大警視は、明治 6 (1873) 年 9 月に司法省調査団の一員としてのヨーロッパ派遣から帰国後、警察制度に関する建議を行っている¹⁸。

その内容は、①外敵からの安全を担う軍隊に対し、警察は平時の国家の治安を担うこと、②行政警察を司法警察から分離し、行政警察を担う内務省を置く、③内務省に全国の警察事務を扱う警保寮を置き、首都東京府には特別の組織を置き内務省に直属させ、その他の地方では知事等の地方長官に警察権を委任する。④警察官は、平時は警察活動に従事するが、有事は兵士となる、というものであった。これは大久保利通内務卿の全面的な支持を得て、ほぼこのとおり実現することになる¹⁹。

すなわち、大久保内務卿の「警察は治国の要務」との認識のもと、明治 7 (1874) 年に内務省が新設され警保寮を司法省から移管し、首都警察として警視庁が創設された。また、警察の概念、責務、警察体制などを定めた警視庁職制章程並諸規則（明治 7 年 2 月 7 日太政官達無号）²⁰が制定された。翌明治 8 (1875) 年には、この警視庁職制章程を全国に適用する行政警察規則（明治 8 年 3 月 7 日太政官達第 29 号）²¹が制定され、近代国家としての警察が制度として確立された。

建議に示された「警察は国家平常の治療なり」「能く領民を保護し内国の氣力を養う者なり」との考えが、擊劍再興論の「警察官ハ人民平素勇強ノ保護者也²²」「暴惡ノ徒ヲ治ムル」に反映されていると言えよう。

(2) 紀尾井坂事件

明治 11 (1878) 年 5 月 14 日、石川県士族島田一郎ら 6 人が大久保内務卿を暗殺した紀尾井坂事件が発生している。この事件は、明治政府の高官であり国内治安の責任者である内務卿が暗殺されたものであり、このような事件の未然防止ができなかつたこと²³、政府高官の往来に護衛がつけられていなかつたことに加え、島根県士族で警視庁巡査を拝命し西南戦争に従軍したが凱旋後に禁令を破り免職されている浅井寿篤が暗殺に加わっており、近代警察発足以来の大失態というべき事件であった。大警視は、大久保内務卿の葬儀の翌日、太政大臣三条實美に「大久保參議事変ニ付進退伺」を出したが、「不及其儀」と却下さ

¹⁸ 大日方純夫「警察制度につき建議 川路利良 解題」（日本近代思想体系第 3 卷（岩波書店、平成 2 年）P229）は、提出正本、草稿とも現存していなかつたが、井上三治旧蔵「刑法附則 法理百則 写本」の中に提出正本の写しと考えられるものが発見され、初めてその建議の全体像が明らかになったとしている。

¹⁹ 松尾庄一「明治警察の誕生と確立」（警察政策学会資料 101 号 P17、平成 30 年）。

²⁰ 「法令全書 明治 7 年」（内閣官報局、明治 22 年）P389。

²¹ 「法令全書 明治 8 年」（内閣官報局、明治 22 年）P539。

²² 行政警察規則第 1 条は「行政警察ノ趣意タル人民ノ凶害ヲ予防シ安寧ヲ保全スルニアリ」としている。

²³ 安藤則命「警視盟約改定意見（明治 12 年 5 月）」（日本近代思想体系第 3 卷・前掲注 18）P299）には、「未発ニ防御スル能ワザルハ、政府人民ニ対シテ大イニ失職タリ」とある。

れている。

この衝撃的な事件の後に次のような対策がとられた²⁴。

まず、紀尾井坂事件後の5月29日から、大臣参議の邸宅及び往来には警察官による警戒を行うこととなった²⁵。警察官の装備については、東京警視庁が設置された明治7(1874)年の2月8日には警視庁達規第40号で巡査が警らする際に手棒を携帯することが認められ²⁶、同年8月5日に警視庁達規第739号で一等巡査に帶剣が許されていた^{27 28}。警戒に従事する警察官について「警部巡査」とあることから、当然帶剣警察官が護衛に当たったものと考えられる。擊劍再興論には、「日本ノ人民ハ、古来ノ慣習ニテ、刀ニテ斬ルノ恐ロシキヲ知リテ、銃ヲ以テ射殺セラルルノ恐レヲ知ラザルガ如シ。」「暴惡ノ徒ヲ治ムルニ、己レノ鍛錬セル武備ナケレバ、挺身格闘スル事能ハズ」とあるが、これは、政府に不満・反発する士族による刀剣類を使用しての政府高官へのテロ行為の制圧をも念頭に置いたものであろう。

また、未然防止のための情報収集強化として、明治11(1878)年12月4日に集会取締ニ関スル警察官ノ心得及ビ其取締方法を制定、同月9日に集会規則を制定、同12日に会場取締掛を設置し、政談演説を聴取することにより危険な兆候の把握に努めることとした²⁹。

しかし、元巡査が事件に関与していたという衝撃的な事実³⁰は、後に述べるように当時の警察官の退職・免職者が大量に発生していたということもあり、警察官に対して外形的な規律・統制だけではなく近代国家の警察官としての自覚を持たせることが急務であることを明らかにした。

(3) 竹橋事件

明治11(1878)年8月23日、竹橋付近に駐屯していた大日本帝国陸軍の近衛兵部隊による武装反乱事件が発生した。近衛歩兵大隊の兵卒数百名が反乱を起こし、制止しようとした大隊長と週番士官を殺害した。さらに、竹橋の兵営を出て赤坂の仮皇居に向かい強訴しようとしたが直ちに鎮圧された。

竹橋事件は、8月30日からの明治天皇北陸行幸の直前であり、他への波及も懸念されたため、大警視は、皇居及び政府高官の邸宅に警察官を派遣し厳戒させた³¹。

反乱の原因は、西南戦争における行賞についての不平とされている。西南戦争でその精強さをうたわれた近衛砲兵の大規模な反乱は、軍当局者にとって衝撃的であり、この年10

²⁴ 廣瀬權「大久保利通暗殺事件（紀尾井坂事件）後にとられた諸対策」（大警視だより続巻4号、平成29年）。

²⁵ 警視庁史稿上巻（巻之1）（警視庁、明治26年）P194。

²⁶ 法規分類大全第一編警察門（内閣記録局、明治24年）P592。

²⁷ 法規分類大全第一編・前掲注26) P608。

²⁸ 渡辺・前掲注8) P67によれば、府県によって多少の差があったようで、「浪華のポリスの巡邏する六尺許の棒を携え剣を佩、東京のポリスを見るに三尺に足らざる棒を持、脱剣にて、横浜のポリスを見るに脱剣は勿論一尺許の棒を持」と当時の模様を物語る文献もあるとのことである。

²⁹ 警視庁史稿上巻（巻之1）・前掲注25) P203。

³⁰ 安藤・前掲注23) P301によれば、元警察官でこの事件に関与したとして公判手続きにかかった者は7人に及んだという。

³¹ 警視庁史稿上巻（巻之1）・前掲注25) P200。

月に陸軍卿山県有朋が軍の規律の必要についての部内への訓示として軍人訓戒を印刷配布した³²。

この軍人訓戒や明治 15 (1882) 年に出された軍人勅諭の起草には、西洋哲学を翻訳・紹介し軍政の整備に貢献した西周が関与したといわれる。西周は、明治 11 (1878) 年に陸軍の将校クラブ偕行社で行った「兵家徳行」³³と題する講演で、西南戦争の教訓を踏まえ、近代的軍隊の強さの秘密は「器械ノ精巧ヲ極メタル上ニ節制ノ精密ニ備ハリタル上ニアリ」と兵器と統制の二つが最高度に至ったところに存すると指摘した。また、外的な軍事技術と並んで、軍の「統制」とそれを支える精神的原理（軍人の内面、精神のあり方）を重視している。竹橋事件は、軍首脳部にあらためてこの精神的原理確立の重要性を認識させ、これが軍人訓戒や軍人勅諭の制定に反映される³⁴。

軍隊において顕在化した統制を支える精神的原理の確立は、紀尾井坂事件を未然防止できなかった警察にとっても共通の課題であった。

明治 7 (1874) 年に制定された警視庁職制章程並諸規則では、巡査規則で職務を明確にしたうえで 16 条にわたり巡査心得を示している。翌明治 8 (1875) 年に制定された行政警察規則も 20 条に及ぶ巡査心得を定めている。さらに、明治 9 (1876) 年 5 月に警察官吏盟約書³⁵を定め、会合飲食・妓楼同遊の禁止と當時洋装を誓約させている。東京警視庁創設後、警視庁達で「巡査平日遊行ノ節心得方（明治 7 年 3 月 9 日）」、「巡査ノ会合宴飲スルヲ禁ス（明治 7 年 4 月 5 日）」、「遊人雜沓場へ巡査遊歩ノ節心得方（明治 8 年 4 月 5 日）」、「交番控所内ニ於テ買喰スルヲ禁ス（明治 8 年 4 月 9 日）」、「巡査金銭貸借ノ請人証人ニ立ツヲ許サス（明治 8 年 5 月 8 日）」、「各署警部以下事務扱所ニテ居睡ヲ禁ス（明治 9 年 1 月 24 日）」、「巡査ヲシテ淫行猥褻ノ挙動勿ラシム（明治 11 年 1 月 29 日）」が相次いで発出されているが³⁶、これは警察官の非違事案が相次ぎ、綱紀の保持に頭を悩ませていたことを物語るものである。

警察における組織管理についての大警視の考えは、紀尾井坂事件以降に内務卿伊藤博文に提出されたとみられる洋行企望趣意書に示されている³⁷。すなわち、警察における組織管理について、「陸海軍とは大いに異なり、只規律節制の能くする処にあらず。」「人を御する規則節制は只其外面の形にして、其実は靈魂を以て信じ、始めて他に向かって声不起に聞、形不起に見るの妙境に致す力を為すべし。」³⁸として、警察官一人ひとりが高い倫理観、使命感を備えることによるべきとしている。

このような考え方によって、巡査教習所が設置され、ここで課外ではあるが擊劍が採用されることとなったと思われる。

³² 藤原彰「統帥権独立と天皇の軍隊」（日本近代思想体系第 4 卷（岩波書店、平成元年）P483）。

³³ 日本近代思想体系第 4 卷・前掲注 32) P149。

³⁴ 菅野覚明「武士道の逆襲」（講談社現代新書、平成 16 年）P234。なお、同書 P256 以下では、軍人勅諭の掲げる五か条の道徳「忠節」「礼儀」「武勇」「信義」「質素」は武士道（特に近世の儒教的士道）とほとんど重なっているように見えるが、そのよって立つ根拠は全く別の近代国家の国民としての精神であるとしている。

³⁵ 法規分類大全第一編・前掲注 26) P548。

³⁶ 法規分類大全第一編・前掲注 26) P11。

³⁷ 大日向純夫「洋行企望趣意書 川路利良 解題」（日本近代思想体系第 3 卷・前掲注 18) P260)。

³⁸ 高橋雄豺「明治警察史研究 四 前編」（令文社、昭和 47 年）所収。

(4) 巡査教習所の設置

大警視一行が欧洲視察に出発した明治 12 (1879) 年 2 月 13 日付で、大警視川路利良代理中警視安藤則命は、内務卿伊藤博文宛てに巡査教習所の設置を上申している³⁹。上申者は安藤であるが、その日付から大警視の意向が十分に反映されたものと考えられる。これによれば、明治 11 (1878) 年中の退職者は 2,000 人余りに及び、中には退職するため 「故サラニ規則ヲ犯ス者」 もいた。そこで、新任巡査の教育とともに規律違反者の再教育のために、巡査教習所の設置を上申したというのである。上申では、生徒の見積りについて、新任巡査 150 人、懲罰巡査 200 人の計 350 人としており、紀尾井坂事件への退職巡査の関与もあり、警察官の不品行が危機的状況となっていたことを示している。

明治 12 年 7 月 14 日警視本署達第 95 号で巡査教習所が設置されることとなり⁴⁰、13 (1880) 年 1 月の開設時に教習所規則（警視本署達節録明治 13 年 1 月 19 日第 6 号）⁴¹が示された。

この規則によれば、①入所者は、新採用者の生徒と教戒巡査の二別とする、②生徒の入所期間は三か月、教戒巡査は警視本署の決定による、③入所中は生徒は外泊禁止、教戒巡査は外出禁止、とされた。④生徒の課業は次のように区分し、金曜日土曜日には試験が行われ、成績不良者は外出が禁止された。

第三級 手棒携持法・生兵練兵 警吏須知

第二級 手棒携持法・小隊練兵 警吏須知

第一級 犯罪捕拿及実見報告書 警視類聚規則・警察手眼

右課業ノ外ニ擊劍及ビ捕縄方法ノ一課ヲ設ケ余暇ヲ以テ適宜ニ之ヲ練習セシム

また、教習所の教師には、警部補・巡査のうち職務に完熟するものが充てられた⁴²。

礼式・教練や警察実務のほかに警察手眼が課せられていたことが注目される。これは、警察官としての倫理観・使命感の習得が必須との大警視の考えによるものとみられる。課外とはいえ擊劍が採用されたことは、擊劍再興論の「巡査ハ、剣客ノ如キ常ニ身ヲ鍛練セル者ヲ用フベシ。」を反映したものと考えられる。徳川幕藩体制下の各藩では藩校を設け、元和元 (1615) 年に発布された武家諸法度に「文武弓馬ノ道、専ラ相嗜ムヘキ事」と定められていたことから、儒教教育のほか剣術・擊劍などの武芸による鍛錬が行われていた。藩校は、明治維新後も廃藩置県まで存続し、擊劍の稽古が行われているところもあった⁴³。当時の警察官には士族出身者が多かったことから、巡査教習所で擊劍が採用されたことに違和感はなかったであろう。しかし、文明開化の風潮の中で擊劍は無用との主張が有力となっていたことから、西南戦争における抜刀隊の活躍を根拠として擊劍訓練の有用性を説いたものと思われる。

³⁹ 安藤則命「巡査教習所設置につき上申（明治 12 年 2 月 13 日）」（日本近代思想体系第 3 卷・前掲注 18) P295)。

⁴⁰ 法規分類大全第一編・前掲注 26) P555。

⁴¹ 法規分類大全第一編・前掲注 26) P558。

⁴² 安藤・前掲注 39) P295。明治 7 年 2 月 28 日警視庁達第 30 号巡査心得方（法規分類大全第一編・前掲注 26) P544) では、新編入の巡査への事務章程や自守規則は一等巡査や古参者が指導徹底すべきこととしていた。

⁴³ 長尾進「剣道の文化誌—剣術・擊劍・剣道、その文化としての成り立ち：第 17 回」（月刊「武道」2019 年 5 月号 P39)。

藩校の教育は、藩士として「藩のため」「主君のため」という意識を植え付けることが目的であったが、巡査教習所の教育は、国民国家の警察官としての自覚を持たせることが目的という違いがある。このような観点からは、元警察大学校術科教養部長真砂威が「警察官の資質として重要なものは、礼儀や立ち居振る舞いも含めた『正々堂々』、『勇猛果敢』、『潔さ』といった武士道的な態度」（下線筆者）と述べていることは、注目される⁴⁴。

（5）警察での剣術隆盛

明治 12（1879）年 5 月には、東京警視本署は広く参加者を募って「官途における擊劍会の始め」と言われる三本試合を行っている⁴⁵。翌年 1 月に開設された巡査教習所で課外とはいえ擊劍の訓練が行われるようになったこともあり、この頃から、東京警視本署や警察署・巡査屯所において剣術の稽古や試合が行われるようになったことが、当時の新聞紙上で多く取り上げられている⁴⁶。指導者は、武術世話掛と呼ばれ、その採用は明治 12（1879）年頃から本格化し、梶川義正、上田美忠（馬之助）、逸見宗助、得能関四郎等の高名な剣客が迎えられた⁴⁷。明治 15（1882）年には向ヶ丘弥生社撃劍大会が始まり、明治 19（1886）年には警視流が制定されるなど、明治十年代後半は、警視庁剣術が最も華やかな時代となつた⁴⁸。なお、柔術が警視庁で採用されたのは、明治 16（1883）年のことであり、各警察署へ「巡査一同は撃劍同様、柔術を修業するように」との内達が出され、柔術世話掛も採用された⁴⁹。

全国各地の警察で剣術・撃劍が奨励されるようになったのは、明治 15（1882）年 12 月 2 日の太政官達第 63 号で警視庁及び各府県に対して「自今巡査ニ帶剣セシムルコトヲ得ベシ」⁵⁰と巡査の帶剣を許可した頃からとみられる。また、明治 19（1886）年 4 月 8 日には巡査教習規則標準（内務省訓令訓第 124 号）⁵¹が制定され、全ての府県に巡査教習機関の設置が義務付けられた。これらの巡査教習機関では剣術及び柔術を教習科目とすることを明文化としたものが多くみられる⁵²。

このように、撃劍再興論が、戦後一時期の中斷があったものの、全国の警察で今日に至るまで剣道が積極的に取り入れられてきた基礎となつたのは間違いない。

⁴⁴ 真砂威「警察での剣道の取り組み」（日本武道学会剣道専門分科会「剣道を知る事典」（東京堂出版、平成 21 年）P158）。また、真砂威「剣道みちしるべ第 28 回」（剣窓平成 21 年 11 月号 P23）では、「剣道を武士道と関連づけて言うときは、『武士道的な態度や精神』というような使い方をするほうが、剣道と武士道が自然につながる気がする。」としている。

⁴⁵ 堀・前掲注 10) P119。

⁴⁶ 湯浅晃「自由民権期における警察武術についての一考察 一民権結社の活動と警察剣術一」（天理大学学報 62 卷 3 号 P17、平成 23 年）は、山下素治「明治の剣術 鉄舟・警視庁・榊原」（新人物往来社、昭和 55 年）に掲載されている明治 10 年代の警視局・警視庁での撃劍関係記事を紹介している。

⁴⁷ 中村民雄「警視庁・道府県警察の剣道」（全日本剣道連盟・前掲注 12) P180)。

⁴⁸ 田口榮治「警視庁武術大会と警視流の形」（全日本剣道連盟・前掲注 12) P301)。

⁴⁹ 警視庁武道九十年史・前掲注 3) P20。

⁵⁰ 「法令全書 明治 15 年」（内閣官報局、明治 22 年）P298。

⁵¹ 「警察法規 第 5 版」（内務省警保局、明治 26 年）P168。

⁵² 湯浅晃「巡査教習機関の目的と理念」（全日本剣道連盟・前掲注 12) P93)。

あとがき

現在の警察において剣道は、警察職員の気力及び体力の鍛成並びに職務遂行に必要な技術能の向上を図るための職場教養の一環である術科訓練の一部門と位置付けられている⁵³。これは、昭和24（1949）年11月10日、国家地方警察本部警務部長通達「剣道の訓練中止について」で禁止された警察における剣道が、昭和28（1953）年5月1日、国家地方警察本部警務部長通達「剣道訓練の実施について」⁵⁴で再開されるにあたり、警察における剣道訓練の目的を「第一に、柔道と相並んで、警察官が逮捕術を体得し、これを有効に実地に用いるために必要な技術体力及び精神力を鍛磨するにあり、第二に、警察官の体育として警察官の心身の健全な発達を助長するにある」としたことによるものである。

しかし、第70代警視総監土田國保は、「武道を修行していく間に培われる精神要素の中には、警察官が体を張って仕事をしていく、職務に挺身していくために必要な精神要素と共通するものがあります。たとえば、神速果断とか、臨機応変とか、堅忍不拔とか、不撓不屈とかいう文句をとり上げただけでもまさにそういう意気込み、心構えで仕事をやらなければならぬ立場が警察の仕事だろうと思います。」「（警察官が武道の修業をする際）その修業の仕方に警察武道という独特のものがあってほしいと、私は思います。」と述べ⁵⁵、警察における武道は、単に気力体力の鍛成、技能の習得にとどまるものではないとしている。

警察大学校名誉師範森島健男範士は、「初太刀一本」の重要性を説いている⁵⁶。警察の仕事は、その成否が直接に国民の生命、身体の安全にかかわるだけに、やれるだけのことをやったから良い、では済まされない厳しさがある。まさに、二本目がないたつ一本だけの真剣勝負である。

大警視が撃剣再興論を著したのは、撃剣を単なる技術の訓練としてではなく、巡査教習所での撃剣採用などによる警察官のありよう実現を目指していたからではなかろうか。

（筆者は、剣道教士七段・全日本剣道連盟監事）

[本稿は、『大警視だより』続刊第11号（加藤晶会長追悼号IV、通巻第40号、令和3〈2021〉年1月1日刊）所収の「川路大警視の撃剣再興論」に大幅に加筆したものである。]

⁵³ 警察教養細則（平成13年3月16日警察庁訓令第4号）30条。

⁵⁴ 松永・前掲注12) P92、渡辺・前掲注8) P82。

⁵⁵ 土田国保「武道と気力」（現代警察第5号P25、昭和50年）、田口榮治「警察官の教養」（全日本剣道連盟・前掲注12) P379)。

⁵⁶ 森島健男「心の修行と現代剣道—初太刀一本 相打ちの勝一」（剣窓平成20年2月号P25)。

福沢諭吉と取締之法

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会会員 露崎 栄一

明治新政府の基本方針は、その国威宣揚の御宸翰の中で述べられているように、上下一致^{ろうしゆう}旧来の陋習^{ろうしゆう}を打破し、開国進取、富国強兵による近代的国家の創建にあった。この近代化推進の中にあって多くの諸制度は、その範を先進欧米諸国に求めた。警察制度もまた、海外留学生や遣外使節等により、先進諸国の警察事情が我が国に紹介された。

我が国に最も早く欧州警察制度を紹介し、その影響を与えたのは栗本安芸守鋤雲であった【尾佐竹猛「ポリスと邏卒】。鋤雲は慶應3年6月、パリの万国博覧会に際し、幕府から公使として派遣され、帰国後滞仏中の見聞を「曉窓追録」として発表、その中に「ポリス」の職掌、行儀作法、取扱い万端について紹介している。

その後、外国警察制度を紹介した書物には、明治元年、開成所教授柳川春三らが著した「萬国新話」、広島藩洋学教授村田文夫の「西洋見聞録」、更には大築拙藏訳述の「邏卒勤方問答」などがある【吉野作造「明治文化全集」第16巻】。

このような中で、西洋警察制度を紹介したものに福沢諭吉の「取締之法」がある。当時の東京は江戸城が無血開城されたとはいえ府下の治安状況は不安定であった。彼は、幕末、幕府翻訳方を勤めこの間、三度にわたって欧米諸国を歴訪しており、當時随一の西洋通でもあった。こうした経験を買われて新政府は参議広沢真臣をして福沢諭吉に欧米諸国の警察制度の翻訳を依頼した。これにより欧米諸国の警察制度を翻訳したのが「取締之法」である。この間の事情は「福翁自伝」に詳しい【福澤諭吉全集第7巻】。

（前略）東京府から私に頼む事が出来て来たと云ふは、當時東京の取締には邏卒とか何とか云う名を付けて、諸国の兵士が鐵炮を擔で市中を巡廻して居る其有様は殺風景とも何とも、丸で戦地のやうに見える。政府も之を宜しくないことゝ思ひ、西洋風にポリスの仕組みに改革しやうと心付きはしたが、扱そのポリスとは全體ドンナものであるか、概略でも宜しい、取調べて呉れぬかと、役人が私方に来て懇々内談する其様子は、此取調べさへ出来れば何か禮をすると云うやうに見えるから、此方は得たり賢し、お易い御用で御座る、早速取調べて上げませうが、私の方からも願いの筋がある、兼て長官へ内々御話いたしたこともある通り、三田の島原の屋敷地を拝借いたしたい、是れ丈けは厚く御含を願ふと云ふは、巡査法の取調と屋敷地の拝借と交易にしやうと云ふやうな鹽梅に持掛けて、役人も否と云はずに黙諾して歸る。ソレカラ私は色々な原書を集めて警察法に関する部分を翻訳し、綴り合せて一冊に認め早々清書して差出した所が、東京府では此翻譯を種にして尚ほ市中實際を斟酌し様々に工風して、斷然彼の兵士の巡廻を廃し、改めて巡邏と云ふものを組織し、後に之を巡査と改名して東京市中に平和穩當の取締法が出来ました（後略）。

こうして、福沢は、警察法の翻訳（取締之法）と引き換えに島原藩邸を手に入れることができた。これが今日の慶應義塾大学三田キャンパスである。ただし、この「取締之法」

は福翁自伝の説明とは異なり、福沢が渡米の際購入した百科事典「ニュー・アメリカン・サイクロペディア」(Ripley,G.&Dana,C.A.Ed,by:The new American cyclopaedia.N.Y.,1866-67.)のポリスの項をほとんどそのまま翻訳したものであった【太田臨一郎「福沢手帳」第7号】。

しかし、この取締之法は、東京府選卒制度に取り入れられ、近代的警察制度が誕生する礎となった【「新聞雑誌」第1号】。

[初出:『大警視だより』続刊第10号(加藤晶会長追悼号III、復刊第10号記念号、通巻第39号、令和2〈2020〉年7月1日刊)]

〔前輯掲載稿再録〕

(前記: 戦後川路大警視研究に大きく貢献された方に、武藤誠先生、松井幹郎先生とともに、鹿児島市の肥後精一氏がおられる。同氏は、小部会前身の警察史研究会(警察大学校、昭和60〈1985〉年~平成12〈2000〉年)の有力な会員で、武藤誠先生とは御懇懃の間柄であられたと仄聞する。ついては、今後の川路大警視検討の参考のため、前輯109頁所載の「(警察史資料3) 肥後精一氏著作目録抄」を本輯にも再録しておくこととする。)

肥後精一氏著作目録抄(再録)

川路大警視研究に大きな業績をあげられた肥後精一氏(1915~2012)におかれでは、平成24(2012)年11月6日鹿児島県にて長逝されたとお聞きする。享年96。謹んで御冥福をお祈りするものである。

『大警視だより』第22号(大警視川路利良研鑽会、平成26〈2014〉年12月13日刊)に、平成26年10月13日(月、体育の日)開催の「大警視川路利良生誕一八〇年及び大警視川路利良研鑽会発足三周年記念祝賀行事『墓参、記念講演等、祝賀会及び懇親会』」記事とともに、肥後精一氏三回忌記事が掲載されている。[追記: 松井幹郎編『大警視だより』第1集(会報No.1~No.27。大警視川路利良研鑽会、平成27年10月13日刊)136頁参照。]

肥後精一氏の下記の御著作は、川路大警視検討に必読のものであるといえよう。

- ①『明治のプランナー 大警視川路利良』(鹿児島・南郷出版、昭和59年1月10日刊)
- ②『川路利良史跡案内全国一覧』(鹿児島・自己出版、昭和61年9月刊)
- ③『大警視川路利良隨想』(鹿児島・自己出版、平成2年9月30日刊)
- ④肥後精一・西岡市祐(1933~?)編『現代語訳付 龍泉遺稿 脊る大警視川路利良の人物像』(東京法令出版、平成6年5月2日刊)
- ⑤桜島次郎『川路利良に学ぶ 上巻』(「桜島次郎」は肥後精一氏の筆名、鹿児島・桜島出版、平成13年8月1日刊)

『川路利良西南事件に対する大義名分論』とその精神

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会会員 鈴木 康夫

〔目 次〕

1 原典	91
2 解説と訳文	91
3 反乱防止への訓諭としての意義	92
4 近代国家における法治主義の主張	92

1 原典

平成 29 (2017) 年秋、上野、東京藝術大学において開催された「西郷（せご）どん特別展」に『川路利良西南事件に対する大義名分論』(巻物 1巻、原典) が出展された。巻物は、大警視川路利良自筆の巻物 5巻の内の 1巻、「川路利良西南事件に対する大義名分論」である。(他の 4巻は、「川路利良警察制度意見」である。)

この 5巻は、京都の熊谷文庫にあったものを靈山歴史館（内覧会にご招待頂いた木村幸比古先生が副館長）が購入、所蔵しているものである。

2 解説と訳文

この巻物については『靈山歴史館紀要』(第 2 号、平成元年 3 月 1 日)において、時野谷勝先生（1911～1994。大阪大学名誉教授、靈山歴史館運営委員）により、(外題)「川路利良西南戦争に対する大義名分論 注釈・解説」(70～78 頁) として、解説と訳文 (8 項目、縦 20 字×160 行) が掲載されている。

上記解説において、時野谷先生は、「川路利良の「大義名分論」は、長文の書状の案文であるが、前後欠で宛名人も日付も欠落している。しかし、内容からみて、西南戦争の勃発直前、川路が郷里旧薩摩藩の郷党のひとりに宛てて、私学校党に一味しないよう懇切に説いた書状の案文であることは明瞭である。」としている。

冒頭部分の「一 弱キ政府なれハこそ助くへし 一 政府の為ナレハ速、腕力を用ゆるなれハ佐賀と長州辺の賊も無罪ならん」に続き、下記が第三項である。

「一 六千余員の警察を創立スルは、吾長官を初メとして其根本西郷氏の意ニ出タルもの也、近來の風評其虚実知る能ハスと雖、西郷氏腕力を以テ來ると、然れハ兼テ恩ある氏ナルを以テ皆鋒を到マニシテ氏を迎ふへきに、却テ氏を殺シテ恩を報セン事を望ムもの、亦氏の悪ム所の物にして氏も亦歎フあらん、開明に従ひ人智ノ自ラ進ミ大義名分を明らかに

スルを見るべし、警視六千若私学校の如ク愚にして氏を墨信スルニ至ツテ国家を危からしむるは疑ハさるべし、思ふに開化の力ニ因リ偏ニ国家の光栄を見るに足るものあらんとす」
注、長官は大久保利通、西郷氏は隆盛

3 反乱防止への訓諭としての意義

明治9(1876)年12月末、私学校党に対する反乱防止の説得工作のため、中原尚雄少警部以下の出発にあたり、川路大警視の35項目の訓諭が行われた。

訓諭の第2項には、「一 大義名分の事」と題名のみが書かれているが、この中身は、前記、原典「大義名分論」の第三項と同じ「六千余の警察員～あらんとす」が、「川路の手記」として述べられた。」と下記に書かれている。

中村徳五郎著『川路大警視』日本警察新聞社 昭和7年9月25日(231頁)

附 鈴木高重著『大警視川路利良君伝』東陽堂 大正12年2月6日(160～161頁)
(平成29年4月1日マツノ書店復刻版)

後藤正義著『西南戦争警視隊戦記』(昭和62年10月31日、産経新聞データシステム(マツノ書店復刻版))には、35項目の訓諭の他、説得活動なども詳細に掲載されているが、「川路の手記」には触れていない。

4 近代国家における法治主義の主張

時野谷勝先生の(外題)「川路利良西南戦争に対する大義名分論」全文要点には、「六千余員の警察は大久保、西郷氏によるものであって、全国人民のあつい信頼を受けている。私学校党が天下の政権を握ろうとして、旧薩摩藩の兵力で朝廷を倒そうとしても、朝廷には陸海の二軍があり、その上六千の警察があるから到底不可能である。かつ今日の日本には国法・民法があり、私見を主張して兵器を弄する如きは罪を逃れえない。常に大義名分を明らかにせねばならない。」とある。

すなわち、「近代国家における法治主義」を主張しているのである。

なお、明治6年、征韓論政変後の「警保寮建議書」においても「刑罰ハ国家ヲ治ムル要具、則ち一人を懲らして千万人恐る～法令約束の確守す可く」と川路は、法治主義を政府に問いかけていた。

これらから、川路利良は、大久保利通と共に「半独立国鹿児島の士族社会」を終焉させ、明治の統一近代国家を成立させたことはもとより、「近代国家における法治主義」(正当な政府・法律・軍・警察)を早くから主張した人物と言えるのではないか。

[初出:『大警視だより』続刊第10号(加藤晶会長追悼号III、復刊第10号記念号、通巻第39号、令和2(2020)年7月1日刊)]

遷卒総長桑原譲について

警察政策学会警察史研究部会員
大警視川路利良研鑽会会員 鈴木 康夫

本年〔令和2年〕4月初め、私のメール宛に東京府「取締組」六人の遷卒総長の一人、桑原譲（土佐藩）の曾孫、桑原譲氏（横須賀市在住、御同名）から、「『東京泉岳寺の墓碑には、桑原譲 明治5年8月24日、病死41歳』とあるが、土佐随一の剣道の達人としては不思議な気がする。」との問い合わせが入った。確かに、明治4（1872）年10月23日の東京府「取締組」発足時には（総長：水野元靖・安藤則命・桑原譲・川路利良・田辺良顕・阪元純熙）とその名があり、翌5年の2月19日付、東京府典事桑原譲から神奈川県権令大江卓（土佐の同郷）宛に「遷卒研修」依頼の書翰が出されているが、8月23日の司法省警保寮発足時のメンバーにはその名がない。

これを受け、早速本会事務方に問い合わせたところ、桑原譲については中原英典先生御遺稿「七人の大警視」『警察学論集』第36巻第2号（昭和58年2月刊）132頁に「・・・（以上が府の遷卒総長六人中五人であるが、他のひとり桑原譲・高知県出身も、このとき司法省に移ったようだが、その官名等不詳。彼は明治六年（月日不明）病没というから、既に健康を害していたかもしれない。）」と記載されていることくらいしか判明しておらず、逝去年月日、墓所が特定できたことは大きな意味があり、この際是非とも桑原譲のパーソナルヒストリー研究をお願いできればとのことであった。

ちなみに、曾孫桑原譲氏によれば、「桑原助馬（譲）は、天保2（1831）年月日不明に土佐藩幡多郡蕨岡村に生まれ、樋口眞吉道場に10歳で入門、その後、武市半平太との試合で勝ち、長州萩の明倫館では桂小五郎等と試合、各地有名志士との交遊を深めて幕末の国事活動に奔走。慶応4（1868）年、戊辰の役に軍監として谷干城らと従軍。」との由で、詳細を目下調査中とのことである。同氏によって、桑原譲についての研究が今後更に進展することを期待したい。

（令和2年4月21日稿）

【追加参考1】

桑原譲関係資料（令和2〈2020〉年5月16日オーテピア高知図書館高知資料デスク様の御示教に拠る。記して深甚の謝意を表する。）

- ・『高知県人名事典 新版』1999年 高知新聞社編
- ・『勤王者調 四ノ二』1893年 高知県庁編（同館所蔵分はコピー資料）
- ・『土佐藩戊辰戦争資料集成』2000年 林英夫ほか編
- ・「幸徳秋水の系譜ならびに英学について」間宮尚子著『土佐史談』239号所収 2008年
- ・「高知藩の川之江民政局」宮地美彦著 『土佐史談』60号所収 1937年

【追加参考2】・宮地美彦（1879～1948）『金陵日誌抄：川原塚茂太郎手記』（高知市・白洋社書店、昭和9年2月刊）（「桑原譲」国会図書館デジタルライブラリー、46～47コマ）

〔初出：『大警視だより』続刊第10号（加藤晶会長追悼号III、復刊第10号記念号、通巻第39号、令和2〈2020〉年7月1日刊）〕

国分友諒顕彰碑について —原田弘先生のお教えに接して—

警察政策学会警察史研究部会員 吉原 丈司

〔目 次〕

1 はじめに	94
2 国分友諒再説	95
3 国分家墓所	96
4 国分友諒顕彰碑	98

1 はじめに

国分友諒（國分友諒、ともさね、1837～1877）は、明治初期の有力な警察幹部の一人であるが、坂元純灝（1843～1914）¹とともに、明治6（1873）年政変（同年10月24日西郷隆盛（1827～1877）の参議・近衛都督解任）後の同参議復職運動を巡る所謂ポリス沸騰²の当事者として知られる。国分友諒及び坂元純灝については、前稿「國分友諒、坂元純灝両氏の墓所について—中原英典氏のお問い合わせを追って—」『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察政策学会資料第110号、令和2（2020）年5月8日刊。175～177頁）で少しく言及したが、明治警察史研究の権威であった武藤誠先生（1922～2013）も国分友諒に関しては往時警察政策学会警察史研究部会でしばしば取り上げられておられたことを想起する。本稿においては、前稿で紹介できなかった国分友諒顕彰碑を中心に、二、三補足することとするが、同稿とかなり重複することがあることをお断りしておく。

¹ 中原英典（1915～1979）「坂元純灝履歴一斑—明治警察史資料（2）」『警察研究』第42卷第5号（昭和46年5月刊）69頁以下及び「七人の大警視—坂元、国分両氏の墓所につきお尋ねをかねて—」『警察学論集』第36卷第2号（昭和58年2月10日刊）128～138頁参照。

² この間の経緯については、多くの文献がある。ここでは、小説ではあるが司馬遼太郎（1923～1996）『翔ぶが如く2』（講談社、昭和51年2月5日刊）303頁以下（文春文庫〈新装版2、平成14年3月10日刊〉284頁以下。ただし、司馬氏の国分の書き方の出所は不明。例えば、『西南記伝』〈上巻一〉〈黒龍会本部、明治41年12月3日刊〉〈第三篇 征蕃の役（517頁以下）参照。〉、また、ネット関係資料として田村貞雄（1937～）「桐野利秋談話（一名桐陰仙譚）について」（同稿は『国際関係研究』第26卷第1号（日本大学国際関係学部国際関係研究所、平成17年7月刊）163～189頁に掲載との由であるがこれは未見。）を挙げるにとどめる。

〈<http://www1.vecced.ne.jp/~swtamura/kirino.htm>〉（当初閲覧サイト）⇒
〈<http://members2.jcom.home.ne.jp/mgrmhosw/kirino.htm>〉（平成26年7月23日確認、ただし、令和2年10月末現在では見ることができない。）
なお、当該時期の問題に関しては、例えば、大日方純夫（1950～）『日本近代国家の成立と警察』（校倉書房、平成4年11月25日刊）、高橋秀直（1954～2006）「明治維新の朝鮮政策—大久保政権期を中心にして」山本四郎（1920～）編『日本近代国家の形成と展開』（吉川弘文館、平成8年10月1日刊）44～49頁、勝田政治（1952～）『内務省と明治国家形成』（吉川弘文館、平成14年2月1日刊）等各参照。なお、ここに「ポリス」とは「警保寮」を指すようである。

2 国分友諒再説

上記政変の結果、翌明治 7 (1874) 年 1 月 14 日の坂元、国分の両人の辞職により、大久保利通 (1830~1978) に近い川路利良 (1834~1879)³による警察体制が最終的に確立すること（同年 1 月 15 日東京警視庁発足）を考えると、国分友諒その人も明治警察史上大きな意味を有する人物であるといえる。

国分は、その後、明治 7 (1874) 年 4 月、台湾出兵に徵集隊指揮副長⁴として参加するも、帰国後、私学校党との間で相容れざるところあって、再び上京し、同 8 年川路の好意で警察に復帰するが、西南戦争中の明治 10 (1877) 年 4 月 3 日に熊本県下益城郡中央村堅志田（かたしだ）で戦死した⁵。官軍中最高位の戦死者という。

後に内務省警保局長、第 15 代警視総監、貴族院議員となる安立綱之（国分彦七、1859~1939）⁶は、実弟に当たる。同氏の「安立綱之翁叢談」は、国分のことを知り得る最良の資料である⁷。加えて、大浦兼武（1850~1918）⁸との関係にも留意すべきである⁹。

国分友諒については、夙に中原英典氏に前掲「七人の大警視一阪元、国分両氏の墓所につきお尋ねをかねて一」（遺稿、まえがき 渡辺忠威）『警察学論集』第 36 卷第 2 号（昭和 58 年 2 月 10 日刊、昭和 54 年 8 月脱稿の由）があつて、そこで、中原氏がその墓所の所

³ 「大警視川路利良関係文献抄」『近代警察史関係文献抄一川路大警視検討を中心に一』（警察政策学会資料・別刷、令和元〈2019〉年 10 月 1 日刊）1 頁以下、「川路大警視青山墓前の頌徳碑検討一斑（碑文全文、付句読点文、書下し文、現代語訳）—故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表編修副長官從五位重野安繹撰—」前掲『近代警察史の諸問題一川路大警視研究を中心に一』59 頁以下各参照。

⁴ 指揮長は阪元純灝、もう一人の指揮副長は、篠崎五郎（1847~1909）である。篠崎の妹テツ（1853~1906）は、後の警視総監園田安賢（1850~1924）令室である。中原英典「園田安賢履歴ノート（上）—続・明治警察史資料（3）」『警察研究』第 49 卷第 6 号（昭和 53 年 6 月刊）27 頁には、篠崎の二女とあるが、正しくは妹である（後掲日高節「安立綱之翁叢談 其 1」『自警』昭和 10 年 1 月号 132 頁参照。）。篠崎五郎につき、国立国会図書館デジタルコレクション（<https://dl.ndl.go.jp/>）中の大岡力『地方長官人物評』（長島為一郎、明治 25 年 10 月刊）、大植四郎（1896~?）『明治過去帳（物故人名辞典）』（昭和 10 年 12 月 25 日原著私家版刊。東京美術、昭和 46 年 11 月 20 日新訂初版刊）1123 頁等参照。

⁵ 国分の戦死については、川村艶吉『川路利良公伝』（文会堂、明治 12 年 10 月 18 日刊）5 丁表、『西南戦闘日注並附録』1（明治 17 年 1 月刊。日本史籍協会編（続日本史籍協会叢書）、東京大学出版会、昭和 51 年 12 月 25 日覆刻）緒言 1 頁 29、30 頁、同 2（同、昭和 52 年 2 月 25 日覆刻）342 頁、『征西戦記稿』上（陸軍文庫、参謀本部編、明治 20 年 5 月 20 日刊）卷二十二「衝背軍戦記」（「宇土並ニ堅志田ヲ取ル事」）等がある。なお、上記『征西戦記稿』の簡略現代語訳版である旧参謀本部編纂、桑田忠親・山岡荘八監修『維新・西南戦争』（徳間書店、昭和 52 年 4 月 10 日刊）148 頁参照。

⁶ <<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%AE%89%E7%AB%8B%E7%B6%B1%E4%B9%8B>>

高橋雄豺「明治年代の警保局長（15）安立綱之」『警察学論集』第 23 卷第 8 号（昭和 45 年 8 月刊。後に、同『明治警察史研究』第 4 卷（後編一明治年代の警保局長一、令文社、昭和 47 年 7 月 10 日刊）516 頁以下に収録。）。なお、高橋博士につき、下記サイト参照。〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatvoshi/takahashi001.pdf>〉

⁷ 日高節（みさを）「安立綱之翁叢談」（其の 1~6）『自警』昭和 10 年 1~4、6、7 月号。特に 1、2 月号参照。日高は、鹿児島県指宿郡喜入出身、『明治秘史西郷隆盛暗殺事件』（隼陽社、昭和 13 年 7 月 1 日刊）、『維新経国秘録 海舟と南洲』（大日本皇道奉賛会、昭和 19 年 3 月 20 日刊）等の著者。この他、安立綱之「大警視のお蔭」中村徳五郎『川路大警視』（日本警察新聞社、昭和 7 年 10 月 1 日刊）347 頁参照。

⁸ <<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%A4%A7%E6%B5%A6%E5%85%BC%E6%AD%A6>>

⁹ 野村本之助「大浦卿の一外伝」『大浦兼武伝』（大浦氏記念事業会、大正 10 年 10 月 1 日刊）301~310 頁参照。大浦の妻は安立の妻の姉で、国分が縁を取り持っている。なお、野村が国分友諒の處に下宿していたことについて、高橋雄豺・中原英典（対談）「日本警察の歩みを語る（その 1）—明治警察史研究を中心にして」『警察研究』第 45 卷第 9 号（昭和 49 年 9 月刊）116、121 頁参照。

在地を問い合わせられていたが、その後、原田弘先生（1927～）が、杉並区大円寺¹⁰に所在することを見つけられ、平成5（1993）年に至り国分の顕彰碑を紹介された（原田弘「杉並の名墓（42）」『杉並郷土史会報』第120号〈平成5年7月25日刊〉参照。）¹¹。

以下、これらに基づき、その一端を誌しておくこととしたい。国分友諒検討の一助ともなれば幸いである¹²。

書下し文の作成及び碑文を書いた長莢（ちょう・ひかる、1833～1895）¹³のことについては、今回もまた東京外国语大学名誉教授高橋均先生の御懇篤な御教示を忝うした。加えて、台湾の梁添盛博士にもいろいろお教えいただいた。原田先生、高橋先生及び梁博士の御高配に、深甚の謝意を表するものである。

3 国分家墓所

国分家の墓所は、杉並区和泉3-52-18所在曹洞宗大円寺にある。同寺は、江戸時代島津家の菩提寺で、芝・伊皿子にあったが、明治41（1908）年に現在地に移転している。現在、国分家のものとしては、友諒、母及び妻三名の1基の墓石とともに、古い墓石が2基及び長莢の書になる「国分君碑」なる顕彰碑がある。その概況は、次のとおりである。

なお、上記「国分君碑」によれば、同碑は当初東京谷中天王寺に建てられたとあり、中原英典氏も、上記論説中で、墓石とともに杉並区内に移されたといわれているが、その出

¹⁰ 大円寺：泉谷山、曹洞宗、杉並区和泉3-52-18、本尊は釈迦如来坐像。1603年赤坂溜池に開創、開基は徳川家康。開山は武田信玄の弟、諦巖桂察和尚。1641年焼失、芝・伊皿子に移転、ここで薩摩藩島津家の菩提寺となる。明治41（1908）年、現在地へ移転。山門を入ると右は墓所、左は本堂。本堂の右に庫裏、国分の墓は庫裏のすぐ右手奥。〈https://tesshow.jp/suginami/temple_izumi_daien.html〉

¹¹ 国分友諒の墓所について、中原英典氏は、元は東京・谷中墓地にあって、後に杉並区永福町付近に移したと聞くということを述べ、その所在地の教示を求めていた（前掲中原論説138頁。ただし、その出所は不明。）。原田弘先生は、『MPのジープから見た占領下の東京 同乗警察官の観察記』（草思社、平成6年12月刊）の著者であるが、警察史研究に加え、早くから杉並郷土史会でも活躍されている（平成17（2005）年現在では会長との由をお聞きした。）。平成17（2005）年6月18日（土）、原田先生に国分友諒の墓所発見の経緯について改めてお尋ねしたところ、明治法制史研究の泰斗で中原英典氏や原田先生御自身とも親しい関係にあった元慶應義塾大学名誉教授手塚豊博士（1911～1990）より、国分の墓所が杉並区にある可能性を聞かれて、「同区内の古い寺、島津家と縁のある寺」という観点から探索し、遂に大円寺にあることを突き止められたことについて、親しく御教示下された。敬服にたえない次第である。なお、原田先生は、平成17年8月10日（水）夜NHK教育TV「知るを楽しむ 何でも好奇心（工藤美代子〈1950～〉）TOKYO1945」（同年8月中に数回放映）に、ゲスト出演され、マッカーサー警護の思い出を語られた。その後、同先生は、『ある警察官の昭和世相史』（草思社、平成23年12月16日刊）をも刊行された。

¹² 国分友諒の墓所については、その後下記の著作が出ている。

・河内貞芳（1977～）『侍たちの警視庁 大警視川路利良の時代』（自己出版、平成24年6月10日刊。前著『侍たちの警視庁』（自己出版、平成19年1月7日刊）の改訂版。）
〈<http://kawachisoutai.chu.jp/keishi1.html>〉

¹³ 長（姓）三洲（号）主馬、莢（光）、富太郎、光太郎が名、豊後日田の出身、明治28（1895）年没。享年63。本姓は長谷氏。『大分県人物誌』（大分県教育委員会編、歴史図書社、昭和51年2月28日刊。『増補改訂大分県偉人伝』（大分県教育会編、昭和3年版）の改題復刻版、初版は明治40年刊）494～497頁、関儀一郎・関義直編『近世漢学者伝記著作大事典』（東京・井田書店、昭和18年6月10日刊。東京・琳瑯閣書店・井上書店発売、昭和46年4月10日第三版刊）321頁、長澤規矩也監修・長澤孝三編『漢学者総覧』（汲古書院、昭和54年12月刊）191頁等各参照。なお、長の女齢子（1870～？）は大森鍾一（1856～1927）の繼室である（『大森鍾一』（池田宏、昭和5年3月3日刊）56、275頁）。
〈<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%95%B7%E4%B8%89%E6%B4%B2>〉

所の明記がなく、これら顕彰碑、墓石の移転状況等ははつきりしない¹⁴。

(1) 墓地概況（構図）



(2) 国分友諒・母・妻墓（原文：縦書、改行のとおり）

（墓碑正面）

陸軍少佐兼

正七位 国分友諒之墓

權少警視

母 喜多子之墓
妻 常子之墓

（墓碑裏面）

明治十年四月三日於熊
本県下堅志田之役戦死
于時年四十一
同年十二月建之
母喜多子同三十四年
十二月二十五日歿 享年八十四歳 〈ママ〉
妻常子明治四十一年三月廿九日歿
享年六十歳 〈ママ〉

(3) 国分家墓 (1)

（正面）（家紋）徹俊祖長居士

（右面） 薩洲

国分長次郎惟宗友春

¹⁴ 国分の墓所について、そもそも最初から大円寺にあったか否かは不明である。すなわち、上述のように、中原英典氏は最初東京・谷中墓地にあって後に杉並区永福町付近に移したと聞くと述べている。加えて、顕彰碑（国分君碑）には、同碑は谷中・天王寺に建てられたとある。他方、大円寺は、江戸時代島津家の菩提寺で、芝・伊皿子にあったが、明治41（1908）年に杉並区の現在地に移転している。これについては、宮之城・島津家出身の国分の妻常子（ツネ、同氏については前掲日高節「安立綱之翁叢談」（其の1、2）参照。）が、同じ明治41年の3月29日に逝去していることから、あるいは、その時にあわせて移したものか。こうしたことも考慮に入れて、考える必要があるのかも知れない。尤も大円寺にお聞きできればわかることであろうが、そこまではしておらず、取り敢えず記しておくにとどめる。

(左面) 天明六年丙午 (天明六年: 1786年)
十二月十七日
(裏面) (なし)

(4) 国分家墓 (2) (□は不明字)

(正面) 寛保三□亥年 (寛保三: 1743年)
覺□玄□居士
十月□六日

(右面) 薩洲
国分市郎右衛門友智

(左面) (なし) (裏面) (なし)

4 国分友諒顕彰碑

(1) 原文 (原文: 旧字、縦書、碑文のままに改行。)

国分君碑 (篆額: 右より左へ)

国分君諱友諒初称新太郎又莊之丞薩摩人父一郎右衛門母
鷺頭氏君性直実有武幹明治元年奥羽之役以小隊監軍有功
賜祿四年官徵募東京府下邏卒君率藩士千人応之尋任東京
府權大属五年進大属転邏卒權總長累遷大警視兼司法權中
檢事七年辭職帰台灣之役以徵集兵指揮副長擊石門蕃再入
東京補警視序八等出仕八年任權少警視叙正七位十年二月
薩賊作乱天兵征討君率巡查数百人自肥後八代進三月任陸
軍少佐為別働第三旅團第二大隊長四月三日賊乘曉霧襲我
堅志田營君指揮部伍叱咤奮戰賊潰走会有飛丸中面斃享年
四十一葬於八代横手邨君娶島津氏有一男三女男吉之助女
曰峯曰政曰坂友人富沢僚等相謀樹碑於東京谷中天王寺乃
紀文以表之云

明治十一年六月建 従五位長茨篆額并書

(裏面には、碑文建立賛同者富沢僚、中原尚雄等 522 人〈人数は原田弘前掲「杉並の名墓 (42)」による。〉の名が刻まれている。)

(2) 付句読点文

国分君碑 (篆額、右より左へ)

国分君、諱友諒、初称新太郎、又莊之丞、薩摩人。父一郎右衛門、母鷺頭氏。君性直実、

有武幹。

明治元年、奥羽之役、以小隊監軍有功、賜祿。

四年、官徵募東京府下邏卒、君率藩士千人応之。尋任東京府權大属。

五年、進大属、転邏卒權總長、累遷大警視兼司法權中檢事。

七年、辭職帰。台灣之役、以徵集兵指揮副長、擊石門蕃。

再入東京、補警視序八等出仕、八年、任權少警視、叙正七位。

十年二月、薩賊作乱、天兵征討、君率巡查数百人、自肥後八代進。

三月、任陸軍少佐、為別働第三旅團第二大隊長。

四月三日、賊乘曉霧襲我堅志田營。君指揮部伍、叱咤奮戰、賊潰走。会有飛丸、中面斃、享年四十一、葬於八代横手邸。

君娶島津氏、有一男三女、男吉之助、女曰峯、曰政、曰坂。

友人富沢僚等相謀、樹碑於東京谷中天王寺。乃紀文以表之云。

明治十一年六月建 従五位長莢篆額并書

(3) 書下し文

国分君の碑

国分君、諱は友諒、初め新太郎、又莊之丞と称す、薩摩の人なり。父は一郎右衛門、母は鷺頭氏。君、性直実にして、武幹有り。

明治元年、奥羽之役に、小隊監軍を以て功有り、祿を賜う。

四年、官、東京府下の邏卒を徵募するに、君、藩士千人を率いて之に応ず。尋（つい）で東京府權大属に任せらる。

五年、大属に進み、邏卒權總長に転じ、大警視兼司法權中檢事に累遷す。

七年、職を辭して帰る。台灣之役には、徵集兵指揮副長を以て、石門蕃を擊つ。

再び東京に入りて、警視序八等出仕に補せられ、八年、權少警視に任せられ、正七位に叙せらる。

十年二月、薩賊乱を作（な）し、天兵征討するに、君、巡查数百人を率い、肥後八代より進む。

三月、陸軍少佐に任せられ、別働第三旅團第二大隊長たり。

四月三日、賊、曉霧に乘じ、我が堅志田營を襲う。君、部伍を指揮し、叱咤奮戰すれば、賊潰走す。會（たまたま）飛丸有り、面に中（あた）りて斃る、享年四十一、八代横手邸に葬らる。

君島津氏を娶り、一男三女有り、男は吉之助、女は曰く峯、曰く政、曰く坂なり。

友人富沢僚¹⁵等相謀りて、碑を東京谷中天王寺に樹つ。すなわち文を記（紀）し、以て之を表し（しか）云う。

¹⁵ 富沢僚については詳細不明であるが、同氏は、例えば、明治5（1972）年8月24日東京府邏卒の司法省移管時点では、第一大区（新場橋向坂本町）少属である。なお、同大区の邏卒總長は安藤則命（1828～1909）である。高橋雄豺『明治警察史研究』第4卷（前編—明治年代の警保局長—、令文社、昭和47年7月10日刊）49頁。「国分君碑」裏面の建立発起人の第一列に富沢及び中原尚雄（1845～1914、西南戦争時に有名な中原少警部、後福岡県警部長）の名あり。富沢は明治26（1893）年頃には警視で京橋警察署長であるようであるが、詳しいことは、今後の課題である。

明治十一年六月建 従五位長莢¹⁶篆額あわせ書

(4) 参考書下し文（「安立綱之翁叢談」〈其の2〉81頁による。）

（ここでは、原文は記載されず、書下し文のみが掲載されている。括弧内・傍線個所は、上記「(3) 書下し文」と異同のあるものを示す。「(1) 原文」に基づく「(3) 書下し文」が正しいかと思われる。）

国分君碑（原漢文和文に訳す）

国分君諱ハ友諒。初め新太郎又莊之亟（丞）ト称ス。薩摩ノ人。父ハ一郎右衛門。母ハ鷺頭氏。君性直実ニシテ武幹有リ。明治元年奥羽之役。小隊監軍ヲ以テ功有リ祿ヲ賜フ。四年官東京府下遷卒ヲ徵募ス。君藩士千人ヲ率ヰテ之ニ応ズ。尋（ツイ）デ東京府權大属ニ任ジ五年大属ニ進ム。遷卒權惣（総）長ニ転ジ大警視兼司法權中檢事に〈ママ〉累遷ス。七年職ヲ辞シテ帰ル。台湾之役。徵集兵指揮副長ヲ以テ石門蕃ヲ擊ツ。再ビ東京ニ入り警視庁八等出仕ニ補ス。八年少（權少）警視ニ任ジ、従七位（正七位）ニ叙セラル。十年二月薩賊乱ヲ作（ナ）ス。天兵征討。君、巡查数百人ヲ率ヰテ肥後八代ヨリ進ム。（三月：欠落）陸軍少佐ニ任ジ別働第三旅団第二大隊長ト為ル。四月三日賊曉霧ニ乗ジテ我が〈ママ〉堅志田營ヲ襲フ。君部伍ヲ指揮シテ、叱咤奮ヒ戰ヒ賊潰走ス。会（タマタマ）飛丸有リ。面ニ中（アタ）リテ斃ル享年四十一。八代横手邨ニ葬る。君島津氏ヲ娶リ一男三女有リ。男ハ吉之助。女ハ峯ト曰ヒ政ト曰ヒ坂ト云（曰）フ。友人富（富）沢僚等相謀リ碑ヲ東京谷中天王寺ニ樹ツ。乃チ文ヲ紀シ以テ之ヲ表スト云フ。

明治十一年六月建

従五位長茂（莢）篆額並書（原文は「明治」以下は一行である。）
(以上)

〔本稿は、警察政策学会警察史研究部会平成20（2008）年度第4回例会（同年12月13日〈土〉開催）での報告を取りまとめたものであるが、その後の研究推移動向について現時点では殆ど補えていないことを遺憾とする。上記例会では、当時部会を指導されておられた武藤誠先生及び加藤晶先生より親しく御示教を賜った。ここに改めて既に故人となられた両先生の往時の御厚情に深甚の謝意を表するものである。〕

¹⁶ 長莢（ちょう・ひかる、1833～1895）に関する平成年代の著作としては、中島三夫編著『三洲長莢著作選集 付作品目録・略伝』（中央公論事業出版、平成15年12月25日刊、B5判 224頁 定価12,600円〈本体12,000円〉）がある。本書は、同事業出版のネット広告によれば、以下のとおりである。ただし、同書には、国分友諒の頌徳碑のことは漏れており、長と国分の関係も不明である。「長莢は、日田、廣瀬淡窓の開いた咸宜園で秀才の名をほしいままにした明治維新の志士であり、書家としても知られるが、明治学制起草の中心的な功労者でもある。しかし、その人となりや功績についてはあまりにも知られておらず、正当な評価を受けていない状況にある。長らく三洲の著書、書画、碑文を求めて研究を続けてきた著者が、三洲の全貌を明らかにするべく、これまでの成果をまとめた。三洲の伝記、系図、論文・紀行文、書翰、書画・碑文・扁額等一覧、関係文献一覧、年譜、篆刻・印譜、本人の住所録、さらに明治6年に文部大丞として学区巡察した時の日記などを収録している。16頁カラ一口絵、機械函入り。」

『警視総監物語』、『警察物語』の
著者杉村幹とは誰ぞ（資料）
—明治年代の警視総監のパーソナルヒストリー検討の絡みで—

警察政策学会警察史研究部会員 吉原 丈司

〔目 次〕

1 はじめに	101
2 杉村幹とは誰ぞ	102
(1) ネット情報	102
(2) 杉村幹『警視総監物語』、『警察物語』の記載事項	102
(3) 杉村幹『脳病院風景』（北斗書房、昭和 12 年 4 月 12 日刊）の記載事項	103
(4) 杉村幹余聞	103
(5) 杉村幹著作目録	104
3 杉村幹関係者の件	105
(1) 父杉村正謙関係資料	105
(2) 杉村隆氏著書記載事項	105
(3) 杉村頤道氏関係資料	106
(4) 杉村惇氏関係資料	107
(参考関連文献)	107

1 はじめに

本件は、明治警察史検討上の主要人物研究（パーソナルヒストリー検討）の一として、平成 18（2006）年 9 月 9 日（土）及び同 11 月 18 日（土）開催の警察史研究部会例会（同年度第 2、3 回例会）で報告したものであるが、諸般の事情でそのままになっていた。しかるに、今般、たまたまあることがきっかけで多少の修正を施し、取り敢えず資料化だけでもしておくこととした。報告時には当時部会を主宰されておられた武藤誠先生及び加藤晶先生より貴重な御示教に与った。改めてここに今は亡き両先生の御高教に対し深謝の意を表するものである。

ただ、お粗末なことであるが、上記報告当時『人事興信録』等の基本資料の検索を怠っていた。しかるに、最近に至り、令和元（2019）年 6 月名古屋大学法学研究科から「日本研究のための歴史情報」〈<http://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/>〉として、「『人事興信録』データベース」〈<http://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/>〉がアップされたことを知った。例えば同書第 8 版〈<http://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who8-11624>〉（昭和 3（1928）年 7 月）「杉村幹」情報だけでも、本稿はかなり修訂の必要があるが、このことはさてお

き、ここでは、かつて調べたことをそのまま記載しておくに止めしことをお断りしておく。

2 杉村幹とは誰ぞ

周知のように、明治年代警視総監研究の先駆的労作として、杉村幹（1881.1～1947.9）の①『警視総監物語』（警友社・日本警察新聞社、昭和15年2月26日刊）〈<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1438029>〉、②『警察物語』（二松堂、昭和17年10月15日刊）〈<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1459196>〉の二書がある。①『警視総監物語』には、「今は世に亡き人物評論家の雄、南木摩天郎（「なぎ」か、「摩天楼」の誤植）」の言をしばしば引く（13、18、55、115頁等）が、これは、南木摩天楼（？～？）『時乃人・永遠乃人』（博文館、大正9年7月18日刊）の引用かと推察される。南木の同書は極めて貴重か〈<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/961017>〉。これよりすると、「杉村幹とは誰ぞ」、更には「南木摩天楼とは誰ぞ」となり、いずれも興味深い課題といえる。以下では、南木摩天楼はさておき、取り敢えず、杉村幹にのみ対象を限定し、検討することとする。但し、本稿は未訂稿の域を出ず、詳しくは他日を期したい。なお、明治年代の各警視総監の小照、略歴については、例えば、『警視庁史 明治編』（警視庁史編さん委員会、昭和34年1月1日刊）口絵参照。

（1）ネット情報

- ・下記両ネット情報が特に重要か。
- ・ネット情報①：SF書評等で有名な風野春樹氏（1969～、精神科医）「読冊日記」2003（平成15）年7月3日（木）
〈<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%A2%A8%E9%87%8E%E6%98%A5%E6%A8%B9>〉
〈<http://psychodoc.eek.jp/abare/index.html>〉
〈<http://psychodoc.eek.jp/abare/diary.html>〉
〈<http://psychodoc.eek.jp/abare/200307a.html>〉
- ・ネット情報②：杉村幹末弟杉村惇氏（1907～2001）令息の杉村豊氏（1945～）「週刊あかつき学園の事件簿」2003年7月7日号（註：平成29〈2017〉年11月28日現在では既に見られずか。）
- ・「戸山脳病院」（明治33〈1900〉年設立⇒昭和2〈1927〉年杉村幹より東京医専に移管⇒昭和4〈1929〉年火災で廃院）が「キーワード」。杉村は、警視庁勤務の後、父を継いで同病院を経営。
- ・上記ネット情報②及び杉村惇氏（杉村幹末弟、洋画家）関係ネット情報によれば、杉村豊氏は杉村幹の甥（杉村惇令息）で、元日本学士院長（平成25.10～28.10）、国立癌センター名誉総長で文化勲章者の杉村隆氏（1926～2020.9.6）が杉村幹令息の由。また、著名な文人である杉村顕道氏（1904～1999）も杉村幹の実弟。

（2）杉村幹『警視総監物語』、『警察物語』の記載事項

『警視総監物語』：〈<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1438029>〉

『警察物語』：〈<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1459196>〉

- ・明治 30 年代に二高在校（②『警察物語』162、244 頁）。
- ・①『警視総監物語』：「著者杉村君は、東京帝国大学法科大学に於ける私の同窓であり、又曾ての僚友であり、文章練達の士でもある。」との池田清（1885～1966、大正 2 年内務省入省、警視総監、戦後衆議院議員）の序あり。
- ・②『警察物語』：林銑十郎（1876～1943、陸軍大将、首相）の題字あり、装幀は実弟の洋画家杉村惇氏（1907～2001）のもの。同書緒言には、「著者は往年東京帝国大学法科大学を出で、後籍を大学院に置いて、警察行政と地方自治の研究に没頭した。但し生來の不敏と齟齬とは、遂に著者をして素志を抛つて方向を転ずるの已むを得ざるに至らしめたが、警察に対する関心に至つては、今も昔も変りはない。従つて片々たる此小著の如きも、言はゞ著者の警察に対する嗜癖と言う可きであろう。」
- ・（以下は未確認）父杉村正謙（1854～1924、まさかね）：福島県西白河郡長（三島通庸〈1835～1888〉が福島県令時代（明治 15 〈1882〉年 7 月～16 年 9 月）その乾児（こぶん）という。）。新潟県古志郡長（明治 20 年頃）云々ともいう記載があるが、これは實際には就任していない模様。

（3）杉村幹『脳病院風景』（北斗書房、昭和 12 年 4 月 12 日刊）の記載事項

〈<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1074389>〉

- ・口絵として、戸山脳病院、著者・家族の写真あり。
- ・前警視総監太田政弘（1870～1951）の序：「著者杉村君、明治 42 年、東京帝国大学を卒へ、職を警視庁に奉ぜり。予時に同庁第一部長たり。依て君と知れり。君幾くもなく官を辞し箕裘（ききゅう）を継ぎ、城北牛込に戸山脳病院を経営し、拮据多年、頗此業に通ずるものあり。……」
- ・前警視総監丸山鶴吉（1883～1956）の序「著者杉村幹君は、同窓の友人にして、」
- ・緒言：「亡父正謙が牛込区若松町に戸山脳病院を創立したのは、明治 32（1899）年 1 月 27 日の事である。大正 3（1914）年に此事業を継承した私は、昭和 2（1927）年 10 月 30 日に至つて、更に之れを東京医学専門学校に譲渡した。……」

（参考）

- ・齋藤茂太（1916～2006）『精神科医三代』（中公新書、昭和 46 年 1 月 25 日刊）9 頁
「明治 33 年という年は「精神病患者監護法」という法律ができ、政府から民間病院へ患者を委託する制度が始まった。入院料は公費で払われた。」

（4）杉村幹余聞

- ・明治 14（1881）年 1 月生、昭和 22（1947）年 9 月逝去。下記『杉村正謙懐旧録』（仙

台、杉村顕道、昭和48年1月31日刊)18頁も参照。

- ・没年: 下記杉村隆氏『ガンよ驕るなかれ』(岩波現代文庫、平成12年2月16日刊)29頁: 昭和22(1947)年9月、キャサリン台風が日本を襲った日に、杉村幹逝去。「鶴岡に疎開したままで、祖先の地庄内で自由人としての生涯を閉じた。」
- ・号: 靖廬、別号: 鞭思樓、一人前の歌人、田中光顕伯(1843~1939)と並ぶ儒者物(遺墨)の大コレクター(杉村顕道『春風秋雨 杉村彩雨自伝』(仙台、私家版、昭和59年11月刊)111頁)
- ・駆け出しへ警視庁警部(『春風秋雨 杉村彩雨自伝』106頁)
- ・法学士杉村幹「桂庵取締ニ就テ」『警察協会雑誌』第111号(明治42年8月15日刊)あり。
- ・(ネット検索)(題名不明)『新時代』第6巻第4号(未見。新時代社、昭和13年4月?)
- ・『薤露編』(大正14(1925)年2月1日刊、三康図書館所蔵): 父の追悼漢詩、和歌集あり。
- ・『鞭思樓歌集』(昭和3年7月刊、三康図書館所蔵): 三淵忠彦(大魚)の題句あり。本歌集は1~23頁、大正6年4月以降の著者の「歌集目次」あり。

(5) 杉村幹著作目録

- ・上記歌集(『鞭思樓歌集』(昭和3(1928)年7月刊、三康図書館所蔵))末尾の「著者の歌集目次」による。(合計1517首「備考 *は詩ナリ首数ニ入レズ」との由。)
- ・修善寺にてよめる歌(大正6年4月、68首)、草笛(大正6年5月、229首)、若葉集(大正6年6月、56首)、征矢(大正6年7月、75首)、行餘集 第1(大正6年9月、124首)、行餘集 第2(大正6年11月、72首)、行餘集 第3(大正7年1月、59首)、行餘集 第4(開書、川田順、大正7年2月、59首)、行餘集 第5(題歌、土井晚翠、開書、川田順、大正7年3月、59首)、*行餘集 第6(大正7年5月)、行餘集 第7(序、菱沼伍之堂、大正7年5月、30首)、行餘集 第8(題句、坪谷水哉、題歌、笛川臨風、題歌、土井晚翠、大正7年10月、75首)、行餘集 第9(大正8年4月、46首)、行餘集 第10(序、南木摩天楼、大正9年2月、57首)、行餘集 第11(序、坪谷水哉、大正9年10月、66首)、鞭思樓歌集(題歌、土井晚翠、大正10年2月、75首)、*鞭思樓歌集(大正10年3月、小曲11章)、鞭思樓歌集(序、菱沼伍之堂、題歌、土井晚翠、大正10年6月、67首)、鞭思樓歌集(序、笛川臨風、全、山中 登、開書、入山雄一、全、齋藤紫水、題歌、山崎直三、大正10年10月、56首)、鞭思樓歌集(題詩、岩渕裳川、大正11年3月、83首)、鞭思樓歌集(題句、坪谷水哉、大正11年11月、64首)、薤露編(大正14年2月1日、26首、三康図書館所蔵)、鞭思樓歌集(題句、三淵忠彦(大魚)、昭和3年7月、91首、三康図書館所蔵)、以後の歌集は不明。
- ・『脳病院風景』(北斗書房、昭和12年4月12日刊)
- ・『警視総監物語』(警友社・日本警察新聞社、昭和15年2月26日刊)
- ・『警察物語』(二松堂、昭和17年10月15日刊)

- ・最近では、国立国会図書館デジタルコレクション <<https://www.ndl.go.jp/>> で 16 件の表示があるが、今回は全部には当たり得なかった。（令和 2 〈2020〉年 11 月 14 日調）

3 杉村幹関係者の件

- ・杉村兄弟（男 5 人、女 4 人：服部正貞〈父杉村正謙当初服部家入籍時の子息か〉、幹、八太茂〈東大法卒、東京市議、八太茂・杉生糸共著『改正刑事訴訟法新論』（東京 清水書店、大正 11 年 12 月刊）の著者、顕道、惇）

（1）父杉村正謙（1854.8.16～1924.2.1）関係資料

- ・「杉村正謙」高田可恒『山形県荘内実業家伝』（実業之荘内社、明治 44 年 2 月 19 日刊）122～123 頁（肖像あり。国立国会図書館デジタルコレクション所蔵、70 コマ。）
<<https://dl.ndl.go.jp/>>
- ・杉村正謙『杉村正謙懐旧録』（仙台、私家版、杉村顕道発行、昭和 48 年 1 月 31 日刊）（口絵 2 枚、本体 82 頁）
- ・杉村顕道「父正謙の話」『杉村彩雨自伝 春風秋雨』（仙台、私家版、昭和 59 年 11 月刊）11～27 頁
- ・庄内藩士 ⇒ 維新後清川村副戸長 ⇒ 明治 9（1876）年県令三島通庸（1835～1888）との最初の接点あり。山形県警部に。山形、新庄、宮（長井）警察署長 ⇒ 三島の転任に伴い福島県へ。福島、白河警察署長、西白河郡長 ⇒ 三島総監時代に東京へ。京橋警察署長、衛生業務を担当、明治 33（1900）年退官、東京市の消防司令 ⇒ 明治 35（1902）年辞職、実業界に。 ⇒ 戸山脳病院を設立（杉村幹によれば明治 32 年 1 月設立）
- ・「杉村正謙（すぎむらまさかね）」『新編庄内人名辞典』（庄内人名辞典刊行会、昭和 61 年 11 月 27 日刊）403、404 頁

（2）杉村隆氏（1926～2020）著書記載事項

- ・①杉村隆氏「私の履歴書」（日本経済新聞、平成 5 〈1993〉年 11 月 1～30 日）⇒ ②『ガンよ驕るなかれ 私の履歴書』（日経サイエンス社、平成 6 年 9 月 22 日刊）⇒ ③『ガンよ驕るなかれ』（岩波現代文庫、平成 12 年 2 月 16 日刊）（②9 頁、③5 頁に父杉村幹に抱かれた著者と 4 人の姉の写真あり。）。以下は、②日経サイエンス社本、③岩波現代文庫本より抽出。
- ・「両親」（②7～10 頁、③3～6 頁）：父杉村幹（かん）。大正 15（1926）年 4 月 20 日杉村隆氏出生時には、牛込区若松町で精神病院（戸山脳病院）を経営していた。旧制二高から東大法を出て、内務省（警視庁）（？）に勤めるが、突然退職、祖父が設立した「戸山脳病院」を継ぐ。何故退官したかは不明。病院に隣接した家屋に居住。昭和 2（1927）年、東京で有数の精神病院であった同病院を東京医専（現・東京医大）に移管（②7 頁、③3 頁）。「以来、父は漢籍に親しみ文筆を日課とする悠々自適の生活を送る。文人墨客

といふか遊び人といふか、世俗に恋々とせず、恬淡と生きた。」（②7、8頁、③3頁）。姉4人、父は無職、一家の暮らしは、母薰の「杉村ピアノ教室」が支えていた由。母は、金沢出身、東京音楽学校では山田耕作（1886～1965）の親しい同級生。ピアノ教室は山田が顧問（③4頁）。

- ・父は若松町の家屋敷を売り払い、転居を繰り返す。「人生を具体的に設計して産をなし、段階ごとに一つ一つ実現していくという生き方が、父にはできなかつた。彼は『流れる水のように生きる』ことを目指していたのではないかと思う。」（②9頁、③4～5頁）
- ・杉村家のルーツは、肥後・熊本。加藤忠広（1601～1653）が庄内藩にお預けとなった時、その隨身で熊本から庄内に赴き、その没後庄内藩士になった杉村文大夫の代から明治維新まで庄内の地に根付く。戸山脳病院を明治32（1899）年に設立した祖父の正謙（しょうけん）から東京に出てきたことになる（②9頁、③5頁）。
- ・祖父は病院だけでなく早稲田座という劇場を建てるなど、明治の後期に官吏から実業家に転身して活躍、現在の新宿区周辺を中心にたくさんの足跡を残す。上京した庄内出身者の援助に力を尽くした祖父の庄内人脈が、この後、様々な形で著者（隆氏）を支える（②10頁、③6頁）。
- ・著者の小学校（雪谷・私立清明学園）の頃の居住地は、洗足池や池上本門寺の近く（②10頁、③7頁）。⇒碑文谷か（昭和3年頃は同地、『脳病院風景』134頁）
- ・戦争末期、家族は、祖父の地縁を頼り山形県・鶴岡に疎開（②22頁、③17頁）。
- ・昭和22（1947）年9月、キャサリン台風が日本を襲った日に、杉村幹逝去。「鶴岡に疎開したままで、祖先の地庄内で自由人としての生涯を閉じた。」（②35頁、③29頁）
- ・著者の妻の「すぐ下の弟は東大法学部から自治省に入った本物の官僚で、後年研究管理者となった私のよい指南役でもあった。」（②45頁、③38頁）の由。同氏は平成2（1990）年人事院事務総長退官の由（②125頁、③112頁）。⇒誰か？⇒鹿児島重治氏（1929～1997、人事院事務総長在任：昭和62年1月～平成2年1月、令室は有名な加藤富子氏（1924～1997））か。

（3）杉村顕道氏（1904～1999）関係資料

- ・漢学その他に通曉、仙台の有名な文化人。
- ・戦後昭和29（1954）年、「亡父兄の遺業」を嗣ぎ、仙台に財宮城県精神障害者救護会「国見台病院」を設立、長く常務理事、理事長を歴任。
(国見台病院 HP <http://www.kunimidai.com/>)
- ・上記杉村顕道『春風秋雨 杉村彩雨自伝』（仙台、私家版、昭和59年11月刊、238p、19cm）⇒これでかなりのことが判明する。
- ・以下の3冊は、平成18（2006）年8月に国立国会図書館に寄贈され、同年9月中旬に公開の由。
- ・杉村顕道『杉村正謙懐旧録』（仙台、杉村顕道、昭和48年1月31日刊）（32p、21cm、JP: 21073856）⇒18頁参照。
- ・杉村顕道『系図の中の三人—一族の人々のために—』（出版地不明（仙台か）、杉村顕

- 道、昭和 57 年年 8 月 10 日印刷、21p、19cm、JP: 21073806）。
- ・杉村顕道『うちの彌勒さま 亡妻光子追悼記』（仙台、杉村顕道、平成元年〈ママ、2 年か?〉3 月 1 日刊）（11p、22cm、JP: 21073854）。

（4）杉村惇氏（1907～2001）関係資料

- ・『杉村惇画業展』（鶴岡市・致道博物館、昭和 63 年 10 月刊）「杉村惇年譜」⇒父杉村正謙、母喜代井、五男四女の末子、東京市牛込区若松町 102 番地で誕生
 - ・杉村惇『黒への収束』（河北新報社、平成 6 年 9 月 25 日刊）参照。
 - ・塩竈市杉村惇美術館あり。
- 平成 26（2014）年宮城県塩竈市に「塩竈市杉村惇美術館」が開館。
- 〈<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%9D%89%E6%9D%91%E6%83%87>〉
〈<http://sugimurajun.shiomo.jp/permanent>〉

（参考関連文献）

- ・「杉村正謙」高田可恒『山形県荘内実業家伝』（実業之荘内社、明治 44 年 2 月 19 日刊）122～123 頁（肖像あり。国立国会図書館デジタルコレクション所蔵、70 コマ。）
〈<https://dl.ndl.go.jp/>〉
- ・杉村正謙『杉村正謙懐旧録』（仙台、私家版、杉村顕道発行、昭和 48 年 1 月 31 日刊）（口絵 2 枚、本体 82 頁）
- ・杉村顕道『系図の中の三人—一族の人々のために—』（出版地不明〈仙台か〉、杉村顕道、昭和 57 年 8 月 10 日印刷）
- ・杉村顕道『杉村彩雨自伝 春風秋雨』（仙台、私家版、昭和 59 年 11 月刊）
- ・「杉村正謙」『新編庄内人名辞典』（庄内人名辞典刊行会、昭和 61 年 11 月 27 日刊）403、404 頁
- ・『杉村惇画業展』（鶴岡市・致道博物館、昭和 63 年 10 月刊）「杉村惇年譜」
- ・杉村顕道『うちの彌勒さま 亡妻光子追悼記』（仙台、杉村顕道、平成元年〈ママ、2 年か?〉3 月 1 日刊）
- ・杉村隆①「私の履歴書」（『日本経済新聞』、平成 5〈1993〉年 11 月 1～30 日）⇒②『ガンよ驕るなかれ 私の履歴書』（日経サイエンス社、平成 6 年 9 月 22 日刊）⇒③『ガンよ驕るなかれ』（岩波現代文庫、平成 12 年 2 月 16 日刊）
- ・杉村惇『黒への収束』（河北新報社、平成 6 年 9 月 25 日刊）

[本稿は、平成 18（2006）年 9 月 9 日〈土〉及び同 11 月 18 日〈土〉開催の警察政策学会警察史研究部会例会（同年度第 2、3 回例会）での報告を、単なる資料として取りまとめたものである。]

川路大警視述『警察手眼』戦前期関係文献抄

警察政策学会警察史研究部会編

はじめに

川路大警視述『警察手眼』については、明治此の方数多の関係文献が存在する。以下では、戦前期に限ってではあるが、その一部を紹介しておくこととする。

1 単行書（※印：国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/>）

明治 9（1876）年 ・※川路利良（1843～1879）述、佐和正（1844～1918）校閲、植松直久（1846～1882）編纂『警察手眼』（明治 9 年 9 月序）

明治 12（1879）年 ・※川路利良述、吉村増雄（福岡県士族）注釈『警察手眼注釈』（畏三堂、明治 12 年 7 月刊） ・※川路利良述、佐和正校閲、植松直久編纂『警察手眼』（警視局蔵版、明治 12 年 10 月 24 日版権届出）（参考：警視庁警視総監官房『警察手眼』（大正 4 年 2 月 16 日六版印刷発行、印刷兼発売者 田山宗堯）の奥付記載事項：明治 12 年 10 月 27 日初版、明治 32 年 11 月 12 日再版印刷発行、明治 33 年 2 月 18 日三版印刷発行、明治 43 年 8 月 15 日四版印刷発行、明治 44 年 1 月 25 日五版印刷発行）

明治 21（1888）年 ・※安藤次郎編『警官備考』（明治 21 年 2 月刊）

大正 6（1917）年 ・※故大警視 川路利良原著、磯矢隆吉編『警察論語』（一名=警察手眼釈義）（東京・磯矢隆吉、大正 6 年 7 月 15 日刊） ⇒ 同書再刊：（東京・桂月堂、昭和 4 年 1 月 25 日刊） ⇒ 戦後復刻：川路利良原著、磯矢隆吉編纂『警察論語（一名 警察手眼）』（警察教養文庫、飛龍閣、昭和 31 年 11 月 26 日刊）

大正 13（1924）年 ・『警察手眼』（大正 13 年増版には時の警視総監太田政弘（1870～1951）の「序」あり。原本未見。） ⇒ 『警察手眼』（「警察手眼」復刻刊行会、昭和 48 年 5 月 25 日刊）は、当該大正 13 年 8 月刊のものを復刻。

2 その他

明治 32（1899）年 ・耕月樓主人「寄書 警察手眼ヲ読ム」『不眠不休警察眼』第 10 卷第 11 号（明治 32 年 12 月 10 日刊）

昭和 5（1930）年 ・松井茂（1866～1945）「新警察手眼」『自警』昭和 5 年頃に連載（調査中） ⇒ 『警務彙報』（財朝鮮警察協会刊）昭和 5 年頃に転載（例：「新警察手眼（7）」『警務彙報』第 296 号（昭和 5 年 12 月 15 日刊））

昭和 9（1934）年 ・朝倉昇（朝鮮・平安北道財務部長）「昭和の警察手眼」『警務彙報』（財朝鮮警察協会刊）第 333 号（朝鮮警察協会刊、昭和 9 年 1 月 15 日刊）30～34 頁

昭和 14（1939）年 ・大竹武七郎（1898～？）「警察手眼を読みて」『警察講習所学友会々報』第 25 号（昭和 14 年 9 月 20 日刊）22、23 頁

（参考）警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書近代警察史関係文献目録抄一川路大警視検討を中心に一』（警察政策学会資料・別刷、令和元（2019）年 10 月 1 日刊）38～46 頁

第2篇 中原英典先生遺稿抄

中原英典先生遺稿二題

—「昭和20年6月 静岡空襲の前後」及び「昭和20年8月 蘇聯参戦前後」—

警察政策学会警察史研究部会編

〔目 次〕

はしがき	109
1 昭和20年6月 静岡空襲の前後	111
2 昭和20年8月 蘇聯参戦前後	127
(参考) 中原英典先生著書・編書・訳書目録抄	136

はしがき

周知のように、中原英典先生（1915～1979）は我が明治警察史研究の泰斗であられ、多くの著作を残されたが、その御一端については、小部会において先年「中原英典氏著作目録」警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、令和元〈2019〉年10月1日刊。145～164頁）として取りまとめたところである。本輯では、その一部として「(参考) 中原英典先生著書・編書・訳書目録抄」を136頁に附載しておいた。ただ、明治警察史関係の著書については、昭和54（1979）年10月22日の先生御逝去後手塚豊博士（1911～1990）監修の下渡辺忠威先生（1926～1986）が中心になつて編纂された警察大学校編『明治警察史論集』（良書普及会、昭和55年11月1日刊）のみしか刊行されておらず、先生が急逝されなければ四分冊に及ぶ御自編の大きな著作集刊行が予定されていたこと（同書所載手塚博士「解題」301頁参照。）を考えると、寔に残念なことである。残された先生の明治警察史研究関係著作が早くまとめられることを願つてやまない。

他方、小部会では、部会活動の一環として、夙に平成十年代後半に当時部会を主宰しておられた武藤誠先生及び加藤晶先生の御指導により、今では遺憾なことに幻のものとなつた所謂中原文庫とか残存御遺稿（遺稿として公表されていたものは「七人の大警視—阪元、国分両氏の墓所につきお尋ねをかねて—〔遺稿〕」『警察学論集』第36卷第2号〈まえがき：渡辺忠威、昭和58年2月10日刊〉のみか。）について些か調査したことがあった。その際、中原先生御令室の中原静子様から、光栄なことに御遺稿として手書き原稿「◀昭和二十年六月▶ 静岡空襲の前後」及び「◀昭和二十年八月▶ 蘇聯参戦前後」両稿の写

しを御提供いただけた。静岡県警察部警務課長としての終戦前後における静岡市での御記録であるが、当該時期の地方警察史研究上極めて貴重なものかと思われる。ちなみに、中原先生は、昭和16（1941）年4月内務省入省（警保局見習）、同17年1月地方警視、千葉県警察部警務課長、同19年5月山形県警察部特別高等課長を経て、同20（1945）年5月静岡県警察部警務課長に着任、同年12月北海道警察部警務課長に転任されておられる。

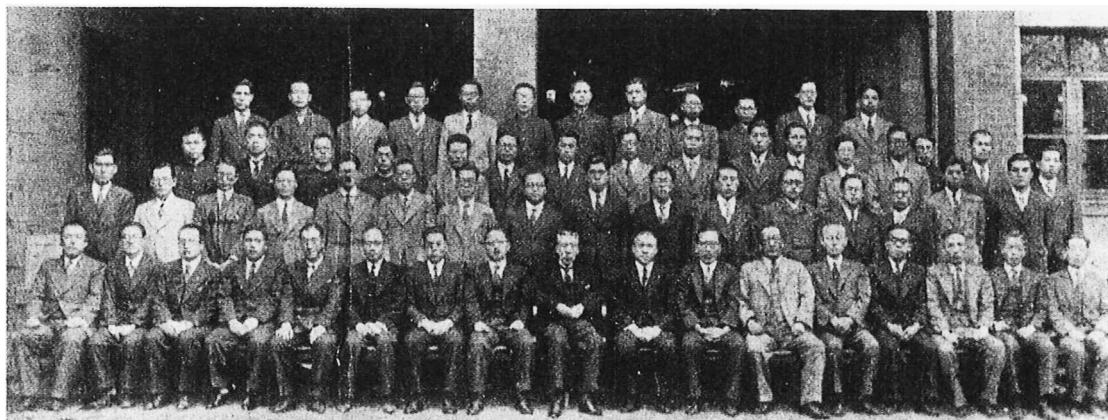
小部会では早速パソコン入力し、例会でも報告、検討協議したが、貴重な資料であることから何らかの形で残しておきたく模索したものの、ただ荏苒歳月を閱するのみで今日に至らざるを得なかった。しかるに、今般学会資料として本輯が作成されることになり、この機会を逸しては今後の採録は極めて難しいと思料されることから、ここに両稿をまとめて収録させていただくこととした。当時の中原静子様の御厚情、武藤誠先生及び加藤晶先生の御学恩に改めて深甚の謝意を表する次第である。

（令和3〈2021〉年4月1日記）

（附記）

参考までに、下記にやや不鮮明ではあるが内務省昭和16年4月（所謂昭和16年前期）入省者記念写真の写しを収録しておく。

内務省昭和16年4月入省者記念写真



第一列左ヨリ 高橋幹雄 白岩晃 中原英典 青木内務大臣秘書官 堀田厚生省秘書課長 古井人事課長 石井神祇院總務局
萱場内務次官 平沼内務大臣 仮沼神祇院副總裁 留岡地方局長 藤岡計畫局長 宮舟神祇院教務長
重成都市計畫課長 關監査官 物部監査官 吉井理事官
第二列左ヨリ 廣岡健次 根本祐彦 山内一夫 實保辰男 鮎川幸雄 藤野初太郎 村田義男 木村義男 三山村章雄 今竹義一
内海寅 工藤誠爾 藤澤三郎 佐久間彌 古都仁作 中曾根康弘 柴田謙
第三列左ヨリ 坂東榮一 古城磐 下村隆 犀崎正夫 鮎田公郎 津田文吾 笠本忠恕 佐藤欽也 尾崎重發 倉井潔 小松謙一
堺部清 関野政夫 濱中英二 早川崇
第四列左ヨリ 田宜二 大村寅治 服部賛野 烏田豐 金剛一男 伊藤正英 三浦直男 本多不道 伊藤孝蔵 部秀一 三宅芳郎 湯川宏

（第1列最左端高橋幹夫氏、左より3人目中原英典氏、9人目平沼駿一郎内務大臣、第2列右より2人目中曾根康弘氏、7人目内海倫氏、第4列右より5人目本多不道氏）

1 昭和 20 年 6 月 静岡空襲の前後

〔凡　　例〕

- ① 本稿は、中原英典先生が昭和二十（一九四五）年七月十五日に「仲津原英介」の筆名で執筆された「◀昭和二十年六月▶ 静岡空襲の前後」を、パソコンに入力したものである。仮名遣いは原文【ただし原文の「写し」を使用】のまま、漢字は常用漢字を用いた。なお、「仲津原英介」は、中原先生が当時よく使っておられた筆名とのことである。〔(補) 原文、当初入力文も縦書であることから、今回の横書転換による記載でも数字はそのまま漢数字とした。〕
- ② 平成十七（二〇〇五）年十二月五日に、原文の「写し」を頂戴したが、今次入力に使用した原稿はこの「写し」のため、体裁、漢字、句点、読点その他にやや不明のところがある。これについては、とりあえず、入力者が適宜推察、判断したが、追って更に検討の上確定したい。〔(補) その後も原文そのものと照合する機会は得られなかった。〕
- ③ 原文は、静岡県警察部用箋（縦書罫線紙、右〈a〉、左〈b〉に分かれる。）に書かれており、表題一丁（但し、「写し」のため、表題裏〈一丁 b〉の状況は不明）の他に、本文、註を併せて二十四丁ある。うち、註は、註一～三の三つで、二十一～二十四丁の四丁に記載されているが、諸般の事情から、今回は、各冒頭の概要のみ入力して、全文は入力せず、そのまま掲載することとした〔(補) 本稿では割愛。〕。
- ④ 本入力稿中の括弧内丁数（例：〈一丁 a〉）は原文本文、註の丁数の開始個所を指す。すなわち、原文の改頁（各丁 a、b）個所については、原文との比較を容易にするため、本入力稿でも改頁の形式を施している。なお、各丁 a、b の最後に「/」を追加した。但し、これは、成稿の段階で、更に検討の予定である。〔(補) 本稿ではそのままとした。〕
- ⑤ 本入力稿中の（　）内は原文のまま、〔　〕内は入力者による補注である。
- ⑥ 本文中のところどころに◆印が入っている。何故付されているのかは不明である。入力に当たっては、欄外に入っているもの（十五丁まで）についてはその後一字分を空白にし、欄内に入っている分（十六丁以降）についてはそのまま続けた。
- ⑦ 静岡空襲については、警察関係文献では例えば『静岡県警察史』下巻（静岡県警察本部、昭和五十六年三月三十日刊）五六六、五六七頁参照。また、ネット資料としては、下記のもの等がある。
 <<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%9D%99%E5%B2%A1%E5%A4%A7%E7%A9%BA%E8%A5%B2>>、<https://www.shizuoka-heiwa.jp/?page_id=9>
 (整理経過：平成十七年十二月五日入手、同年十二月八日入力開始、平成十八年一月二十六日十時入力終了、平成十八年四月三日最終整理原稿作成。令和三年四月一日再確認。)

(表題頁)

◀ 昭和二十年六月 ▶

静岡空襲の前後

二十年七月十五日記

仲津原英介

(表題頁裏)

[コピー（写し）原稿での入力のため不明]

[本文]

(一丁 a)

〔「B29 二機」のイラストあり。〕 静岡空襲の前後 仲津原英介

◆ 六月になると沖縄戦局は思はしくないこと〔六月十九日：日本軍の組織的抵抗の終結〕が、漸次国民の前にも明かになつた。戦時緊急措置法〔昭和二十年法律第三十八号〕、義勇兵役法〔昭和二十年法律第三十九号〕等を可決した第八十七議会〔第八十七臨時議会：昭和二十年六月九日～十二日〕終了後新聞記者との会見で沖縄本島は天王山とは考へてゐないと云ふ鈴木〔貫太郎〕首相の言明は特に之をハツキリさせた。一方マリアナ及硫黄島基地の整備に伴つて本土空襲は愈々本格的となつて、先頃までマリアナには B29 二、三百機と云はれたのが、五百と云ひ、七百五十と云ひ昨今九百或は一千機と云ふ声がかゝつて來た。之に伴つて空襲は頻繁となり、各地を一斉に行動する様になり、又 B24 の海岸線偵察もしきりに行はれた。五月廿四日？〔ママ、原文：「廿四日」の左に「？」あり。横浜空襲：五月廿九日〕の横浜空襲を最後として大都市空襲は一段落し、その周辺の衛星的中小都市が目標になり出したと云はれ又敵側もその様な放送をして威嚇してゐた。事実、頭上に來る敵機が関東や名古屋へと通過するのではなく次第に吾々の頭上を目的地として/

(一丁 b)

やつてくる時が迫りつゝある感はひとびとの一様に抱くところとなつた。

静岡県庁〔静岡市追手町 251〕では六月八日の定例部課長会議で県庁防衛対策強化が問題となり、

(イ) 囊に増員して卅五名とした宿直防衛隊員の機能向上

(ロ) 各課内可燃焼物件、書類の疎開 不要文書の焼却

(ハ) 各課内水桶の整備増設

を十五日までにやることを申合せた。

某課長が各課の要疎開物件をやたらに○印して廻つたり、

水桶は各課の筋で勝手にやらせた為ずるいものが得をしたり

疎開先がないので静岡市内適当なところへ出してゴマカシたり

平時的な良心や謙抑さを蹂躪して子供ツボイ施策が行はれたが、戦争は所詮理論や良心

で動いてゐるものでないのだからこんなことが、こんなやり方が案外効果を發揮するものである。/

(二丁 a)

果して六月十八日未明の空襲警報で登庁して見ると、やがて浜松方面との連絡は絶へ、周辺各署から猛火災害を報じ来り、かねてから大小十数回の空襲にさらされた浜松市は殆んど死命を制せられたらしく思はれた。

此の日は四日市と浜松が目標となつたが、浜松の被害は建物全焼約一万五千戸、死者千二百名罹災者約五万六千名に上つたと算定されてゐる。(註一参照 [二三頁])

こうした火災時に如何に平常の常識を逸した事象が起るかは此の日浜松へ急行した警察部長 [岩澤博 (昭和三年内務省入省。在任: 昭和十九年八月二日～同二十年十月十三日)] 以下の話で明らかにされたが、中でも相当広い道路に累々として焼死体のあること、十間道路の向ひ側に不燃の建築物があると云ふ有利な位置にある浜松警察署すら窓の破損の所等から猛烈な火粉、火薬が吹こんで署員は毛布を湿して之をふさぎ防火に努めたと云ふこと、水が不足してかけて落ちた濁水をまた掬つてかけたといふ話、署では留置人まで房から出して防火に従事させたが然うした [旧かな: さうした (そうした)。以下同じ。] 間に一署員の時計を失敬されたこと、救護所 (それは市中に/

(二丁 b)

予定された某々病院等と云ふ計画は全部御破算となり取りあへず署に設けられたが) では手術道具がなくて炭切りの鋸を使つたとか云ふ端的な話が事実の真相の一端を伝えてゐた。又或る新聞記者は火にとりまかれ辛じて或る十字路まで出、それから軍隊が飯盒の中の飯を投げつけて消しながら運転してゐたトラックを橋にしてやつと脱出したと語つてゐたがその様に猛火災が起つたのであつた。

其処へ乗込んだ警察部長 [岩澤博] は帰りに「何をしなくとも行つて坐つてゐれば署長が安心するし、又行つた者が指図しすぎてはいけない」と云ひ、何時どう忍ばせて行つたか吾々も気付かなかつたが葡萄酒を取り出して一同を落付かせたとのことで混乱時に於ける最高指揮官の心構への一端を教へるところがあつた。/

(三丁 a)

浜松から帰つた一行の話が之になつて静岡でも、家族疎開を進めねばなるまいとの議が話題に上つたが真実のところ、さして生産都市でない静岡が爆撃されるのはまだ一、二ヶ月あろうと云ふのが皆の肚であり、少し以前にマリアナ行特攻基地であつた浜松に較べて御茶の町静岡は「あとにする」といふことだ等と冗談も交された。之等は十九日のことで十九日の夜も一同夫々自宅 [例えば『昭和 17 年度版 (昭和 16 年 10 月改正) 静岡県職員録』(昭和 16 年 12 月 17 日刊) 4 頁では、同県警察部警務課長の官舎は「静岡市安東三丁目 2 号官舎」とある。おそらく中原先生も同じではないか。] に落付いて、之までと同じ様に其の夜も更けて行つた。

◆○時三十分頃であつたろう、何か辺りが騒がしいので目を覚してラヂオのスキツチを入れると、「・・・数目標・・・」と云ひ爆音らしいものが聞える。「警戒警報か、空襲警報か」と云ひながらヅボンをはいて便所へは入つてみると、パツと明るくなつて、パンパンと云ふ焼夷弾投下の音である。愈々來た。然し〔しかし〕、一、二機の/

(三丁 b)

悪戯だらうと直感した。火災がおきてはすぐ登庁せねばならぬ、今度も現場へ行つて出来る丈之を局限してやらうと身支度を整へてみると空襲警報になり雨戸を繰つてゐた家内が「火事が起つてゐますよ」と云ふので、「敷子を壕の内に入れた方がいゝだらう、どうしても危いときは田圃の方へ逃げろ」と云ひ置いて自転車で出かけた。長谷通りに出ると、三機目位の奴が東南から西北に高度三千位で下からの火炎に映えて頭上をすぎる。警防団や隣組長が待避を連呼してゐた。外濠のところへ出ると、南方の火の手の他に県庁前、検事局「静岡市追手町」辺りに発火し、「警察署のところが火事だ」と云ふ者もあつた。内濠へ出ようとすると、すぐ脇の協会の裏が燃え出し、長官々舎〔県知事官舎のこと。上記『静岡県職員録』1頁には「静岡市追手町官舎」とある。当時の知事：菊池盛登、大正十三年内務省入省。在任：昭和二十年四月二十一日～同九月十一日〕の辺も火の手が揚り、二、三十米行くと、自分が火に囲まれてしまつた様に感じた。事実内濠に沿ふて西側から県庁へ/

(四丁 a)

入るのは少し危いと思はれた。私は自転車の向をかへて濠を左廻りすることゝし何とか一刻も早く県庁に入らねばならないと考へた。

刑務所〔静岡市追手町〕の塀を越えた頃又一機東から西へすぎた。見てみると頭上まで来たのでもういゝと思ふと、サアーッと云ふ音がして程近くへ焼夷弾が落ちたらしい。今夜は之は本格的である。

今一息だから庁舎へ行こうとするが途が遠い様な気がする、少し慌てゝるなど感じた。行きすぎる人が制服の私を見て、「どっちへ逃げたらいゝでせう」と訊く、突嗟に「真直ぐ行け」と気合をかける。又警防団の制服を着て同方向へ行く男が、「本部〔警防団本部のこと。現在消防団は「消防団本部」の言い方を使用している。〕へ行くのですがどうしたらよいでせう」ときく、「俺と一緒に県庁へ来い」と云つた。県庁の脇へきたが東口の方へ廻れない、学校が火を発して火の粉が降つてゐる。自転車を放り出して、くゞらうかと思つたが自転車一台仲々貴重と思ひ返して、裏の北口/

(四丁 b)

からは入ることゝした。庁舎の中はヒンヤリとしてゐた。どこかへ火がついたかと思はれた此の建物が無事さうに見えてホツとした。警察部長室へ駆け上ると、部長〔岩澤博〕はもう居られ、木村君が暗幕を破つて中から窓に水をかけてゐた。木村君はすぐ私にも服の上からバケツに一杯かけてくれた。部長は「長官々舎〔知事官舎〕の方はどうかな」と云はれるので、来る時の次第を申述べ、残念乍ら駄目さうの旨を伝えた。連絡がとれるか思

つて村松君と西口へ廻つて見たが軍需監理部、学校共に炎上してみて到底突破不能の状態であつた。

(一行空白)

◆それから、庁内をグルグル廻りながら、危いところに注水してみた。三階の裏が危いと云はれたり、中庭を消せと云ふ声がかゝつたりした。東側の旧議事堂は取毀されて棟が落ちてゐた為燃え出したが、庁舎/

(五丁 a)

に火を呼ぶ危険はさしてなかつた。只、車庫が燃え出したり、建物の周囲に積まれてゐた材木に引火したり樹木が火を吹いたりして、応急の手当をする箇所は発生したが地の利を占めてゐる県庁舎は危険に陥つた場合はなかつた。その内裏の部隊の一角が発火し市役所〔静岡市追手町〕の一部にも火が入つた頃は執拗な敵の反覆攻撃は何時終るとも見えず、市の西南部は特に集中投下を受けてゐる模様で、旋風の彼方に何回かパラパラの焼夷弾の落ちるのが望見された。眼が痛み咽喉が乾き相当長期戦となつてきた。渋谷、隠岐両君と議員控室で落合つて一服した頃には、しかし大勢決して県庁舎安泰に護り通したことが明らかになつた。三時近かつたであろう。庁内に居つて四面火に囲まれてみると果してどの範囲やられたか見当がつかない。私は長谷川君と長官〔知事〕、部長官舎の焼跡を一巡してまた庁舎へ戻つてきた。

然うして〔さ〈そ〉うして〕ゐるうちに段々登庁者が集つてきて私の家は、此度は焼けなかつた/

(五丁 b)

ことを始めて経済第一部長、地方部長から聞いた。内政部長、土木部長、特高、保険課長官舎等の焼失したことが判り、部員、課員の中にも続々と戦災者があることが判明してきた。そして被害は思ったより大なることが明らかにされて行つた。私は再び出て静岡署へ行きお互に部署を護り得たよろこびを交し、之も罹災した森下署長と、全署員の労を深く謝した。署では四方に伝令を発して被害の概要をつかもうとつとめてゐるところであつた。私は長くゐても邪魔すると思ひ変貌した街を眺めやりながら引返した。

[一行明け]

◆かくて家を焼かれた多数の人を交へて応急対策が部長室で立てられた。附近一といつても藤枝、清水、吉原、富士宮、沼津、伊東、熱海、大仁と云つた署長宛、「署員現在員の 1/3、警防団地元を中心として二百名、ガソリンポンプ、給食二万食分、救護班材料共なるべく多数」〔改行〕

の救護命令が発せられた。之を松本警部は西に、長谷川警部は東に/

(六丁 a)

サイドカアと自転車で走つた。前者は残火が強いのと道路が混乱してゐるので到底行けないと二回も戻つてくる有様であつた。署長、市当局を招いて、町内会長の召集、救護所の位置の選定、罹災者の収容、罹災証明書の発給の事等をきめた。私は有合せの紙に「給食、

宿舎の準備は出来ました。町内会長さんは（すぐ）市役所に集つて下さい」との原文を書いて上司に見せ、練習生〔警察練習所練習生〕を召集してメガホン、貼紙による報道を行ふ運びをつけた。教場を喪つた練習生—その半分は恰も此の日卒業の予定であつたが—皆、眼を真赫にし、服を破り、或者は半袖もぎとられたりした姿で此の任務についた。私は家を、家財を失つたひとびとまでがそれを顧る余裕も与へられず、公の為に心身を弛みなく使って行く姿に、一瞬悲壯に似た清々しいものを感じた。然うした〔さ〈そ〉うした〕清々しい感慨を有ち得たのは或は此の場合丈と云つても差支へないのは後述する如くであるけれども。／

(六丁 b)

夜はツツカリ明けはなれて、二十万の人口と十五年の火災〔昭和十五年一月十五、六日の静岡大火〕後の新装を誇つた静岡市は一夜のうちに甚しく変貌して、未だ落ちない相当な残火の燼煙の間にも、かすかに朝の気が流れ込んだ。ヒドク赤く爛れて浮んでゐる太陽を見て、曩に焼出されて翌朝の陽の紅さを語つた今身重の遠い妹のことをフッと想出した。私は労政課長と共に部長のお供をして市内一巡に出た。駅迄、ばかに近くなつて、燼つて〔けむつて〕ゐる松坂屋の他何もない。倒れた電柱や乱れた電線や架線の間を、しかも仲々側へよけ様ともしない人々を分けて車は徐行して進んだ。駅は本屋はそのまゝ残つたが管理部始め付属建物は跡方もなく、ブリツヂも殆んど破壊されて油槽車が猛烈に燃えてゐた。それから十二間道路へ出ると一層凄惨さを加へて、煙と特異な臭気がむせかえる様に立こめてゐた。「死体をひくな」と部長が呟いた。私は此の年をして焼死体を見るのは始めてである。三十米許り行くと道路の左側に性別も分らないミイラの様な縮んだ格好の死体が転つてゐた。運転手を加へて四人とも黙つてゐた。／

(七丁 a)

それから時折、降りては障害物を除き乍ら進んだが、死体が六つ七つ映じた。しかし一番ひどかつたのはロオタリーの周辺で二十許りの死体が散乱して或ものはツツカリ焼尽し、或ものは半分焼けただれ、又或ものは殆んど生ける姿のまゝ横たわつて僅かに一、二トタン板で蔽つてあるのがあつた。「乗せてくれないかなあ」と半身起して居る重傷者もあり、「お願です」と吟いてゐる女もあつた。私達は「すぐ救護班を寄こすぞ」と励して先を急ぐより他なかつた。之等は永く私の眼底、脳裡に残る地獄絵であり事実、それから暫く子供の寝姿や風呂にはに入る際の自分の裸身等が気味悪く連想を醸し出すのであつた。安西に進むと焼死体は見えなかつたが、明らかにそれと判る異臭が漂つて壕内に相当死者が在ることが想像された。／

独りの年増の相当上流風の婦人が車に飛びつく様に縋つて身内が死んだが、特別扱ひに火葬にしてくれ、そして〇〇隊の〇准尉に知らしてくれと云ふ。之も此の場合、寢にふり扱ひ切れない雰囲気であり、風景であつた。一望千里と云ふか悉くの家屋が焼壊して、堅牢建物は中に火がは入つて枠丈残／

(七丁 b)

してゐた。流石に旧い製茶業の町丈にところぐ〔どころ:濁点付き重複記号〕土蔵式の倉が残つたが、前の大火〔静岡大火:昭和十五年一月十五、六日〕には残つても此度は半分は屋根からヤラレ、むしろ煙突となつて火炎を吹いてゐるのも多かつた。道路が狭くなり人通りも劇しいので車をすてゝ歩いた。そして熱いところは屢々刀を握つて駆け抜けければならなかつた。私の印象に残る一、二の姿は、学校々庭等に、寒くもないのに縮みこんで、十人、十五人とかたまつてうずくまつてゐる途方にくれた罹災者の群であつた。その眼には深い失望の色をたゝへ、顔には諦めの皺を刻んでゐた。又私共の姿を見てか焼跡をいぢり廻しながら「あゝどうにもならねえや」と嘆声を発してゐるものもあつた。しかしその言ひ方に一種のユーモアさえあつてむしろ辺りの緊張を和げてゐた。又道端で、一杯飯をつめた弁当箱をとり出して家庭頒け合つてゐるものもあつた。これは哀れなる用心家であらう。バリバリ焼けてゐる浅間神社の傍を通り県庁へ帰つた。私は机上のフラスコに残つてゐた水を一杯のんで、次の対策に移る前に、町で耳に入れた事どもを出来る丈、関係の/

(八丁 a)

向に連絡をつけて、よしたとへ一部でも眼に見たひとびとを救援する手順をつけて見た。
◆その様にてむせかへる様な余燼の町に幾多の哀話が渦を巻いて発生した。その一つ一つを拾ひ上げることは不可能であるし、又一番程度の高いものを列記する訳でもない。自ら私の見聞した身近の例に墮するであらう。したがつてひとは之以上の悲痛なことが余りにも当然の如く数多簇生してゐることを銘記しなければならない。

(1) 私は静岡に着任〔昭和二十年五月〕して二十日許り単身の旅館生活をした。その旅館は特に数奇を凝したものではなかつたが、市内でも高級に属する方で東北の山奥〔前任地:山形県〕から出てきた私には手頃であつたし主人も平凡乍ら真面目に努力する質で、女中や新聞配りの男とも懇意になつて寔に気持よく生活した。主人は大火后六百数十坪復興したことが得意で、未だ本当に完成せず離れの玄関の上り縁の松板は紙を張つてゐて之をはぎとる日が/

(八丁 b)

楽しみだと云つてゐた。客も多いので無暗に蒲団を疎開する訳にもゆかず、女中達に蒲団の持出方を訓練してゐた。そして泌々と〔ママ、不明。あるいは「秘々と〈ひそひそと〉」か?。〕「どうも夕方になると何だか心細くなります。」と語つてゐるのであつたが、その夜は遂に來た。私は二十日の夕刻第二回目の市内巡回のときに先ずその跡に行つて見た。しかしひとに聞かぬと町街も判らぬ程に変貌したその辺りに、只瓦斯管や水道管がやたらに曲りくねつてゐることによつてそれと判るのであつた。誰も人も居らず立退先も記してないので私は待つてゐる人が来ない様なうら淋しい気持になつて引上げてきた。そのうち風の伝りに其處では主人の両親がなくなつたと云ふことを聞き、一度避難先を尋ね度いと思ひつゝ難事に追はれてそのまゝになつてしまつた。

四、五日たつてヒヨツクリ〔ママ〕その主人は見ちがへる様に疲労に憔悴〔ママ〕して役所に表れた。そしてその夜の次第を細々と語つてくれた。/

(九丁 a)

聞けば此の日は未だ判らない母親の方の死体探しをやり、身許不明のものを安倍川原に運んでゐると聞いて二、三日河原で終日待つてゐたが余りつかれたので引きあげてきたところだと云ふ。誰か判らないといふのを搬入してくると若しやと思つて菰を解き、蓋をあけて、似てゐると口をあけ手の格好を見るがどうしても未だ判りませんとのこと、私は何と云つて慰めてよいか知らなかつた。ひとのよい此の主人は私共は御客さんが多いから一緒に敢闘してくれる人手が多いと思つてゐたら駄目でした。焼跡から軍刀が五、六本も出てきたのによると軍人さんも逃げたのでせうと話してくれた。そして「どうでせう、私も子として戸籍面に行方不明と書かれるのが辛いんですが、」と此の人らしい真摯さで訊くのには私も思はず目頭を熱くしたのである。

(一行空き)

(2) 二十一日の夕刻であつたろう。私は仮全居した片桐君と一緒に六時すぎに帰宅した。勿論まだ電灯はつかず、夕暮時の街は何か/

(九丁 b)

慌しく、罹災者を一杯につめこんだ安東方面は、不安に戦く人の往き来がはげしかつた。家へ上がってゲートルを解くと遠くに汽笛様のものが鳴り出して三分、五分経つても止まらない。こんなことでも一層人の心の不安さをかき立てゝゐた。何だろうと皆が云ひ出して通りが騒がしいので片桐君が出、私もつゞいて外へ出て見た。警戒警報だと云ふものもあり、此の間の火事のときもあんな音がしたと云つてゐるものもあつた。二人で中学〔静岡中学校〕の運動場の角に立つてゐると、続々と来る連中のうちで若い女が二人トタン板に石の様なものを菰で包んで運んできて、ブラブラしてた吾々をつかまへて「すみませんが手を貸していただけませんか、そこ迄なんですが」と云ふ。厚かましい次第だと思つたが若しやと直感した。トタン板の四角を四人で持つても相当の重みがあつた。後の女の方は「主人なのです、あと三日すれば満洲に経つんだつたのですが、こんなことになりました。自転車で逃げ出したらしいのですが、火にまかれたのでせう。/

(十丁 a)

だけど判りましたから御通夜をしようと思つて」問はず語りする。私達は事情を深くセンサクしたくなかった。只此の通りすがりの不幸なひとに黙つてつゞいて歩くことが何よりの慰めの様に思はれた。私の家の前に出てゐた家内が「何ですか」と声をかけた。「チョットそこ迄行つてくる」と云つて百五十米も行つたであらうか、それから左折して三、四十米行くと、その寄寓先であらう、「有難うございました」と云ふので立去らうとした。その声で六つ位の子供がチョコチョコと門に走り出してきた。先程の婦人は「ホラ坊や、お父ちゃんですよ」とむしろ探しあてたことによつて深く悦んでゐるかの様子で子供に無理な理解を求めてゐた〔。〕私共はタマラなくなつて其の場を去つた。此の親子夫婦も或は平凡な、或はくだらないことをしてきた一家かもしれない。しかし、どうあらうとも此の状況に接して涙なきひとが有り得ようか。繊細な感情をはたらかせる片桐君は帰途しきりに何

か気分のかわる話題をさがしてゐる/

(十丁 b)

らしかつた。家内も「一体何だつたのですか」と云ひ乍ら察したらしいが私は「焼跡の重い荷物を持つてきたりしいが手伝つてやつたんだ」とゴマカしてフッと口をつぐむのであつた。

(一行空き)

(3) 私の課は片桐警部を始め戦災者合計二十三名かを出して駄 [おどろ] いたが、女の子が一人額に多少火傷を負つた程度で家族に怪我人もなくて無事を祝つたが三日程経て突然大井交換嬢が亡くなつたと云ふ知らせに再びおどろいた。此の戦災の爲に盲腸の手当も出来ず、役所や友達との連絡もとれないで、甚しい苦しみの中に、トタン張りの仮小屋の土間の上で青春をすてたと云ふのである。私は時間を作つて、その寓居? [ママ] へ廻つた。色々きけば医者の手配はどうしてもつかず、安静にして居るべきを度々警報が出たりして背負つて逃げたのが、余計いけなかつたらしいとのこと、妹さんもデパートへつとめてゐたが、只「古荘」 [現静岡市東部の地名] /

(十一丁 a)

の友達のところへ行つて泊ると丈聞いてゐたので、どこかハツキリせず最後に間に合はなかつたといふ風の事情は間接とはいひ乍らまこと戦災の齋した悲劇に相異ない。しかも線香も花瓶一つのないと聞いて増井主任がいそがしいところかけ廻つて供へた小やかな [ささやかな] 野花は六年間県庁の地階に楚々として咲いた故人に相応しく、いたく私の眼をうつものがあつた。身重らしいお母さんは「火事で死んで判らないひとも沢山あるのですから」と声低く語つてゐた。

(一行空き)

◆私は余りにも焼跡の感傷に永く低迷したかと思ふ。私の公の職務は警務課長であつて比較的広い自由の立場から、戦災応急対策に触れたとも云へる。浜松一静岡一清水と、中小都市爆撃の標本を集約して県一主として警察部の対策の概要を書き記しておく。 註二

四都市の被害状況参照 [二三丁]

(1) 応援命令/

(十一丁 b)

此の基礎になるのが被害の範囲、実体である。之を概括的につかむ平素からの土地の具体的な事情の把握、周囲からの遠望情報の蒐集 地元署に於ては伝令の訓練等が先ず重要である。

そして周辺署に

(イ) 警察官現在員の 1/3

(ロ) 警防団員、署所在地を中心として約二百名

(ハ) ガソリンポンプ

(二) 給食二万食分 (罹災者数の二十二割位になる如く応援範囲を調整)

(ホ) 医療資材持、救護班出来得る丈多数

右トラックにて最迅速の方法で被害地署へ急行すべし
が大体型になつた。

此の命令を、空襲中見当で県から附近署の一つに電話連絡しておいて成功したのが清水の例である。

又周辺署としては自発的のもやり出すから多少重複する。尚応援員数は之では少し多いが、実地教養上の意義はある。

(2) 給食

罹災者には結局昼頃渡るから第一日二食はかくて附近署から。第二日、三食は当該署内附近町村から。しかしこの数は相当へる。そして第二日中に、罹災証明書による五日分の罹災特配の手順を整へ第三日から五日間は、その券に乗りかへる。之には綜合配給所の設置を必要とする。

尚米は操作手持米、又は備蓄米であるが、今は代替物を考へる必要もあらう。その他、国、県の乾パン、救恤品等があるが相当余分を見て、警防専従員は勿論、駅、局等に油をつかふ分を考へる必要あり。

(3) 救護/

(十二丁 b)

自市町の医者はだめ、又普通の医者の住宅は殆んど用を為さず、市当局者に場処 [ママ] をきめさせ、救護班を使ふ他なし、大体罹災者一万人に一ヶ所位。

位置（場内順路）を明記掲出すること、又負傷者は手当として助かるものから手をつけて行くのが原則なり。

（一行空き）

(4) 収容

（イ）縁故知己あるものは極力それへ。一静岡の場合約六割。

証明書による無賃乗車（五日）も或程度周知せしめよ。

しかし、焼跡整理の為直ちに駅は混雑を来さず、

（ロ）無縁故者については数町内会、又は分団単位々に仮収容所を設置すること、

此処へおくのは配給上は好都合なるも世話は面倒なり。

一応のプールとして必要なり

(十三丁 a)

（ハ）前項のものは結局附近町村民家分宿に落付く。

沿岸移駐避難計画の町村リンクも参考となる。

駐在が町村長とも連絡し、又罹災者誘導も行ふこと、

（一行空き）

(5) 組織・連絡

（イ）軍、市、他官庁との連絡室の設置

（ロ）特報掲出

メガホン、新聞紙（巻取紙が便）墨書、号外
報道挺身隊、ラヂオ班、等々
a 給食、宿舎ノ準備アリ
b 救護所位置
c 収容所位置
d 罷災証明書受付場所（ト之ガ機能）/

（十三丁 b）

e 町内会長ノ招集
(被害調査、給食、証明書受付、配給)

（一行空き）

（6）応援ノ到着、活動

（イ）受付及任務分担

（ロ）任務

a 残火鎮滅

回収 救出物資ヲ中心ニ。

工場機械ニ注水スルナ。

ガソリンノ節約

b 道路啓開

c 負傷者ノ運搬、救護上の連絡

d 清掃/

（十四丁 a）

主要建物（個人住宅地ニハ触レナ）

死体、一検死ハ其ノ場デ簡単ニ、ナルベクハ一ヶ所で火葬ニ。

e 被害調査

f 交通々信、瓦斯、電気ノ修理復旧ノ応援

（ハ）注意ノ一、乗ツテキタ交通機関ヲ統制利用セヨ

〃 二、ナルベク其ノ日ノウチに帰セ

（一行空き）

（7）次ノ対策

（イ）立番所、罷災者相談所ノ設置

重要官公署移転先でも掲出し、花一輪位欲しい

（ロ）ラヂオ塔の設置 新聞掲出所ノ設置

（ハ）不発弾の注意

（二）防疫、衛生 一浴場・便所一/

（十四丁 b）

（ホ）盜難等の防止

(ヘ) 生活必需品

就中ローソク、マツチ、紙、傘、下駄、自転車

(8) 稍恒久的の対策

(イ) 根方方策の確定 「ねかた」とよんで「根本」の意か、あるいは「根本」の間違
いか。] 方策の確定

(ロ) 住宅問題及堅牢建物の利用統制

(ハ) 公共的営業の復活

食堂、浴場、理髪、劇場、旅館、酒場

(ニ) 人心明朗化

休息所、映画、音楽

(ホ) 農園化

(ヘ) 金属類回収

(ト) 職場復帰/

(十五丁 a)

◆戦訓とは最近余りに屢々使はれることばである。所謂戦訓については若干の資料に譲ることゝし(注三参照[二三丁])又本文行間にそれを示した項目も少くないから特に之を掲記することをしない。唯私は「疎開」と云ふことについて二、三の感想を附記するに止める。一つは先手を打つて、大規模且つ計画的に断行せよと云ふことである。之がやゝ成功したのは学童集団疎開であらうが、敵の作戦を見透して必要とあらば障害を覚悟の上で老幼病者或は建物を輸送や落付先まで十分配慮し乍ら断行すべきである。貧しきもの、足弱のもの、手蔓のないものが困惑し、損をする様なやり方ではいけない。第二は、すぐ出来ることでやらずおき案外被害を見たのは公用重要物資、=食糧、医療資器材、交通車両、生活必需物資等の郊外安全地への疎開、個人でも衣料、炊事用具、生活必需品等を梱包三つ四つ程度にして市街の外へ預けること、市町村でも之等の預り場処位は提供すべきであらう。第三は所謂家族疎開については卑怯とまで/

(十五丁 b)

行かなくとも、少くとも怯懦[きょうだ]の輩が疎開に名を藉りて之を早く行ひつゝあると云ふ現象を指摘し得る。それは空襲前後の静岡といふ時、場処に於てしかも中産以下の主として官公衙に職を奉ずる我々同僚について云ふのである。正確に云へば、家族を疎開させることは適當な行先の有不有、家族の多少、健否によつて一概に評価し得るところではないけれども、私は黙つて両者を見てみると疎開させた者の内には、他人に迷惑をかけ、自らも役得の上に坐ることに鈍感なものが多く更に云へば、疎開先と往復し、又此の面倒を見ること等によつて私生活への配慮が公の生活に波及してゆくことを余り介意しない連中が少くない。率直に云へば現在の如き状態に於ては公生活がその様にして稍々レベルの低くなることが当然であると心得てゐるかに見える連中が多いことである。尤も戦災者は自ら事情が異ふし[ちがふし]、家族疎開者でもガツチリ勤務してゐるものも少くない。従つて、私等も、幼児の顔を見、毎夜壌の水を汲み出したりしてゐる家内を/

(十六丁 a)

見ると、どこか適當なところがあつたら疎開させようかと思ひ乍ら、専らそれがない為と多少物臭氣があつて未だ断行してゐないと云ふにすぎないのである。

(一行空き)

◆私は結論を概括的に述べる前に二十四日か五日、未だ焼跡にところぐ余燼が立上つてゐる時、検事正等と B29 墜落現場へ立廻つたことを附記して置き度い。二十日の朝の空襲で B29 が一機落ちたと云ふ話もあり二機だと云ふ説もあつた。それも体当りとも、故障とも云はれてゐた。とにかく一機は安西町に落ちてゐるといふのでその日午後現場へ行つて見た。何しろ火災が余りにも大きかつたので、敵機墜落はそんなに話題にもならなかつた。現状は五十米四方位に縄を廻して部隊から二十名位兵隊が出て片付けてゐた。子供や通りがゝりの者が百人程とりまいて時々縄から内へは入つて怒鳴られてゐたがそんなに観衆もゐなかつた。只機体目がけて石が投げつけられた跡があつたが、民衆は概ね静かに見守つてゐる丈であつた。私達は制服/

(十六丁 b)

を着てゐたし柵の中へは入つて片付けてゐる兵隊さんに色々聞いて見た。尾翼はこゝから三丁許り距つた堤防のそばへ落ち、こちらは火を発して焼けており、どうやら故障らしいとのことであつた。トタン板の上に鶏の黒こげの大きな固りの様なものがあつて、よく見たら焼死体であつた。之等が七つ掘り出され、尾翼の方に二人あるから計九人で、まだ二人位埋つてゐるらしいからやはり十一人乗りらしいと云ふ。私は遙々やつてきた此の機体に何か夢の様な幻想を乗せて見た。それは写真で見た高層建築の櫛比する紐育〔ニューヨーク〕の街や、大規模の工場で此の機体を組立てゝゐる彼の国の有様であつた。また、椰子樹の茂る、此の航空機の発進した南海の小島の景況〔ママ〕であつた。その様な絵葉書の如き空疎な幻想にのみ止つて私の思索は仲々それ以上につき進むことをしなかつた。それは彼の国との往復がこの様に嘗て見られざる程頻発となり深刻になつてゐる駭ろくべき事態を眼の当り見乍らも此の国の運命と云ふ濃密なる/

(十七丁 a)

霧が余りにも深い為に、どんな影響を、どんな解釈を下してよいのか私自身が盲目全様になつてゐるからであらうと思つた。

扱て此の機体には ANOTHER と書かれ、爆弾印のマスク〔マーク〕が廿一ヶついてゐた。兵隊は之が日本に来た回数の印だと云つてゐた。また此処の七人は殆んど原型を止めてないので判らないが、先方に落ちた尾翼の地点の乗組員を見ると、年令は十七、八才位でごく若く、服装も上下つゞきのコンビネイション一枚きりで極めて粗末だつた。只多少靴は上等だとも話してくれた。此の話手も十七、八位の余りよい服装を着てゐるとも云へなかつたのであるが。

一枚のトタン板の上には、鋸、帆走具、等七つ道具が蒐められてゐた。「奴等は之等を皆、体から手近のところへ置いてる、命がよほど惜しいんでせう」と兵隊は説明する。我々は

それから更に尾翼のところへも行つて見たが搭乗員はもう片付けられており、今機体をまとめて運び出すところであつた。/

(十七丁 b)

双方の場所に夥しい器械類が壊れて散乱してゐた。素人の私にはよく判らなかつたし、日本の爆撃機についても知るところのない私は之と比較することも不可能であつた。足許の空缶を拾つて見ると、空気を入れるボオト〔「ボート」か〕を修理する絆創膏入みたいなことが書いてあつた。又ボール紙の小箱は例の電探妨害の銀箔入れであつた。またスタンダードの様になるらしい小電灯も精巧を極めたもので、いはゞつまらぬところにまで入念周到な注意が加へられてゐる風であつた。「少しでも便利に、少しでも安全に」と云ふ考へが滲み出てゐると思つた。そして、或る効果、目標の為にホンの少しでもプラスになる企画は極めて理詰めに、慎重にやつてゐる精神は馬鹿にならぬものである。写真でも新聞でも、外見全様に見えても一方が他に少し秀れてゐる結果を示すのはゴク瑣細な点を改善する心構への成果である。戦争といふ物量と精神とを賭しての大仕事も、此の蟻の穴程のことの集積であらうかと、悲しい野辺の煙の幾条も立上る河原に沿つた堤防を帰りながら思つたことである。/

(十八丁 a)

◆私は、私の小やかな位置から眺めた事実を拾ひ乍ら結論的な感想をのべるところへ来たかに考へる。

第一は官公吏、組合幹部等の士気、綱紀の夥しい弛緩である。登退庁の時間が弛んできた。罹災者は当然の如く休務して県庁内でも一課の事務が渋滞してくるし、他課の何係と連絡しようと思つても二、三回ではなかなか目的を達しない事が多かつた。市役所組合等は更にひどく、二割乃至三割と云ふ出勤率となつて了つた〔しまつた〕。略半数の人員が罹災したのと、未戦災者も何かガタガタしてきたのである。会社は地元工員の殆んど総欠勤に喘いだ。多くは十五日間の休業の手を打つてゐたが十六日からも香しくなかつた。そして貰へるものはイチ早く貰はうとし、それを当然とした。私の扱つた問題でも、警察官が二時間、三時間かゝる遠方から通勤しようとする届が山積した。事情を聞いて見ると、營養〔今は「栄養」〕、健康上、家庭都合上、十重二十重の理由を述べて、許可がなければ辞め度いと云ふものもあつた。之に引かへて多少の応急物資を斡旋しようといふ場合には希望者が押すな押すなの盛況であつた。

かくて、此の場合に少しでも人の先にたち事態收拾の筋金にならねばならない人達が私的に迷い出し、課長級の男で、職務抛棄同然となつたり、空襲警報になつてもトンと顔を出さなくなつたりした者も出てきた。恁〔こ〕うなると何處でも最高幹部はキリキリと舞ひ出すものである。之がまた、残星を死守しつゝある少數の眞面目な者の肩に二重、三重の重荷を負はせることとなつてくる。之等のものも次第に疲労して落伍し出し、私共の職場も何か暗い空気が立こめてきたのである。

(一行空き)

第二に民間人の無氣力と混迷が目立つ。役人のみ踊つても仕事は何も出来るものではな

い。餅は餅屋が搗かねば出来ないのである。一時的の災害で先の見透しがあるならば、嘗利から、売名から/

(十九丁 a)

大小のお山の大将が飛出してくるのであらう。全く羽翼をもぎとられ、同業者との連絡も絶たれた連中は、真面目な資力のある者は山中に逃避し、資力のないものはトタン板を蒐めて小屋を立て焼跡に甘薯の苗でも植えるのが精々のところであつた。町外れの残つた銭湯は脱衣場を会社に貸して間代をとり、自分丈悠々と風呂を浴びて、燃料をあつめ様ともしなかつた。理髪組合長はトタン小屋の前で闇床屋を始めて同業者との連絡をとらうともしなかつた。かくて役所仕事は多く龍頭蛇尾に終り何時になつても本格的な復旧の根が地中に張られなかつたのである。

(一行空き)

私は曩に官公吏が責任感を忘れつゝある危機を唱いた。之は主として吾々下僚事務吏の範囲に当嵌まるとすれば、上層に於ても企画の貧困、障害の山積の条件が加はつてゐた。下駄や傘等必需品は空しく貴重なスペースを占めて積み置かれ此の配給の手順は荏苒/

(十九丁 b)

延引され「どの方面が一番必要なのか見究めをつける」との口実の下に幾時になつても活用されなかつた。又もう一つの大きな困難は、沿岸地方の急迫につれて、軍関係工場の疎開進捗に伴つて軍関係工事、労務、輸送、食糧等が万能の刻印を押されて県に市に益々蔽ひかゝつてきた。

『国民（ルビには「くにたみ」）の上を憂ひ國太く感激を有たせる、』と迄行かずとも『民心の安定を氣遣ひ、何とか國民士氣を昂揚せん』とする戦時行政の要諦は之によつて歪曲され、躊躇されてゐることは夥しかつた。私の方で部員の家族寮にしようとした誓願寺も「今何よりも航空機の増産が必要です。警察官の家族は壕の中に居ればよいです。私共は命令によつて行くのですから今迄の話がどうでも、行つて縁の下へでも寝るです。」と云ふ小説的典型中尉の横車で、上司がポンと譲つてしまつた。私は航空機が増産されて本土制空権を奪回する日を待つてゐる。尤も七世帯あつた警察官家族疎開申込もコソコソと何処へやら霧散したから/

(二十丁 a)

警察官が窮迫のドン底で固く信義を禦〔ママ〕つてゐて、軍のやり方によつて變る丈の苦節を経つゝあると断言することは私には出来ない。

(一行空き)

かくて連夜、現在でも本土中小都市は一夜の内に三つ、四つジュズツナギに一村落に顛落しつゝある。五万以上の都市は残さなかつたといふ独逸の例の様に日本の大衆は黙つて次に来る運命を見つめてゐる。私は何が明日の此の国を背負つて立つ力かを見出さうとつとめて見た。不幸にして今それと断言し得る動きはない。従つて此の戦争は未だつゞいて行く様に思ふ。唯旅館の話で、ある素封家の家に交渉し其処に避難同居してゐる町内の衆

七世帯の代表を呼んで見ると製麺業をやつてたといふ町内会長は、私の前で卓を叩いて「よろしゆうござんす、始めっからあの家は公共的に使つて貰ひ度いと云ふのがわし共の考へです。今少し時間を置いて貰へばわし共は何とかします。今だつて、どこか他処へ行こうか/

(二十丁 b)

と思つてるんです。大体あのYと云ふ男は人非人です。あの屋敷が残つたのは自分の力ではなく我々が消火して残してやつたのです。それを、何とかしてわし共を追出さうとかゝつてゐるのです。一部会社へかしたときもわし等に黙つて貼紙をして示した始末です。初めの日にわしが交渉して罹災者をおいて貰ふことにしたら先ず庭へ隣組毎の立札をして庭で休んで座敷に上つてはいけないと云はないばかりの仕打です。それから自分は残つてゝ、お茶一杯入れない、それでわしが水に浸つた玄米を炊出して町内に分けたら、それは食ふんですから全く話になりません。今迄だつて町内の為に何もしないし今度だつて何の役にも立つてゐませんから」と悲憤やる方なく語るのであつた。焼けたものゝひがみも多々あらう、しかし之等の話を聞いて私は町内のひとびとをまた雨風の壕に行けとは云へなかつた。

日本の民衆は苦惱してゐる。之から更に苦しむことであらう。私はその苦しみを通してのみ民衆が自分の力を真に自覚し、/

(二十一丁 a)

過去の此の国の政治が誤つてゐたことを、そして自分達も更に考へ直さねばならないことを悟るのであらう。

家屋は焼け、人々は死んで行つた。しかし歴史は止むことなく次のものを生み出しつゝある。不死鳥〔ルビに「フェニックス」あり。〕は自らを焦してその灰の中から生れ代ると云はれてゐる様に。

七月十五日 記

[本文:以上] (以下七行空き) /

(二十一丁 b)

註 一 六月中、静岡県下に如何に頻繁に空襲が行はれたか全県警防課の蒐計資料を掲ぐ。

空襲被害状況調 昭和二十年自六月一日至六月三十日〔原文:「自六月一日」、「至六月三十日」を二列併記〕 静岡県

[以下二十一丁 b～二十二丁 b に表が掲載されているが、ここでは入力せず、原表を掲げておく。(現在現物不明のため掲げ得ず。)] /

(二十三丁 a)

註 二 七月十七日沼津市焼爆を以て静岡県内主要四都市は壊滅したがその被害状況は次の如く概算報告されてゐる。

四市空襲被害状況 七月三十一日十二時現在

[以下二十三 a、b に表が掲載されているが、ここでは入力せず、原表を掲げておく。(現在現物不明のため掲げ得ず。)] /

(二十四丁 a)

註 三 昭和二十年七月十三日(金曜日)〔新聞記事:掲載紙名不明〕「中都市爆撃の戦訓 上」
〔二十四丁 a に上記記事が切張りの上貼付されているが、再現不能。但し、見出しは以下のとおり。「警報と同時に来襲、逃げ口塞ぎ焼夷弾、三市の実例 集団避難は危険」、「生ぬるい考へが災ひ、事前の注水は効果的」〕

[註: 以上] /

2 昭和 20 年 8 月 蘇聯参戦前後

〔凡 例〕

① 本稿は、中原英典先生が昭和二十(一九四五)年八月十七日に「仲津原英介」の筆名で執筆された「◀昭和二十年八月▶ 蘇聯参戦前後」を、パソコンに入力したものである。仮名使いは原文のままにし、漢字は常用漢字を用いた。ただ、「蘇聯」等の「聯」は「聯」に統一した。

[(補) 原文、当初入力文も縦書であることから、今回の横書転換による記載でも数字はそのまま漢数字とした。]

② 平成十七(二〇〇五)年十二月五日に、別稿「◀昭和二十年六月▶ 静岡空襲の前後」とともに、原文の「写し」を頂戴したが、入力要領は、先に入力した「◀昭和二十年六月▶ 静岡空襲の前後」に倣った。

③ 今次入力に使用した原稿は、上記「写し」のため、体裁、漢字、句点、読点その他にやや不明のところがある。これについては、とりあえず、入力者が適宜推察、判断したが、追って更に検討の上確定したい。なお、上記のように、「蘇聯」の「聯」は「聯」に統一した。[(補) その後も遺憾ながら原文そのものと照合する機会は得られなかった。]

④ 原文は、静岡県警察部用箋(縦書罫線紙、右〈a〉、左〈b〉に分かれる。)に書かれており、表題一丁(但し、「写し」のため、表題裏〈一丁 b〉の状況は不明)の他に、本文十丁及び(註一)の新聞記事一丁がある。

⑤ 本入力稿中の括弧内丁数(例:〈一丁 a〉)は原文本文、註の丁数の開始個所を指す。すなわち、原文の改頁(各丁 a、b)個所については、原文との比較を容易にするため、本入力稿でも改頁の形式を施している。なお、各丁 a、b の最後に「/」を追加した。但し、これは、成稿の段階で、更に検討の予定である。[(補) 本稿ではそのままとした。]なお、(註)本文そのものは、(註一)しか残っていない。(註二)～(註六)は欠落と思われる。

⑥ 本入力稿中の（ ）内は原文のまま、〔 〕内は入力者による補注である。

（整理経過：平成十七年十二月五日入手、平成十八年一月十二日入力開始、同年三月二十七日入力終了、平成十八年四月三日最終整理原稿作成。令和三年四月一日再確認。）

（表題頁）

◀ 昭和二十年八月 ▶

蘇聯参戦前後

二十年八月十七日記

仲津原英介

（表題頁裏）

〔コピー（写し）原稿での入力のため不明〕

（一丁 a）

〔ソ連国章のイラストあり。〕 ソ聯参戦前後 〔本文表題では「ソ聯」を使用。〕

仲津原英介

◆ポツダム三国宣言〔昭和二十年七月二十六日米英支（華）三国宣言〕が日本の新聞に報ぜられた朝〔七月二十八日〕である（註一）。戦災以来種々の関係で懇意になつた A 氏一此の市で百貨店を経営し稍々新しい型の商業資本家の一人と云へようが来て「あれは案外だと思ひましたよ。」「劇場なんかの平和株が騰つたりして何かあるんではないですか」と云つてゐた。私は或る意味で心底の奥の一部をのぞき見られた様な気がしたが、何か総合配給所や軽車両のことを話して別れた。又此の頃一部では、戦局の前途について楽観論がしきりにとんでゐた。此の論者は英は労働党の大勝でもう戦意はない。米も非常に焦つてきて艦砲射撃までやつてゐるが物量は不足してきたし、銃後の和平気分は相當に濃い。之に対して日本の海軍は相当勢力が無傷で/

（一丁 b）

残つてゐて敵が焦れば焦る程海軍大臣はニコニコしてゐる、陸軍も本土決戦の準備が進んで今度は陣地をづゝと海岸線まで出す然うだ。それで決して本土へ敵を上陸させないし此の次の武力衝突の機会に敵もさじを投げるだろうといふのであつた。又海軍特攻機は之から輸送船撃沈を専らやる然うだ。さうすればガソリンのない戦車、将軍のない兵卒、糧食のない軍隊となつてしまつて敵は到底日本々土で戦へる筈はないと云ふものもあつた。更にアメリカの物資不足の例として六月二十日に静岡に落した焼夷弾の殻には六月一日に合衆国で作つたと書入れてあつたのがあると云ふ説さへあつた。しかし私はある夕方課員に然うした楽観論に拘らず益々事態は悪化逼迫してゆきむしろ大破滅の彼方に、日本の大衆が真に覺醒するか否かの問題があり、そこに考へ様によつては明日の日本の光明があると

云ふ点を語つた。多分八月三日の私が当直の夕方であつたと思ふ。/

(二丁 a)

その後かの三国宣言は日本政府の黙殺するところとの報道がありポツダム会談終了の正式発表には日本にふれた点も見えなかつたので忙しい人々はそのことも次第に忘れ、再び防空と逃避の合の子の生活を始め出さうとしてゐた。

(一行空き)

◆八月七日の午後三時すぎであつたらう。○防空課長は私のところへ見えて敵の発表によると原子爆弾を広島に使つたらしいが、原子爆弾とはどんなものだったらうかと耳打ちしてくれた。お互にマツチ箱位でサイパン基地も吹とぶ然うだがさてどんなものか一向に結論は出てこなかつた。そのうち木村君が特高課の虎の子〔詳細不明、短波傍受器材か?〕が傍受した内容を持つてきて見せてくれたがアメリカで試験して見ると四〇糠(?だつたと思ふ)距つたところの家屋の硝子を破壊する程度のもので日本政府が三国宣言を黙殺した返礼として広島に一発落して見た。チャアチルも製造使用/

(二丁 b)

を命じた一人であると云ふ様なことが記されてゐた。私もよく特高虎の子〔詳細不明〕の声を聞いて参考にしてゐたが、後述する様に之から愈々此の威力が發揮され全課が□□〔二字不明〕県庁の機密情報室になつたのはその前任地〔山形県特高課長〕に於て之を企画した私として胸に応へるものがあつた。

そのうち大本営から発表があるからラヂオを切るなといふ予告があつたとの説もとんできたが真偽は判らず之はおそらく嘘であつたらう。だが、五時のラヂオには果して大本営の発表があつた。中小都市の被害は軍管区司令部から発表されるのが恒であるに拘らず特に大本営から少数機によって新型爆弾が広島に使用され、その被害は相当で軽視を許さないこと、此の爆弾に対する心得は追而当局から発表されると云ふのでひとびとはすべて此の新弾は何物かと寄ると触ると語り出したのである。/

(一行空き)

(三丁 a)

◆八月八日朝内務省の K 事務官と H 技師等が広島に急行するから途中で弁当を頼むとの電話が来た。何れも心易い先輩であつたが仲々その時刻までに弁当を用意することは難しかつた。片桐君の大乗的な尽力で目鼻がついたが、私は半分フンマンとしかし半分殺人的に混雜する長途列車旅行をするひとの立場をスナホに思ひやつて見たりしてゐた。更に私は新型爆弾の重要さから、其処へ行こうとする東京の役人は私より以上のことを見つけるに異ひない。ひとつ餌を与へて特報を聞こうと云ふ気になつた。一行は二回に分れて西下するので、私は炎天下二度態々水筒まで用意を命じて駅のホームへ出かけたのである。

○時何分かの K 事務官は広島は殆んど全滅らしく何も判らない、総監〔中国地方総監:大塚惟清〕は即死、副総監、第一部長等は重傷らしい、県庁の幹部も殆んどヤラレタらしいと云ひ、「中央の動きはどうですか」といふ私の間については何も判らないと本当に知ら

ないらしかつたし、私の間の真意を！

(三丁 b)

把へられない様子であつた。

三時何分かの H 技師等第二陣はも少し詳しく、書いたメモを持って居り、停車中見て下さいと私に渡した。

罹災者概算十四万人、内一万人程度死亡、死者累増の見込みだが罹災者は概ね重軽傷、他に広島部隊は死傷多く酸鼻を極む、

重要官衙、建物全滅、

李鍛公殿下〔朝鮮王族、第二總軍參謀〕御重傷、大塚〔惟清・中国地方〕總監即死、畠〔俊六・第二〕總軍司令官無事。

と書いてあり、更にとにかくエレベーターの綱が切れた風のショックがあるので枕もせず水平に寝てゐる他ない。さもないと腰椎をやられる。又厚さ三米位の掩蓋ある待避壕は無事だつたと云はれてゐるとつけ加へて話してくれた。見当外れもあつたが事態の大きさの輪郭を略伝えてゐた様に思ふ。(註二) /

(四丁 a)

◆八月九日。前の日つまらぬ無駄な行ひが情報を釣る快味をあじはつた私は又ノラリクラリと下級な道化芝居を見ることにした。第二回静岡戦時対策協議会が之であり、私はしかも常任幹事のひとりであつた。之は古めかしい県会議員、市長等を中心とした、伝へられるところでは知事の旧勢力への叩頭のヂエスチュアと云はれる催しであるが私ははじめてその議場をのぞいて見た。

十一時頃私服姿の警察部長〔岩澤博(在任: 昭和十九年八月二日～同二十年十月十三日)〕がは入つてきて長官〔県知事、菊池盛登(在任: 昭和二十年四月二十一日～同年九月十二日)〕にメモを渡した。私と少し離れてゐた。警防課長がきて「ソ聯が宣戦布告をして北満へ爆撃してゐるんです」とそのメモの内容を囁いてくれた。

此の日も午後五時の報道で関東軍の発表が放送され、民衆に伝へられた。帰庁のとき部長室で意嚮を叩いて見た。「之を機会に皆が真剣に考へ直してくれるといゝんだが」と言葉寡なに言はれた。

又此の日ソ聯側のモロトフ声明によつて日本政府が和平提案をしてゐたことが、洩らされて一部国民は始めて事態が意外のところ迄進展してゐることを了解した如しであつた。

(註三) /

(四丁 b)

◆八月十日。〔警察〕部長からの話二つ。一つは伊東にゐる若槻〔礼次郎、一八六六～一九四九〕男爵に政府からでなく侍従職から呼出があつたこと。あの人は割合に捉はれない意見を有つてゐるさうだと聞いた。

他は夕刻帰りぎはに「廟議は国体に変革なき限り三国宣言〔ポツダム宣言〕を呑むことに決つたらしい、之では楽しみもなくなつた」と漏らされた。之が私が適格に事の筋を心

に納めた最初であった。

(一行空き)

此の夕方七時にラヂオのスキツチを入れると敵は幾万ありとてもの戦果発表の前奏を二回やり阿南〔惟幾〕陸相の全軍将兵に告げる言（註四）が放送され、ついで下村〔宏（海南）、一八七五～一九五七〕情報局総裁の談（註五）が発表された。後者の調子内容によつて眼ある国民は事の真相を納得した如くであった。

此の夜浜中がきて泊る。/

(五丁 a)

◆八月十一日。午すぎ廊下で足立支局長に会ふ。

「困つたことです。戦争は終りですよ。スキスを通して申入れをしたが先方に着くに十時間かかる然うです。何れにせよ一両日中に終ります」と囁いてくれる。成程然う云へばスキスが利益代表国であった。

恁〔こ〕ういふ事は意外の早さで流布されてゆく。

しかしひとびとは何の反応も示さなかつた。口では悲憤し慷慨するものもあつた。だが恰も戦争完遂の方向に口では協力し、具体的な実行熱意がなかつた如く、今之等のニュースを聞いても扱てどうすると云ふものは絶無であった。

此の日の敵放送にB29の日本々土攻撃は中止するといふ一句があつたと伝へられた。しかし此の夜B29は数目標関東、東北地区に入り、静岡の上空も一機轟々と飛んだ。B29によつてゞはなかつたが松山市が銃爆撃されたのも此の日である。/

(五丁 b)

◆八月十二日。日曜である。役所では閣僚の政談、噂が昌ん。その合間には食ふ話、税金の話、下劣なこと甚しい。

特高情報によると先方の回答がついて我方で審議してゐる。よく判らぬが聯合国最高司令部が日本へ駐屯するらしい。その下に主権皇室がつくのだと云ふのか、主権皇室は干渉をうけることなく武装解除等の監視にくると云ふのか先の言ひ分が判然としない。之に対してどう返答するかも判らぬとの程度。

(一行空き)

◆八月十三日。事態進捗せず。上司にもどこからも正式の指示はないらしい。食堂の婆さんまで「いやな噂ばかりで」と云ふ。此の因業婆は心の内では何を思つてゐるのか判りはない。時々友軍機もとび、戦車も通る、一体之が数日で機能を喪失することを真実感を以て考へるのも難しい。と云つて之を以て玉砕迄/

(六丁 a)

行くことも尚可能とも思へない。

道路では子供達が木片を丁字形に打ち車輪をとりつけて滑走して遊んでゐる。「体当りだ」「二機撃墜だ」とハシャイである。之も考へさせられる現象である。

(一行空き)

◆八月十四日、依然として事態は混迷。

足立支局長が午ごろ来て云ふには今日一〇時から御前会議で最終的決定が行はれる。國の中枢部は全く戦意喪失で海軍はさきに投げて全く黙つて居り、陸軍も參謀総長、陸軍大臣共にあきらめてゐる。只鈴木〔貫太郎、一八六七～一九四八〕首相丈尽忠の誠をつくしてゐると云ふ。

師団長級は何も知らないらしい、長びくと之等も動くかもしないし、新型爆弾も大したことではないと云ふ見方も出てこよう。/

(六丁 b)

しかし、國民はあきれる程冷静無氣力だし中枢部が馬鹿に弱いから結局向ふの提案を呑むだろうと云ふ。

此のひとの話、其の他によつて情報のディテイルがハッキリとしてきた。

- (1) 近衛〔文麿、一八九一～一九四五〕公はさき頃内田信也〔一八八〇～一九七一〕や自由主義者としきりに連絡してゐたが、和平の方向への上奏をしたのは事実らしい。
- (2) ソ聯へ囊に和平の斡旋を依頼したが陛下の御親書が発せられてゐるらしい。
- (3) 鈴木総理は前から和平収拾の途発見に努力してゐたが、一部では、之をバドリオ視してゐる。之で総辞職になれば宇垣が組閣するのではないか。
- (4) 敵側では戦争責任者八十数名の死刑を予定してゐる然うだ。大部分陸海軍の将星だが松井石根〔一八七八～一九四八〕が入つてゐるから相当下の方まで予定されてゐるらしいし、新聞関係は六名/

(七丁 a)

で徳富〔蘇峰、一八六三～一九五七〕、古野〔伊之助、一八九一～一九六六〕、正力〔松太郎、一八八五～一九六九〕、緒方〔竹虎、一八八八～一九五六〕、高石〔真五郎、一八七八～一九六七〕、下村〔宏（海南）、一八七五～一九五七〕だろうと云はれてゐる。

- (5) 原子爆弾は英國で研究しケンブリッヂ、オックスフォード両大学の全知能を動員してゐたが独の爆撃がひどいので米に移し八万人かの人と数十億弗の金を使つてゐたが一点解決しなかつた。それを独の技師を逮捕して見て独の研究はそこを解決してゐることが判り急速に使用して見たものである。

（一行空き）

- (6) 畏れ多いが宮中では万一の場合御退位の準備も進められてゐる。東宮職設置を取り急いだのは夫れで、国際的にも名があり無難な穂積〔重遠、一八八三～一九五一〕男爵が〔東宮大夫兼東宮侍従長に〕起用されたのも深長な意味がある。

（一行空き）/

（七丁 b）〔パソコン入力時に入力ミスで欠落のため後日推測で記入す。〕

- (7) 今日（十四日）午前一〇時から御前会議で最終的決定が為される。さきに廟議決定の際は、

（イ）国体の護持

- (ロ) 武装解除は自発的に行ふべきこと
- (ハ) 降伏に非ず和平なりとの名分を立てること
- (二) 外国兵国内駐屯の拒否

を条件にせんとしたが、(イ) 項のみとし他は外交々渉に移すことゝした。さもないと敵国側が受入れないだろうからである。

之に対して向ふでは、よく判つた。しかしそのとこと（後記敵側の投下ビラ文中のこと）を行ふについては主権を制限すると云ふにあるらしい。之を全面的に呑むらしいが、参謀総長も陸相も既に全く継戦の意思はないらしい。

(一行空き)

之等の情報は筋としては殆んど正確の様であつた。

かくて此の日も夕刻に近づき、六時頃からラヂオは一般放送を全部/

(八丁 a)

停止していまひ、七時の報道には繰り返し明日正午に重要な発表がある旨予告し出したのである。

(一行空き)

其の後一時すぎだらうか、爆音に目を覚すと聞きなれた B29 のそれである。急いで身支度を整へてみると軽い落下音が二回、それに小さな照明弾らしいものが光つた。

原子爆弾かもしれない。しかも其の後異常もない。紙爆弾であつた（註六）。私が服装をかためて空襲警備の為に夜中登庁に出て立つたのは之が最後であつた。

(一行空き)

勿々の際、想念を尽し得ず茲数日間のことをメモ的に書き綴つたにすぎない。翌十五日正午である。畏くも親しくラヂオを以て全国民に嚮〔むこ〕ふべき方途御明示を賜つたのは、〔以下欠落か?、それとも終わりか?〕 /

(八丁 b)

(一行空き)

微臣滂沱としてはふり〔溢り〕落つる涙を抑へもやらず

大東亜戦争を回想して書き記す偶感譜次の如し

(一行空き)

(一行空き)

一、 (発足)

赫い夕陽の沈む 満蒙の平原を

肅々として関東軍の兵馬は往く

宏壮なる官邸の黒き門を

まも
頭を垂れて警護る人影繁し

史家之を「非常時日本」の開幕と称ぶは宜なり

(一行空き)

二、

(宣戦) /

(九丁 a)

黒雲冲す白き真珠湾のほとり
水柱騰る蒼きマライの沖
総理の声を聴くとて屋上に出れば
師走空に浮ぶアドバルンの影
かくて昭和十六年十二月八日「敵撃滅の大詔」は降れり

(一行空き)

(註) 小生時に内務属〔昭和16年4月内務省入省〕として見習中なり。
屋上とは内務省屋上。総理は東條英機陸軍大将[一八八四～一九四八]
但しその際の放送は延期となり聞かざりしと記憶す。

(一行空き)

三、 (前進)

或は南、大英帝国の拠点に猛将は叱咤し
南洋の孤島に精兵は進む/

(九丁 b)

或は友邦の使臣踵を接して帝都に集ひ
夜を徹して街の灯は流れ絶えず
朝風にたかくはためく「必勝不敗」の旆

(一行空き)

四、 (暗転)

時に神兵天下りて敵肝を寒からしめ
時に特攻莞爾として巨鯨艨艟に突入して散れども
ガ島 サイパンに草根を食みて刃に伏し
レイテ 沖縄に蝸牛角上の争つゞき
遂に動かし難かりしか「最悪の事態」への暗転

(一行空き)

五、 (惨禍)

猛り狂ふ紅蓮の劫火の裡に
乱れ飛ぶ機銃の弾道の間に
或はまた世紀の生みし/

(十丁 a)

科学の閃光の下に
口開かぬ民衆の死屍街頭を埋め
虚空にこだまする「本土決戦」の唄
(一行空き)

六、 (和平)

畏けれ声なき呻吟の声雲上に達し 「かしこけれ」と読ましているのか?]

また畏けれ群臣居並ぶ御前会議の御聖断

微臣属僚スピイカアの前に集ひて

生ける驗あり御親らの御垂示を拝さんとは

ひと皆 語らずしてとゞめあへぬ嗚咽の波

ひと皆 面を上げずして拭ひあへぬ自責の涙

四方の海暗くして星 疎 ^{まばら} らなれど

豁然として茲に拓く「国体護持」の大道/

(十丁 b)

(註) 小生時に静岡県庁に奉職し微禄を賜る [昭和 20 年 5 月～12 月静岡県警察部警務課長]

昭和廿年八月十五日正午議事堂にて畏き御放送を拝聴す

(一行空き)

七、 (想望)

紅毛碧眼の兵等来日

兄弟時に [?] 意図画策を異にするか

何処にか為すある経世興國の士を求めむ

何れの日か國民は贖罪の血を流すを止めむ
^{くにたみ}

「再建日本」

の途また遙かなりと云ふべし

「人類平和」

の朝また遼遠なりと云ふべし

〈以上 八月十七日記〉 /

(11 丁 a)

(註一) [昭和二十年八月二十八日朝日新聞記事、見出し:「米英重慶日本降伏の最後条件を声明 三国共同の謀略放送」、「政府は黙殺」、「多分に宣伝と対日威嚇】

(註二) ～ (註六) [は欠落か。] /

[本稿は、警察政策学会警察史研究部会平成 25 年度第 1 回部会 (平成 25 〈2013〉年 5 月 25 日開催) 等での報告の一部を取りまとめたものである。]

(参考) 中原英典先生著書・編書・訳書目録抄

昭和 21 (1946) 年 ・『日本國憲法略説 新憲法全條文の解説』(北海警友編輯部、昭和 21 年刊) (プラング文庫にありとのこと。未見。)

昭和 23 (1948) 年 ・『行政法要綱』(上、下) (宍戸基雄、小野沢知雄と共に著) (新警察社、昭和 23 年 10 月刊)

昭和 24 (1949) 年 ・警察研究会編著『註釈警察全書』(警察時報社、昭和 24 年 8 月 20 日刊) (全頁 1,800 頁、1,200 円。分担執筆「日本國憲法」(1~82 頁)、これのみでも分売か、60 円。)

昭和 25 (1950) 年 ・『警察学の諸問題』(宍戸基男・宮崎清文 (1920~2007) 両氏と共に著) (立花書房、昭和 25 年 10 月 5 日刊)

(同書での中原先生執筆箇所)

第 1 警察史論 1 藩・府兵期おぼえがき (2~32 頁、初出: 「明治初年における警察制度の確立」 (1-4 完)、中原英典・鈴木三郎両氏共著、各警察学論集所収中 (1) 通号第 1 輯 (昭和 23 年 1 月刊)、(2) 第 15 集 (ママ) (昭和 25 年 8 月 25 日刊) 分を収録。)

第 3 警察作用論 4 公安警察の限界についての一考察—いわゆる政治警察の構造と手段— (219~241 頁、初出: 警察学論集第 4 輯 (昭和 23 年 10 月刊)) 第 4 アメリカ警察行政論 1 アメリカ都市警察行政の特色 (254~273 頁。新稿か?) 2 警察記録制度序説 (274~292 頁、初出: 警察学論集第 14 輯 (昭和 25 年 7 月 25 日刊))

【参考】「なにを読むべきか—警察法について」 (ジュリスト第 5 号 (昭和 27 年 3 月 1 日刊) 35 頁)

昭和 27 (1952) 年 ・ブルース・スミス原著、田中八郎と共に訳『米国警察制度』((財) 警察協会、昭和 27 年 2 月 29 日刊、国家地方警察本部加藤陽三「序」、訳者「あとがき」)

昭和 30 (1955) 年 ・略説外国警察制度 (警察庁、昭和 30 年刊) (未見)

<https://www.digital.archives.go.jp/>

昭和 55 (1980) 年 ・『明治警察史論集』(遺著) [警察大学校編纂・手塚豊監修] (良書普及会、昭和 55 年 11 月 1 日刊) 警察大学校長室城庸之「刊行に当って」(i ~ iii)、手塚豊「解題」(301~311 頁)「中原英典主要論稿目録」(313~316 頁) あり。

(同書収録論説)

① 左院における行政警察規則案審査 (1~44 頁、初出: 『警察研究』第 44 卷第 1~3 号、昭和 48 (1973) 年 1~3 月 10 日刊) ② 明治前期における備警兵構想について (45~84 頁、初出: 『警察研究』第 47 卷第 12 号、第 48 卷第 2 号、昭和 51 (1976) 年 12 月~同 52 年 2 月 10 日刊) ③ 明治九年第一号布告の成立事情 (85~114 頁、初出: 『手塚豊教授退職記念論文集』(慶應通信、昭和 52 (1977) 年 3 月 30 日刊)) ④ 「集会条例」立法沿革序説 (115~234 頁、初出: レファレンス第 306~308 号、昭和 51 (1976) 年 7~9 月刊) ⑤ 明治十三年ころの自治体警察設置試案 (235~255 頁、初出: 『警察研究』第 43 卷第 2 号、昭和 47 (1972) 年 2 月 10 日刊) ⑥ 「予戒令」小史 (256~300 頁、初出: 『レファレンス』第 335 号、昭和 53 (1978) 年 12 月刊)

第3篇 廣瀬權氏拾遺続輯

暴力団問題の原点を三考する

警察政策学会警察史研究部会長 廣瀬 権

〔目 次〕

はじめに	137
上 (江戸期から明治維新まで)	
1 「俠」とは何か	139
1-1 『史記』前夜	139
1-2 『史記』の世界	141
2 わが国に於ける「俠」の手本はなにか	145
3 江戸支配体制と博徒の諸相－その1 二足のわらじ	149
4 江戸支配体制と博徒の諸相－その2 「官許賭場」等	151
5 江戸博徒の人気上昇の仕掛けは「水滸伝」、「講談」、「浮世絵」	152
下 (明治から太平洋戦争敗戦までの間)	
6 幕末－維新－戊辰戦争期とヤクザ～歴史の最前線に	156
7 民権運動の激化とヤクザ	162
8 テロの横行	165
9 辛亥革命に於ける「俠」	166
10 国政の場に躍り出たヤクザ	168
11 関東大震災後～「暴力行為等処罰に関する法律」の施行 一人々はいつから「暴力団」と呼ぶようになったか	175
12 戦争とヤクザ	176
まとめ	178
[参考文献]	180

はじめに

筆者は 1992 (平成 4) 年 4 月から約 1 年半、初代の警察庁刑事局暴力団対策部長として、いわゆる「暴力団対策法」の施行、暴力団犯罪の摘発、暴力団排除組織の創設・運営にあたった。また、警察を退職したあとの 2001 (平成 13) 年 9 月から 2009 (平成 21) 年 9 月の 8 年間、預金保険機構理事として暴力団・反社勢力からの不良債権の回収、責任追及にあたった。

それぞれ懸命に頑張ったが、「暴力団問題のそもそももの原点」、「原初的暴力団問題」とも

言うべきものを宿題として残してしまった。

筆者が「暴力団問題の原点」、「原初的暴力団問題」と考えるのは次の二点である。

- ① 「俠」「任俠」とは何かという問題である。「任俠」の「任」は「俠に任ずる」、自らに課するという意味に過ぎないから、「俠」の中身は何かを問撻することとなる。平成4年に「暴力団対策法」を施行するとき、初めて暴力団の「指定」を行うことになったが、暴力団幹部は「我々は任俠の徒であって、暴力団ではない」と抗弁した。指定にあたっては暴力団特有の犯罪件数が一定割合以上あるのかどうかが問題で、その団体がどのような考えを持っているかについては一切立ち入らず、抗弁を無視した。それでよかったのだと思うが、「俠とはどういうもので、歴史上どういうときに呼ばれたのか」が、頭から離れないようになった。
- ② 国の政府やそのときどきの支配体制と任俠・暴力団との関係は、どのようなものであったのかという問題である。これも暴力団の指定に際して、暴力団側から「あんなに政府を助けてやったのに、何故今回はいじめるのか」と言われた。同様に無視したが、澁のように心に残った。

今日ではこれら二点が「暴力団問題の原点」と言われても、あまりピンとこないかもしれない。それはそれで暴排運動が徹底した証拠で、喜ばしいことでもあるのだが、今回整理してみて、ことはそんなに楽観は出来ないのでと思い至っている。

筆者は、預金保険機構理事時代、内部機関誌に「文献から見たヤクザ史が教えるもの」という変わった題名の一文を寄稿した（平成19年1月、同7月、21年7月）。江戸期から太平洋戦争敗戦までの間の暴力団情勢を扱ったA4判全120頁の長文である。生まれて初めて職務上暴力団の関係する事案を担当することになった預保職員の基礎的知識として役立つことを願って書いたものである。とにかく情報量を増やそうと、読んではインプット、読んではインプットを続けた。本稿は、これを基にして宿題に三度目の考察を加えたものである。読みにくさが残っているところはお許し願いたい。

暴力団史のようなものは稗史（はいし、民間の歴史書）と呼ばれ、学校で教える歴史ではあまり扱われない。筆者はかねがね稗史にまで下りてこないと、歴史の真相は分からぬのではないかと思っていたが、今回改めてその思いを強くした。稗史の泣きどころは、歴史家の厳しい鑑定に耐えられる史料が極めて少ないとということである。どうしても歴史小説等の「文献から見た」とならざるを得ない。そしてそもそも「俠」とは、助けられた弱者をはじめ一般の人々の第三者的評価であったはずであるし、江戸時代のヤクザの歴史は「講釈師が張り扇で叩き出したもの」である。歴史家でもあり小説家でもある陳舜臣は、「埋もれた俠のこころ」を小説の中に発掘しようと努めている（陳舜臣『中国任俠伝』p568 早稲田大学教授の稻畑耕一郎との対談）。こうしたことを考えれば、文学作品から引用することも許されるであろう。ただ伝聞証拠であることはくれぐれもご注意頂きたい。

「文献から見たヤクザ史が教えるもの」を書いてから早や10年余が過ぎた。その間に見つけた良書もあるし、考え直した点もいくつかある、本稿は「暴力団問題の原点」解明に絞って、全体を思い切って圧縮し、加筆修正したものである。

1 「俠」とは何か

1-1 『史記』前夜

「俠」とは何か、一番情報量の多いのは白川静『字統』の「俠」のようだ。白川は、漢代武帝の時代（在位前141年3月～前87年3月）に完成した（前91年頃とされる）司馬遷『史記』以前のこととして説明している。『史記』「遊俠列伝」冒頭にある韓非子の「儒は文を以て法を乱し、俠は武を以て禁を犯す」を意識されたものと思われる。この原文は『韓非子一「五蠹（と）」』である。すなわち「蠹は木食い虫、いわば寄生虫である。国政の乱れによって発生し、かつ乱れを助長するもの。君主は決して、彼らの言説に耳を傾けたり、彼らの行動を是認したりしてはならぬ。・・・儒は文を以て法を亂り、俠は武を以て禁を犯す、而るに人主兼ねて之を禮す。此れ亂るる所以なり。」（新釈漢文大系12）である。漢代の前の秦の朝廷に使えた韓非子が、こんなに怒っているのだから、「俠」は秦、それ以前の春秋戦国期にすでに大問題になっていたはずである、ならば『史記』に入らずに説明しなければならないと考えられたのであろう。

しばらく『字統』「俠」を追ってみたい。

「俠」：「形声 声符は夾（きょう）。〈説文〉は夾字条十下に「二人を俠（さしはさ）む」と俠を俠持の意に用いるが、俠字条八上では「僕（へい）なり」、その前条に「僕は使うなり」という。僕使という語があつてそれは金ばなれのよいことをいう。匂（こう）部五上に「粵は～或いは曰く、僕俠なり。三輔（さんぽ）（長安付近）にては、財を軽んずる者を謂ひて粵と為す」とみえる。いわゆる任俠の風は戦国期に起こり、特に集団的に行動していた墨家の末流が、いわゆる兼愛的行動をとつて墨俠とよばれた。都市に人口が流れ、他所者がふえると、氏族的秩序や伝統的な共同体的体制が失われ、私交をもつて縄張りを張る任俠の徒が生まれる。古代の亡命者は盜（盜）、盜の都市生活者が俠であったと考えてよい。わが国で俠が発生するのも、流入者の多い江戸のような大都市が成立してからのことである。」

ここまで「強きを挫き弱きを助ける」という解説は出てこない。

以下、上記説明の各部につき、『字統』をさらに引き、・・・以下に私見を加えたい。

- ① 「夾」を引くと、会意 大と人と人とに従う。手足を広げて立つ人の正面形である大と、その両脇にそれぞれ人を挟（さしはさ）む形。・・・この説明は人と人の組織を示しており、春秋・戦国時代からすれば、「大将が部下を統率する」、「部下が大将を支える」武装群団の様を示している解すべきであろう。任俠の親分子分を示しているとは直ちには言えない。いずれにしろ「俠」字ではなく、「俠」字を使うべきであろう。
- ② 「僕（へい、つかう、たすける、おとこだて）」を引くと 形声 声符は粵（へい）。粵は匂の上に礼器を載せている形で、ある儀礼を示す字とみられる。金文に「番生殷」「王位をたすく」、『説文』八上に「使うなり」、「繫伝」に「俠なり」とする。任俠の意。古く儀礼をたすける意から、のちその義に転じたものであろう。・・・ここでようやく「任俠」が出てくる。中身はよく分からぬ。「俠」解説本文の「三輔（さんぽ）（長

安付近) にては、財を軽んずる者」の雰囲気は、だいぶ時代を下ってしまうが、唐代の李白の「少年行」に通じるものがあるような気がする。「五陵の年少 金市の東 銀鞍白馬 春風を度る 落花踏みつくして何処にか遊ぶ 笑って入る胡姫の酒肆の中」。李白は俠者とも付き合いがあったとされるが、酒肆の中へさっさと入って行くところは、感じがでているのではなかろうか。(天才A. ウエイリーArthur David Waleyの『李白』P7によれば、「李白の友人魏顥(ぎこう、李白の著作管理者)は李白が若い頃俠を引き受けて『数人を剣でつらぬいた』といっている」とのこと。)

③ 「盜」・「盜」を引くと (春秋・戦国から秦代の間)、たんなる物盗りではない、国盗りに近い大盗、群不逞の徒。「盜」は血盟に用いる盤中に涎(よだれ)を注いで、盟誓を破棄する意を示す。群団をなし、叛乱に加担、暗殺を請け負った政治的亡命者の集団を言う・・・白川『漢字の世界2 中国文化の原点』P57をも参照。「武たる俠」の説明である。

④ そして「墨俠」説である・・・「仁俠」とも言うぐらいだから「儒教の徒・儒俠」だとの説もある。魯迅(1881~1936)「三閑集」は「孔子之徒為儒、墨子之徒為俠」とあり、「墨俠」説である。

以上が白川説である。「武俠」の説明が主で、「弱きを助ける」はほとんど出てこない。

ここで、陳舜臣『中国の歴史1』P531から、墨俠を見ておきたい。陳は、我が国東洋史学の一方の巨峰内藤湖南、その一番弟子の宮崎市定、そして宮崎の孫弟子にあたるのが陳となるのだそうだ。司馬遼太郎とは大阪外国語大学の同級生で、吉川幸次郎、貝塚茂樹とも連なる。宮城谷昌光・酒見賢一・伴野朗・塚本青史は、「陳舜臣山脈」と呼ばれるそうだ。

「墨子は治水工事に献身し、・・・禹を理想の聖者とみなし・・自分たちの教義を『大禹の遺教』と考えていたのです。門下生は異形の者たちで・・・頭をまるめて、足ははだしまたは粗末な草鞋で、短い上衣をつけているだけです。教団内での階級は厳しく、命令には絶対服従しなければならなかったのです。墨子亡き後も、この集団には教主がいて、『鋸子』と呼ばれました。一門の人たちは、代々、鋸子のためには命もなげうったのです。理想社会の実現を望みながら、諸侯の力に頼ろうとしたのが、墨子の弱いところでありました。・・・庶民の反抗運動を組織したり、指導したりしたことはなかったのです」。「墨子の教えの『兼愛』は、無差別な人類愛、『節用』は、儉約を重んじることで、葬儀などはできるだけ簡単にし、服喪期間も短くするように説きました。『非攻』は戦争否定論です。兵馬俑等の厚葬主義を廃することをはじめ、諸侯の圧政に苦しむ民衆を救う内容が入っていました。政策は他人のためでした。そして墨子集団には、宗教的色彩が濃厚で、命がけでよく働き、多くの団員が殉死したようです。他人のため命がけの集団でしたから、外形的には『俠』でした。」

陳によれば、「俠」の起こりは 墨俠が有力であるとする。「宗教的色彩が濃厚」で白川説の「傳俠」にも通じる。「俠」としては相当良いところまでいっていたとされるが、「諸侯の力に頼ろうとしたところが問題」としている点は、そもそものはじまりから支配体制との拘わりが重大問題と認識されていたことが分かる。「非攻」ではなく攻めさせたらという映画「墨攻」が封切られたので見に行った。結構面白かった。

1-2 『史記』の世界

次ぎに「任俠」を中国版辞典『漢語大詞典』で引いてみる。

- ① 凭借權威、勇力或財力等手段扶助弱小、幫助他人。出典は『史記』「季布欒布列伝」。
- ② 任俠之士。出典は『史記』孟嘗君列伝。

と、ある。①の「凭」は「よる、もたれる」の意味で、「權威・胆力・財力などの手段によって弱者を扶助すること」、すなわち「強きを挫き弱きを助ける」である。出典はいずれも『史記』である。

『史記』は、紀元前 91 年頃完成した。12 本紀、10 表、8 書、30 世家、70 列伝で構成され、およそ 130 篇 52 万 6500 字に及ぶ、中国正史 24 の第一にあたる国史である。著者は司馬談・遷父子であるが、談は漢の武帝の太史公でありながら、封禪の儀に参加できなかつたことに鬱屈した思いを抱き、遷の塗炭の苦しみは、『史記』列伝 70 の「太史公自序」に、次のように述べられている（野口定男訳『中国古典文学大系 12—史記』下 P350）。

「こうして、『史記』の文章を論纂した。7 年たって、太史公遷は李陵の禍（匈奴に捕らわれた李陵を弁護して獄にくだされ。宮刑に処せられたこと）にあい、獄に幽閉された。そこで、喟（き）然として嘆息して言った。『これはわたしの罪だろうか。これはわたしの罪だろうか。わが身は処刑されて破損し、世に用いられない』。処刑されて後、退いて深く思いをひそめ言った。『そもそも、詩・書の義が隠微で言辞が簡約であるのは、その志の思いをとげようとのぞむからだ。むかし、西伯（周の文王）は殷の紂王によって羑里（ゆうり）に拘禁されたために周易をのべ、孔丘（孔子）は陳・蔡の間に困苦して春秋をつくり、楚の屈原は放逐されて離騷をあらわし、左丘は、失明して国語があり、孫臏は脚を臏（き、ひん）られて兵法を論じ、呂不韋は、蜀に左遷されて・・・呂覽（『呂氏春秋』）を伝え、韓非子は、秦に囚われて説難、孤憤があり、また、詩三百篇は、たいてい聖賢が憤りを発して作為したところのものである。要するに、人はみな心に鬱結するところがって、その道を通すことができないゆえに、往事を述べて未来を思うのだ』。（以下、各本紀から各列伝まですべての成り立ちを説明し、最後部分に）、正本は名山に所蔵し、副本は京師において、後世の聖人君子を俟（ま）とうと思う」で終わる。

周の文王以下のくだりが、白川静『中国の古代文学 2 史記から陶淵明へ』の言う「発憤著書」（いきどおりを発して書を著す）説であるが、後述の「報任少卿書（任少卿に報ずるの書）」でも語られている。運命を呪う気持ちを、発憤のエネルギーとし、不屈の精神で生きぬいて、自らの使命とされている『史記』を完成するという経緯を語っている。怨念の書『史記』が「生命の書」になってゆく。「後世の聖人君子を俟（ま）とう」とするが、時を経ずして世界で愛読される古典となった。

この「発憤」、「余憤」は『史記』随所に出てくるが、二つほど見ておきたい。

第一は、列伝 1 の「伯夷列伝」だとされる。

伯夷・叔齊は、弧竹国（河北省）の国君の二子だが、互いに国君を譲り合い逃げ出す、周の武王が君主・殷の紂王を弑殺しようとするのを諫めるが容れられず、周の世となると首陽山に蕨を採って露命をつないだが、やがて餓死した。一方盜蹠（とうせき、凶賊）は日ごとに罪亡き人を殺し、・・・天下に横行したにもかかわらず、ついに天寿を全うした。・・・

近世に至っても…終始謹直に身を持しながら、災禍にあうものが数え切れないほどある。そこで私ははなはだ思う一いわゆる天道は是なのか、非なのか。と。…伯夷叔齊は賢人であったが、孔子の称揚をえたからこそ名がますます彰らかにな（った）ものである。…不運なものは許由…のように名が埋もれてしまって称揚されない。…村里にあっておこないをみがき名を立てようと望むものは、学徳のほまれ高い聖賢に附き隨うのでなければ、どうしても後世まで名をのこすことができようか（野口定男訳『史記中』p162）。「終始謹直に身を持しながら、災禍にあうもの」とは遷自らのことであろう。「天道は是か、非か」、憾み節である。いまだ有名になつてない時の著作であろうか。「聖賢」に認められるかどうか、後述の清水次郎長、黒駒勝蔵のことを思わせる。

第二は「季布欒布列伝」最後の「太史公曰」である。『史記』（新釈漢文大系 90 P362～381）によって大筋を押さえておきたい。『漢語大詞典』「任俠」①の出典でもある。

「季布は楚の人である。誇り高く、義俠心に富んでいるというので、楚では世評が高かつた（爲氣任俠：氣任俠を爲し。『漢語大詞典』はこの箇所を指すと思われる。）。項羽は、季布を将として、兵を預けた。季布は何度も漢王（高祖劉邦）を窮地に陥れたので、項羽が滅びると、高祖は季布に千金の賞金を懸けて探させ、もし匿う者があれば、三族にいたるまで処罰されるであろうと、布告した。季布は濮陽の周氏のもとに潜んでいた。周曰く『私の家にも追及の手が伸びてまいりましょう。私の申すことに従ってくれるか』と。（季布は承知する。）季布の髪の毛を剃って首かせをはめ、粗末な着物を着せると囲いのついた車に載せて…魯の朱家のもとに行き、季布の身柄を売り渡した。朱家は、心のうちにそれが季布であることを覚って…息子に『耕作については、この奴僕の言うとおりにし、いつも起居をともにせい』と（命じた。）」

「朱家は、汝陰侯滕公に面会して曰く『季布が項羽のために働いたのは、その本分を尽くしたに過ぎません。天下を我が物となさった今、お上がご自分一己の怨みによって、一人の人間を探し出して罰しようとなさるとは、己が度量の狭さを天下に示すようなものではありませんか。季布のような優れた人物を、漢がこのように厳しく追及すれば、彼は必ずや北の匈奴のもとに身を寄せるか、さもなくば南の越に亡命することでございましょう。あたら、ものの役に立つ男を忌み遠ざけて、敵の勢力を増す結果を招く。…どうぞあなた様からここの道理をお上に申し上げてくださいませ。』と。高祖も結局、季布を赦すこととした。このとき、諸侯は皆、頑なな剛直さを押さえ、柔軟な身の処し方をした季布を称賛した。朱家もまたこのことによって、その名が知れ渡った。（季布將軍は、その後栄達し、河東の郡守にまでなる。）

「季布の弟である季心は…義俠に富んでいた（遇人恭謹、為任俠）。そのあたり数千里四方の士人は、季心のためには争って命を投げ出そうとした。…當時季心は『勇』によつて、季布は『諾』によつて、関中で名高かつた。」

「太史公言う『季布は…奴隸に身をやつしてまでも生き延びた。なんとよく隠忍したことだろう。おそらく彼は、深く自分の能力を恃むところがあったに違いない』。」

「太史公曰」部分は、匈奴に下っても生き延びた李陵になぞらえて、季布の苦闘を称えているが、武帝が激しく憤った箇所とされている（白川『中国の古代文学2』P38）。『漢語大詞典』「任俠」①についてだが、季布は「爲氣任俠」とされているのみで、「凭借權威、

「暴力或財力等手段扶助弱小、幫助他人」の具体的説明はない。それはむしろ季布よりも、これを救った朱家に該当する。街の侠客のことを語りきってしまったことが「発憤」なのではなかろうか。

②の「任侠之士」の出典である「孟嘗君列伝」を見ておきたい。『新釈漢文大系 89—列伝 2—第 15』による。「太史公曰く『吾嘗て薛によぎりしが、其の俗閭里、おおむね暴傑の子弟多く、鄒・魯とことなる。其の故を問う』。曰く、『孟嘗君は天下の任侠（『漢語大詞典』指摘部分と思われる）を招き致し、姦人薛中に入ること、蓋し六万余家なりき』、と。世の孟嘗君、客を好み自ら喜べりとつたふる、名や虚（むなし）からず」。前半の「薛の暴傑の子弟」とは、ほとんど今日の暴力団そのものである。司馬遷は孟嘗君系列には否定的である。後半の「孟嘗君の任侠招致」すなわち「一宿一飯の恩義」、これが発展して「弱きを助け」になったのではなかろうか。

『史記』「游侠列伝」に入る。（野口定男訳『中国古典文学大系 12』・『史記』下 P289～294 による。同書により大筋を押さえておきたい。筆者はこの部分こそ「発憤」の最大の箇所と考えている。

「韓非子は、『儒者は文をもって法を乱し、俠者は武をもって禁を犯す』と言った。儒者も俠者も、ともに誹謗されたのである。しかし儒者は多く世に称賛されているようだ。・・・

ところで、游侠の徒は、その行為は正義にあわないことはあるが、しかし、その言は必ず信があり、その行為は必ず果敢で、ひとたび応諾すればかならず誠意をつくし、その身を愛さずに人の苦難におもむき、つねに一身の存亡死生を無視する。しかもその才能にはこらず、またその徳にはこることを恥としている。思うに、彼らにもまた、多とするに足るものがある。・・・

また布衣の徒として、金品の受け渡しや事の然諾にすじみちを通し、千里の遠きにわたって義を守り、一身を投げだして世評をかえりみない游侠の徒も、これまたすぐれた点があるのであって、・・・それ故に、人ははなはだ苦しむと、生命をも彼らに委託することができるのだ。・・・もし、田舎の游侠の徒を、季次・原憲（ともに孔子の弟子）と、その権力という点で、また、それぞれの生きた時代に及ぼした功績という点で比較するならば、同日に論じ得ないほど勝っている。要するに、その功労が具体的であり、言辞に信があるからである。・・・むかしの庶民の侠客については、なにも聞き知ることはできない。近世の孟嘗君・春申君・平原君・信陵君の徒は、みな王者の親属であり、領土があり、卿相の富厚だったので、その点を利用して天下の賢者を招き、名を諸侯のあいだにあらわした。・・・市井の侠客のごときものは、その身に権勢があるわけではなく、ひたすら行ないを修め名をみがいて、その名声が天下におよぶのであって、・・・これは至難のことである。しかるに、儒者や墨翟の徒は、みなこれを排斥して書物に記載していない。秦より以前の庶民の侠客については、消滅してしまって知られておらず、はなはだ遺憾である。自分が聞くところによると、漢が興ってから、朱家・田仲・王公・劇孟・郭解の徒があった。ときにはその時代の法網を犯したことがあったが、しかし、その私的の義理において廉潔・謙譲であり、称揚にたるものがある。・・・豪慢暴虐に孤弱なものをいためつけ、我欲をほしいままにして自分一人だけ快しとするようなことは、游侠の徒もまたこれを恥じるのである。私は、・・・みだりに朱家・郭解らを暴虐豪慢の徒と同一視して、ともにこれを嘲笑

することを悲しむのである。」

孟嘗君等は、戦国時代の有土卿相であったから、「天下の賢者を招く」、食客を養うこと（「任俠招致」「俠」）がやりやすかった。それに比べ「市井・庶民の俠客」は「ひたすら行ないを修め、名をみがいてこそ、その名声が天下におよぶ」のであって、「至難なこと」だしている。秦・漢の統一中央政権ができると、有土卿相が食客を養って勢力を誇示することは許されない。その食客を養う機能は、「有土卿相」から「市井・庶民の俠客＝ヤクザの親分」に委ねられた。

次いで「游俠列傳」は、当時の有名な親分、朱家・田仲・劇孟・王孟・郭解を紹介している。

朱家は、先述したところで十分であろう。朱家は栄達した季布に生涯会おうとしなかつたという。

「劇孟は、任俠の徒として諸侯のあいだに有名であった。呉・楚が反乱（前漢3代目景帝の時代、呉楚7国の乱をさす）をおこしたとき、条侯（周亞夫、老宰相周勃のこと）は大尉であった。・・・河南に行こうとして、劇孟に会って喜んで言った。

『呉・楚は大事を決行しながら、劇孟を求めようとしない。彼らが大したことになしえないのがわかるというのだ』・・・

天下の騒動に際して、宰相が、劇孟を味方にひきいれたことを、一敵国を味方にしたのと同様に感じた、ということを意味している。・・・」

郭解は、殺人、強盗、贋金鑄造、墓暴き等多くの悪事を重ね、相当なものであった。長ずるに及び任俠のことを行った。解の姉の子が、酒を無理強いして相手に殺されたとき、姉の子の方が悪いと分かると、相手を許し、兵役につかないように助力した。また、その最後はあまりにも悲劇的であった。御史大夫の公孫弘から、解自身全く関わっていない、手下の犯した殺人事件について、それは解自身が殺した場合よりも、ことは重大だ、太逆無道の罪に該当するとされて、一族皆殺しの刑に処せられた。それはあまりにかわいそうではないか。

このように司馬遷は、墨俠とか孟嘗君の徒には否定的である。市井の純粹民間の親分のみに注目する。それも「ひたすら行ないを修め」、「他人のため、命がけ」「金にきれい」「約束を守る」「才能等を誇らない」という徳を積まないといけない。「豪慢暴虐に孤弱なものをいためつけ、我欲をほしいままにして自分一人だけ快しとするようなこと」、民事介入暴力に手を染めることは、もってのほかである。

さて、司馬遷は何故「游俠列伝」を書いたのか、古くからの疑問である。

一つは司馬遷の生きた漢代の経済復興、それに伴う商業の発展、そしてヤクザの跋扈が抜き差しならないところまで進んでしまった、ここで游俠に本来のあるべき姿を教えておかなくてはいけないと、考えたのではなかろうか。

陳舜臣『中国の歴史』2、P390～394から。「『清静無為』、高祖の死後、武帝登場までの50数年間を、史家はそう表現しています。長い戦乱の疲れを、静かに癒していたのです。官庫は税収の銅錢で満たされていた。穀類は露天積みとなり、(腐る)。孔あき銅錢は長い間使わないので、紐が腐って錢がバラバラになり。商業が盛んになり、商人が富み栄えましたが（家の垣根に豪華な衣裳をかける）、農民が貧しくなる。・・・豪商たちがわが世の

春を謳歌していたころ、任侠道も華やかだったのです。・・・弱きを扶け、強きを挫くなど格好の良いことを言いますが、彼らは額に汗して働くことがなかったようです。」とある。

「陳舜臣山脈」のひとり・塚本青史の小説『一諾』には、季心、郭解・王公・劇孟等オールキャストが登場して面白いが、割愛する。

司馬遷が「游侠列伝」を書いた最大の理由を、司馬遷「報任少卿書（任少卿に報ずるの書）」（『文選（文章篇）』新訳漢文大系 83）からも引用しておこう。

「私は、わが身の卑賤のほども顧みず、近ごろ、拙劣な文詞を書きつらねて、・・・上は黄帝の昔から、下は現在に至るまでを、十表、十二紀、八書、三十世家、七十列伝、すべて百三十篇を作りました。・・・しかし草稿もまだ完成していない矢先に、この李陵の災いに出会うこととなりました。この書の、まだ完成していないことが残念で成らず、それ故、身は極刑を被りましたが、恨みの気持ちをこらえることができたのです。私がもしこの書を書き表して、それを名山の奥深く蔵して、私の志を知る人、・・・天下・・・に伝えることができるならば、私はかっての恥辱に対する責めを償うことが出来て、かくして万度刑戮を受けようとも、悔いることはない 것입니다。間に発憤著書の件が挿入されている。

受刑後の司馬遷の思いは、『史記』を完成することのみにあった。「伯夷列伝」末尾では、「村里の高潔の士も聖賢に認められなければ後世まで名を残すことはできない」、いわんや游侠の徒については、私=遷が書いてやらなければ誰も書かないだろう。『史記』を完成するとは、まさに游侠各条を書き上げることを意味する。そして書き上げた。その影響するところは極めて大きかった。この後の班彪、班固の任侠に否定的な正史は遠く及ばない。

漢の時代になって、世の中が一応治まって、司馬遷が「俠」と一定の評価をした町の親分が出てきた。支配者と「俠」の距離はある程度保たれたが、劇孟の件のように、支配側は常に「俠」の動向に気を遣っており、「残っていてよかった」の心境はこの後もしばしば感じられる。また司馬遷と比較すべくもないが、後に見るように、羽倉外記が書いて「国定忠治伝」が残り、天田愚庵が書いて「清水次郎長伝」が残った。彼らが書かなければ二人のことはそれほど有名にならなかつたであろう。

それでも筆者には、司馬遷が『史記』を書ききったことこそ、「俠」それも「大俠」に通じるように思える。

2 わが国に於ける「俠」の手本はなにか

『史記』は我が国においても、平安時代から江戸時代まで知識階級の必読書として読み継がれた。その影響は各層に浸透し、江戸時代嘉永3年、上州・白銀屋一家関口文之助の妻一回忌に子供たちが併せて文之助の長寿を祝う碑を立てた。そこに「儒は文を以て友に会い、俠者は武を以て類を集め」と彫られていたそうだ（藤田五郎『任侠百年史』p250）。『史記』「游侠列伝」の冒頭を踏まえている。

わが国に於ける「俠」のイメージは、すこぶる良い。司馬遷から作家名をとった司馬遼太郎の影響力がこれまた大きい。

司馬遼太郎『街道をゆく』（「本所深川散歩・神田界隈」p10）から。

「深川芸者は女ながらも羽織を着たから、“羽織芸者”ともよばれた。一種の男装だった。

その男装にふさわしく、その気風は勇み肌で、『きゃん』とよばれた。俠のことである。・・・きゃんは、はじめは男女いずれにも通用する言葉だったようだが、江戸中期の安永年間（1772～81）頃から、男については「いなせ」といった。女については、接頭語の“お”をつけて、おきゃんとよぶようになった。“お”がつくと、いかにも娘らしくて、気つ風がそのまま色気と背中合わせになっているように響く」。

なお、「俠客」の英訳は *chivalrous person* と出てくるが、「俠」の英訳は *man* の次ぎに *tomboy*（お転婆娘、おきゃん）が出てくる。

わが国任俠の手本は何であろうか。まず、我国博徒の変遷年表を見ておこう。（猪野健治『やくざと日本人』から抽出）。猪野はフリージャーナリストであるが、『やくざと日本人』はこの種の古典として、海外の研究家に利用されているという。しばらく同書 p 23～120をもとにして論じる。

	室町時代～戦国末期 1609年（慶長14）以降	遊侠無賴の簇出時代 江戸幕府、カブキ者に厳しい取締
I期	1644年～1652年（正保・慶安） 1651年（慶安4）～1664年（寛文4） 1657年（明暦3）7月18日 1686年（貞享3）9月 1689年（元禄2）	旗本無賴や町奴登場 旗本奴・水野十郎左衛門と白柄組暴れ回る 幡隨院長兵衛、水野に殺される 幕府、旗本奴を掃討 町奴衰退
II期	1650年（慶長3）までに 1730年（享保15）1月 1834年（天保5.7月）、1845年（弘化2.1月）	大名火消し・定火消し創設される 町火消し・いろは48組誕生 大火で、浅草十番組頭取新門辰五郎活躍
III期	1736年～1789年（元文～天明） 1805年（文化2） 1836年（天保7） 1830年～1868年（天保から幕末）	博徒の横行 幕府「八州廻り」を置く 天保の大飢饉 上州長脇差の最盛期
	幕末から明治維新	勤王博徒・佐幕博徒、「草莽隊」の輩出

「『やくざ』『ばくち打ち』『渡世人』といった言葉が登場するのは、江戸中期以降で、それ以前のやくざ類似集団は、カブキ者、奴、男だて・・・俠客などと呼ばれていた。カブキは・・・本来は『傾く』・・・『埒にふるまう』・・・『異様な風体を好み、放埒な態度、行動をとる者。常識や通常の埒外にあって因習に逆らうふるまいをする者』をいう。奴は威勢のいい武士の下僕であり、男だての男は性別上の男ではなく、武士の意である。それが転じて、・・・武士道の気魄を有する者を指すようになり、やがては、なにごとも動じない勇猛の徒を『男』と呼ぶようになった」と。

『国史大辞典』の「おとこだて」（尾形裕康）も「前半期に最も威を振るった男伊達は禄の低い旗本やその召使いを含めた旗本奴である」とする。わが国任俠の手本は「武士道」

で間違いかろう。

年表を簡単に説明しておくと、町方やくざは、町奴（第Ⅰ期）、町火消し（第Ⅱ期）、博徒（第Ⅲ期）と推移する。

第Ⅰ期は、「江戸が千代田城改築などで建設ラッシュに沸く好況期であった。当時、三千石以下の無役の旗本は“小普請入”と称して、百石につき2、3人の人足を千代田城の修理、改築や幕府直轄の土木工事に出すことになっていた。・・・窮乏化した旗本は、當時人足を抱えていたのではたまらないので、・・・人足の方は必要に応じて口入れ屋に依頼していた」。口入れ屋は、人足を入れるのみならず、工事の出来栄え等に難癖がついたとき、抗弁（口を入れる）しなければならず、相当な度胸と統率力がないとつとまらなかつた。発注元の小普請組の代表が水野十郎左衛門であり、口入れ屋の代表が幡隨院長兵衛（1621（元和7）年～1657（明暦3）年（諸説あり）であった。唐津藩武士墳本伊織の子・伊太郎とも、これまた諸説ありである。水野と幡隨院の衝突は、芝居見物で双方の配下が喧嘩をしたことではじまり、手打ちをしたいという水野の誘いを受け、ここで応じないのは「人は一代、名は末代」という有名な啖呵を切って、罷と知りつつ出かけ、風呂場で斬殺されるというのがお決まり（芝居「極付幡隨長兵衛」）のようだ。強者の旗本奴に対抗する弱者町奴の頭領という形である。「そうではない。2人は、発注・受注の関係で、よく知った仲で、幡隨院が水野を遊郭に誘ったのに、断わられたのが発端だ」というのが、反骨の歴史家田村栄太郎の説である（田村栄太郎『江戸やくざ列伝』p10）。幡隨院は台東区東上野の源空寺に葬られているが、同寺には伊能忠敬、高橋至時・景保、谷文晁の墓がある。幡隨院が日本の俠客の元祖で、最後の「純」俠客が、大正4年民政党から政界出馬した九州・若松の親分吉田磯吉（1867～1936）なのだそうである（猪野健治『俠客の条件』p92）。

第Ⅱ期には、頻発する江戸の大火に対処するため、幕府は1634（寛永20）年大名火消し、1650（慶安3）年定火消しを設けたが、それだけでは足りず、1718（享保3）年町火消しの設置を命じた。これがいろは48組の消防隊に発展する。幕府公認の組織で、誇り高き「正業」である。ただし、費用は町費（建築主・地主負担）であった。隊員は、平常は建築・道路工事等に携わる鳶であった。代表は、後述の新門辰五郎である。「町奴や博徒とは異なり、幕府の監督と市民の信頼のもとに働いたから、その勢力もまた同日の論ではなかった」し、幕末を超えて、明治消防に引き継がれていく。今日も新門辰五郎の系譜を継ぐ人が、町会葬等を手際よく取りしきっている。

第Ⅲ期（表4段目）が、博徒、「合法的生活基盤を持たない完全なアウトロー」横行の時期である。賭博専業である。加えて喧嘩早いのを「長脇差」と言ったようである。街道の要衝や上州の生糸生産、銚子の漁港等々貨幣経済の発展の速かったところに、「貧富の懸隔が甚だしくなり、それが投機思想を呼び起こし、賭博を流行せしめた」。代表は清水次郎長であり、国定忠治、笹川繁蔵らである。なお「江戸には、博徒はいない。延宝から貞享年間（1673～1686）に町方の御持頭中山勘解由直守の指揮による取締で、当時游侠徒輩は大量に処分され、江戸の俠客は根絶した。明治維新当時の東京の有名な親分衆は、鳶火消しの浅草10番組「を組」の新門辰五郎（1792～1875）、人入れ稼業の日本橋の相政こと相模屋政五郎（1811～1886）、鉄炮洲の角島こと角島伝蔵・・・」とのことである（藤田五郎『公安百年史－暴力追放の足跡』）。表向き正業を持っている。

さて、本題に戻って、「任俠道の手本はなにか」と言うことであるが、この歴史を見れば、「武士道」であったことは間違いない。『武士道』について、新渡戸稻造の『武士道』と鍋島藩士・山本常朝の『葉隱』(1716年)を見ておこう。

英文『Bushido』は、1900(明治33)年1月にアメリカで公刊され、同年10月日本でも英文で刊行された。日本語訳はまず明治41年桜井鷗村によってなされ、次いで1938(昭和13)年に岩波書店から矢内原忠雄訳が出され、これは2020年に106刷を数えた。後の東京大学総長の名訳である。矢内原訳本の第15章「武士道の感化」中に、そのものズバリの記載がある(P144)。

「武士道精神がいかにすべての社会階級に浸透したかは、男達(おとこだて)として知られたる特定階級の人物、平民政義の天成の頭領の発達によっても知られる。彼らは剛毅の男子であって、その頭の頂より足の爪先に至るまで豪快なる男児の力をもって力強くあつた。平民の権利の代言人かつ保護者として、彼らはおのれの数百千の乾分を有し、これら乾分は武士が大名に対したると同じ流儀に、喜んで『肢体と生命、身体、財産および地上の名誉』を捧げて、彼らに奉仕した。過激短気の市井の徒たる大衆の支持を背後に有したるこれら天成の親分は、二本差階級の専横に対する阻止力を構成した」。

Chapter 15 The Influence of Bushido

How the spirit of Bushido permeated all social classes is also shown in the development of a certain order of men, known as otoko-date', the natural leaders of democracy. Staunch fellows were they, every inch of them strong with the strength of massive manhood. At once the spokesman and the guardians of popular rights, they had each a following of hundreds and thousands of souls who proffered, in the same fashion that samurai did to daimio, the willing service of "limb and life, of body, chattels, and earthly honour". Backed by a vast multitude of rash and impetuous working men, these born "bosses" formed a formidable check to the rampancy of the two-sworded order.

(P152)

「平民の権利の代言人かつ保護者」(the spokesman and the guardians of popular rights)と、一点の曇りもない。単に武士道の感化のみならず、本物の武士から代替者に引き継がれて行くと言っているようでもある。『武士道の徳・徳』には、「義 rectitude or justice」・「勇 courage」・「仁 benevolence」・「礼 politeness」・「誠 veracity and sincerity」・「名 誉 honor」・「忠義 loyalty」が掲げられている。

この箇所がどのように訳されているのかが知りたくて、いくつかの訳書に眼を通してみた。最初の翻訳本である桜井鷗村訳本は「武士道の精神の凡百の社会階級に浸潤したることは、平民政義の天成の首領たる男達俠客なる一種の人格の生じたるによって亦此れを知る。俠客は剛快豁達の漢子(おとこ、かんし)、・・・平民権の保護者たり又主張者たりき。・・・此等天成の親分(ボス)は多数の噪急過激なる職工遊人の徒を腹心となし以て帶刀階級の横暴を防遏する鉄壁を形成したり」とする。須知徳平訳本も「男達」としている(P256)。台湾の総統を務められた(1988~2000)李登輝(1923~2020)は、名著『武士道解題 ノーブレス・オブリージュとは』を著している。引用はご自身が読み親しんできた矢内原本によったとされている(『解題』p122)。サマライズして持論を展開されているが、

残念ながらこの部分は省略されている。次の『葉隱』の訳者奈良本辰也の『対訳武士道』も省略している。

新渡戸がどのように「俠」の実態を把握していたか興味はつきないが、民間に立脚し、支配階級の横暴をチェックする機能への期待に重きを置いたのではなかろうか。セオドア・ルーズベルト・アメリカ大統領がこの著を絶賛したと言う。

山本常朝『葉隱』(奈良本辰也訳編)から、幾つかの心得を引用しておく。「武士道とは、死ぬことである」、「武士道とは死に物狂いそのものである」、「今という時がいざという時である」、「重大事には、不動の決意で、まっしぐらに突き進め」、「高慢な心を持ち、自分は日本国中で並ぶ者がないほどの武士だと考えていなければ、武勇をあらわすことはできない」、「武士はかりそめにも弱気なことは言うまい、またなすまいと平素から心がけるべきである」。こういう心を常に磨いておくことが肝要だと言っている。次の箇所は具体的処法も述べてきわめて有用である。「武士のあり方を一言で言うならば、第一に、自分の身命を惜しみなく主君に差し上げると言うことが根本である。この上で何をするかというと、身を修めて智・仁・勇の三徳を備えることだ。・・・智とは、人と相談するだけのことである。これが量り知れない智なのだ。仁は人のためになることをすればよい。自分と他人を比較して、いつも他人がよいと思うようにしてやりさえすればそれですむ。勇とは、歯をくいしばることだ。前後のことを考えないで、ただ歯を食いしばって突き進んでゆくまでのことである (p 91)」。たまたま、日経新聞に小宮山宏元東大総長（三菱総合研究所理事長）の「私の履歴書」2020.11.20) が載っているのを発見した。小宮山総長は、2008年東大入学式式辞において、「本質をとらえる知」「他者を感じる力」「先頭に立つ勇気」を新入生に強調したという。期せずしての一致であろうか。

ヤクザの手本は立派なものである。問題はその行いである。

3 江戸支配体制と博徒の諸相ーその1 二足のわらじ

江戸支配体制と博徒の癒着関係を見ておこう。

まず、博徒は日本のどこの地に拠点をもったのか。

長谷川昇『博徒と自由民権——名古屋事件始末記』p 31 から。

「尾張には尾張徳川藩 62 万石という大藩が唯一存在し全域を支配していたのに対し、三河には幕末の文久年間においては、吉田 (7 万石、以下同じ)・西尾 (6)・岡崎 (5)・刈谷 (2・3)・挙母 (2)・奥殿 (1・6) 田原 (1・2) 西大平 (1) の 8 つの藩が犇めいていただけでなく、他国に本領を持つ 6 つの大名の飛地や幕府の直轄領があり、その上に 60 余に及ぶ旗本の知行地があって、それらが錯綜し合って、行政区画は網の目のように細分化されていた。・・・徳川氏発祥の地である三河は同時に、多くの譜代大名や旗本にとどても先祖発祥の地であるため、皆こぞってそこに飛び地をもつことを望んだためである。

小藩・小知行地の乱立は警察力の弱小化を意味する。・・・それぞれがまちまちの警察機構をもち、相互の連携がうまくゆかない。もし犯罪者の側でこの盲点を利用し、転々として入り組んだ領地を移動したならば追補することは容易ではない。

幕末に有力な博徒を生んだ地域は、上州・甲州・駿州など幕府の直轄領に多い。財政難

のため代官所や知行所の役人が減らされ、弱体化した警察力を代行させるため、土地の博徒に十手を与えて利用する方法をとったからである（いわゆる「二足のわらじ」である）。甲州や駿州が有力博徒の発生に適し、三河は、博徒が潜伏するのに最適な条件を備えた土地であった。

国定忠治の跳梁を許した上州も状況は同じだった。高橋敏『国定忠治』p11から。岩波新書が博徒を扱ったと一時話題になった。「天領あり、譜代小藩領分あり、旗本知行あり、しかも一村一給は2村だけで他は三給（分割支配）という細切れの支配である。こうも支配が入り込んでいては、治安上由々しき事態であるとして・・・御料（天領）・私領の区別なく、すべての村々を対象に改革組合村（寄場組合）の編成を命じ、これを関東取締役出役に付属させた。かくして上州 1102 か村は 37 改革組合に編成された」。忠治はこの支配の欠陥をよく知っていて、事を起こしてはすばやく潜り込んだ。

「江戸幕府の直轄地は、江戸時代には『御料』『御蔵入』などと呼ばれ、・・・幕領は、開府のころは 200 万石程度だったが、大名の改易・転封などを通じて拡大し、・・・もっとも多いときには 461 万石に達した。天保期（1830～44）の全国の石高は 3055 万石とされているが、そのうち幕領は 13.7% を占めた。江戸の近辺である関東地域、京・大坂周辺の近畿、東海道筋、稻作地帯の出羽・越後、さらに佐渡・生野などの鉱山、飛騨（山林資源）に加え、大坂・長崎も幕領とされる」（江戸文化歴史検定教会編『大江戸見聞録』p178）

「江戸に住む町人の数が明らかになるのは、享保 6 年（1721）のこと、幕府の調査では 50 万 1394 人である（町人のみである。武家、公家等を入れた総人口は 100 万人を越したと言われる）。・・・これだけの人数がいる都市の治安を維持していくには、かなりの人手が必要になるはずだ。ところが、町方の治安維持にあてられた武士の数はいたって少ない。町奉行は、老中支配下で南と北の 2 名、それに付属する与力が両奉行所に 25 名ずついる。その配下の同心が各 100 人ずつの 200 人、実にこれだけの人数である」「これだけの人数で江戸の治安維持が可能になるには、条件が 2 つある。一つは町の自治制である。各町に町役人がおり、行政のほとんどを代行していた。・・・もう一つは非正規職員ともいいうべき目明かし（岡っ引き）の存在である。町同心の配下にある民間人で、おもに刑事事件捜査にあたった。幕末の記録では約 400 人の親分格があり、親分と同居する下っ引きが 100 人ほどいた。幕府は公式には禁止していたが、実質的には必要とされた」（同上 p56）。

この「岡っ引き・下っ引き・目明かし（関八州での呼称）」の容認が、「二足のわらじ（十手とさいころ、目明しと博徒）を許し、お役に坐ったので「役座（やくざ）」ともいわれた。

（ヤクザの語源は、賭博オイチョカブの「8+9+3=20」で、下一桁 0 で役に立たないところからくるようである）。非公認であるので俸給はなく、付け届けが収入だったようだ。

それでも幕府の警察体制は本当に貧弱である。

そして状況はさらに悪くなる。嘉永 6 年、ペリー黒船来航である。この年、竹居安五郎（ども安）という有名博徒が、遠島处分先の新島で名主などを殺害の上、島抜けに成功。後にお台場建設に携わる博徒・大（台）場久八に通じて、逃走してしまう。蘿山代官江川英龍は、ペリー対策に忙殺され、ヤクザどころではない。列強諸国との対応、尊王攘夷、大政奉還、鳥羽伏見等々、立て続けに、未曾有の国難に見舞われる。幕府の治安維持体制は、事実上、機能停止だった。

商都大坂の状況はどうだったのだろう。

司馬遼太郎『俄』を見てみよう。

「大坂には、ヤクザの組織というほどの明確なものはなかった・・・働くことをせぬ者を町衆は卑しむ。だから自然、遊び人の大組織は出来にくい。その点、博徒の本場の上州や、江戸、甲州、東海道の宿場とはちがうのである。東海道・関八州の遊び人にもそなうだ。かれらは旅人になって六十余州を歩いているかのようだが、その道中の範囲は限られていて、甲州街道なら江戸から甲府まで、東海道なら江戸から駿河あたりまで、また駿河以西ならば三河・尾張はとびこえて伊勢街道筋の宿場を転々とする者が多い。・・・しかし関八州の股旅者が大坂までめったに足をのばさないのは、泊めてくれる大親分が居ないからである」(『俄』 p 112)

4 江戸支配体制と博徒の諸相ーその2 「官許賭場」等

そもそも、賭博は常に違法（「御公儀様法度之諸勝負」）なのだ。決して野放図だったのではない、取締は行われた。関東の博徒は捕縛されると八丈島、三宅島に流された。ヤクザの取締とは、もっぱら賭博の取締中心で、今日のような諸法令を活用した集中取締は行われなかつたようだ。

フィリップ・ポンス『裏社会の日本史』p187 から引用する。

「賭け事は、上古より行われてきた。当初から・・・権力は賭け事を禁じようとした(『日本書紀』には、賭け事を禁止する 680 年の勅令、違反者に対する刑を定めた 10 年後の勅令に触れている)が何の効果もなかつた。平安時代末期の文学は、貴族社会における賭博の模様を描いており、鎌倉時代の『東鑑』には関東地方と東北地方の武士の間での賭博の流行が述べられている。12 世紀に鳥羽僧正は、『鳥獣戯画』で双六や鬪鷄を描き、自分の着物まで失い、飢えた妻子にすがられる賭博師の失墜の模様をユーモアあふれる筆致で描いている。さいころ、花札、競馬、流鏑馬、連歌、茶道、香道なんでも賭博の口実になつた。江戸時代、賭博という娯楽に溺れなかつたのは、人口のわずか一割、心得のない者は『野暮』であるとみなされた。博徒は寺に参集し、賭客の常連を招いた。・・・『バクチを打たぬ者は、寺の本尊と石地蔵だけ』というのが関東・東北の農村の状況であった。」

幸田露伴「侠客の種類」(『露伴全集第 24 卷』P499 から。)

「今日存在して居る山の上にある大きな町で、別に貨物集散の中枢となつたわけでもなく・・・風景の勝れた為でもなく、神靈灼乎たるわけでもなくて猶ほ盛んなものがあつたならば、夫れば大抵博奕の為に出来た町と想像が付く、・・・夫れが今日は避暑や逍遙の地になって居ると云ふも、又た時勢の変遷面白いものではない乎。」

幕藩体制とヤクザの結びつきは、どっちもどっちだが、相当根が深い。先の「異色侠客」、侍名・小林佐兵衛の場合である。以下『俄』からの抜粋要旨である。

「万吉の名は、大坂中に知れわたるようになるが、家では、女房と 2 人きりの暮らしで、子分は同居していない、『泊めてくれる大親分』ではなかつたようだ。やがて、『万吉は、・・・播州小野（兵庫県小野市）の小藩、一柳藩（小野藩のこと、1 万石）に、武士として取り立てられ、十人扶持という最低に近い俸米を与えられる。その上で大坂西半分の治安維持を

仰せつかる。幕府は、平時用の奉行所ではやってゆけ（なくなった）ため、大坂市中を分割して担当諸藩にまかせることにしたのだ。（一柳藩は）数百人の兵員の給与とその兵舎の建設費は、一切万吉の才覚でやれ（とした）。一柳藩は、うまい手を考えついたと、喜んだそうだ。万吉は、工面して兵舎を得て、そこで賭博を開帳した。藩は黙認、お客様は安心して張れる『官許賭場』で、大いに繁盛したそうだ。この資金を元手に、万吉はこれまた同藩に頼まれて、鳥羽伏見の戦いに従軍することになる。』

昭和の時代になるが、佐賀純一『浅草博徒一代・・・伊地知栄治のはなし』は、賭場の実態を描いて面白い。「丁半！」とか大声が飛び交う映画の場面は、実際と大違いだという。著者の佐賀純一は、医者であるが、患者となった伊地知からの聞き取った話をまとめた。

「バクチ場というのは実に静かなものですよ。決して大きな声を出したりしない。なにしろやってはいけないことをやっているんだから、見つかっては大変です」、「客の金を全部巻き上げて裸にして『おととい来い！』などと言って放り出す・・・それはでたらめです。大きな損を出すとその客は二度と遊びに来ない。『お客様、今日はどうもつきがないようですから、このあたりでお止めにならいかがですか』、『これはほんの足代ですが使ってください』」。「胴元は、客を巡査に捕まらないところまで送るのに一苦労した」、橋のたもとにはたいてい交番があるので、「川のこっちから向こう岸を目がけて石を投げる。糸がついていますから、客は・・・糸を引けば財布が客の手元に戻る」（p 53～60）。先の『露伴全集』にも、清水次郎長が同じような気配りをしていたことが出ている。

5 江戸博徒の人気上昇の仕掛けは「水滸伝」、「講談」、「浮世絵」

江戸時代の川柳に「留守番へ飯のありかと水滸伝」とあるように、江戸の人々はこぞって「水滸伝」を求めていた。『水滸伝』は、天罡（てんこう）星 36 人、地煞（ちさつ）星 72 人、併せて 108 人の豪傑が梁山泊に集まり、貧官汚吏を退治する中国の人気・口承文芸である。70 回本（108 人梁山泊に勢揃いまで）、100 回本（宋朝への帰順、その後の遼征伐等）、120 回本（方臘征伐）と、三種ある。この三種あることが「水滸伝」研究者を悩ませる点であるのだが、それはこの項の最後に触れたい。

主人公が 108 人では多すぎるので 8 人にしたのが、曲亭馬琴『南総里見八犬伝』であるが、日本版水滸伝として当たった。さらに当時の博徒を水滸伝のヒーローになぞらえて、語り、浮世絵にしたところ、大人気となった。

高橋『国定忠治』、『博徒の幕末維新』から「日本版水滸伝」。

まず「天保水滸伝」である。幸田露伴言うところの「講釈師が張扇で叩き出した」である。

「利根の川風袂に入れて月に棹さす高瀬舟」の名調子で、講談等で有名だが、笹川繁蔵と飯岡助五郎の勢力争いで始まる。天保 15 年（1844）大利根河原の決闘となった。繁蔵の用心棒の平手造酒は病身であったが、「とめてくれるな 妙心殿 落ちぶれ果てても 平手は武士 行かねばならぬ」と、駆けつけるが、最期を遂げる。繁蔵側の圧勝であったが、助五郎は博徒でありながら十手持ちの、「二足のわらじ」であった。繁蔵は「御用」の二文字には勝てず、笹川宿を離れる。3 年後の弘化 4 年、繁蔵は笹川に帰ってくる。繁蔵一家

の勢力が大きくなる。面白くない助五郎が賭場帰りの繁蔵を闇討ち、殺害する。繁蔵の一人の子分勢力（せいりき）富五郎は、助五郎を手繩っているのは関東取締出役と考え、真っ向からこれに対立する。嘉永2年（1849）4月28日、勢力は出役ら5~600人の捕り手を向こうに回して立て籠もり、万歳山で愛用の鉄砲で自決する。」「勢力の遊侠伝は、早くも騒動の翌年に、『天保水滸伝』と銘打って宝井琴凌によって高座にかけられた」。

そして、「文久2年（1862）役者絵で一世を風靡した江戸浮世絵師歌川豊国（3代）は、76歳の老体に鞭打って36番続きの錦絵『近世水滸伝』を上梓した。・・・36番のトップに勢力富五郎を押し出している。・・・豊国は、中国の原典水滸伝に忠実な国芳（歌川国芳、『通俗水滸伝豪傑百八人の一箇』シリーズを大当たりさせる）の向こうを張り、一転日本のアウトローを取り上げ、しかも彼らに豊国自家薬籠中の当世人気の役者を見立て、役者絵の趣をも演出した」。36とは、水滸伝天罡星36人衆である。

「もとより水滸伝は叛乱の書、禁書である。水滸伝の流行、ブームの背景には、無宿者博徒、侠客の躍動とこれに苦慮する幕府政治の現実があった。厳しい言論出版統制のさなか、戯作者たちは取締りの間隙を縫って、半ば公然と半ば密かに日本のアウトローの実在を・・・描き出した。時代は鎌倉、人物は架空であったが、人々は当然のごとく現世の博徒・侠客として理解したのである」

「豊国の『近世水滸伝』のシリーズには、・・・嘉永3年（1850）上州で華麗な演出で見事に磔刑を演じて見せた国定忠治が『組定忠治』で、ライバルの島村伊三郎が『縞仁三郎』の変名で登場している」。浮世絵ブロマイドである。

次の「嘉永（1848~1854）水滸伝」へ入る。

「嘉永2年の水滸伝は関東の岩五郎・幸次郎と伊勢古市の伝兵衛・伊豆大場久八との大物博徒間の大喧嘩の出入りで」で始まる。「博徒二大勢力の戦闘は伊勢に始まり遠・駿・豆・武・甲・信と七ヵ国を搅乱し、幕藩制支配秩序を失墜させた。幕府の権威をかけた警察力の行使で幸次郎一味が解体され、終息する。奇妙なことに、捕らえられ、処刑されたのは幸次郎一味の者ばかりで、大場久八は免れ、隠れた。久八は4年後の嘉永6年の黒船騒ぎの中復活し、お台場築造に深くかかわることになる」。

シメが国定忠治である。

「忠治に関しては正確な考証の上に叙述された伝記資料とよぶべき著作が残されている。・・・著者は、歴とした旗本羽倉外記（はくらげき 1790~1862）である。忠治と同時代に生き、国定村の代官を勤めたこともある。川路聖謨、江川英龍とともに「幕府の3人兄弟」と呼ばれる革新官僚である。・・・（忠治としては）自らの実伝が、・・・羽倉外記によって書き残されたことは、何よりの冥加ではなかったろうか・・・現在確認できる写本は、「赤城録」「劇盗忠二小伝」など4本」とのこと。

上州のこの地域の住民は、年貢を納めるほかに、とんでもない負担を負わされてきた。上野の玉村から下野の金崎までの13宿を日光例幣使街道というのであるが、毎年あきれ果てた連中が正式に派遣されてくるのである。吉村昭『天狗争乱』p6である。

「朝廷では、正保3年（1646）以後、伊勢神宮とともに毎年、日光東照宮にも勅使・例幣使を派遣するようになり、それは220年近く変わることなくつづけられていた。・・・例幣使は、日光東照宮に金幣を備えると、前年に備えた金幣を神前から下げる。この古い金

幣を細かく刻んで一つずつ奉書紙につつみ、表に東照権現様御神体と記し、帰路、江戸の大名達に配って初穂料と称するかなりの額の金を受け取る。また、天皇が正月に神前に供えた米飯を乾燥させたものを、菊の紋のついた紙に包み、それを京都から8万包みも持つて來た。それを御供米として宿泊料にしたり、住民に金銭と引き替えに渡したりする。その御供米を住民は薬として使い、また、疱瘡の厄除けにもなるとされていた。このような多額の金を得るので、例幣使は、京都に帰ると、以前とは比較にならぬほど豊かな生活をすることができるのが常であった。・・・隨員達は、・・・徵用された農民のかつぐ駕籠に乗つてゆくが、途中、駕籠をゆすり、『相談せんか、相談せんか』と、農民に声をかける。それは金をよこせという意味の言葉であった。金を渡せばよいが、そうでないときには駕籠をゆすり、わざと駕籠から転げ落ち、『無礼者、このままではすまぬぞ』と、声を荒げて脅す。村役人などが詫びを入れて金銭を渡し、ようやくその場をおさめる。このようなことがしきりに起つたので、沿道の者達は、隨員一同にもれなく入魂料と称する金を用意し、渡すのが習わしになつてゐた。・・・幕府は、不法な要求をされた場合は訴え出るようになつたが、後難を畏れて訴え出る者は皆無だった。吉村文学は、いつも、冒頭の書き出し部分に工夫がこらされていて面白いのだが、これが『天狗争乱』の冒頭である。下野国栃木町の住民が、例年の例幣使が來る日が近づいて、うんざりしているところへ、水戸藩攘夷決行論者の「天狗党」が旗揚げし、ニアミスしてくる情景で始まる。

筆者は、「ゆすり」は、ヤクザの専売だと思っていたが、公家もやつてゐたこと、搖すつたのが駕籠であったことを知つてビックリした。露骨に「金を出せ」とは言ひにくいから、「相談せよ」と言つたのだが、最近の暴力団が「誠意を示せ」と言つたのと全く同様である。毎年、例幣使にいじめられている村民を天災が襲つた。高橋『忠治』p72から。

「天保4年（1833）長雨、冷涼の天候不順から飢饉は始まつた。・・・飢饉が最悪の状況を呈した天保8年3月14日、関東代官羽倉外記は下総、下野、上野の三州に散在する支配所村々を巡視するため、公務出張の旅に出た。・・・いよいよ上州である。・・・土地の者が言つた。『赤城山中にお尋ね者の賊が隠れています。忠治という博徒で数十人の子分を引き連れてゐます。昨年の冬以来たびたび山を下りては飢餓に苦しむ貧民に米銭を与えて助けています』と。『本来は・・私が窮民を救助しなければならないのに、忠治という劇盗のお陰で民は飢えや凍えから救つて貰つてゐる・・・。この事実を聞いて恥ずかしさのあまり・・・穴があつたら入りたいぐらいでした』。

羽倉「劇盗忠治小伝」には、「天保7年、西関東は大変な飢饉となつた。忠治は私財を投じて飢民を救済した。そのため赤城四周には特に飢餓はなかつた。私の管轄の村々では飢餓がなかつたとは言えない。・・・翌8年の春、忠治は大々的に隣村田部井村で博打を催し、その上がりでもつて磯沼を浚渫した。・・・沼を浚つたからこれまで国定村は日照りの災害がなくなつた」。

代官が赤面、穴があつたら入りたいと、言つてゐる。羽倉は、上質の官僚だから責任感が強いのであろうが、「忠治」執筆中は司馬遷のことが頭に浮かんだのではなかろうか。

「万延（1860～1861）水滸伝」というのもあるそうで、先にあげた吃安の牢死と黒駒勝蔵の仇討ちまでを描くのだそうである。

この水滸伝調講談・浮世絵の力で、関東ヤクザは有名になつた。ところが、「大阪で最も

人気のあった講談は『難波戦記』であり、それは『立川文庫』に引き継がれ、真田十勇士や忍術話となった。二百冊あまり出た『立川文庫』に、遊侠を主人公にしたものは一冊もない。この『俄』があるいは大阪のやくざを描いて最も広く読まれたものの最初ではないかと思う』（『俄』足立巻一の解説 p 792）

例外が見つかった。松井今朝子著『奴の小万と呼ばれた女』である。歌舞伎では、小万は白波（泥棒）5人男の頭領「日本左衛門」の恋人にされてしまうなど、面白いのだが本題と離れるので割愛する。

大坂の治安については、渡邊忠司『町人の都 大坂物語』p114 が面白い「大坂には、元和5年（1619）、町奉行所が創設され、幕府直轄地となった。『大坂町奉行一惣年寄一町年寄』を基軸とした統治体制であった。東町奉行と西町奉行の2名は江戸から来る「公務員」であったから、あまり信頼されないし、与力は30騎、同心は50人という貧弱な体制であった。元禄の俳人小西来山は、「お奉行の 名さえ覚えず 年暮れぬ」と詠んだ。その下の惣年寄21人は世襲制であったが、町年寄は、町ごとに1人ずつ選挙で選ばれた。選挙・被選挙権は、「町人」と家守（他の町や大坂以外の地に住む者の代理人で町人に準じる資格を持つ者）が持った。「大坂商人は全国的な物資の流れを押さえ、大名貸しなどで各藩の財政も掌握し、『お奉行』をはじめとする武士がいなくとも商いには困らないし、実質的には自分たちが幕府や大名を牛耳っている『現実』があった」という。

明治期は、芸者の写真プロマイドだったそうだ。「中学生時代の斎藤茂吉は新橋の名妓ぽん太の写真を見て、『世には実に美しい女もいれば居るものだ』・・・と絶賛した」とのこと（佐伯順子『明治美人帖』）。戦後は「美空ひばり」のプロマイドや映画「仁義なき戦い」等のヒット作品だ。「仕掛け」の影響力が絶大であることを忘れないようにしてほしい。

この項の最後に、『水滸伝』自体の問題点に触れておきたい。

高島俊男『水滸伝と日本人』P20 の「多分最初に日本へやってきて、しかも確かな現物が残っているのが、天海僧正（1536－1643）の蔵書の中にある『水滸伝』であろう」という箇所を読んで、天海ゆかりの川越市にある喜多院をたずねた。木造天海僧坐像等を見たが、説明書きには108歳まで生きたと記されている。梁山泊に集まった面々が108人、偶然なのだろうが面白い。

『水滸伝』の正式名には『忠義水滸伝』と、「忠義」の2字が入っていた。梁山泊に集まった一味108人は、宋朝廷の招安を受けて帰順し、政府軍となって各地に戦う。集合場所も『聚義堂』から『忠義堂』へと呼び方が変わる。反政府集団だったものが政府軍になつた、この点は「水滸伝」関係の文書を書く者にとって、合点がいかない大問題であった。明末清初の才人、金聖歎（1610頃～1661年）は、「水滸伝は70回（梁山泊に集結する）までが正篇で、施耐庵の原作である。それ以後は明の羅貫中が身のほどわきまえずに継ぎたした偽作である」として、それ以降をカットした（高島俊男『水滸伝と日本人』P40）

宮崎市定は我が国『水滸伝』研究の大御所的存在であるが、『宮崎市定全集12』には「宋江は二人いたか」をはじめ『水滸伝』関係の多くの論文が収められている。宮崎は「梁山泊」一味が宋朝廷に帰順するきっかけ、すなわち「宋江（梁山泊頭領）から密命を与えられた美少年・燕青が嫖客となって李師師（りしし、美妓）に近づき、李師師の紹介で道君皇帝（徽宗を模している）と会見し、宋江らは・・・許可さえあれば帰順して皇帝

に忠義を尽くしたいと思っている（旨）を上聞して、道君の心を動かす（という場面）は、鳴り物入りの大見せ場」で省けない、「少なくも百回本までは同一人の手になるものと」と理解するべきだとして、金説を排除している。

120回本には、帰順後の宋江達が政府軍となって転戦、反政府軍の方臘を捕虜にして、凱旋するが、108人のうち大半は次々戦死してしまう。宋江自身、朝廷の嫌疑を受け、毒酒を賜って、乱暴者の李達（りき）を道連れにして死んでゆく。李達は、明の思想家李卓吾（1527～1602）が、「つべこべ理屈をこねずにストレートに武力に訴えるところがいい」と褒めている暴れ者だが、そうした者を残しておくと、朝廷に余計な迷惑をかけるとして、道連れにしたとのこと。

支配体制と義侠的存在との関係が、ここでも悩みの種であった。

下 (明治から太平洋戦争敗戦までの間)

6 幕末－維新－戊辰戦争期とヤクザ～歴史の最前線に

歴史の大きなうねりの時期・転換期においては、「多数の人力」を擁している者は、好むと好まざるとに関わらず、ヒヨイとしたきっかけで、歴史の先頭に立たされてしまうことがある。本来の責任者がその責任を果たさないからである。幕末から維新にかけて、各藩は、朝廷につくか、幕府につくか、早急な態度決定を求められた。一藩ごぞって、旗幟を鮮明にするのは危ない。どうしたらよいのか。ちょうどいいのがいる。かくて博徒は、取り立てられ「草莽隊」という美名の下に、最前線に送られる。「二足のわらじ」どころではない、ついに「藩の侍、軍人、藩そのもの」になったのである。『史記』劇孟の件を思い出させる。

まず幕府派。小林佐兵衛、新門辰五郎を挙げよう。清水次郎長については宿敵黒駒勝蔵との対決として別途挙げたい。

○小林佐兵衛（立ち上がりは佐幕側、維新後も活躍、1829（文政12）年～1917（大正6）年）

司馬遼太郎『俄』から要旨。

「播州小野一万石一柳家家老の山田捨馬が満面の笑みで、貴賓のごとく万吉（明石家万吉、小林佐兵衛のこと）をあつかう。

『ところで、わが藩に出兵を要請されている』『この戦は徳川の勝ちだ。勝つほうについて置かねば、この先どんな目に遭わされるかわからない』『藩には軍資金がない。されば、そちにもう一肌脱いで貰いたい』『そちの金で50人の兵は養えるだろう。一柳家は50人出す、つまり、おぬしの子分だ。50人には筒袖を着せ、団袋をはかせ、洋式鉄砲を支給する。鉄砲だけは藩のものを与える』（p 564）

『ずるおまんなあ』万吉は・・・藩のするさにむしろ感心してしまった。

幕府歩兵というのは、士官だけは幕臣だが、兵は江戸と大坂で徴募した町人である。江戸者は火消しが多く、大坂者は遊び人が多い。（p 590）」

「幕府が長州征伐の令を下したときも・・・肝心の旗本八万騎の多くは従軍を恐れ、俄に隠居して家督を息子に譲る者が多かった。このため 25、6 歳の若隠居と 10 歳 20 歳といった少年の当主が続出した。先祖代々ながながと続けてきた都会での消費生活がかれらの心をなまらせてしまった」と。(p 373)

かくて万吉らは鳥羽伏見の戦いに参戦。敗走するが、幕末期、長州藩士を匿った功が認められ、助命となる。その後、万吉は、相場で儲け、大金を手にする。

明治の時代になって、

「大阪府知事の渡辺昇が言う。『佐兵衛、金を持ちすぎたな・・・消防頭になってくれ・・・頼む』。消防夫というのが、質が悪く、喧嘩と博打を常習とし、・・・平素付け届けが少ない場合、・・・かえって燃え広がるようにしたりする」(P754)。万吉は渋々、この依頼を受け、なんと、最終的には、大阪の消防の責任者になってしまったのである。

2006 年 6 月、大阪歴史博物館へ行った。残念ながら『特集展示一大阪消防の歴史』(2006.1 ~3) は終わっていたが、パンフレットを頂いた。「明治前期の請負消防一俠客が担った消防」の表題で、小林の肖像写真と解説が載っていた。解説には、「明治時代前期の大阪では、消防業務を民間の 4 人の消防頭取に請け負わせる、請負消防の時期があった。・・・(小林は) 消防頭取であった時期には、有力な土木請負師でもあり、・・・相撲の興行元になった。また、・・・罹災者や貧民を収容する小林授産場を経営した。いくつもの『顔』を持つ」と、あった。「請負消防」とは考えたものである。立派な仕事もいくつかやっていたようである。

○新門辰五郎 (1800 (寛政 2) 年～1875 (明治 8) 年、町火消し、とび職、香具師、「新門」の姓は、浅草寺別当伝法院新門の番人を仰せつかったことによる、姓は町田、現在も浅草寺に関係する。私の親友が亡くなったときの町会葬で、7 代目にお世話をになった。)

司馬遼太郎『最後の将軍』から、将軍徳川慶喜との関係を抜き出しておこう。

「慶喜の闇にはお芳という瞳の真黒な江戸女が伽をしていた。・・・お芳の父は、江戸火消しの老俠新門辰五郎である。慶喜は江戸を発つ前、・・・用人黒川嘉兵衛に、『江戸が恋しくならぬよう、江戸の女を伴いたい』といった。・・・黒川はかねて懇意の新門辰五郎に頼んだのである。その縁が、辰五郎と慶喜を結ばせた。慶喜は上洛してから、火消しの必要を感じた。辰五郎をよばせたところ、辰五郎は、――老後の死に場所ができた、とよろこび、子分二百人を選び、幕府汽船に乗って上方に来、いまでは慶喜の屋敷の守衛、人足の供給 (にあたっている)、・・・洋式歩兵の訓練をさえ受けさせている」(p 133)。

「大正 2 年、77 歳の 11 月のはじめ・・・慶喜はかすかに『ただ衰弱をおぼえる。しかし苦しさは去った』とひどく正確にその状態を説明した。それが最後の言葉であった。・・・『最後の公方さまが死んだ』というので、江戸からつづいている町家の人々も、棺の通る沿道まで出てその死を送った。ことに異風であったのは、東京中の火消したちが、新門辰五郎を愛してくれたこの最後の将軍をおくるため一組ごとに股引や半纏を新調し、その装束に身をかため、江戸の名残のまといをかかげて勢ぞろいしたことであった。慶喜の死は、江戸を一挙に遠い過去のものにした」(p 237)。

ちょっと脱線したい。

殿様とヤクザというと、土佐山内容堂候と江戸の相模屋政五郎「相政」が有名だったそ

うだ。土州江戸屋敷の火消しが不評であったので、「相政」が担当することになり、実績を上げた。彼はまた、京都まで慶喜公についていった公儀歩兵が、まるで夜盗のようになり下がって、江戸へ戻るのを哀れみ、草鞋錢を出したそうだ。明治2年、山内容堂から「山中」(やまのうち)の苗字をもらう。容堂は、お取り巻き百人位を引連れ、連日柳橋界隈に豪遊したという。容堂のお通夜の席で、政五郎が殉死しようとしたところ、板垣退助に止められた、のだそうだ(子母澤寛『游侠奇談』p205)。

官軍側からも二者

○日柳燕石(くさなぎえんせき、1817(文化14)年～1868(明治元)年)

加島屋長次郎のこと、讃州の勤皇方理論家博徒である。ただ幸か不幸か、鳥羽伏見の戦い当時は、入牢中であった。出ていたら、維新は違った展開になったかもしれないと思わせる人物である。司馬遼太郎『世に棲む日々』(4) p202以下から引用する。

長州藩士高杉晋作と愛人おうのが、幕府の追っ手を逃れ、讃岐多度津の燕石を頼って、落ち延びて来る。

「燕石は軒下に出て、晋作の手をとらんばかりにして内に入れ、『この闕をまたいだ以上は、ご安心あれ』と、いった。…燕石は、晋作をかくまつたという嫌疑で・逮捕される。…幕府瓦解まで牢に入れられ、それがもとで病み、維新政府の樹立とともに牢から出た。この人物は出獄後、病を押して官軍の軍征に従軍したが、その役目は総督府の史官(記録官)という、珍しいものであった。…しかし越後柏崎まで来たときついに倒れ、不帰の人になった。齢51」

「燕石は、…楠木正成の狂信的崇拜者で、…いわゆる勤王家としてはもっとも激越な人物であり、従って…長州…なかでも高杉晋作への期待が最も大き(かった)」。

「江戸の学者が、学者のくせに…博徒の親分でいると、非難した…燕石は、『あなたのおっしゃることは逆である。自分は決して学者ではない。生糞の博徒である。しかしながら博徒にして学を好む、まことに殊勝な男とほめてくださるのが本当ではないか』と、笑い飛ばした」

「燕石が縛につく直前の言葉は、『松陰という長門の人は、生涯に三度、ひとのなしがたい猛を発してみずから滅んだ。わしはこのまま生きればついに口舌戯文の徒として無事一生を終わらざるを得なかつたろうが、あの長州の小僧(晋作)によって幸い、一回の猛を発することが出来た』だったという」

全国警察職員の機関誌であった『警察協会雑誌』第469号(昭和14年6月)「趣味欄・勤王史談」に、6回連載で(～474号)、草薙金四郎『高杉晋作と日柳燕石』が載っている。疑問の声は出なかつたのであろうか。

○「尾張藩草莽隊」

長谷川『博徒と自由民権』p44以下による。

「慶応4年1月3日、戊辰戦争が勃発した。尾張藩は東海・東山両道の要衝に位置し、その向背は全戦局に至大な影響を持つ。藩主徳川慶勝は、佐幕派を肅正し、『尾張藩草莽隊』

を結成した。

近藤実左衛門北熊一家親分と雲風亀吉平井一家親分へ藩庁から呼び出しがあり、『集義一番隊』、『二番隊』の下取締役に任せられ、現場指揮を命じられる。慶応4年5月17日、名古屋から出兵、奥越国境「木の根」攻防戦に参加し、戦果をあげる。12月24日凱旋帰藩。『抜群有戦功』の称を冠することを許され、『常備兵被命夫々御扶持下賜候』、尾張藩直々の家臣になったのである。

ところが、明治4年7月、廃藩置県となり、藩兵は解隊されることとなった。草莽隊が真っ先に解隊され、生計に困った彼らは、復禄・復籍運動を展開した。『壬申戸籍』には、士農工商のいずれかを記すべき欄に『当県元草莽隊』と、特別の記載が認められたようである。しかし収入の道なく、仕立物職などに窮民化したり、専業博徒に戻ったり、興業撃剣を始める者も出てきた。生活に困窮し、新政府に不満を抱いた彼らは、同じく不平士族と合流、『愛知自由党』等の民権拡張のための組織化を進めるようになった。」

○清水次郎長（一応佐幕側）と黒駒勝蔵（官軍側）の対決

両者の対決については、高橋敏『清水次郎長－幕末維新と博徒の世界』に詳細論じられている。高橋は『国定忠治』に続いて、本書も岩波新書から出版している。高橋は、「使い古された感がする『東海遊俠伝』（天田愚庵）を見直し、歴史学の視点に立って実像の清水次郎長にアプローチする。」としている。高橋の努力は大いに評価されるべきものである。

清水次郎長関連年表（P229）から。（日付は和暦）

文政3（1820）年1月1日、次郎長、清水港美濃輪町船頭・高木三右衛門次男に生まれる、叔父の米穀商甲田屋山本次郎八の養子となる（戸籍は12月10日生まれ、1月1日生まれは嫌われた）

天保3（1832）年、黒駒勝蔵、甲州八代郡上黒駒村名主、小池嘉右衛門の次男に生まれる
天保7（1836）年6月10日、山岡鉄舟、江戸本所に生まれる

弘化4（1847）年、次郎長、一家を構える、江尻大熊の妹おちょうと結婚

嘉永6（1853）年6月3日、ペリー浦賀に来航

嘉永6（1853）年6月8日、甲州竹居安五郎（吃安）、新島を島抜け、大場久八に匿われる：竹居安五郎は中村家の次男で、博徒。嘉永4年（1851）、42歳の絶頂期に新島に流罪となつた。

安政3（1856）年、黒駒勝蔵、竹居村中村甚兵衛（安五郎の兄）の子分となる

安政5（1858）年12月29日、次郎長、甲州との出入りで追われ、逃亡中の名古屋で保下田久六の裏切りに遭い、女房おちょうを喪う

安政6（1859）年6月19日、次郎長、保下田久六を尾張知多亀崎で斬殺

万延元（1860）年6月、子分石松、遠州小松で都田吉兵衛に謀殺さる。9月16日、下田金平、都田吉兵衛、沼津から清水に上陸、次郎長を急襲

文久元（1861）年1月15日、次郎長、石松の仇・都田吉兵衛を江尻追分で斬殺。この年大和刈屋某から召募されるが謝絶した（官軍側と思われる）。

文久元（1861）年、竹居安五郎、関東取締出役道案内国分三蔵に騙され捕らえられる、

文久2（1862）年2月17日、竹居安五郎、獄死：勝蔵が幕府に反発し、勤王方になった

理由の一つとされる

文久3(1863)年4月、次郎長×勝蔵、**第一ラウンド**。天龍川の対陣：お膝元見付宿で十手をあずかる大和田友蔵（次郎長の盟友）がいよいよ本腰を入れるとの報を耳にした勝蔵が先手を打って宣戦布告、5月10日、勝蔵、友蔵宅に夜襲、天龍川西岸の子安の森に陣を敷く、友蔵、次郎長に加勢頼む双方合わせ4,500人。対陣、勝蔵引き、終わる

元治元(1864)年、**第二ラウンド**、三河湾の奥まった平井・形原の合戦：勝蔵、平井の雲風亀吉に逗留、次郎長一家と加勢者34人が急襲。亀吉の輩下勝蔵を逃がす。平井亀吉の形原斧八への復讐戦、斧八の屋敷へ肉薄、張筒爆発、斧八逃げる。子分斬殺される。

慶応元(1865)年7月3日、勝蔵、取締の石和代官を蹴散らす

慶応2(1866)年4月6日、**第三ラウンド**、伊勢加佐登神社・高神山観音寺の賭場を巡って、荒神山の喧嘩。：伊勢日永追分の黒田屋勇蔵の跡目にからむ騒動。縄張りを手に入れた子分・穴太徳に対し、三河に追われた神戸長吉が、吉良仁吉、寺津間之助、次郎長の力を借りて奪い返そうと闘いを挑む。穴太は平井亀吉、黒駒勝蔵に加勢を頼む。仁吉、大政22人、勝蔵・亀吉40人余、加佐登高神山に対陣、闘い始まる。次郎長側22人中15人が戦闘能力失う、退却。次郎長、伊勢で勝蔵を支援していたものが古市の丹波屋伝兵衛であることを突き止め、駿・遠・三の博徒に動員令、総勢480人余、穴太徳・丹波屋系沈黙。

黒駒勝蔵ら13名、勘定奉行小笠原志摩守政民直々の指名手配となる

慶応2(1866)年9月9日、第二次征長戦休戦協定

慶応2(1867)年12月25日、孝明天皇崩御

慶応3(1867)年10月14日、大政奉還、12月9日、王政復古の大号令

慶応4(1868)年

1月3日、鳥羽伏見の戦い、幕軍敗北

1月16日、黒駒勝蔵、水野弥三郎の手引きで赤報隊新井俊蔵付となる

2月6日、水野弥三郎、偽官軍に連坐自死す

2月、大場久八、近藤勇・土方歳三らが結成した甲陽鎮撫隊に召募、勝沼柏尾山で敗北。

捕らえられ甲府で入牢、翌年釈放、間宮村の生家で余生を送る

3月9日、山岡鉄舟、西郷隆盛と駿府で面談：興津・由比間の望嶽亭という茶店を営む名望家松永家に次郎長は可愛がられていた。鉄舟は勝海舟の密命を帯び、駿府の官軍参謀西郷隆盛に会うべく西下、行く手を阻まれ望嶽亭に隠れ、次郎長の手引きを受け隠密裡に駿府に入って西郷との会談が実現したとの説あり（P25）

5月24日、徳川家、駿府藩70万石に決定

5月29日、次郎長、駿府町差配裁判・伏谷如水より（明治政府役職）東海道筋・清水港警固を命じられる

5~6月、徴兵七番隊黒駒勝蔵と駿府での対決。**第四ラウンド**。

勝蔵「長五関東の賊ニ通ズ、宜ク之ヲ城門に徇（トナ）フベシ」。次郎長「『是レ甲州ノ大盜、黒駒ノ勝蔵ナリ』ト。・・・甲信地方ヨリ、曾テ逮捕ノ事ヲ以テ長五ニ嘱スルノ文書ヲ出シ、以テ之ヲ視ス」次郎長子分数百人を動員して勝蔵逮捕を強行しようとした。伏谷、懸命に双方を説得、勝蔵が「官軍の金笠、錦袴の装いをやめ、騎乗せず、一博徒となって通行する」条件で話がつき。駿府の対決終わる。

5月24日、徳川家、駿府藩70万石に決定、四条隆謙隊（勝蔵の徴兵七番隊が属す）の使命解消、5日間の駿府滞在で江戸へ

9月18日、清水港避難中の脱走艦咸臨丸官軍に拿捕さる。次郎長戦死者を埋葬。

明治2（1869）年5月18日、五稜郭開城、6月17日、戊辰戦争終る

明治4（1872）年7月14日、廃藩置県、山岡鉄舟新政府に出仕（宮内省）

10月14日、黒駒勝蔵、脱走と旧幕時代の罪を問われて斬刑に処せられる

明治10（1877）年4月、西南戦争勃発

明治11（1878）年11月、天田愚庵を山岡鉄舟に頼まれ預かる

明治17（1884）年2月25日、次郎長、「賭博犯処分規則」により静岡県警察本署に逮捕さる。4月7日、懲役7年・過料金400円に処せられ井宮監獄に服役。4月、天田愚庵『東海游侠伝』を出版し、次郎長の釈放を訴える。9月27日、関口隆吉静岡県令（旧幕臣）着任。11月27日、愚案養子を離籍。

明治18（1885）年11月16日、次郎長仮釈放。

明治21（1888）年7月19日、山岡鉄舟死す

明治26（1893）年6月12日、次郎長死去。74歳

勝蔵は官軍の職を得ることにあくせくし、そのあげくに処刑された。次郎長はしぶしぶ引き受けた上で死んだ。地縁、血縁、人のつながりとは、実に恐ろしいものである。島抜けの竹居安五郎に最後まで崇られた勝蔵、勝海舟・山岡鉄舟・高橋泥舟（泥舟と鉄舟は親戚）の「三舟」によくされ、若手では軍神・廣瀬武夫にまで慕われた次郎長。廣瀬が次郎長に喧嘩必勝法を聞くと、次郎長は、「どんなに厳重に身を固めていても、足先は足袋か草履くらいが関の山だから、機会を見て先方のくるぶしを狙え」と答えたという（子母澤『游侠奇談』p227）。勝海舟は、「どうしてもこっちの嘆願を聞かぬとなって、錦切れ（西軍）が強いて江戸市中に進撃してきたそのときには、江戸八百八町に火を放って、彼らを焚殺しておくれな」と、無血開城がならぬときの対応を、「新門の辰・・清水の次郎長ら」に依頼してあったという（半藤一利『それからの海舟』p50）。なお、天田愚庵が『東海游侠伝』を書いたのは、「賭博犯処分規則」により処分された次郎長の釈放を求めてのものであったこと、次郎長の講談が流行るのがこれ以降であること、不思議なめぐりあわせである。

以下の論述に関連する事項を年表にした。

関連年表

1881（明治14）年 2月	玄洋社設立、頭山満（1855～1944）の暗躍
1882（明治15）年 11月	福島事件発生
1884（明治17）年 1月	太政官令第一号を発し、全国の博徒狩を開始
1884（明治17）年 5月	群馬事件発生
1884（明治17）年 11月	秩父国民党蜂起

1889 (明治 22) 年 10 月 18 日	玄洋社社員來島恒喜、大隈外相爆殺をはかる
1894 (明治 27) 年 7 月 25 日	日清戦争 (翌年 4 月 17 日まで)
1891 (明治 34) 年 12 月	黒龍会設立 (内田良平)
1904 (明治 37) 年 2 月 8 日	日露戦争 (翌年 9 月 5 日まで)
1911 (明治 44) 年 12 月 29 日	孫文中華民国総統に就任
1914 (大正 3) 年 7 月 28 日	第一次世界大戦 (大正 7 年 11 月 11 日まで)
1915 (大正 4) 年 3 月	九州・若松の港湾博徒・吉田磯吉、第 12 回総選挙で全国トップ当選、17 年間代議士
1919 (大正 8) 年 11 月	「大日本国粹会」が正式発足 (政友会系)
1921 (大正 10) 年	原首相暗殺事件 (11 月 4 日)
1923 (大正 12) 年 9 月 1 日	関東大震災
1926 (大正 15) 年 4 月 9 日	『暴力行為等処罰ニ関スル件』が制定される
1930 (昭和 5) 年	山口県下関の博徒・保良 (ほら) 浅之助、第 17 回総選挙で全国トップ当選
1930 (昭和 5) 年 11 月 14 日	浜口首相、愛国社社員佐郷屋留雄に狙撃される
1932 (昭和 7) 年	血盟団事件 (2 月前藏相井上準之助、3 月三井財閥団琢磨暗殺)、5・15 事件、犬養首相暗殺
1939 (昭和 14) 年 9 月	吉田政界引退。保良は昭和 11 年引退。 第二次世界大戦 (昭和 20 年 8 月 15 日まで)

7 民権運動の激化とヤクザ

明治政府の法整備は、明治 13 年に制定・公布され、明治 15 年 1 月 1 日から同時施行された所謂「旧刑法」、治罪法によって大きな一歩を示した。すなわち刑法第 2 条は「法律ニ正條ナキ者ハ何等ノ所爲ト雖モ之ヲ罰スルコトヲ得ス」とし、第 2 章に国事に関する罪（内乱、外患）を明定し、「死刑は絞首」とした。ここに於いて正条無きに拘わらず、「朝憲紊乱」とか「朝憲を不憚」として「国事犯」に擬律し、斬、梶示等の残酷極まる刑罰を課した悪しき例は終わった。

一方、刑法第 261 条は「財物ヲ賭シテ現ニ博奕ヲ爲シタル者」と、賭博犯検挙の現行犯主義を定めた。賭博捜査はかなり難航したものと思われる。（明治 40 年 4 月 24 日制定・公布された「刑法」第 185 条は「現ニ」を削除している。）そこへ明治 17 年 1 月太政官布告第 1 号「賭博犯処分規則」の急襲である。「大刈込」と恐れられたようであるが、政府は以下に見る民権運動と博徒の間の連繋を遮断すべく先手を打ったものと思われる。

規則条文そのものを見ておきたい。

（明治 17 年 1 月 4 日、内務卿司法卿連署）

賭博犯ノ儀ハ刑法第 261 条ニ明文有之候ヘトモ当分ノ内行政警察ノ処分ニ属シ東京ハ警視庁其他ハ地方官ヲシテ別紙賭博犯処分規則に依リ取締懲罰ノ事ヲ行ハシム右奉勅旨布告候事

(別紙)

「賭博犯処分規則」

第一条 賭博ヲ為シタル者ハ一月以上四年以下ノ懲罰及ヒ五円以下ノ過料ニ処ス・・・
 博徒ニシテ党類ヲ招結シ又ハ賭場ヲ開帳シ又ハ兌器ヲ携帶シ又ハ四隣ニ横行スル者ハ一年以上十年以下ノ懲罰及ヒ五拾円以上五百円以下ノ過料ニ処ス・・・
 第二条 賭具及ヒ賭場ニ現存スル財物ハ何人ノ所有ヲ問ハス之ヲ沒収ス
 第三条 賭博犯ヲ取押フルニハ何人ノ家宅ヲ問ハス何時タリトモ之ニ立入ルコトヲ得・・・
 第四条 此規則ヲ施行スルノ方法細則ハ警視総監府知事（東京府ヲ除ク）県令ニ於テ便宜之ヲ定メ内務卿ノ許可ヲ得テ施行スルコトヲ得

下部細則として次の定めがある。

「賭博犯人仮免懲罰及取締方法」内務省告示番外 同年3月27日 府

賭博犯懲罰人悔悟悛悔ノ状アルモ単ニ減免ス可ラスト思料スル場合ニ於テハ警視総監地方長官ハ左ノ方法ニ拠リ仮ニ懲罰ヲ免スル事ヲ得・・・

第一条 仮ニ懲罰ヲ免シタルトキハ仮免証票ヲ本人ニ下附ス可シ・・・

第二条 仮ニ懲罰ヲ免シタル者ハ罰期満限迄取締ニ付ス可シ

第三条 取締ニ付セラレタル者ハ罰期満限マテ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

（一、二、転居・旅行には所轄警察署の許可）

三、一ヶ月一回謹慎ヲ表スル為メ毎月十日マテニ所轄警察署ニ到リ仮免証票ヲ出シ警察官吏ノ認印ヲ受ヘシ・・・（藤田五郎『公安百年史』p200）

司法手続ではなく行政手続の方がスピーディで効果的と考えられたのであろう。いわゆる「暴対法」にも通じるところがあるが、「暴対法」は、直罰ではなくまず命令を出し、それに違反した者に罰則を科す手順にしている。直罰的「懲罰」とは過激である。「四隣ニ横行スル」とは、ゆるい「構成要件」である。「仮免証票」とは、笑いを禁じ得ない。陸軍省も「軍人軍属賭博犯処分細則」（達乙第22号、明治17年4月2日）を通達し、憲兵が行うこととした。明治22年に憲法制定となるが、「日本国民は法律によるにあらずして、逮捕監禁審問処罰を受けることなし」と、憲法に規定されることが明らかになり、「規則は憲法違反ではないか」と言われる前に廃止したことである（長谷川昇『博徒と自由民権』p150～154）。明治22（1889）年6月10日の法律17号をもって廃止されて、刑法賭博罪規定の停止解除と司法警察業務への復帰がなされた。

さて、明治政府と民権運動家の血で血を洗う激突は、明治15年発生の福島事件に始まるが、ここではこれを省略し、明らかにヤクザが百姓一揆・自由民権運動と連動した群馬事件と秩父事件を見ておきたい。

「西南戦役、台湾出兵など相次ぐ出費によって膨張した大隈財政は、明治14年政変による大隈重信の下野で終止符を打たれ、一転して蔵相松方正義によるデフレ政策によって・・・全国的な経済不況が進行」した。繭価の急落、高利の借金、学校建設費、徴兵令等々、農民は疲弊し、かなりの土地が自作農の手から高利貸しの手に移ったとされる（井出孫六『秩父困民党』P230）。秩父の識者柴崎谷蔵（『木公堂晴雪日記』）は、「借金ハ 油断スルカノ富士ノ山 夏モコウリ（水=高利）ニ 肝モ冷ケリ」（『困民』P76）と詠んだ。

群馬も秩父も栃木も、日本のシルクロードの起点である。江戸時代これらの地、とくに上州がいかに賑わったかは、今日想像もつかない。・・・「至る所で市が立ち、農民は生糸や織物を市に持ってきて貨幣に替えた」。「上州長脇差」とは、この絹経済に寄生したヤクザを言うのだそうだ（田村栄太郎『江戸やくざ研究』p102）。そして博徒は、これら農民に寄生して、博打で稼がせてもらっていた。その農民が困民化し、モラトリアムを懇請するが受け入れられない。農民が高利貸し等の攻撃に立てば、博徒も「窮民側の唯一の武装集団」として、運命共同体的に立った（猪野『やくざと日本人』p136）。

明治17年5月1日、群馬事件が発生した。有信社という自由党系の団体を組織した宮部襄（のぼる、1847～1923）が中心になって起こした。宮部は変わった経歴の持ち主で、前橋警察署長であった時に、上野・信濃の博徒が碓氷峠で決闘しようとした。宮部は単身乗り込んで双方を和解させた上、3日間の公開賭博を許し、官服で監督した。博徒新井一家親分・山田丈之助や後述の田代栄助等は彼に心服した（田村『江戸やくざ研究』p168）。その宮部と戸長の湯浅理兵が指導、それに山田が「碓氷、甘楽、南佐久、小県等の博徒2,500人」を引連れて参加、総勢3,000人で高崎兵営の襲撃を企図したが、鎮圧される（岩井『病理集団の構造』p619）。宮部も有期徒刑12年で、権戸集治監へ送られた。吉村 昭『赤い人』は、集治監の囚人が朱色の服を着せられていたことによるが、宮部等民権運動家は、「闘士らしく、他の囚人のように卑屈な態度をとらず傲然とした態度で看守たちに接していた。看守たちの怒声に鋭い視線をむけ、時には、よどみない口調で反撥したりしていた。集治監側にとって、かれらは荷厘介な存在であった（ので）過重な労役をなるべく減じ、軽作業に従事させたりしていた」とある（『赤』p160）。

「明治17年9月、秩父自由党は秩父困民党に成長し、大宮郷の博徒親分田代栄助（もぐり代言業、老侠客、子分数百名、秩父縄張）も決起を決めた。同年11月1日、下吉田村椋神社に農民約3,000人が集まり、やがて約1万人の勢力になったに。『オーソレナガラ天朝サマニ敵対スルカラ加勢シロ』との指令が飛ぶ。総理田代栄助、副総理加藤織平、いずれも博徒の親分である、参謀長菊池貫平という指揮体制であった。（加藤の演説は『我ら侠客』であったという。）まず、高利貸への打壊し、次いで、群都大宮郷へ無血入場、大宮郷の監獄を解放した。しかし数日で、本陣は崩壊し、敗走した。「内務卿山縣有朋、近衛連隊参謀乃木希典、警視総監大迫貞清らが鎮圧の指揮をとらざるを得ない事態となった。・・・秩父の無名農民の前に立ちはだかった権力は、その末端に至るまで薩長藩閥のピラミッドであった」（『困民党』p160）。「11月9日までに、380余名が逮捕され、2,600名が自首して、暴動は終息した。翌18年2月22日、浦和重罪裁判所は、困民党総理田代栄助をはじめ加藤織平（ら）に、死刑の判決を下し、見せしめのために5月25日に犯罪地を管轄する熊谷支署に押送し、絞首した。その法廷で菊池貫平も死刑の判決をうけたが、彼は逃走し行方不明になっていた（後に逮捕されるが無期懲役となり、網走監獄で18年服役、耐え抜いた）。ヤクザが庶民の側に立って、権力と公然と闘った数少ない例である。

板垣退助監修の『自由党史』は、取締を受けた側の記述であるから、福島、高田、群馬、加波山、秩父、飯田、愛知、静岡等一連の事件を「獄」としている。明治期理解に欠かせない名著である。いわゆる「旧刑法」で定められた国事犯・内乱陰謀罪がどのように適用されたか（逆に加波山、静岡事件では何故国事犯にあらず常事犯とされたのか）、思想犯搜

査の陥りやすい陥罪、取締側の間諜がいかに多かったか等々、最近問題になった「共謀罪」の研究には参考とすべき文献であろう。秩父事件は群馬事件の過程で発生した間諜・照山峻三殺害事件の実行犯・村上泰治とその教唆犯・宮部襄を奪還する作戦、すなわち群馬事件の復讐戦でもあったとされている。宮部は明治22年の憲法発布特赦で放免された。「国事犯」捜査については別途研究したい。

「壮士」とは、こうした民権運動の中で出現するが、当初は「風蕭々トシテ易水寒シ、壮士一タビ去ッテ復還ラズ」(『戦国策燕策』)の志のとおり「民衆地盤にたつた・・英雄的行動者を指したもの」であった。1880年代後半には自由党院外団に編入され、星亨等の個人的私兵として、「暴力機能」を發揮した。1892年、東京日々新聞の院外団の壮士募集広告には、「犯罪条例違反・官吏侮辱による禁獄等の前科」とあったそうだ(岩井『病理』p620)。

北海道のことを若干触れておこう。明治3年2月、北海道開拓次官に任命された黒田清隆(1840~1900)は、新門辰五郎一家(鳶)の本間鉄五郎と鉄炮洲の角島伝蔵一家(口入れ)の阿部権四郎及びその輩下を伴って、北海道の治安維持に当たった。以後二人がヤクザのもめ事などの仲裁に当たる。藤田『公安百年史』p222は「北海道のヤクザの歴史は、アメリカのギャング史とよく似ている」としているが、兄を殺された柏木久三郎(十勝大津村)と函館の丸茂一家・頭領森田常吉との戦いは、明治18年暮れから35年までの17年間、函館・釧路・夕張・岩見沢、帶広という広範囲に展開された。「久三郎、丸茂の襲撃を5度にわたって無傷で撃退、日本一の決闘者というほかない」(北海道札幌方面俱知安警察署長、北海道警視河部安男談)と新聞にも載ったそうだ。下帶広警察は、保護する意味もかねて、久三郎を当時の浮浪罪で緊急逮捕、明治35年2月9日、護送箱馬橇で根室地方裁判所へ身柄押送中、丸茂の子分に襲われ、逃げ込んだ大津分署の所長室で斬殺された。明治35年12月19日、根室地裁判事部は、久三郎を裏切った本郷納五郎ほか一名を死刑に処す等の処分を下している。山田風太郎の小説を読んでいる感じがする。

8 テロの横行

岩井の指摘にあるとおり「明治から敗戦の時期」は、まさに「血と暴力と暗殺」の歴史である。これらの中にヤクザがらみのものがどの程度含まれているのか、関心を持って調べてみたが、判然としない。壮士とか院外団が隠れ蓑になっているのかもしれない。記憶に留めたい二文献を残したい。

福沢諭吉『福翁自伝』から。

「怖くてたまらぬのは襲撃暗殺の一事です。・・・わが身にとって、好かない、不愉快な、気味の悪い、恐ろしいものは、暗殺が一番である。この味は、ねらわれた者より外にわかるまいと思う。・・家内の者に言えば当人より却て家の者が心配しましよう、心配してくれてソレガ何も役に立たぬ。・・・風声鶴唳にも驚きました」(p216)。自宅押入に掲げ板をつけ、床の下へ脱出出来るようにしておいたそうだ。「わが開国以来、世に行われた暗殺の歴史を申さんに、・・・維新前文久2、3年から維新後明治6、7年のころまで、12、3年の間が最も物騒な世の中で、この間、私は東京にいて夜分は決して外出せず、余儀なく旅

行するときは姓名を偽り、荷物にも福沢と記さず、コソコソして往来するその有様は、欠落者が人目を忍び、泥棒が逃げて廻るような風で、誠に面白くない。・・・今度は政府の役人たちが狙われるようになってきて、洋学者の方は大いに楽になりました。・・・明治11年大久保内務卿の暗殺以来、毎度の凶変は皆政治上の意味を含んでいるから、いわば学者の方は御留守になって、政治家のためには誠に氣の毒で万々推察しますが、私共は・・・まずもって今日は安心と思います」(p227)。福沢は、明治34年に亡くなっているが、その後のテロ・暗殺をご覧にならなんと申されたことであろう。福翁自伝の最後の章句は未だにかなえられていない。「私の生涯の中に出来てみたいと思うところは、全国男女の気品を次第に高尚に導いて眞実文明の名に恥ずかしくないようにすることと、仏法にても耶蘇教にてもいずれにしても宜しい、これを引き立てて多数の民心を和らげるようすることと、大いに金を投じて有形無形、高尚なる学理を研究させることと、およそこの三ヵ条です。・・・私も今の通りに健全なる間は身にかなうだけの力を尽くす積りです」(p317)。

『警視庁史 昭和前編』から、「痛恨の反省」を掲げておこう。「ひとり捜査陣の不明というより、むしろ社会全体の右翼に対する見方、考え方甘さがあった」(p370)としつつも、「右翼に対する態度は取り締まるというのではなく、各種の情報を得るための連絡としてのぞんだ。右翼団体の実態はほとんどつかんでいなかった。・・・それが5・15事件の発生によって、ようやく右翼が治安上の重要な対象であることに気付き、・・・(同じ年の)昭和7年6月28日特別高等警察部を設置し、右翼を取り締まることになり、特別高等課に左翼を取り締まる第1係と、右翼を担当する第2係を設けた・・・右翼関係の取締りを特高第二課の主管として『国家主義ニ関スルコト』と明確に打ち出したのは、昭和10年6月になってからである」(P405)。

最近出版された一坂太郎『暗殺の幕末維新史』は、重いテーマを丹念に調べてある。暗殺防止策として、御箇条御誓文第1条「広く会議を興し、万機公論機決すべし」とか明治元年1月23日の「暗殺禁止令」、そして明治3年11月23日発生の大学南校イギリス人教師襲撃事件におけるパークス公使の廃刀措置要求等への言及も注目される。続編を期待したい。喜ばしいことに平成・令和の世になって暗殺は発生を見ていない。油断は禁物だが、福沢の教えが浸透してきたとも思える。

9 辛亥革命に於ける「俠」

ヤクザ史からは離れるのだが、辛亥革命(1911(明治44、宣統3)年～1912(明治45・大正元、民国元年))の前段階においては、中国、日本双方の革命側で、盛んに「俠」が呼ばれている。俠客とかヤクザとかとは無関係であるので、のびのび漫刺としている。

中国の代表は、何と言っても秋瑾(1877～1907)であるが、「鑑湖女俠」とか「漢俠女兒」と自称し、和服姿で抜き放った短剣を握った写真は有名である。溢れる思いを多くの漢詩に詠ったが、次の「宝刀歌」は今日の我々の心をも強く打つ。

「漢家の宮闕は斜陽の裡 五千余年の古国死す 一睡沈沈数百年 大家(みな)は識らず奴と做(な)るの恥を・・・数千数百年の国史の奇羞(きしゅう)を一洗せん」

秋瑾は、1907（明治 40）年 6 月 9 日、紹興の大通学堂で清兵に逮捕され、翌日処刑（斬刑）された。訊問には一切口をきかず、ただ紙に「秋雨秋風愁殺人」と書き残したという（創作との説もある）（陳舜臣『中国の歴史 近現代篇 2』講談社 P9～187）。（武田泰淳『秋風秋雨人を愁殺す—秋瑾女士伝』は、「秋風秋雨」の順だが、武田だけのようだ。二六対の七言絶句の決まりからしても「秋雨秋風」の順であろう。）

日本側代表は、宮崎滔天（寅蔵、1871（明治 3）年 1.23～1922（大正 11）年 12.6）その人である。その著『三十三年の夢』は、大変な名文であるが、なかでも孫文と初めて対面した「興中会首領孫逸仙」のくだりは感動的である。自分の生涯を捧げるに足る人に会ったときの悦びに溢れている。

滔天がこの著を公にしようとしたとき、孫文が序文を寄せている。
曰く「宮崎寅蔵君なる者は、今の俠客なり。識見高遠、抱負凡ならず。仁を懷い義を慕うの心を具え、危うきを拯（すく）い傾けるを扶くるの志を發し、日に黃種の陵夷を憂え、支那の削弱を憫む。・・・其の歴（ふ）る所をもって之を書に筆す。以為えらく、心を亜局の興衰に關らせ、黃種の生存を保たんと籌（はか）る者、取り資する所あらん、と。壬寅（1902、明治 35 年）8 月 支那 孫文・逸仙 拝して序す」。（宮崎滔天『三十三年の夢』島田虎次、近藤英機校注、岩波文庫 1993（平成 5）年 5 月 17 日）

筆者の東京大学教養学部国際関係論分科の恩師衛藤瀧吉先生は、滔天が康有為に与えた書の一節から、滔天を「俠に狂した」と評し、その主張は「四海兄弟自然自由」「人類同胞主義」としている（衛藤「滔天と清国革命はどうして結びついたか」『衛藤瀧吉著作集第 7—日本人と中国』所収 P76、86）。先生は、また、滔天の長男・龍介（明治 25 年 11 月 2 日～昭和 46 年 1 月 23 日）とともに校注を付けて、平凡社から昭和 42 年 10 月 10 日に『東洋文庫 100—33 年の夢』を出版しておられる。さらに衛藤「宮崎滔天」（同上著作集所収、p 112）には、「この帝大生龍介と、九州の一富豪（伊藤伝右衛門）が新にめとつたはるか年下の妻、閨秀歌人柳原白蓮（父前光、宮崎燁子、明治 18 年 10 月 15 日～昭和 42 年 2 月 22 日）との恋愛は、不倫の恋としてマスコミの非難を浴びながら・・・紆余曲折のち結婚した。・・・筆者（衛藤）はいくたびか晩年の龍介夫妻を訪ねたことがある。盲目となつた白蓮夫人の手を、優しく引きながら、筆者（衛藤）を迎えた龍介氏の姿は忘れ得ない。」とある。筆者（私）の大学卒業は昭和 41 年であるが、母・白蓮が亡くなられてから僅か 8 ヶ月後の『東洋文庫 100』出版を控え、何かと慌ただしい先生と龍介の姿が彷彿とされる。そう、辛亥革命とは、筆者達の年代にとっては、二世代前のことと、そんなに遠いことではなかったと、あらためて認識させられた。『東洋文庫 100』には、宮崎龍介「父滔天のことども」が載っているが、母・楓子（前田案山子（かがし）の三女、夏目漱石『草枕』では案山子が「志保田の隠居」、次女卓が「那美」のモデルだと言われている）の武器の搬送への関わり、警察への対応など、革命家の妻のしたたかぶりが出ていて、なかなか面白い。滔天は大正 11 年 12 月に亡くなつており、大正 13 年 11 月 25 日に神戸で行われた孫文の大アジア主義の演説は聴いていない。

さて歴史的事実は、思わぬ事態の出現から脚光が当てられることがある。

2020 年 5 月 25 日、ミネソタ州ミネアポリスで犯罪の疑いをかけられた黒人 J.F. 氏が、警察官の膝で首を押さえつけられ死亡した。それが引き金になってミネアポリスを中心に

全米で抗議活動が行われた。人種的差別撤廃に世界の関心が呼び起こされ、日本が 1919 (大正 8) 年、国際連盟において二回にわたって、「国際連盟規約」に人種差別撤廃 (Racial Equality Proposal) を明記するように提案していたことに注目が集まっている。提案はアメリカ・ウッドロー・威尔ソン大統領によって「非常に重要な問題だから全会一致でなければだめだ」として斥けられた。この提案を遡ること 17 年前、孫文・滔天らの意識には明確に「対黄禍論」があったのである。

滔天の活動には犬養毅、頭山満、内田良平等相当広汎な共鳴者が取り巻いており、かなりの勢力を擁していた。ここから人種差別撤廃へと発展して行くのであろうが、青島とか南洋諸島の利権にこだわるよりも、この主張に邁進すべきだったと思うと、残念でならない。

10 国政の場に躍り出たヤクザ

1914 (大正 3) 7.28～1918 (大正 7) .11. 11	第一次世界大戦、第二次大隈重信内閣
1915 (大正 4) 3	吉田磯吉、第 12 回総選挙、全国トップ当選
1916 (大正 5) 10.9～	寺内正毅内閣
1917 (大正 6) 11.7 (グレゴリオ暦)	ロシア 10 月革命、(ソビエト、ボリシェビキ革命とも)
1918 (大正 7) 8～1922 (大正 11) 10	シベリア出兵
1918 (大正 7) 7.22～9.12	米騒動
1918 (大正 7) 9.27	寺内内閣総辞職、原敬内閣発足
1919 (大正 8) 11	「大日本国粹会」が正式発足 (政友会系)
1919 (大正 8) 12	財団法人「協調会」発足
1921 (大正 10) 1	「大和民労会」が分かれ独立 (民政党系)
1921 (大正 10) 11.4	原敬暗殺される
1922 (大正 11) 1	酒井栄蔵「正義団」設立
1922 (大正 11) 8.1	関東国粹会独立
1923 (大正 12) 9.1	関東大震災発災
1927 (昭和 2) 3.15	金融恐慌勃発、片岡蔵相失言
1927 (昭和 2) 4.20～1929 (昭和 4) 7.9	田中義一内閣
1928 (昭和 3) 3.15	3・15 事件、社会主義者大検挙、治安維持法本格適用
1929 (昭和 4) 10.24、10.29	世界大恐慌、ニューヨーク株式取引所大崩壊「暗黒の木曜日」、「悲劇の火曜日」

1930 (昭和 5) 1.11	金解禁、昭和恐慌 30~31 年ピーク 保良 (ほら) 浅之助、第 17 回総選挙 2 月 20 日全国 トップ当選)
1932 (昭和 7)	吉田政界引退。保良は昭和 11 年引退。

ヤクザが国政の場に登場した。やや詳細な年表を再掲する。

大正 4 年の吉田磯吉、昭和 5 年の保良浅之助の衆議院議員当選、その間に「大日本国粹会」の結成がはいる。二人の人物像を素描しておきたい。猪野『やくざと日本人』、エイコ・マルコ・シナワ (Eiko Maruko Siniawer) 著『悪党・ヤクザ・ナショナリスト』、『国史大辞典』(高橋正衛) によっている。

吉田磯吉

1867 年 6 月 5 日 (慶応 3 年 5 月 3 日) ~1936 (昭和 11) 年 1 月 17 日

遠賀郡芦屋町生まれ、代々松山藩士、父・徳平脱藩、諸国流浪、芦屋に住む。

16 歳 元服 祖父の徳右衛門を襲名 魚介や野菜の行商から身を起す。

25, 6 歳のころ数百人の船頭を率いる一方の『大兄貴分』になる。

日清戦争勃発の少し前、釜山に渡り、貨物船の荷役の権利を巡り中国人と対立、中国人數人を海に叩き込んで、現地の日本領事館から内地へ強制送還された。

明治 32 年、『大吉楼』(『女侠』と囁かれた実姉・スエが経営) の裏に、小料理屋『銀亭』を持ち、独立した。組名は分からぬ。

明治 33 年 2 月 11 日、若松・戸畠の大小数十の顔役と死闘、この後、若松には警察署のほかに憲兵屯所が設けられた。

明治 34 年八幡製鉄所開設、多くの無頼が流入して混乱したが、それを取りまとめる。

明治 43 年大阪相撲協会大関放駒の脱走事件の仲裁。

大正元年には炭坑経営に乗り出し、主立った子分を炭坑その他の事業に就かせた。

大正 4 年 (1915) 3 月、第 12 回総選挙、「中立」で立ち、最高点で当選。民政院外勢力の結集を担う。政界進出の理由は分からぬ。

大正 10 年、政友会の日本郵船乗っ取りを封じる。

大正 15 年の旭硝子争議、三井炭坑ストから発展した長崎の沖仲仕紛争、福島県の入山炭坑事件、林兼のトロール船乗組員ストなどに介入。

昭和 7 年 政界引退

昭和 11 年 1 月 17 日 死去 70 歳

平山炭坑、吉田商事、若松魚市場、若松運輸の社長歴任、石炭鉱業互助会顧問。

昭和 35 年、北九州市若松区高塔公園に佐藤忠良による銅像が建立された。

保良浅之助

1883 (明治 16) 年 3 月 11 日 ~1975 (昭和 50) 5 月 1 日

父・寅吉の家業は竹籠製造

ヤクザ入り、大阪の南福組に見込まれ、神戸・大島秀吉組とも結縁。

明治 39 年、魚問屋用木箱製造を足がかりに下関進出。「籠寅組」を名乗る。ケンカでは木

箱に押す「焼印」をフイゴから取り出し振り回した。

製箱工場、製材所、製氷会社、山陽百貨店を開店、興行界にも進出。

下関市議会議員。

昭和5年、第17回総選挙、憲政会の吉田磯吉に対抗させるべく貴族院議員林平四郎が後援した。政友会推薦で出馬、全国最高点で当選。政友会の『院内任俠団長』に。田中義一に惚れ込み、『もし田中大将が民政党だったら、私も民政党になっていただろうし、共産党だったら私も共産党になっていただろう』と語っていたという（『保良淺之助伝』）。保良の政界入りは政治家の引きが大きい。この選挙では政友会は惨敗、田中も失意のうちに世を去る。

4月21日からの第56特別国会（では）、日英米三国条約（ロンドン海軍条約）の調印問題で、（政友会）尾崎行雄は「天皇の統帥権をおかすもの」と痛罵。議員食堂で民政党議員が尾崎につかみかかる。保良、（その）議員を突き飛ばし『文句があるやつはおれが相手になってやる』と啖呵。保良は国会の名物男となった。

昭和5年11月14日、浜口首相、東京駅で愛国社同人佐郷屋留雄に拳銃で狙撃される。幣原外相が首相代理を務める。12月24日の第59議会、幣原の統帥権に関する発言に、保良は『幣原は辞職しろ。民政党は恥を知れッ』と啖呵。開会4日目、対する民政党院外団約50人が雪崩れ込み、大乱闘。タテになった保良の長男寅之助は、背中を割られて重傷を負った。第59議会は、2月3日から審議停止、3月事件の発覚で麻痺状態に陥る。4月13日第二次若槻内閣発足。

昭和6年設立の昭和冷凍の初代社長に就任、実務は倒産時従業員のことを最優先に考慮したことで有名な藤本万次郎に依託した。

昭和50年5月1日 死去 92歳

この二人の国會議員誕生の間に「大日本国粹会」「大日本正義団」等が結成されている。

「大日本国粹会」

「原内閣の内相床次竹二郎は、ヤクザの右翼的再編－全国統一体を組織すべく、裏工作を開始。裏工作のリードは政友会米田穰代議士が行う。

大正8年（1919）10月10日、米田は『床次内相が諸君を招く』という触れ込みで、京都砂子川こと西村伊三郎を通じ、西日本博徒系・土建系親分36人を東京に集める。（しかし）新聞記者に対しては『俠客の方から意見を聞きたいと言ってきた』とコメントしたため、親分連は『話が違う』と怒って引き揚げる。翌11日夕刻、床次内相、正式に晩餐会を持ち（35人出席、一人帰郷）、『行き違いは水に流して、ますます多事多難である我が国の現状に就き、お互いに国家のために尽くしたい。それには多数の人々の頭に立っておられる諸君であるから、よろしくこれからも指導してほしい・・・』と説得したとある（『やくざと日本人』p259）。

原敬総理はどう見ていたのだろう。同日付の日記に次のように記している。「関西方面より俠客等30名斗り上京面会を求むるに付官舎にて会見したり、彼等は国家の為めに十分の努力をなしたしと言ふに付至極尤の心掛なりとして將來を注意し置きたり（米田穰が紹介にて、床次内相とは招致したりと否との行違にて苦情起きたる由なるも余には何等関係

なし)。」(原奎一郎『原敬日記』第5巻p152)。官舎で引見したとは、知られたくなかったのであろう。「将来の注意」とは何だったのだろう、口止めでは。行き違いのことは気にしているが、それほど大事には考えていないようだ。

大正8年11月14日、関東勢(梅津勘兵衛(上州屋二代目総長)、倉持直吉(住吉一家総長)ら)が合流し、正式に大日本国粹会が発足した。

11月19日付け『原敬日記』(p173)に次のようにある。「古賀廉造を招き昨日来東北俠客なるものの組織せし国粹会の会長彼等より依頼ありたる由に付早く決定すべき旨を告げ、且つ同人近頃不用意にて種々の事に立入り面白からざる風聞もあるに付篤と注意したり。」古賀は判事、検事、警保局長等を務め、原に可愛がられて当時は拓殖局長官の職にあつたが、阿片事件を引き起こしている。「東北のことは、原首相に依頼するのが確実」と考えられたのであろう。それにしても総理が俠客のために動くこと、当時は何の疑念も抱かなかつたようだ。

さて国粹会のことに戻るが、「国粹」との名付け親は杉浦重剛であった。

綱領は、「1 皇室を中心として民族の統一を計り盛んに経済を行うこと、2 政治を俠道により行い、政治家に信義を守らしめること」とした。“杉浦綱領”には「本会は意氣をもって立ち、任俠を本領とする集団なり、本会員は、古来より同志の間に慣行せられたる血約作法を尊重し且之を維持す」とある。1万枚のビラを空中から散布したが、文面には「任俠を以て生命とする全国俠客団は國家の為尽瘁する目的・・・純帝国主義を奉じ茲に大日本国粹会成立したる事を空中より全国民に檄報す」とあった。エイコ『悪党・ヤクザ・ナショナリスト』p184は、「ヤクザこそが大和魂の体現者であり『武士道』の継承者であるという物語を紡ぎ上げた・・・国体と皇室の真髄である『国粹』を保持せねばならぬ、会の大義は『男の中の男』とした」と述べている。「『武士道』の継承者」とは新渡戸稻造を意識したものではなかろうか。

初期の役員は、総裁大木遠吉(伯爵)、会長磯部四郎(陸軍中将)、(のちに総裁に政友会総裁の鈴木喜三郎が坐る)、相談役・顧問には、右翼の巨頭頭山満や三浦梧楼ら多くの政治家・軍人が名を連ねた。全国に支部、会員総数『60万人』と公称。

大正9(1920)年12月15日、関西支部誕生、約6000人の国粹会員が大デモ行進を行う。騎馬警官先導、陸軍大佐先頭の軍楽隊が記念演奏。

最高幹部の人事を巡りしばしば紛糾した。(国粹会朝鮮支部でも支部長の人選を巡り、大正11年9月、流血事件が発生し、これをおさめるため丸山鶴吉朝鮮警務局局長らが苦労した。)

大正10(1921)年1月、土建系大親分・河合徳三郎が大日本国粹会から脱退、「大和民労会」を結成、約5000人が参加、民政党系。

大正11年8月1日、「関東国粹会」独立(渡辺千冬総裁)。こちらの方が有名になる。

大正12(1923)年3月奈良県磯城郡柏原において水平社と衝突。

昭和5年1月、梅津勘兵衛が「関東国粹会」の理事長となる(梅津は同志社卒業で全国渡世人の大親分となり「最後の俠客」と言われた。梅津はテキ屋、吉田磯吉は博徒、その分吉田が「最後の純俠客」なのであろうか。)申し合わせ信条は「弱きを扶け強きを挫くは私共俠客団以心伝心昔ながらの不動心に候へども右は素より前項の主意(皇室中心)に基づく

べきものに御座候」と述べている。

昭和8年の会員は5万人と称したが、内務省調査では1875名であったという。

昭和2年、野田醤油争議に会社側で介入（「大日本正義団」とともに介入するが、きわめて暴力的であった。）

昭和4年、鈴木喜三郎が国粹会総裁に就任、高橋光威（原内閣の書記官長）会長、副会長には海軍中将、理事長陸軍中将、理事会・陸軍中将4人、海軍中将1人、海軍少将3人、顧問・海軍中将3人、陸軍中将1人、頭山満顧問。

昭和6年9月、満州事変、翌月「満州国粹会」創設、昭和8年4月には1500人の会員
昭和7年1月、大日本相撲協会分裂事件を調停。

「大日本正義団」

大正11（1922）年1月、酒井栄蔵（小林佐兵衛二代目）が「大日本正義団」を大阪市東淀川区南浜町に創立。酒井は播州鉄道社長をしたことがあり、鉄道員も加わり、総数30万人を公称した。

綱領は「1 慈悲任侠を旨とし仁義の道を忘れるな」など4条。

団歌第3節「仁義道あり、誓あり、慈悲任侠に勇みては 大死に辞せず永遠の命に生くる正義団」支部は関西・関東・九州に181部、団員数は昭和8年12月末で20万人に及んだ。

大正14年3月、ジュネーブの国際労働会議にて帝国代表随員として出席。酒井「全世界の識者に訴う」とする冊子を配布、自らを「幡隨院長兵衛、初代小林佐兵衛次ぐ新世代の俠客」とした。

労働争議調停、大正13年7月、大阪市電。昭和2年～昭和3年野田醤油労働争議、昭和5年4月、鐘紡兵庫工場。同9月、東京の東洋モスリン工場。昭和8年5月、京浜電鉄。一貫して左翼労働組合に対抗した。野田醤油、東洋モスリンでの正義団の暴力のすさまじさに正義団、酒井への憎しみが高まる。「『正義団』とは暴力団なり」と。「暴力行為処罰ニ関スル法律」の制定につながる（エイコ『悪党』P190）。昭和5年、ムッソリーニと会見後、団員に黒の制服を着用させ階級章を採用してファッショ団になぞらえた。昭和7年8月6日、団員100名の第一回満州移民を実行し、奉天市場内小北門裡に満州正義団本部を設け、60余の支部、団員4万人と号した。

「大日本正義団」の方は「資本家のための暴力装置」に堕していく救いようがない。床次竹二郎は「実力のない政権亡者」とケチョンケチョンに貶されているが（大内力『ファシズムへの道－日本の歴史24』p67）、それでも一国の内務大臣としてなぜ、「大日本国粹会」などを創設したのだろうか。かねてから疑問であったが、今回以下のように一応の整理をつけた。

実は国粹会は、大正7年7月22日、米価の暴騰に苦しむ富山県下新川郡魚津の女房達の井戸端会議に端を発し、米の値下げ・寄付強要・打ち壊しと拡大し、一道3府37県の38市153町178村、計369箇所に及んだ米騒動と同様な騒動が発生したときの対策と思われるのである。米騒動の分析は、井上清・渡部徹編『米騒動の研究』全5巻に詳しい。「出兵のピークは2万2千人以上に及び、出動総人員のべ5万7千人、近代日本史上、民衆運動に対して、これほど巨大な兵力が投入されたことはない。何ら計画の指導も連絡もない

自然発生的なもので、新聞記事や事件の噂が民衆を刺激して同時的に騒動をまきおこした」（今井清一『大正デモクラシー日本の歴史 23』p201）。井上清・渡部徹編『米騒動の研究』第一巻 P121 は、「騒動現場の指揮者あるいは中心人物には、侠客、博徒、顔役などと言われる者がきわめて多い。侠客・顔役のあるものは、町内をまとめて騒動に立ち上がらせ、また近傍の騒動鎮圧に警察と協力しているが、またある者は騒動の先頭に立っている。このことは当時の侠客などの社会的性格を見る上で重要な点である。・・・米騒動においては、まだ民衆の味方もありえた。このことから米騒動の性格の一端をおしあなこともできよう。」と述べている。

さらに、重松正史『大正デモクラシーの研究』P82 は、和歌山市の「国粹会」を取り上げている。「大日本国粹会は、米騒動の直後にその対策の一環として、内務大臣の床次竹二郎が主に関与して設立され、和歌山市でも 1921 年紀州本部が設置された。和歌山市には「市消防組全員それに劇場の関係者遊郭連中は申すに及ばず、あらゆる顔役という人々総員 2 千人」（『紀毎』1915.2.10）がいたが、これらの人々が国粹会に結集したと思われる。・・・主要メンバーの構成を見ると、職業としては興行界、土建、運送、理髪、興信所、湯屋、新聞の関係者が多い。国粹会メンバーが担っている職種は、いずれも行政や警察による規制や許認可がその死命を制する。このため、これらの業者が行政や警察への圧力団体として国粹会を利用し、国粹会もこれをを利用して組織化を進めたのだろう。・・・投機界との深い関係である。米株取引所は『言わば賭博同様』だった。空株空米相場・・・正規の取引所の周辺には、闇の相場師達が常時百人の単位でたむろしていた。・・・国粹会と関係を持つ実業家、工業界との深い関係・・・和歌山市内の主要な紡績・化学・土建会社の重役がここに並ぶ。また彼らの多くは同時に同和会の役職などを兼ねており、・・・この関係を前提として国粹会は労働争議の調停に乗り出す。1924 年の和歌山紡績と紀陽紡績の争議。・・・争議本部にも差し入れをし、協調的立場から調停した。興業（界では）、映画、演劇、相撲、浪花節、玉突き、飛行機興行（市議会議員立候補者が自らの宣伝のため行う）、闘犬、競馬、夜店、遊郭、市民の娯楽を網羅（した）。国粹会は、興行界に立脚し市民との接点が広範であるため、・・・選挙で重要な役割を果た（した）。・・・選挙は『大衆競技的』となり、投票所の出口付近で得票集計用紙だの有権者一覧表などが 5 錢で『馬鹿によく売れた』。・・・選挙の場で国粹会的な勢力の人気や集票能力が明らかになってくると、彼ら自らが政治家として進出しようとする動きや、親分を担ぎ出そうとする動きも生じてくる。・・・社会事業（として、同仁館を設立し）、労働者の授産・宿泊・救済施設として計画、・・・『和歌山県唯一の社会事業機関』とも呼ばれた。・・・『朝鮮人の親睦会』を主催、1928 年、同仁館は和歌山県同和会に移管される。」しかし同年、警察と民政党政治家との紛議の調停中に、国粹会幹部が民政党県議、弁護士を刺殺するという「三番丁事件」が発生、活動を事実上停止したと言う。

思想性や組織性のない自然発生的な騒動には、ヤクザを主体としたグループが案外効果を発揮するのではないか。市民のおもだつところを、投網を打つように掬い上げれば、候補者の後援会にもなるではないか。床次はこのように考えたのではなかろうか。床次はまた、資本家と労働者の協調を目的として、社会政策、社会運動に対する調査研究と政上の意見提出、社会政策学院などの経営、労働者教育、労働争議の仲裁、和解など幅広い事

業を行なうべく「協調会」構想も手がけていた。しかし第一次世界大戦終結後、わが国経済はジワジワと痛みはじめ、やがて昭和恐慌の荒波に呑み込まれる。労働争議、小作争議、水平社運動等は峻烈になる。英知と忍耐がことのほか必要な調停等をヤクザがらみの組織がこなせるわけがなかった。

エイコ『悪党・ヤクザ・ナショナリスト』から、「大日本国粹会」「大日本正義団」の消滅の状況を見ておこう（P216）。「政党の衰頽とともに院外団も表舞台から消えていった。1930年代に入ると、政友会院外団は国粹会をはじめとする国家主義団体に吸収され、置き換えることになった。院外団式暴力は、1940年に近衛文麿が大政翼賛会の結成を試みた時点で存在意義を失っていた。圧力集団の必要を助長していた政治闘争や対立が過去のものになったからである。加えて戦争の経済的負担により壮士を雇うための資金も尽きていた。・・・両組織の会員数激減・・・。左翼が行動主義に走らなくなつたために、反左翼活動も推進力を失つたからだろう。1942年代になると、国家主義団体の活動に関する政府の報告書では、国粹会と正義団、いずれの名前も言及されなくなつてゐた。とどめとなつたのは、1940年代に入って暴力団専門家グループの人員が軍に取られるケースが増えたことだ。」

吉田磯吉関係を若干敷衍しておきたい。

火野葦平『花と龍』から。代議士になった博徒吉田磯吉の全盛期に、九州若松で、これと対抗しながら、若松港沖仲仕の利益を守ろうと奮闘する「川筋気質」玉井金五郎・マンの活躍を描いている。筋そのものより、登場人物の子供たちのその後が面白い。まず、作者の火野葦平（1907～60）は、本名を玉井勝則といい、玉井金五郎・マンの長男なのである。筆者自身の「あとがき」に、「私は誠実な父の人間性を見失うまいと心がけ、親分と称されていた父を、ヤクザ世界のボスや英雄のようには書きたくなかつた。任侠とか、男伊達とかいうものとは違つてゐたからである。父は確かに太っ腹で、剛胆だった。といって、けつして荒っぽい所業はなく、むしろ、温雅と言つたほうがよかつた（p 370）」とある。ヤクザの子供の苦労が滲み出ている。

昭和30年代になって、大宅壮一が、若松を訪ね、火野をはじめ登場人物二世にインタビューしている。「若松は、日本における“暴力の街”・・・ビッグ・スリーには確実にはいるところだ。“民主主義”の世の中になって、それがどう変わつたか、私はその実態を知りたいと思った。・・・火野の話では、『花と龍』に、吉田派の有力な配下として登場してくれる人々の二世たちとも、今では恩讐を超えて親しく交わつてゐるそうだ。・・・花田、岡部、玉井の二世たちは、今ではすっかり親友となつてゐるが、かれらは吉田二世の敬太郎とは非常に仲が悪い、肌合いがあわない。吉田敬太郎は、一橋大学の出身で、現に若松市長である。それよりも、この九州一の親分の二世が基督教バプテスト派の牧師となって、自宅を教会にしている」（大宅壮一『日本の裏街道を行く』p 86）。最後に、大宅は「自由民権も、富国強兵も、国威伸張も、吏党主義でさえも、ここでは仲良く同居してきたのである。一口に言うと、イデオロギー的不感症である。彼らを強くひきつけたのはイデオロギーではなくて人間関係である。“人間”の名において、胸をたたけば万事が解決するのである。思想関係を人間関係にすりかえることは、彼らの最も好むところであり、また得意とするところであった（同上 p 101）」と、まとめている。

たまたま 2006 年 10 月 23 日の朝日新聞夕刊「人・脈・記一筑豊の夜明け⑥」に、「『川筋』の孫、アフガンに」とあるのを発見した。

「若松から 7 千キロ離れたアフガニスタン東部の国境付近。ハンセン病治療や農業水路建設に取り組む医師中村哲（60）も川筋の流れをくむ。・・・祖父の玉井金五郎は、戦前の若松を舞台に血氣盛んな沖仲仕の世界を描いた小説『花と龍』の主人公。作者の火野葦平は金五郎の長男、中村のおじにあたる。対岸に官営八幡製鉄所を臨む石炭積出港で、金五郎は度胸と男氣で荒くれ衆を束ねた。中村も、内線と干ばつであれた異国で復興に働く人々をまとめる。「アフガンと若松は似ています。地縁血縁を中心としたつながりの中にリーダー格の人物がいて、仕事が展開していく」もめ事は、人格と人格のぶつかり合いで解決するしかない。」とある。中村医師はその後もアフガンで、医療のみならず民生向上に貢献され、「カカ・ムラド」と呼ばれて親しまれていたが、令和元（2019）年 12 月 4 日、武装集団に銃撃され、死去した。

いわゆる「川筋気質」について、五木寛之『青春の門』「筑豊篇 上」（p 18～22）から引用する。

「筑豊をつらぬく遠賀川の川筋に生まれ、その周辺に伝えられたヤマの男の気風である。『なんちかんち言いんな。理屈じやなかたい！』川筋の男たちは、しばしば決断を迫られたときに、そう言い放って起ってきた。明治初期の筑豊炭鉱は、各地から流れてきた貧農や、素性の知れない流れ者の働き場として荒々しい開拓地のような空気がみなぎっていた。・・・この遠賀川は、享保年間以来と伝えられている石炭採掘の最大の輸送路として、筑豊に欠かすことのできない大きな役割を果たしてきた。・・・最盛期には、石炭舟の数は、実に 8 千から 9 千艘を数えた。・・・ところが、鉄道の出現とともに、この船頭たちの華やかな時代は、たちまち消え去ってしまう・・・明治 32 年に筑豊線鉄道が完全敷設され、永遠の息の根を・・・止めてしまった」（『青春』 p 193）と。

11 関東大震災後～「暴力行為等処罰に関する法律」の施行人々はいつから「暴力団」と呼ぶようになったか

猪野健治『テキヤと社会主義』P86 以下には、関東大震災直後のことことが纏められている。「関口愛治（のち極東桜井一家関口初代）の舎弟が、上野公園で屋台を出し「すいとん」を売っている。「お金のない人はある時払いでいいよ」であったので大赤字であったとか。佃政一家初代総長・金子政吉は、逃げ場を失った朝鮮人數千人を佃島に庇護し、子分たちに守らせた。「お前は日本人の敵か」と言われたが、まったく動じなかった。「露天商が急増した、30 万人が 60 万人にとも」。「尾津喜之助（飯島一家小倉二代目）、焼け跡で見つけた皿（包んであったワラの跡がくつきり焼き付いたもの）を売ったところ、たちまち売り切れた。尾津は戦後『光は新宿より』と唱えて、新宿東口に尾津マーケット開店した。」

「大杉栄夫婦、橘宗一少年を絞殺の上、遺体を古井戸に投げ込む残虐行為に対する復讐戦に立ち上がる、アナキスト団体ギロチン社のことなども語られている。

関東大震災によって治安維持能力に欠陥が生じ、各地に暴力的不法行為が横溢した。山平重樹『ヤクザに学ぶ組織論』p40 から。「横浜で、愚連隊が幅をきかせるようになったの

は関東大震災直後。・・・東京の治安維持に警察力のすべてが投入され、国際港を擁した大都会横浜には警察力の真空状態が生じる。その隙間を縫うように、・・・不良青少年が本牧、伊勢崎町、南京街等の盛り場を闊歩した。・・・大正末期を経て昭和初頭にいたる間、横浜は愚連隊の王国の觀を呈していた。尾崎士郎『人生劇場』『風雲篇』は少し後の昭和12年の蘆溝橋事件当時のこととされているが、感じは出ているであろう。博徒「飛車角」に、「なにしろこのご時世で日本中のやくざがみんな鳴りをしづめているときに・・・(横浜本牧一帯に) 素人の暴力団なんかがのさばりかえるというのが間違っていますよ」と嘆かせているが(p 124)。「素人の暴力団」、愚連隊の問題が大きくなつた。それと労働争議の頻発であった。

こうした状況に対応すべく、大正15(1926)年4月9日法律第60号で「暴力行為等処罰に関する法律」が制定され、同年4月29日施行された。「罷業の誘惑・煽動を処罰する治安警察法第17条・30条の削除という労働対策の代替法でもあった。

この法律及び暴力団の呼称については拙稿「『暴力団』という呼称について」(『近代警察史の諸問題』警察政策学会資料第110号所収)に譲ることにする。この法律審議の時、わが国公的機関が初めて「暴力団」と記した資料「暴力団取締に関する一斑」(司法省)を委員会に配布した。そこに「一、暴力団の沿革および発生の原因・・・所謂暴力団は、これを大別すれば、壯士と称する政治ゴロ、左傾若しくは右傾的思想臭味を有する不良者の集団、三百およびその輩下に属するもの、博徒および俠客」とある。「俠客」とは、当時としては思い切った踏み込みだが、前項で述べた「大日本国粹会」「大日本正義団」のスト破り暴力が、あまりに「俠だ俠だ」と騒いだので、書き足したのではなかろうか。また「暴力団」という呼称を治安当局はなかなか使わなかつたが、それもこれまで述べてきた政府・大臣の俠客との癒着ぶりを忖度したことでもあつたろう。役人の複雑な思いが感じられる。

12 戦争とヤクザ

昭和12年の日中戦争以降、ドキュメンタリータッチのヤクザ関連文献はめっきり少なくなる。やむなくインターネットで引くと次の記事が出てくる。

「軍部とヤクザの結びつきは日露戦争に始まる。この戦争では、伏見の16師団の要請を受けて、京都の砂子川一家の西村伊三郎が幹部、子分50名を引き連れて従軍、戦闘現場で軍夫として弾薬運びなどで活躍した。犠牲者も相当でたようである。軍部はその褒賞として西村の求めに応じ、陸軍の山形の印を代紋として使用することを許可した。これはおそらく前代未聞のことであろう。そのうえ馬の糧秣と寝藁を独占的に納入する権利を与えた。太平洋戦争でも日本が中国大陸や南方へ軍を展開するが、それは兵隊だけでなく、兵站輸送を担つたやくざの貢献も大きかつたのである。」

「また、日中戦争の最中、1937年11月発行の『文藝春秋』臨時増刊に掲載された『戦ひの上海から』には、海軍の要請を受けて、長崎の宮久一家の宮崎久次郎が中国の上海郊外に上海飛行場を建設している。宮崎親分が傘下組員365人を引き連れて戦時下の上海に渡り、命がけで建設に従事したその経緯は、やくざの美談として『誉れの飛行場』と題する前後編SP盤4枚の浪曲になり、テイチクレコードから海軍省提供で発表された」となつ

ている。」

猪野『やくざ』P209 は、「大陸に於ける娼家経営、酒場、簡易宿泊所経営、将兵慰安施設の経営、慰安婦の調達などに携わった者の相当部分が博徒であったことはよく知られており、命をマトの特務機関にも博徒親分が協力していた。それぞれの“専門”に見合った分野で協力した。」と纏めている。

以下、「落ち穂拾い」である。

阿川弘之『米内光政』(p 447) から。「大西軍令部次長が児玉薈士夫と深く付き合っていたように、保科軍務局長は川南豊作と親しかった。物資調達上やむを得ない面もあるのだが、米内は右翼系と目されるこの種の人物を気質的に好まず、自分の影響の及びかねるこういう筋から機密が漏洩し、ことが破れるのを心配しているようであった」。米内は、「川南を海軍省参与にすることを決裁していますよ」と部下に指摘されて、「そうか、大臣は落第だね」と嘆く。

『続・現代史資料 12 阿片問題』解説 岡田芳政から。

「イギリスの阿片戦争は怪しからぬ、許せぬ」と怒ったはずの日本が、満州国経営で、同じ轍を踏み、「日本は 1930 (昭和 5) 年以後、先進国の中で唯一の“阿片の悪者”の国とされた。ジュネーヴにある国際連盟の阿片委員会では、中国・・・英、仏から非難されている国であった」。

太田尚樹『満州裏史－甘粕正彦と岸信介が背負ったもの』から。

大杉栄等殺害事件で有罪となった甘粕は、一般人の犯罪者の収容先である千葉刑務所に収監される。そこでのこと。「ヤクザ上がりの坂田長吉、この男は男気が強いだけあって、ちょっととのことで態度を変える輩とはものが違っていた。甘粕は苦労人だけに、この手の男にはめっぽう弱い。後に満州で活躍する甘粕には『旦那のためなら命の一つや二つ』という男たちが取り巻いていたが、長吉もそんな一人になっていく。実際同じ釜の臭い飯を食った仲間の中に、満州の甘粕を頼ってくる者がいたが、いずれも『満州の影の帝王』を陰で支える男たちになっていく」(p 117)。「古風で純日本的思考の甘粕という男にも、『仁』や『義』の世界に生きていくよりほかに、選択肢はなかった。さもなくば、この男は陸軍の罪を一人で背負っていくはずもなかったのである」(p 118)。

阿片売買のもう 1 人の取仕切り人、里見 甫 (はじめ) については、西木正明『其の逝く処を知らず－阿片王・里見甫の生涯』を併せ読むと面白い。生産者から買い上げる位置に里見がいて、彼と買主の満州国政府との間に甘粕がいた。里見の買付組織の名称は、「宏済善堂」と言った。取り巻きに右翼・ヤクザらしき人物も蠢いているが、それと断定できない。「満州国、そして汪兆銘政権を支えるために、阿片という賤業中の賤業に手を染めた」「理想を実現するため誰かがやらなければならぬと信じていたから」とある (p 405)。国民党政府、青幫、杜月笙 (カポネ オブ シャンハイ) とも「底辺で繋がっていて、さらに日本側から莫大な軍資金が相手側に渡されていたという、奇妙な関係が成立していたことになる」(『満州裏史』 p 333)。

有馬頼義『兵隊ヤクザ』から。

「露店のショバ代を挑発して歩いていた、猛牛のような無頼漢二等兵と、ニヒルなインテリ上等兵」のコラボレーション。二人は関東軍から脱走するも、生活費を得るために、

軍隊に寄生せざるをえず、隣の北支駐屯部隊地で、慰安所を作る。北支軍の兵を引き込み、貨物廠の物資を横流して資金を得、安普請の建物を造り、朝鮮人の女性を連れてきて、商売開始、繁盛というストーリーである。フィクションなのだが、ありえると、受け入れられ、ヒットしたのだろう（続p23）。感心してしまったのは、「軍隊には不思議な習慣があった。1人だと単独の兵隊だが、2人以上になると、部隊と呼ぶ」（p81）との記載である。2人でも「部隊」。「アメリカでは2人以上の者が、共謀して、繰り返して predicate offence 前提犯罪を、10年間に2、3回行うと『組織犯罪』となる。この証明は簡単にできる」。2人でも組織犯罪。日本のようにしち面倒くさい暴力団の指定要件はいらない。

今東光和尚『悪名』から。「八尾の朝吉親分」と「モートルの貞」のコンビが、なじみの娼妓を大阪松島遊廓から足抜けさせる痛快・苦闘を描く小説である。和尚は、小説の随所に、遊廓・ヤクザについての蘊蓄を語るが、省略したい。朝吉に「チョウヘイケンサアリスグカエレ」という電文が来たところで終わる。

さて、資料不足の暗闇の中に、わずかな明かりを点じてくれるのが、尾崎士郎の小説『人生劇場』である。「青春・愛欲・残侠・風雲・離愁・夢現・望郷篇」と、昭和8年から昭和26年までの19年の歳月を追う大河小説。一応読み上げたが、とにかく長い。筋は、愛知県三州吉良港に面した三州横須賀村生まれの主人公「青成瓢吉」（モデルは尾崎自身）の半生—岡崎で成長、早稲田大学へ入り、学友と様々な仕事に、小説家に、徴用作家として戦地へ、帰国、著名な作家にーを描く。恋あり、大学改革あり、関東大震災あり、中国あり、フィリピンあり、本間雅晴中将ありである。瓢吉の父親が、「一人俠客」となってしまった「吉良常」の面倒を見たので、「吉良常」が恩義を感じて瓢吉を助ける。後半は博徒「飛車角」が出てきて、同じように助ける。

望郷篇のくだりから。「この一家だけは立派にもり立てていってやろうというのが町全体の念願でもあった」が、それは「（親分が）、はやり立つ一門をおさえて、町のボスにもならず、町会議員にもならず、60を過ぎる今日まで、『恥を知れ』『面を守れ』と一途に男の道を磨いてきたことに由来する。『やくざ者出来そこないが藏を建て』というような不心得なやつは一人もなく、町内の交際にも浮世の礼法にはずれるということはなかった。気位は高くとも腰は低く、毎朝毎晩仏壇に燈明をかけて、先祖の冥福を祈っているような男が、一片の義気、一家の運命を賭して死生の闘闘にたたねばならんというときになると、…なんの悔やむ所もなければ惜しむところもないである」と（p9）。

望郷の思いにかけて、廃れ行く俠客道を惜しんでいる。

まとめ

以上、「墨俠」、「史記の俠」、「武士道の感化を受けた俠」、「水滸伝の俠」、「二足のわらじ」、「官許賭博」、「勤王佐幕の俠」、「民権運動と俠」、「辛亥革命の俠」、「国政の場に躍り出た俠」とさまざまな「俠」の様相を見てきた。ここから分かることは「俠とはなんぞや」という宿題と「国・統治機構との関係はいかに」という宿題は、密接不可分の関係にあるということである。ことを単純明快に割り切ると、「俠」とは「万難を排して他人の命を守りきること」と定義してもよいであろう。そこへ「二足のわらじ」的要素が加わると、「御上

の威光」を使って近隣から暴利を貪るとか、対立する集団を打ち倒すということが暗々裏に分かってしまって、市民の評判はたちどころに急降下する。つまり汚いことはしないという評価が定着することが重要だ。「俠」をこのように定義できるならば、それを暴力団の専売にしておくのはおかしなことである。「ひたすら命を守る運動」とか「身を尽くし」とか、「俠」以外の言葉に替えたほうがよいかもしない。一生の内に何回か「俠」を感じることが出来た人は幸せである。筆者も平成7年の阪神淡路大震災の救援活動とオウム真理教との戦いに一心不乱に働いていたときは、今思うと「俠」状態にあったと思う。コロナ下の今日、医療関係者の不眠不休の活動には、心から感謝を申し上げたい。「俠」を感じざるをえない。

「俠」の中身は、実は「がらんどう」で、何を詰めるかはまさに個人の「いきざま」「ころざし」にかかっていると言えよう。「俠」につながると思われる良い話でおわりにしたい。

○「俠は『ますらお』」

陳舜臣『中国任俠伝』の巻末部分、早稲田大学教授の稻畠耕一郎との対談。

稻畠「『陳さんは、埋もれた俠の心を発掘する作業を生涯の仕事とされている』と紹介し、さらに、「陳さんの代表作『中国の歴史』（近現代版を入れると全9巻、いずれも5百数十ページの大作）こそ、まさに『俠の心を探す』ことに貫かれている」。

陳「ここまでで明らかなことは、いわゆる任俠とか俠とかというのは、「在野」の人で、「他人のため、命がけ」で働いた人、その人の生きざまに共感した時に発せられる言葉であることが分かります。一点の曇りもありません。手ばなしのプラス概念です。そして、世の中が閉そく状態に陥ったとき、人々は「俠者よ！出でよ！」と叫ぶとされています。今日では「任俠・俠」は、暴力団を思わせますので、しっくりきません。でも、『ますらお』に変換可能だとしますと、違和感はだいぶ減少します。」

○「俠は『刎頸の友』」

俳優森繁久弥は、若いころ満州電信電話会社の放送局に勤務した。森繁の『青春の地はるか～50年目の旧満州への旅』p92から。「終戦間際、ソ連兵が満州へ攻め込んできたとき、ある中国人が日本人を匿うくだりが出てくる。その日本人は、以前、廃品回収業がうまくいかないその中国人の頼みに応じ、金を貸してやったのだそうだ。中国人が言う。『あなたは、何日もここにいていいよ。私はあなたと“俠”になったのだから』。中国では“俠”は“刎頸の友”ということと同じだ。“首を切られてもいい友達”という仲のことである。このような大変なときに、『お前と俺とは俠だ』と言って手を握るこの中国人はたいしたものだ」。

日本人とは森繁自身のことではなかろうか。

○「言わずの俠」

吉村昭は司馬遼太郎とよく比較されるが、吉村本には、ヤクザ・俠客はまったく登場しない。『彰義隊』は、幕府側に立たされた輪王寺宮の一生を描いているのだから、当然、新門辰五郎が出てくるだろうと期待していると、出てこない。『破獄』など囚人ものはあるのだが、ヤクザものはない。頑なに拒んでおられたようだ。2006年7月31日、膵臓癌でお亡くなりになった。79歳であった。開成中学の先輩でもあるし、著作から多くの勇気をい

ただいたので、8月24日、日暮里のホテル「ラングウッド」で行われた「お別れ会」に出席した。弔辞に「他人に迷惑をかけて 反省しない者ることは題材にしなかった」とあつた。「何でも調べますが、やっぱりその子孫の人たちが知られたくないことがあるんですよ。それは絶対わたしは書かないですね。」（吉村昭『吉村昭が伝えたかったこと』P205）として、ある種の病名をあげている。暴力団・ヤクザのことには言及していないが、同じように考えられたのをあろうと推測する。書くのが使命の作家が、書かないと決めて守っているのは、「俠」に通じる。「言わずの俠」としよう。

○「実行の俠」

日本の医師中村哲（1946.9.15～2019.12.4）のアフガンに於ける活躍はまことに見事である。こういう人を銃撃するなんてまともな人間のなせるわざとは思えない。著書名を見ていたら、『医者よ、信念はいらない、まず命を救え！アフガニスタンで「井戸を掘る」医師中村哲』というのがあった。「なんちかんち言いなんな。実行！」と叫ぶ川筋の声が聞こえた。

○「懐かしき恩師の教え」

次の文は、昭和41（1966）年、私の警察庁採用が決まったときに、恩師衛藤瀧吉先生から頂いたはなむけの言葉だ。そっくりそのまま「ある無名の革命家—鈴江言一年譜」（『衛藤瀧吉著作集第7—日本人と中国』P121）に載っているのを見つけた。「わたくしはこう考える。歴史のたどる道はジグザグにまがりくねっている。そして、そのジグザグ行路は、弁証法的に発展して行く。『正』の側に精一杯生きる人があり、『反』の側にも精一杯生きる人がいてこそ、新しい段階の程度の高い『合』が生まれるのである。体制の側がつまらない人間ばかりで、反体制の側がすばらしい人間ばかりであつたら、弁証法的発展なしに、その体制はたちまち崩れ、反体制の人々が、そのまま体制の側に立ってしまうではないか」。「君頑張れ！」というものであった。衛藤先生は「俠に狂する」であるから、「俠」が好きである。体制・反体制双方に「俠」を望まれた学者であった。

追記

歴史家で作家の半藤一利先生が今年の1月12日にお亡くなりになった。追悼番組「一生懸命漕いできた」（1月30日NHK・Eテレ特集）の最後で、奥様末利子様（夏目漱石のお孫さん）への遺言が「墨子を読みなさい」であったと報じられていた。へ半藤先生が墨子に关心を持っていらっしゃったのだと信じられない感じで、著作目録を調べ、『墨子よみがえる』を発見、読んでみて驚いた。墨俠、司馬遷『史記』、新渡戸稻造『武士道』、山本常朝『葉隱』そして中村哲医師等々、本論文と重なる部分が多々あった。半藤先生のこの著を読んでいなかつたことはまことに恥ずかしい限りだが、大半藤先生と共に感する所が多かったことを知ってまことに欣快であった。心から御冥福をお祈りします。

〔参考文献〕

- ディビット・E・カップラン、アレック・デュプロ共著『ヤクザが消滅しない理由』泉書房 2003年 全体の参考として
- 白川静『漢字の世界2 中国文化の原点』（東洋文庫286）平凡社 1976年、『中国の古

代文学 2 史記から陶淵明へ』 中公文庫 2003 年

- A. ウェイリー Arthur David Waley 『李白』、小川環、栗山稔訳、岩波新書 1973 年
- 陳舜臣 『中国の歴史』 ①② 講談社 1990 年、『中国の歴史 近現代篇 2』 講談社 2007 年、『中国任侠伝』(陳舜臣中国ライブラリー29) 集英社 1999 年
- 司馬遷著・野口定男訳『史記』下(中国古典文学大系 12)、「太史公自序第 70」「游侠列伝第 64」平凡社 1971 年
- 司馬遷、水沢利忠著『史記 9』「孟嘗君列伝第 15」新釀漢文大系 1993 年、『史記 10』「季布欒布列伝第 40」新釀漢文大系 明治書院 1996 年
- 塚本青史『一諾』徳間書店 2004 年
- 貝塚茂樹『史記』中公新書 1963 年
- 富谷至『韓非子ー不信と打算の現実主義』中央公論社 2003 年
- 藤田五郎『任侠百年史』笠倉出版 1980 年、『公安百年史ー暴力追放の足跡』公安問題研究会 1978 年
- 司馬遼太郎『街道をゆく』「本所深川散歩・神田界限」朝日新聞出版 2009 年、『俄一浪華遊侠伝』講談社文庫 1987 年、『最後の将軍』文春文庫 1997 年、『世に棲む日々』文春文庫 1975 年
- 猪野健治『やくざと日本人』ちくま文庫 1999 年、『侠客の条件 吉田磯吉伝』ちくま文庫 2006 年、『日本の右翼』ちくま文庫 2005 年、『テキヤと社会主义』筑摩書房 2015 年
- 田村栄太郎『江戸やくざ列伝』雄山閣 2003 年、『江戸やくざ研究』雄山閣 2003 年
- 新渡戸稻造著・矢内原忠雄訳『武士道』ワイド版岩波文庫 1991 年
- 新渡戸稻造『BUSHIDO, THE SOUL OF JAPAN』IBC Publishing
- 櫻井鷗村訳『武士道』丁未出版社 国会図書館コレクション 1908 年
- 須知徳平訳『武士道』講談社 1998 年
- 奈良本辰也訳『対訳武士道』三笠書房 2016 年
- 李登輝『武士道解題 ノーブレス・オブリージュとは』小学館文庫 2006 年
- 山本常朝著、奈良本辰也訳編『葉隠』角川文庫 1973 年
- 長谷川昇『博徒と自由民権ー名古屋事件始末記』中公新書 1977 年
- 江戸文化歴史検定協会編『大江戸見聞録』小学館 2006 年
- フィリップ・ポンス『裏社会の日本史』筑摩書房 2006 年
- 蝶牛会編『露伴全集第 24 卷』1979 年
- 佐賀純一『浅草博徒一代・・・伊地知栄治のはなし』筑摩書房 1989 年
- 高橋敏『博徒の幕末維新』ちくま新書 2004 年、『国定忠治』岩波新書 2000 年、『清水次郎長と幕末維新』岩波書店 2003 年、『清水次郎長ー幕末維新と博徒の世界』岩波新書 2010 年、小万につき「『水滸伝』の幕末維新」歴博 N o 117 (2003.3.20)
- 吉村昭『天狗争乱』新潮文庫 1997 年、『赤い人』講談社文庫 1984 年、『白い航跡』講談社文庫 1994 年、『吉村昭が伝えたかったこと』文春文庫 2013 年
- 松井今朝子『奴の小万と呼ばれた女』講談社 2004 年

- 渡邊忠司『町人の都 大坂物語 商都の風俗と歴史』中公新書 1993 年
- 佐伯順子『明治美人帖』NHK 「知るを楽しむ」2005 年 4~5 月号
- 高島俊男『水滸伝と日本人』(大修館書店) 1991 年
- 宮崎市定『水滸伝』中公新書 1972 年
- 天田愚庵『東海游侠伝』輿論社 国会図書館デジタル 1884 年
- 子母澤寛『游侠奇談』桃源社 1971 年
- 半藤一利『それからの海舟』筑摩書房 2004 年
- 井出孫六『秩父国民党』講談社現代新書 1979 年
- 板垣退助監修、遠山茂樹・佐藤誠朗校訂『自由党史』岩波文庫 1958 年
- 岩井弘融『病理集団の構造—親分乾分集団研究』誠信書房 1963 年
- 警視庁史編纂委員会『警視庁史—明治編』1958 年、『警視庁史一大正編』1960 年
『警視庁史—昭和前編』1962 年
- ヒュー・バイアス『昭和帝国の暗殺政治—テロとクーデタの時代』内山秀夫訳 刀水書房 2004 年
- 福沢諭吉『新版 福翁自伝』岩波文庫 1985 年
- 一坂太郎『暗殺の幕末維新史』中公新書 2020 年
- 宮崎滔天『三十三年の夢』島田虎次 近藤英機校注 岩波文庫 1993 年
- 衛藤瀧吉著作集編集委員会『衛藤瀧吉著作集第 7—日本人と中国』2003 年、宮崎龍介・衛藤瀧吉校注『三十三年の夢』東洋文庫 1967 年
- 武田泰淳『秋風秋雨人を愁殺す—秋瑾女士伝』筑摩学芸文庫 2014 年
- エイコ・マルコ・シナワ (Eiko Maruko Siniawer) 著、藤田美菜子訳『悪党・ヤクザ・ナショナリスト—近代日本の暴力政治』旭新聞出版 2020 年
- 原奎一郎『原敬日記』第 5 卷 首相時代 福村出版 1965 年
- 今井清一『大正デモクラシー—日本の歴史 23』中公文庫 1974 年
- 井上清・渡部徹『米騒動の研究』第一巻 有斐閣 1959 年
- 重松正史『大正デモクラシーの研究』清文社 2002 年
- 大内力『ファシズムへの道—日本の歴史 24』中公文庫 1974 年
- 火野葦平『花と龍』岩波現代文庫 2006 年
- 大宅壮一『日本の裏街道を行く』文藝春秋 1957 年
- 五木寛之『青春の門 筑豊篇上』講談社文庫 1972 年
- 山平重樹『ヤクザに学ぶ組織論』ちくま新書 2006 年
- 尾崎士郎『人生劇場』「望郷篇」新潮文庫 1954 年
- 阿川弘之『米内光政』新潮文庫 1999 年第 26 刷
- 有馬頼義『兵隊ヤクザ』光人社 2003 年
- 太田尚樹『満州裏史—甘粕正彦と岸信介が背負ったもの』講談社 2005 年
- 西木正明『其の逝く処を知らず—阿片王・里見甫の生涯』集英社 2001 年
- 『続・現代史資料 12 阿片問題』みすず書房 1986 年
- 今東光『悪名』新潮社 1961 年
- 森繁久弥『青春の地はるか~50 年目の旧満州への旅』NHK 出版 1996 年

○ 半藤一利『墨子よみがえる』平凡社 2011 年

[本稿は、平成 19（2007）年 1 月、同年 7 月、21（2009）年 7 月の 3 回にわたり預金保険機構・部内機関誌『とくぎょう』に登載した「文献から見たヤクザ史が教えるもの」を圧縮・加筆・修正したものである。なお、下記（参考 1）、（参考 2）、（参考 3）各参照。

（参考 1）廣瀬權「「暴力団」という呼称について（大正末期～昭和戦前期）」『警察政策』第 19 卷（警察政策学会、平成 29〈2017〉年 3 月 15 日刊）、その後警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題－川路大警視研究を中心に－』（警察政策学会資料第 110 号、令和 2〈2020〉年 5 月 8 日刊）に再録。

（参考 2）廣瀬權「辛亥革命における『俠』について」（令和 2〈2020〉年 9 月 26 日開催の警察政策学会警察史研究部会令和 2 年度第 2 回例会での報告）

（参考 3）廣瀬權「暴力団問題の原点を三考する（要点）」（令和 3〈2021〉年 3 月 6 日開催の警察政策学会警察史研究部会令和 2 年度第 4 回例会での報告）]

「顔が見える命」と「統計上の命」

警察政策学会警察史研究部会長
大警視川路利良研鑽会会长 廣瀬 権

新型コロナに対する「緊急事態宣言」で、日本中のすべての図書館が長期間閉鎖された。各種研究は相当程度停滞させられることだろう。必然的に新聞をじっくり読むようになる。

4月27日付け『日本経済新聞』朝刊の「春秋」欄は面白かった。

2005年、ノーベル経済学賞を受賞した米国の経済学者トマス・シェリング（Thomas C.Shelling 1921.4.14～2016.12.13 ゲームの理論）の論文の一節で始まる。「6歳の少女の命を救うには、高額の手術しかない。そう人々が知れば、善意の寄付が集まるだろう。だが、病院の施設が老朽化して、救えるはずの命が救えない危機が生じている、と報道されても、涙を流して小切手帳に手を伸ばす人は、そんなに多くないはずだ」と。

「少女は『顔が見える命』だ。一方、病院機能の低下で命の危険にさらされるのは、顔の見えない人々である。シェリングは、これを『統計上の命』と呼び、無関心を是正する方法を模索した。」

「コロナウイルス禍、・・・感染者と死者の数字が、日々、更新されている。著名人を除けば、多くが顔が見えない統計上の命だ。ドイツのメルケル首相は、国民に呼びかけた。『これは単なる統計値ではありません。ある人の祖父、祖母、母、あるいはパートナーなど実際の人間が関わってくる話なのです』」

後半は、「行動経済学」で、2017年のノーベル経済学賞を得たシカゴ大学のリチャード・セイラー（Richard H. Thaler 1945.9.12～）教授を登場させて、「（『人との接触8割削減』のような）官製の標語を連呼するのではなく、動機づけの重要性を」強調している。「春秋」は、「メルケルさんは遠回りのようだが、民主主義と愛を語った。わが国ではどうか。」と結んでいる。

「顔が見える命」と「統計上の命」の概念を対比し、「統計上の命」を守ることに人々の関心を集めるには、ドイツ・メルケル首相のように「父母の顔を思い浮かべなさい」と動機づけの「見える化」が必要だと述べている。

物理学者であるメルケル首相は、個々具体的な事象に重きを置く方であろう。「顔が見える命」と「統計上の命」の間にメルケル首相を入れて考えると、その違いがだんだん霧消してくるから不思議である。両方の命を救うことの重要性は言うまでもないが、コロナ禍が厄介なのは、「顔が見える命」を救えるのは医療従事者しかいないという厳しい現実である。その格闘する姿に、ただただ低頭・感謝するのみである。一般人は「統計上の命」を救う策をひたすら遵守・応援するしかない。余談だが、我が国の教育者・思想家で物理学（究物理学）と言えば福沢諭吉翁のことが思い出される。1868（慶應4）年4月、慶應義塾の開校に当たり、「洋学の中でも先ず第一に学ぶべきは物理学」と、説いた翁の数多の著作には、今日でも教えられるところが多い。

「顔が見える命」と「統計上の命」の概念は、我々が学ぶ近現代史にも当てはまる。為政者（各界トップ指導者）は、常に「統計上の命」を守るため最善の施策を展開している

と胸を張るであろう。しかしこの為政者が「顔が見える命」を救出すべき事態に立ち至ったとき、必ずしもその方向には動いていないように思われる。我が国の歴史の中で両方を守ったという為政者の名前がなかなか浮んでこない。為政者からは、「私は忙しい、『顔が見える命』を救うのは担当役人の仕事だ」と、言われているようにも思える。

「大政奉還」、「江戸城無血開城」は、江戸市民を火の海から救い、「統計上の命」を守った。しかし両策を行ったヒーローが、「顔が見える命」を救える機会にぶつかったときの対応は、残念でならない。

歴史に若し (if) は禁物だが、敢えて禁を犯したい。

水戸天狗党の末路はご存知の通り悲劇的である。京都にいた徳川慶喜は、自分を頼つて越前国新保宿（福井県敦賀市）まで来た水戸天狗党の面々を、「武装反乱軍の入京を許すことは恐れ多い」と、全く思考の跡が見られない理由で、幕府の追討軍総括・相良藩主田沼玄蕃おほたかにその処分を任せてしまう。田沼は、彼等をニシン小屋に押し込め、降参人 823 人中実に 353 名を斬刑に処してしまった。353 名とは、大変な人数だが、「顔が見える命」であったことは間違いない。もし、慶喜がその多くを救っていれば、維新後の旧水戸藩内の抗争は、あれほどひどくならずに済んだのではなかろうか。

また、江戸無血開城の責任者・勝海舟は、ゴチャゴチャご託を並べるのをやめて、大久保利通、岩倉具視の命を待つのではなく、自らすんで、西郷隆盛説得に乗り出していたら、あるいは・・・と考えてしまう。巖本善治編『新訂一海舟座談』から、独特の勝ブシ（節）を引用する。

「ソレカラ、モ一度ソンナ事があつて、大久保が来て、態々、頼んだ。モウ二度とコンナ事はお頼みしませんと言つたんだもの。十年の時（西南戦争の時）は、もうソウソウ頼めまいじゃないか。その時は岩倉公から話があつた。西郷はどうだろうと問われるから、西郷は決して出ませんと言つた。スルト少したって、西郷も出たソウじゃないかと言われるから、出ても決して指揮はしませんと言ってやつた。西郷が謀叛の巨魁になるようじゃ、西郷の西郷たる所はありやしないよ。果たして西郷は終わりまで、一度も指揮はしなかつたよ。それからまた岩倉サンが、大層、ご馳走をして、どうか一つ行って治めてくれまいかと頼まれるのサ。ソウソウおれもいやだから、断わつたが、たってという頼みサ。それなら、行かないでもないが、全権ですよと言うと、全権とはどういう事かと言うから、それは何をするか分りヤアしません、大久保でも、木戸でも免職位は仕ますと言つたら、それでは困るというから、ソンナ事なら行くに及びません、公卿でもおやんなさいと言ってやつたのサ。」

西郷は、勝にとって「盟友」であり、まさに「顔が見える命」と言ってよいであろう。ご託は、自分の本心通りに動かなかつた（動けなかつた）悔しさ（自己弁護）の裏返しではなかろうか。「素直に、自分の気持ちに正直であつたら良かったジャナイカ」と言いたい。我が国トップ為政者には最後の一歩の踏み込みが足りないようにも思える。

トップ為政者ではない中堅官僚が「顔が見える命」を救っている。そうした例は多々あるであろう。天狗党と言えば、当時加賀藩に仕官していた佐野鼎かなえが、「顔が見える命」を救っていたことが、幾つかの文献にそつと載せられている。佐野は我が開成学園の創始者である（筆者は昭和 36 年開成高校卒）。山川菊栄『覚書・幕末の水戸藩』によれば、「(水戸弘道館の指導者で筆者菊栄の母方の祖父・青山延寿の兄・延光の息子) 勇（勇之介）は、

明治元年6月、人殺しにつけねらわれて、姿を隠す。明治4年11月3日に、東京へ現れるが、その間は金沢の蘭学者かつ英学者、進歩的な思想家・佐野鼎の元に身を潜め、小泉某と名乗ってその塾を手伝っていた。佐野は、万延元年、渡米した、新進気鋭のインテリである」と。弘道館の青山教授の家系に連なる菊栄の自伝的本書には、佐野に対する感謝の念に溢れている。また、天狗党の一方の旗頭・武田耕雲斎の一子源五郎（五男の猛）は、越前国新保宿から救出されるが、その状況は、未だ謎の部分が多いようである。柳原三佳『開成をつくった男—佐野鼎』は、佐野がその現場にいあわせ、救出に関わったとしている。源五郎は明治・大正の世に生き、法曹界で活躍、大正5年に64歳で亡くなっている。

開成学園の関係者で、佐野鼎の名前を知らない者はいないが、「顔が見える命」を救っていた事実は、あまり知られていない。佐野は、維新後早々に明治政府を退職し、1871年、開成の前身である共立学校を創設した。しかし僅か6年後の1877（明治10）年10月24日、コレラに罹患して世を去ってしまう。当警察史研究部会員が調査をしている追浜官修墓に眠る48名の命を奪った、同時期のコレラである。佐野はかぞえ49歳であった。もっと長生きしてくれていたら、あるいは「顔が見える命」と「統計上の命」の両方を救った為政者になっていたかもしれない。現在開成卒業生を中心に佐野鼎研究が盛んに行われているが、是非とも佐野の人間愛の豊かさと今日の開成の隆盛との繋がりにも焦点を合わせていただきたい。

「統計上の命」を守ることは、政治、行政、社会、あらゆる分野のトップ指導者が目指すところである。そこに、「顔が見える命」を救う機会が巡ってくれば、必ずこれを達成するように心掛ければ、ずっとずっとよい世の中になるのではなかろうか。

（2020年5月19日脱稿、習志野の自宅に閉じ込められて）

〔初出：『大警視だより』続刊第10号（加藤晶会長追悼号III、復刊第10号記念号、通巻第39号、令和2〈2020〉年7月1日刊）〕

コロナ禍と「大義名分」

警察政策学会警察史研究部会長
大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 権

思えば令和二年はなんとも致し方のない年となった。「コロナの魔神」に世界中の人々が「閉門・蟄居」を命じられた。

医療、保健関係の方々のご努力にはただただ感謝申し上げるばかりである。

小学校の友達が「人恋し、酒恋し、歌恋し、旅恋し、叫びたくなる」とメールしてきた。同感だ。

「蟄居」して、格別やることもないので、新聞雑誌を読みあさり、テレビにかじりつきとなる。「三密防止」、「キープ・ディスタンス」等々、今年の流行語大賞はコロナ関係で決まりであろう。そんな中で結構気になるのが「大義名分」の氾濫だ。

「オンライン診療に関して、院内感染を防ぐという大義名分も立てた」(日経 2020.6.10 朝刊)

橋田壽賀子『週刊新潮』(2020.5.7)「不謹慎ながら、今の状態が私には一番幸せなんです。“外に出てはいけない”という大義名分があるので人と会わないで済む。来客もないからお化粧もお洒落もしなくていい。一日中普段着でのんびり出来るから」(残念ながら橋田さんは 2021. 4. 5 お亡くなりになった。)

健康優先か経済優先かという大義名分のぶつかり合いは、現状、両立すべしという新たな大義名分となっている。

どれも大義名分を「行動を起こすにあたってその正当性を主張するための道理・根拠」という意味で使っており、格別問題はない。

この語は口頭会話にはまず使われない。文章に書いてあるのを見ていると、「アラブの大義」のように積極的なものもあるが、「大義名分が立たない」とか「大義名分がない」と否定的に使われているのが多い。

英語ではどう言うのだろうと調べてみると、そもそも大義や大義名分そのものの英訳はないとされている。かわりに、justice (正義) とか、in (for) the noble (great) cause of peace (平和の大義のため) とか、on the pretext of (・・・という大義名分で)、cannot be justified (大義名分が立たない) が出てくる。日本語のニュアンスをなんとか出そうと苦労していることが分かる。For the greater good of (大義のために) も、英語ニュースによく登場する。greater と比較級であるのは、大義と大義の衝突に備えたのであろうか。

『国史大辞典』で「大義名分」を引いてみた。「名分」を引けと指示される。故尾藤正英先生の解説がある。正直申し上げてよく分からぬが、要はつぎの二点に集約されるようだ。

1 「名分」に先立って、古代の儒学に「正名」論があった。「正名」とは「君、君たり、臣、臣たり、父、父たり、子、子たり」というように「名」と「実」が一致することが理想で、そうでない場合、たとえば君主が君主としての責任（「実」）を果たしていかなければ、君主としての地位（「名」）を失っても当然であるとして、易姓革命を是認する理論となる。徳川幕府を倒したのは「是」となる。名分から発して、より大きな比較級の正義、大義に至

っている。

2 また一方、「名分論」は、社会的地位（「名」）に対する絶対的無定量の忠義（「分」）を要求する。「大義、親を滅す」（『春秋左氏伝』隱公4年）とか「伽羅先代萩」の我が子の犠牲が述べられる。「名」の秩序は不変であることが望ましく、革命否定だとされる。この「大義」は即刻、社会的地位の最上位者、すなわち天皇、皇帝と結びつくようになる。

昭和12（1937）年の『国体の本義』（文部省）には、「大日本帝國は、萬世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ、我が萬古不易の國體である。而してこの大義に基づき、一大家族國家として億兆一心聖旨を奉體して、克く忠孝の美德を發揮する。これ、我が國體の精華とするところである。」とある。「名分」の言葉こそないが、「忠孝の美德を發揮する」部分が、「名分」に当たることは明らかである。太平洋戦争前の「大義名分」の一つの到達点である。「一大家族國家」とは後述の福沢諭吉「親子」説と関係するのであろうか。

1、2とも、「大義」と「名分」が混然として、ごっちゃになって、「大義名分」が形作られている。日本で作られた四文字熟語だそうだ。

かくて天皇陛下に無制限・無定量な忠義を尽くす「大義名分」が日本国中を占めた。

こうした傾向に猛然と異議を唱えたのが福沢諭吉である。

『学問のすすめ』（岩波文庫1942年）十一編「名分をもって偽君子を生ずるの論」から。「世の名分を主張する人は、この親子の交際をそのまま人間の交際に写し取らんとする」、実際の世の中は「皆大人と大人の仲間なり、他人と他人の付き合い」であるから、そんなことは出来ないので、遮二無二やろうとする。その結果、「その毒の吹き出すところは人間に流行する偽詐術策の容体なり。この病にかかるものを偽君子と名づく。」となる（P99）。

「忖度」の説明を聞いている気がする。

「名分とは虚飾の名目を言うなり。・・・この虚名の名目と実の職分とを入替にして、職分さえ守ればこの名分も差し支えあることなし。各々定めたる職分あらざるはなし。」（P104）。この部分は明治7年7月出版とのことであるが、現代的な卓見である。

『文明論之概略』（岩波文庫1995年）「第10章 自国の独立を論ず」から。

「人心の王室に向かうは・・・大義名分の然らしむるものなりとの説あれども、大義名分とは真実無妄の正理ならん。真実無妄の理は、人間の須臾も離るべからざるものなり。然るに鎌倉以来、人民の王室を知らざること、殆ど7百年に近し。」と（P270）。注がって、「真実無妄の正理」とは『中庸』第20章『誠』から（の引用だが）、道すなわち天理を一瞬といえども離れてはならないの意。」（P360）とある。しかし現実は鎌倉幕府成立以来700年も天皇陛下は忘れられていたではないか、徳川幕府が倒れたのは、天皇の力によるというよりも、幕府自体の力が弱体化して人々の期待に応えられなくなったからだと論じている。

『明治10年丁丑公論・瘦せ我慢の説』（講談社1985年）の「明治十年丁丑（ていちゅう）公論緒言」から。

「旧幕府及び諸藩の存在する間は、府藩の大義名分を守り、府藩斃れば翌日より新政府の大義名分を守り、旧に新に右に左にただ勢力と錢の存するところに随ってその処の大義名分を守るもの世上にその流れの人少なからず。・・・今西郷は兵を挙げて大義名分を破りたりといえども、その大義名分は今の政府に対しての大義名分なり、天下の道徳品行を害したるものにあらず」と。「西郷は天下の人物なり。日本狭しといえども、國法嚴なりといえども、豈一人を容るるに余地なからんや。日本は一日の日本に非ず・・・他日この人物を

用るの時あるべきなり。これまた惜しむべし。」とも。福沢は西郷が『文明論之概略』を高く評価していることを知つてから西郷びいきである。(前掲『文明論之概略』の松沢弘陽解説には、「有名なる故西郷翁なども通読したことと見え、少年子弟にこの著書は読むが宜しいと語りしことあり」との福沢の言葉が紹介されている。)

『文明論之概略』では、「一視同仁四海兄弟の大義」と「報国尽忠建国独立の大義」とが相争い、後者こそ「世界の勢いに於いて止むを得ざるもの」としたとのこと(小泉仰「福沢諭吉に於ける抵抗精神とナショナリズム」、『明治10年丁丑公論・瘦せ我慢の説』講談社に所収)。大義名分は、そもそも相争う宿命にあるようであるが、「正反合」の展開に欠けてい るように思われる。

福沢が「大義名分」を嫌ったのは明らかである。

人気番組「英雄たちの選択」シリーズの中から、我が川路大警視を扱つた「警察誕生－川路利良～恩人西郷との対決～」(NHK BSP 2019.7.3 再放送)のビデオを見直した。西南戦争を自らの戦争ととらえこれと正対した大警視の姿を描いているが、おそらく磯田道史先生の監修によるのであろう、伏線として、「起承転結」に配慮して、「大義名分」を上手に扱っている。プロはすごいなあと思う。

まず、鈴木蘆堂『大警視川路利良君傳』(東洋堂発行 1916)から、「私情寔に忍ぶべからずとするも、国家行政の活動は一日も休むべからず。大義の前に私情を抛つて、飽くまでも警察事業に献身せん」を引用して始まる(起)。

次に川路大警視の応召の求めに応じた旧会津藩家老佐川官兵衛の言葉が出てくる。

「皆ナ 衣食ニ窮シ 飢餓ニ迫ル 之ヲ養フハ我分ナリ」(『佐川官兵衛君父子之傳』)。「我分」の「分」は、「名分」のことであろう(承)。

転じて、旧会津藩士 篠澤虎之助(手帳に銃弾貫通の跡、殉職)の言。

「賊は西郷の為に一身を失う 是何事も玉師(帝王の軍隊)のある処を忘れて 西郷を尊ぶ その卑意を悲しむべし」(転)。

そして磯田先生のエンディング・クローズ(要旨)

「(当時の)薩長藩閥政体は本当の公であったと言えるのか、大久保たちの政権そのものが私になりうることだってある。(さらに考えると) 警察は民の税金によって養われている。税によって養われているのであれば、それなりのサービスを民にしないとだめなのではないか。」で終わる(結)。

川路大警視が進まんとした方向(第二の渡欧目的)を暗示しているようでもあるし、「大義名分」は、このように扱うのだよと教えられた気がする。

やはり歴史を経てきた「大義名分」には、人々の濃厚な思いが詰まっている。そういうことにも思いをいたしながら警察史研究を深めたい。対コロナ健康・経済両立の大義名分は達成するのが相当むずかしい。皆様のご健康ご活躍を心から念じる。

(2020.10.29 記)

[初出:『大警視だより』続刊第11号(加藤晶会長追悼号IV、通巻第40号、令和3年1月1日刊)]

(紹介) 廣瀬權氏『大警視だより』続刊寄稿中前輯収録稿一覧

- ・「「大警視川路利良研鑽会」の再スタートに当たって」第1号（通巻第30号、平成28〈2016〉年3月31日刊）（前輯〈学会資料第110号〉38頁以下に再録。）
 - ・「追浜官修墓地について考える」第2号（通巻第31号、平成28〈2016〉年8月1日刊）（前輯〈同〉127頁以下に再録。）
 - ・「苦難を乗り越えて—懲戒免職処分と対面した人々—」第3号（通巻第32号、平成29〈2017〉年7月1日刊）（前輯〈同〉未収録。同263頁以下参照。）
 - ・「川路大警視のアンドロイド（人間型ロボット）を作ろう！」第3号（通巻第32号、平成29〈2017〉年7月1日刊）（前輯〈同〉未収録。）
 - ・「大久保利通暗殺事件（紀尾井坂事件）後にとられた諸対策」第4号（通巻第33号、平成29〈2017〉年7月1日刊）（前輯〈同〉49頁以下に再録。）
 - ・「使い走り、走狗」がなんだ！」第4号（通巻第33号、平成29〈2017〉年7月1日刊）（前輯〈同〉281頁以下に再録。）
 - ・「懲戒処分・恩赦・懲戒免除制度に関する考察」第5号（通巻第34号、平成30〈2018〉年1月1日刊）（前輯〈同〉未収録。同263頁以下参照。）
 - ・「朝井まかで『銀の猫』を読んで」第5号（通巻第34号、平成30〈2018〉年1月1日刊）（前輯〈同〉283頁以下に再録。）
 - ・「原点回帰」第6号（通巻第35号、平成30〈2018〉年7月1日刊）（前輯〈同〉292頁以下に再録。）
 - ・「我が国における懲戒免除制度の変遷」第6号（通巻第35号、平成30〈2018〉年7月1日刊）（前輯〈同〉未収録。同263頁以下参照。）
 - ・「葉室麟文学の頂上を目指して（1）」第6号（通巻第35号、平成30〈2018〉年7月1日刊）（前輯〈同〉285頁以下に再録。）
 - ・「NHKスペシャル「シリーズ07未解決事件—警察庁長官狙撃事件」を見て」第7号（通巻第36号、平成最終号、平成31〈2019〉年1月1日刊）（前輯〈同〉53頁以下に再録。）
 - ・「葉室麟文学の頂上を目指して（2）」第7号（通巻第36号、平成最終号、平成31〈2019〉年1月1日刊）（前輯〈同〉286頁以下に再録。）
 - ・「平成の「仁義」作家・葉室麟」第7号（加藤晶会長追悼号I、通巻第37号、令和元〈2019〉年7月1日刊）（前輯〈同〉289頁以下に再録。）
 - ・「加藤晶先生 ありがとうございました」第8号（加藤晶会長追悼号I、通巻第37号、令和元〈2019〉年7月1日刊）（前輯〈同〉215頁以下に再録。）
 - ・「故加藤晶先生追悼挨拶」第9号（加藤晶会長追悼号II、通巻第38号、令和2〈2020〉年1月1日刊）（前輯〈同〉218頁以下に再録。）
- (参考)・廣瀬權「序文『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』」（前輯〈同〉-1-～-3-頁）　・本輯収録稿については本輯「第3篇 廣瀬權氏拾遺続輯」137～189頁参照。
- ・廣瀬權「この際、川路利良大警視をもう一度勉強する」『大警視だより』続刊第12号（福永英男前部会長追悼号、通巻第41号、令和3〈2021〉年7月1日刊）

第4篇 警察教養史研究

ハイデガー「存在と時間」から学ぶ（警察官として）

元中部管区警察局長 恵良 道信

〔目 次〕

1 はじめに	191
2 「存在と時間」の概要	192
3 警察として参考にできると思われる点	194
4 おわりに	196

1 はじめに

何度も読み返す必要のある本であるが、最初に読んで感じた次の2点を示し、導入したい。

(1) 人間（ハイデガーに従い以下「現存在」という）は世界内存在だとした点

現存在は、通常、外界を認識の対象物として認識し、それを理解していくという形をとる。近代自然科学の哲学的祖となっている、デカルト、カントはこのような認識論を中心に理論を開発し、この結果、自然科学はめざましい発達をとげた。

デカルトの「我思う、ゆえに我あり」との基本認識は、認識、思考する我を基点として、対象物の世界をとらえるというものである。しかしながらそこでは、思考する我については、掘り下げる議論はなされず、我的存在は自明なものとして、存在への問い合わせはなされていない。認識の対象と、認識する我の間には断絶があるのである。ハイデガーはそれを問うた。

問うに当たりハイデガーは、現存在を、まず第一に、世界内存在であるとした。現存在は、利用する道具や他者（共現存在という。）とともに世界内にある存在としたのである。すなわち世界は、われわれの対象物ではなく、われわれは、その内にあるものであり、他者は共なる共現存在であり、我とこれらのあいだには、いわば断絶はないとしたのである。

世界や他者を対象物ととらえるデカルト等の哲学のもとで発達した近代科学は、著しく発展した一方で、地球温暖化等をもたらし、その限界を呈しているかに見える。また、我対世界、我対他者の二項対立でとらえるともいえるデカルト等の認識論は、自国中心主義を生み出し、これらは世界に対して挑戦的で、攪乱要因ともなっている。

ハイデガーは、世界をいわば現存在と一体としてとらえているので、世界を対象としてむさぼり尽くす現状には、行き過ぎとの評価くだすであろうし、また他者を共現存在とと

らえるので、自国第一主義には否定的な態度をとるであろう。

(2) 死を考えることが現存在の本的な生き方につながるとした点

警察官は、国民の生命、身体、財産を守るという職掌柄、特に国民の生命を守るために、みずから生命を犠牲にすることも、その限界状況においては、可能性としてありうる存在である。従って、常に自らの死を可能性において、考慮にいれておかなければならない。

ハイデガーは、死は誰も代替できないそのひとの最も固有のものであり、またそこで生が終わるという意味で全体的なものであるので、死の可能性に自らを投げ入れる（投企）と、その人の最も固有で全うき本的な存在が開示され、それを獲得できるとした。

警察官は、死の可能性を念頭に入れておかねばならない存在であることを考えると、最も固有な本的な存在に近い条件にあるといえる。

2 「存在と時間」の概要

(1) 世界内存在

ハイデガーは、デカルト、カントの認識論中心の哲学に欠けた存在論を、問うていかなければならぬと考え、存在一般の意味に焦点をあてた。そのための通路として、まず、現存在の存在の構造を分析し、その意味をさぐっていったのである。現存在は自ら存在であるし、自らの存在に問うことのできる存在でもある。そこから、存在の意味を問うていって、存在一般（道具的存在者～道具のことや、事物的存在者～自然事物などを含む）の意味を明らかにしようとした。そこで、最初に出てくる現存在の性質が、1 (1) に見た世界内存在であったのである。

(2) 気遣いと被投性

ハイデガーは、現存在の意味は、まず、気遣いであるとする。道具的存在者を差配することは、それを気遣っていることであるし、共現存在には常に気遣いを向けており、また自分自身を案じて気遣っているというふうに、あらゆる方向に気遣いを向けており、気遣いを差し当たっての存在の意味ととらえる。

ところで、現存在は自分で選択もしないのに、世界へ投げ入れられた（被投性）存在である。気がついたら、理由もわからず、根拠もなしに世界に投げ入れられていたというわけである。

(3) 情状性としての不安

気遣いは、被投された自己を気遣う。

ところが、被投された自己は、根拠もなしに世界に投げ入れられたのであり、世界は確

たるものとしての根拠を与えてくれるわけでもない。そこで、実際には、世界は根拠のない無ではないか、世界のなかで、いろいろと有意義的につながっているかに見える存在者も、無意義・無意味ではないかとの疑念をもつにいたり、常に不安な気分のなかにいる状態になる（情状性）。

情状性は、現存在の根本情状性であり、理由のない「漠とした不安」は生涯続くのものである。

（4）頽落

現存在は（3）の根本情状性の不安さ、不気味さを回避しようとする。自己の根底にある被投性の存在から目をそらし、世の中の周りにある日常に目を向け、没入し「世人」となる。世人の様態は、空談、好奇心、曖昧性で表され、これを頽落という。公共性、規則、道徳も頽落のなかにあり、皆がするから自分もするというような状態は、それに捕らわれた、非本来の姿としてとらえる。ただし、これは価値判断には無関係なもので、皆、頽落の状態にあるとして、通常こうであるものなのである。

（5）良心

現存在は、負い目を負った存在である。

一つは、無根拠のうちに世界のうちに投げ込まれ、そのことについて責任は無いのに、無根拠のうちに存在しているという負い目を負っていて、そのことについて責任をかんじているということである。自分に責任はないのに、責任をかんじる存在なのである。

二つには、現存在は、生きていくからには、諸々の場面で、多くの自由な選択可能性のなかで多くを選択することなく、いわば捨てて、自分の選択するもののみを選択して生きているということである。これは、背後に選択されなかつたものの山を築いて来ているということであり、これに負い目＝責任を感じている。これは、生きていくこと自体が、負い目＝責任を積み重ねていくということであり、責任は次第に加重されていく。

ちなみにこれらのこととは、法律上の責任は全くない事柄である。しかし、法律上の責任を生じさせる責任＝メタ責任はここにあるということができる。

人生を積み重ねるにつれ、不安は続き、負い目＝責任が加重され、これが良心の声となって、頽落から自己の方へ、目が向き返され、固有の自己が「良心を持て」と呼びかけられるようになる。

（6）良心に基づく先駆的決意性

おのれの被投された固有の自己である現存在は、遂には良心の呼びかけに応じて、決意する。固有の自己の決意は中途半端なものではない。それは究極の固有性、究極の全うさを目指すものである。

これは、1（2）に記した死の可能性を目指して、自己を投企することに他ならない。この投企を先駆といい、この先駆的決意性により、もっとも固有で完全性をそなえた、本来

的自己が開かれる。同時にそれまでの頽落した世界が新たな意味をもって開かれるのである。

ここでひとつ振り返って、自己の存在の意味とされた、気遣いがどのように存在として作用しているか、見ておく必要があるだろう。ハイデガーは気遣いの構造は「(世界内部的に出会われる存在者)のもとでの存在として、おのれに先んじて(世界)の内すでに存在している。」と規定されるとする。(ハイデガー 世界の名著74 原佑編 p332 参照)

すなわち、存在者にかかわる(気遣う)存在、おのれに先んずる(先を気遣う)存在、すでに存在している(以前を気遣う)存在、これらが(実存論は可能性を重くみるので)先んずる存在を中心に一体となっている存在である。これを先駆決意性に基づく本的自己の開示に当てはめてみると、すでに存在している存在は被投された固有の自己であり、おのれに先んずる存在は投企する自己であり、存在者にかかわる存在は、新たな意味を持つ世界にかかわる自己であり、実存論的イメージとしては、これらが新たな世界で、前向きに一体となっているものであるということができるであろう。

(7) 先駆的決意性と時間性

(6) でみた気遣いの構造に時間的要素を加えてみると、すでに存在しているを「既在」とし、おのれに先んずるを「到来」とし、新たな世界の存在者にかかわるを「現成化」としこれら時間的要素が一体となり、現存在の実存をもたらすことになるわけである。ここで気遣いは、じつは時間性に置き換えられることがあきらかになる。現存在の存在の意味は時間性なのである。時間性において、現存在は存在するのである。現存在のある(=存在)とは時間性なのである。

既在がなぜ到来と一体になれるかは説明が必要かもしない。

我々の行動や、考え方、実は常に前に進む場合においては、いったん過去に回帰し、その中から有用なものを見いだしたうえで、新たな要素を付け加え方向をさだめていっている。すなわち、回帰的に到来しつつ一体となって進んでいるのであり、その意味では前進(到来)は常に回帰的要素(既在)をもつといえるのである。

3 警察として参考にできると思われる点

(1) 共現存在としての国民への配慮

警察は治安の専門家として、その知識は一般国民より豊富である。しかし、政策策定に当たって専門家の意見を国民に押しつける結果になっては、あまり効果は期待はできないものとなってしまうだろう。実際にはそのようなケースはほとんど見かけるものではないが、国民も警察も、お互いに世界内における共現存在なのであり、むしろ国民の立場に立ち、そのなかに入って、やりかたを考えていくという点には十分心がけておいたほうがよいであろう。ある警察政策の講演会で、ある警察幹部が「政策として正しいことを行うのではなく、国民ののぞむことを行うのである。」といっていたが、卓見であると感心したものである。

(2) 服務の宣誓（國家公安委員会規則）について

我々は、任官した際に、服務の宣誓を行うが、その内容は「・・・何ものにもとらわれず、何ものをもおそれず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、・・・職務の遂行に当たることを固く誓います。」というものであった。この部分は、存在と時間における、先駆的決意性がもたらす、本来的自己を表現したものととらえることができる。

本来的自己は、頽落した非本来的自己と違い日常的な周囲のものにとらわれていない。従って、何ものにもとらわれていない。

何ものをもおそれずに関しては、おそれるとは不安が対象にとらわれた状態を表し、まさにおそろしいものにとらわれていることをしめしており、おそれずとはとらわれていない本来的自己をしめす。不安自体は、根本的情状性として、誰にも否定できないものであり、さらには良心を呼び覚ましさえするものもある。

なにものをも憎まずに関しても、これは、憎むという感情およびその対象にとらわれていない本来的自己をあらわしている。

良心のみに従いにかんしては、良心は、先駆的決意性を導きだし本来的自己の開示につながる基になるものであるということができる。

以上を見ると、服務の宣誓は、ハイデガー哲学にいう、何ものにもとらわれない本来的自己およびそれを導く良心について表現したものになっている。服務の宣誓は、通常、職業倫理を内容とするものが多いと思われるが、引用部分は、メタ倫理（＝哲学）と解すことのできるものとなっている。

(3) 死への先駆について（再言及）

死への先駆を通じての本来性の開示までのステップは、ハイデガーは、哲学者としての論理性を重視して、その劇的側面、なまなましさについては、抑制して記しているようにも思われる。ただ、私も含めて普通の人間にとっては、そのような階梯を論理に即して歩んでいけば、その結果、本来的自己が簡単に開示される、というようなものではないようと思われる。もちろん警察官において、日々死の可能性を考え、意志的につとめれば、それはそれで大変貴重なものをもたらすものである、と考えるところである。

しかし、現実におきる、本来的自己開示のなまなましさも記しておく必要もあるとおもわれる。

城山三郎という作家が、テレビで「大成したひとは、必ず二つを経験している。大病と左遷である。」といったのを、聞いた記憶がある。そのような人物は、望まない苦しいその経験をへて、本来的自己を獲得し、結果、大きなことを成し遂げたものと思われる。

大病は、死が目前に有り、死を覚悟し、絶望にもおそれ、自分を諦めるところまで追い詰められ、そこで、思い切って自己放棄（自己を擬似的に死へ投げ込む）した結果、本来的自己が立ち現れ、大成していくことであろう。また左遷についても、その人はだれも寄りつかなくなり、寂しく苦しい中（誰も寄りつかないのは、固有の自己に近い。）精神にも異常を来す寸前までいき、思い切った自己放棄がなされ、本来的自己が開示され

たのであろう。

このような、異常な極限状況を、しかも2つ経験してたえるということは、さすがに大成する人は違うと考えるが、これとて、主体的意志で進んで経験したことではない。

自ら求めていく先駆的決意性が、いかに大変なことであるかがわかる。

(4) 良質な既在性の確保

国家・国民を一人の現存在に擬制的になぞらえれば、それは到来、現成化、既在の時間性の構造を持つことになる。国民が何か将来的にこうあってほしいと警察に期待（到来）するとすれば、いったん過去から現在までの警察のあり方、業績（既在）に立ち返りそのうえで将来（到来）をイメージし期待する。

既在が土台となるのである。既在とは過去の蓄積であり、それは、明治以降なされてきた警察のありよう、業績は言うに及ばず、遠く江戸の武士・侍のありようまで及ぶ。明治の警察の既在は江戸の武士・侍にあり、それが国民の期待（到来）のもととなり、それらがさらに今の警察の既在になっているのである。もし侍・武士という既在がなければ、明治の警察はもっと違った、あるいはもっと強権的なものになっていたかもしれないし、それがずっと既在として現代まで、影響を及ぼしていたかもしれない。いまの安定した治安はなかったかもしれない。既在は、歴史的なものにまでおよび、いかに重要なものであるかということであるが、我々警察は、いかなる将来（到来）も既在（過去の蓄積）であるとの実存論的真理をふまえ、立派な既在たるべく努力をしなければならないのであろう。それは到来にむけて努力することでもある。

4 おわりに

「存在と時間」は、現存在の存在の意味の解明をつうじて、存在一般の意味をとらえること目標としていた。しかし、現存在の意味は時間性である、との解明までで中断された未完の書になっている。すすめるに難があつて中断されたかは、判然としないが、結果として人間存在の解明だけが本となつた。従つてそれだけで満足しなければならないが、それだけでも大変なインパクトをあたえた、20世紀最大の哲学書との評価があるほどであり、哲学を専門にしたことのない私も、それを素直に受け止めたい。ハイデガーに敬意を称してこの文を閉じる。

[参考文献]

○ハイデガー 世界の名著 74 責任編集 原佑 中央公論社

○ハイデガー哲学入門－「存在と時間」を読む 仲正昌樹 講談社現代新書 2341

(明治安田生命保険相互会社勤務)

[本稿は、警察教養史研究のために新たに書き下ろしていただいたものである。厚く御礼申し上げます。]

【特別寄稿】

明治監獄制度史研究と警察関係史料
—新出の『警察監獄学校設立始末』について—

舞鶴工業高等専門学校人文科学部門教授 児玉 圭司

1 筆者は、日本法制史を専攻し、明治期から終戦直後までの監獄制度の展開を研究テーマとしている。監獄—現行法では刑事施設と呼称される一は、現在では法務省の管下に置かれているが、明治初期を除いて、明治 33（1900）年まで内務省が管轄していた。

そのため、監獄制度に関する史料を涉獵していると、警察制度にゆかりの一次史料に遭遇することがある。本稿では、それら史料の中から、近年発見して論文でも扱った『警察監獄学校設立始末』を取り上げ、簡単にご紹介したい¹。

2 『警察監獄学校設立始末』は、明治 32 年から同 37 年にかけて存在し、警察官・監獄官の養成にあたった警察監獄学校の設立経緯を記した簿冊である。収められた文書の一部には、当時の警保局書記官・松井茂や監獄事務官・小河滋次郎の押印があることから、本簿冊は公文書の原本と写しからなっているものと思われる。

警察監獄学校については、高橋雄豺氏²や、行刑史の分野から得られた成果³も存在するが、本簿冊により、先行研究では触れられていない同校の設立目的を確認することができる。

本簿冊は意外なところで発見された。東京大学名誉教授で、最高裁判所判事や宮内庁参与を歴任した法学者・團藤重光の旧蔵史料（以下、團藤文庫と称する。）が龍谷大学矯正・保護総合センターに収められており⁴、筆者は同センターのプロジェクトの一環で、團藤文庫を用いた研究を行っている。その過程で、本簿冊の存在が判明したのである。明治 30 年代に存在した警察監獄学校に関する簿冊がなぜ團藤の手元にあったのか（團藤は大正 2 年生まれ）、その由来は未だ解明されていない。

3 警察監獄学校の設立目的について、先行研究は「条約改正に備える諸準備の一として、警官並に監獄官吏の素質を向上せしめる意図の下に創立せられた」⁵などと記し、明治 32 年に発効した改正条約（治外法権の撤廃）との関連を指摘してきた。

ところが、本簿冊からは、学校の当初の設立目的が巡査・看守の人材難解消にあったこ

¹ 詳しくは、福島至編『團藤重光研究』（日本評論社、2020 年）所収・拙稿「團藤文庫『警察監獄学校設立始末』から見えてくるもの」175 頁以下を参照のこと。

² 高橋雄豺『明治警察史研究 第 1 卷 明治年代の警察幹部教養』（令文社、1960 年）所収「明治三十二年の警察監獄学校」181 頁以下。

³ 矯正図書館編『資料・監獄官練習所』（矯正協会、1977 年）93 頁以下。

⁴ 龍谷大学矯正・保護総合センターの Web サイトには「團藤プロジェクト」の特設ページが設けられており（<https://rcrc.ryukoku.ac.jp/dandoubunko/>）（2020 年 11 月 2 日閲覧）、同所で公開されているデジタル化資料の中に、『警察監獄学校設立始末』も含まれている

（<https://rcrc.ryukoku.ac.jp/dandoubunko/pdf/kangoku/kangoku.pdf>）（2020 年 11 月 2 日閲覧）。

⁵ 菅田長平「五十年前の思い出（二）」『刑政』71 卷 3 号（1960 年）64 頁。

とを確認できる。また、同校では広く志願者を募ったうえで試験によって学生を選抜し、その卒業生には、当時はまだごく少数であった尋常中学校（明治32年以降の中学校にあたる）の卒業生と同様に、判任官の資格を付与することが構想されていた。すなわち、警察官・監獄官を一から養成するための専門教育機関として位置づけられていたのである。

現実には、開校後の警察監獄学校は、少なくとも監獄官については各監獄で一定の地位にある者を招集して研修を行う形となつたが、そこにいたるまでに幾度もの構想の変遷があったことが明らかになったといえる。

なお、警察監獄学校の設置前後から、現在の刑務所長にあたる典獄のキャリアに大きな変化が生じており⁶、同校の存在は、内務省全体の機構改革・官吏任用計画とも連動するものであったと思われる。

4 このように、令和の時代になっても、時折新たな史料が見つかり、先人たちの研究業績に新たな要素を付け加えることができる。法制史の立場から、こうした営みに僅かでも参画できることを、筆者としてはとても楽しく、ありがたく感じている。

（執筆者紹介）

兒玉 圭司（こだま けいじ）

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学。現在、舞鶴工業高等専門学校人文科学部門教授、龍谷大学矯正・保護総合センター嘱託研究員。専門は日本法制史。

近時の業績として、福島至編『團藤重光研究—法思想・立法論、最高裁判事時代』（日本評論社、2020年）所収「團藤文庫『警察監獄学校設立始末』から見えてくるもの—明治32年・警察監獄学校の設立経緯」、「大正・昭和戦前期における未決拘禁制度改革—未決拘禁施設の独立をめぐって—」『法学紀要（日本大学）』61巻（2020年）、「近代日本の自由刑における刑種の変遷」『法律時報』93巻4号（2021年）ほか。

〔初出：『大警視だより』続刊第11号（加藤晶会長追悼号IV、通巻第40号、令和3年1月1日刊）〕

⁶ 前掲注1論文、および拙稿「明治中・後期の典獄」『法史学研究会会報』23号（2020年）137頁以下。

韓国語専科上級課程開設初期の回顧

一天理大学委託教育から警察自前の専門課程へ—

警察政策学会警察史研究部会員 川野邊 寛

〔目 次〕

はじめに.....	199
1 昭和 45 年以降の外国語専門課程	200
2 外国語教官室発足以後の室長.....	200
3 韓国語専科生.....	200
4 授業.....	200
5 寮生活.....	202
6 特殊な出来事.....	204
7 上級課程への進級.....	205
8 卒業弁論大会.....	206
9 相場清先生について.....	206

はじめに

警察における朝鮮語教育は、相場清先生、橋本一天先生によって昭和 38 (1963) 年ころから朝鮮語の基礎的教養が小平市所在の関東管区警察学校で行われていたほか、警視庁警察学校においても両先生によって始められ、同警察学校では、その後も吉野先生（朝鮮から引揚後、神奈川県警察在職中に警視庁に講師として迎えられた。）に引き継がれて行われていた（通称吉野学校）。

また、朝鮮語及び中国語は、天理大学に委託しての教養が行われてきたところ、昭和 40 年代に大学紛争が激しくなり、語学生の大学委託教育の存続について検討されたと言われる。朝鮮語教育においては、昭和 44 (1969) 年天理大学 1 年修了者と関東管区警察学校で 1 年教育を受けた者に対して、合同試験を実施した結果、管区学校組が上位を占め、天理組の成績は振るわなかつたことから、昭和 45 (1970) 年、天理組が吸收統合されて朝鮮語上級課程が発足し、この年の入校生が第一期生となった。中国語においても天理大への委託が同時に中止され、関東管区警察学校に外国語教官室が設置されて、全国専科として各課程が開設された。

以下本稿では、筆者が入校していた昭和 46 (1971) 年から同 48 (1973) 年の韓国語専科の授業内容等について言及しておくこととする。なお、昭和 60 (1985) 年 4 月、警察大学校国際捜査研修所（中野区所在。平成 18 〈2006〉年 4 月国際警察センターに改称。）の設立とともに、関東管区警察学校での外国語教養は、同所国際捜査第二研修室に組織換えされ、更にその後、平成 13 (2001) 年 8 月に警察大学校の新校舎（府中市朝日町所在）

が落成したことにより、小平市での教養も終了した。

1 昭和45年以降の外国語専門課程

(1) 朝鮮語専科基礎課程（1年間）

*昭和46年から韓国語専科に名称変更

(2) 同 上級課程（1年間）

第一期生 昭和45年4月入校（これ以前は天理大学委託）

(3) 中国語専科基礎課程（1年間）

第一期生 昭和45年4月入校（これ以前は天理大学委託）

(4) ロシア語専科基礎課程（1年間）

第一期生 昭和46年4月（これ以前はニコライ学院委託）

*ロシア語は昭和46年から

その後、英語専科、広東語専科などに拡大されていった。

2 外国語教官室発足以後の室長

昭和45年 松本警視（石川県警）

昭和46年 田所警視（鳥取県警）

昭和47年 岡田警視（北海道警）

3 韓国語専科生（昭和46年朝鮮語から韓国語に変更）

昭和46（1971）年4月、全国から20名（宮城1、山形1、埼玉1、千葉1、警視庁2、神奈川1、新潟1、静岡1、愛知1、石川1、京都1、大阪1、兵庫2、広島1、山口1、福岡1、長崎1、宮崎1）が選抜され、法務省から2名の入国警備官が委託学生として加わり、総員22名の韓国語基礎課程（語学名を朝鮮語から韓国語に変更）がスタートした。年齢は最年少が20歳、最年長は26歳であった。既婚者は1名で他は全員独身、階級は2名の巡査部長のほかは全員巡査であった。

4 授業

(1) 講師・教官

韓国語の先生方は、講師では、戦時に特務機関員であった橋本一天先生、同じく特務機関員あがりで元大阪毎日新聞記者の喜多先生、日韓条約基本条約締結（昭和40年）後韓国から引き揚げ天理大学の講師をしていて教授心得として迎えられた若い松浦智寛先生、韓国文教部（身分は韓国大使館員）から派遣されていた申先生の4人。

教官は警視庁から出向している元朝鮮総督府警察官の山田先生（警部補）、神奈川県警か

ら出向の馬場先生（語学卒業生の警部補）、警視庁から出向の雲木先生（語学卒業生の巡查部長）の3人で総勢7人（雲木先生以外は既に故人となられた。）であった。

（2）授業内容

授業は、午前8時半から2時限、午後は1時から4時まで2時限の1日4時限が語学の授業に当てられ、午後4時から5時までが課外活動で体育や術科で体を動かして気分転換が行われていた。

＜基礎課程＞

基礎課程の授業は、入校当初の頃は喜多先生と松浦先生による基礎的な発音などが徹底して教えられた。日本語の51文字に相当する基本文字が144文字。母音は基本母音10音、複合母音7音の計17音、音声は、平音・激音・硬音の3音があり、発音がスムーズになるようになるまで、2か月位は、来る日も来る日も徹底して発音の練習をさせられた。

また、喜多先生は、韓国国民学校（小学校）1年生の使用する国語の教科書を授業に取り入れて、文字通り1年生になったように読み書きを教えてくれた。

「アボジ アンニヨン ハシムニカ（おとうさん おはようございます）」

「オモニ アンニヨン ハシムニカ（おかあさん おはようございます）」

というように。

3か月もすると、発音や文字の読み書きの基本は、どうにか身についた。この頃になると、授業では一切、日本語が使えなくなり、説明や質問も全て韓国語で行われた。また、教官室での先生との会話も韓国語を使わなければならなかつた。

そのほか、朝鮮半島の山脈や山、川、平野の名前、道（県）の位置と都市名などを始めとする地理、気候、風土、民族、習慣、民族特有の諸動作なども勉強した。これも全て原語での授業である。これは、卒業後、密航者などを取調べた際に大変役に立った。「本当にその住所なら、確か君の家のそばには、○○川があって、東側に○○山がみえるはず。鉄道の駅は○○だな。」と話しかけると、これまで嘘ばかり言っていた被疑者は、一発で正直に話しだす。自供した後の雑談で、被疑者が言うには、日本の警察でなく、韓国の特務機関の取調べを受けているような錯覚に陥ってしまったとのことであった。

また、慣習や習慣も大きな要素であった。韓国社会の慣習は、儒教の教えからきているものが多くを占めている。これは、日本も昔は同じであった。例えば、年長者を敬うことなど多くのことがほぼ同じであるが、最近では残念ながら、忘れられた遠い過去の代物と化してしまったような気がする。韓国でも最近は、日本と同じ経路をたどっているようであるが、昭和40年代の韓国は、儒教の教えが世の中に浸透していた。

習慣も大事であった。例えば、朝起きて顔を洗う。日本人は、洗面器に両手をいれ水をくって、手を動かして顔を洗う。しかし、朝鮮民族は、手は動かさずに、顔を動かして手にこすりつけるのである。また、酒席や喫煙のマナーなども教えられた。

将来、朝鮮人に成りきらねばならない時があるのかも知れないなどと想像をめぐらした。

そのほか、韓国の漢字「千字文」の勉強。韓国にも同音語が沢山ある。そのため、漢字は全て決まった言い方がある。例えば、私の姓「川野邊」の川はチョンであるが、同じチ

ヨンという漢字は多数あるので、流れる川というように言わなければならない。

また、朝鮮の民謡などの歌唱指導や演題自由の順番制によるスピーチなどもあった。これらは変化のない語学学習の中にあって、ストレス解消にもなった。

＜上級課程＞

基礎課程に引き続き、2年目の上級課程では、主に橋本先生、申先生による実践的会話、職務質問、取り調べ、与えられたテーマに対する韓国語での自由討論や課題発表等（例；自分の生き立ち、将来の希望…）等が行われた。

(3) 全校が休校中も授業続行

基礎課程に入校した昭和46（1971）年は、成田空港建設反対闘争がエスカレートしていった時期であった。入校中の関東管区機動隊は毎日のように学校から出動していった。また、ベトナム戦争反対米軍基地闘争、沖縄返還、佐藤総理訪米阻止闘争などの大警備が連日連夜行われていて、渋谷暴動事件では、学校から出動した管区機動隊員（新潟県警）が殉職した。

初級幹部科、正科に警視庁から入校中の全学生約200人によって特機部隊が編成されて出動していき、学校は休校となる。

最大の警備体制が布かれたのは、沖縄返還阻止・佐藤訪米阻止闘争のときであった。北海道と九州、四国を除き、本州全県の機動隊と東北・関東・中部・近畿・中国管区機動隊が首都圏に集結した。この時が極左暴力集団（主力は革マル、中核、革労協）との首都圏最大の決戦となった（翌年、浅間山荘事件が勃発し、これを境に学生運動は衰退していった。）。

関東管区警察学校は、東北・中国管区機動隊の宿舎となった。学生寮のほか全教室の机と椅子を運び出し、廊下に積み上げて、教室に毛布を運び入れて機動隊の宿舎にあてた。この作業には、唯一在校している語学生があたった。

数か月間、学校は休校となり、入校中の学生はそれぞれの所属に戻っていった。しかし、外国語専科だけは閉鎖されなかった。プールサイドに2階建てのプレハブが急速建てられ、韓国語基礎、同上級、ロシア語基礎課程、中国語基礎課程の4教室が設けられた。日本国中の全警察官が警戒態勢をとっているときも、語学生は例外措置がとられ勉学に専念することができた。

関東管区警察学校は、東京都小平市の西のはずれに位置し、冬の寒さは半端ではなかつた。冷たい寒風が吹きつけ、日陰の霜柱は春まで溶けない。プールには、分厚い氷が張り、これも春まで溶けない。厳しい寒さの中、暖房設備のない急造のプレハブ小屋で、一冬を過ごしたが、現場に出動している警察官の苦労を思えば、自分達の恵まれている境遇に感謝し、ひたすら学業に専念した。

5 寮生活

学生寮は、4階建ての建物が6棟ある。第1・2寮は関東管区機動隊、第3寮が私達専

科生、第4と5寮西側は初級幹部科生、第5東側と6寮に正科生が入っている。

寮室は、1部屋16人で、入口を入るとベニヤ板で左右に仕切られ、それぞれ8人の自習机とベッドが備え付けられている。ベッドは木製2段式で、一方が壁になっている。部屋の暖房は、一応スチームが通っているが、触ると暖かい程度のものであったが、これも夜10時には止まる。その後は午前1時ころまで、制服の防寒衣を頭から被って机に向かうのが毎日の日課の最後の業であった。

<食事>

食事は、盛付け・配膳・後片付けの全てを自分達でしなければならなかった。少ない人数だったので、当番制をとらずに皆で協力して、そのつど盛付、配膳をしたが、月日が経つにつれ要領のよい者は、いつも準備が終わった頃を見計らって食堂にくる。しかし、それを咎める者はいなかった。それを指摘してしまうと、お互に2年間いやな思いや反目したまま、過ごさねばならなくなることを皆が分かっていた。集団生活を長くしていると、完璧な人間など存在しないことを自覚させられる。それぞれが、手を抜くところを見つけ、少しずつ我慢や自我が表に出てくる。そして、それは自分も決して例外ではなかった。

今でも私達同期生は、4年に一度、同期生会を各県持ち回り開催している。若き日に共に勉学に勤しみ、苦しさを乗り越え、世間の若者が遊びに夢中になり、青春を謳歌している時期、お互いを認め合いながら共に励ましあい、切磋琢磨して、苦しい2年間を乗り切ったからこそ、固い絆で結ばれた同期生会が、今まで続いているものと思われる。同期生会が今でもきちんと行われているのは私達の期だけである。

3年前に新潟で行われた同期生会に、癌で闘病生活を送っていた松浦智寛教授が病をおして出席（毎回出席）された。今回も、どうしても出たいとのことで付き添いを買って出て奥様と一緒に介護して新潟を往復した。宴会にも出席され、韓国語で挨拶され、温泉にも教授を囲み全員で入ることが出来た。その同期生会の後、数か月して帰らぬ人となった。心から御冥福をお祈りいたす次第である。

<点呼破り>

起床は6時であるが、起きられない。毎夜遅くまで勉強していて、予習復習を終え寝るのは、毎晩0時を回ってしまう。広大な敷地の北側にグラウンドがあり、点呼は、このグラウンドに、右翼から正科（現在の警部補任用科で当時は6か月間の教養期間）、初級幹部科（現在の巡査部長任用科で当時3か月間）、各専科の順に整列して、正科総代の号令で行われる。専科の最右翼は、外国語専科で、韓国語上級課程、同基礎課程、中国語基礎課程、ロシア語基礎課程、その他の専科の順に整列するのであるが、外国語専科は各課程とも5~6人しか出でていない。

「番号」の号令がかかると、5~6人で22まで呼称して、最後の誰かが「22」と発すると、すかさず誰かが「満（マン）」と叫んで済ませるのである。もちろん、高い点呼台から見下ろしている当直教官からは丸見えである。

専科は、語学以外にも当時は多くの専科があった。鑑識や簿記、無線自動車など特殊技能の各分野に亘っていた。その中で、語学専科生だけが点呼を常習的に欠席して、規律を乱していた。学校当局は、夜遅くまで一生懸命勉強している語学生に対しては、大目に見

てくれていたが、それを特権意識のような振る舞いを重ねていたと反省しきりである。

〈空腹に耐え切れず〉

夕食は18時。他の課程の学生は、夜になると武蔵野荘で飲食できるが、語学生は夕食後、入浴をすませて直ぐ自習に入る。真夜中になる頃には、腹が減ってたまらない。当時は、まだカップヌードルのような便利な食べ物は無かった。アルミの小鍋とニクロム線が巻かれた電気コンロを買ってきて、寮室内で即席ラーメンを作るのだが、大体に腹が減つて我慢できなくなってくるのは皆、同じ時間帯である。1人がよい匂いを漂わせると、私もわれもとなって、皆が一斉に即席ラーメンを作り出すので、配電盤のブレーカーが落ちてしまう。配電盤は外語生の寮室からは離れた場所にあるので、誰も行こうとしない。勉強に熱が入っている者は文句を言う。ブレーカーを直しても誰かが電熱器のスイッチを切らないと再び落ちてしまうが、作りかけのラーメンは途中で中止にできない。「お前がスイッチを切れ。」、「お前こそ切れ。」というようになってしまい、結局は半生のラーメンを食べるようになってしまう。そのうち、先に作っている人の邪魔をしないようになつたが、今度は他の人よりも先に作ろうとするので、段々とラーメン作りの時間帯が早まってしまう。

また、ある者は北門の警備詰所（現在はない）で警戒中の当番学生に頭を下げて、外の一杯飲み屋に行って、何かを食べてくる。もちろん、帰りには北門警備の勤務員と同室の人数分の握り飯を大事に抱えて戻ってくる。酒を沢山飲む金はないので、酒は1合だけ飲んで（外語生についての事情は飲み屋の女将はよく知っている）、走って帰つくると、酒が早く回り、ほどよくほろ酔い状態になる。

6 特殊な出来事

(1) けん銃持参の入校

けん銃の貸与は、現在では所属貸与となっているが、以前は個人別にけん銃番号が登録された個人貸与であった。そのため、人事異動の際は勿論、管区警察学校の入校の際にも、自分のけん銃を持って行かねばならなかつた（けん銃と米穀通帳と共に異動）。外国語専科は全国規模なので、長崎や福岡からけん銃を持って寝台列車で上京しなければならなかつた。また、制服警察官に貸与されているけん銃は大型けん銃で、私服用ホルダーには納まらないので、帯革・制服ともども旅行バックの中に入れて運ぶことになる。勿論、弾も装填されている。今では考えられないが、当時はそれが普通であった。

語学の授業の合間に、月1回位、柔道、剣道、体育、けん銃などの授業が組み込まれていた。けん銃射撃訓練は、校内にある射撃場で、年2回行われた。

関東や近畿圏のけん銃は、ほぼニューナンブ38口径であったが、地方の警察官が持つてきただけん銃は、SWやコルトなどのほか、「レギュラー」となどと聞いたことも見たこともない銃が含まれていた。各自が自分のけん銃で撃つので、それぞれの射撃台には、異なつた弾が並べられる。口径も長さも異なる。また、けん銃つり紐に至つては、色・織り方・太さ等の多種多様さに驚いた。また、けん銃操法・点検・教練の各個動作は規程に定めら

れているにも拘らず、微妙に細部が異なっていて、まるで標準語と方言のような違いがあった。

(2) 現金書留で送金される給料

給料が口座振込みになる前は、給料袋に入れて手渡されていた。学校入校中は、近県の者は休日に警察本部に行って受領するが、地方からの学生は、現金書留で送金されていた。

長崎県や宮崎県の学生の給料には、百円硬貨が入っていない代わりに、関東では見られなくなつて久しい百円札が、しかも新札ばかりで沢山入っていた。

彼らはワンマンバスに乗れないからと、百円札の札束を硬貨に換えてくれと、いつもせがんでいた。全部ピン札だったので、あの時ゴッソリ取り替えておけば良かったかなと思う。また、山形県からの学生には、東京で私達と同じ生活をしているのに、寒冷地手当（通称石炭手当）が出るのも不思議であった。学生は、自分の都府県から給料が支給されているので、皆それぞれ給与体系が異なるし、額も事情も違っていた。平均すると手取り 4 万円ぐらいであった。そこから寮費、食費、会費や旅行積立費などを支払うと、手元に残る額は僅かで、とても青春を謳歌できるようなものではなかった。

(3) 10 円硬貨盗難事件

携帯電話のなかった時代に、外部と遮断された摒の中での生活において、10 円硬貨は大変貴重であった。同期で、既婚者は 1 人だけ。他のロシア語や中国語学生も同じような状況である。外部との連絡は手紙と電話だけ。夜の 8 時を過ぎると割引料金となり、公衆電話も通話時間が長くなるので、この時間帯になると 1 つの寮に 2 台しかない公衆談話に行列ができる。

当時の公衆電話は、10 円玉しか使えず、100 円を投入できる緑の公衆電話はまだ登場していなかった。第 2 寮の専科生は、関東管区内ばかりでなく、全国から集まっているので、ここの電話機の料金ボックスは、すぐに満タンとなって、10 円玉が落ちなくなってしまう。遠方から上京していて、長期間、恋人や婚約者と会えずに生活している語学生にとって、唯一の通話手段に用いる 10 円玉は大変貴重なものであり、学生達は各々、ガラスビンや茶筒などに溜め込んで宝物のようにしている。

この 10 円玉が、ある時なくなってしまった。木製の机には、施錠設備がなかったが、この事件以後、各人自分でダイヤル錠を取り付けるようになった。

7 上級課程への進級

昭和 47 (1972) 年 3 月、1 年間の韓国語専科基礎課程を終えて、一旦帰郷した。ロシア語、中国語専科には、上級課程がなかったので、他の 2 人は警察署の外事係に配属されて行った。私は、教養課に残り、4 月から始まる上級課程入校に備えた。1 か月間の短い間であるが、世間の風に当たると、また 1 年間勉強を続けなければならないことに、少々ウ

ンザリしたし、自分の青春時代が朝鮮語で終わってしまうかのような不安にもかられた。しかし、自分だけが今更ひくに引けない。今まさに遊び盛りである青年警察官達は、全国から選抜されたが故の重圧と所属する都府県警察警組織の期待とに押しつぶされそうになるが、学校の門をくぐり、いざ上級課程に進級するや、余分なことを考えている暇はなくなっていた。朝から晩まで、いや夜更けまで、誰に言われることもなく勉強に打ち込む。これが、若さなのであろうか。はたまた環境への適応本能がそうさせるのであろうか。

取調べ、職務質問、自由討論などの高度な授業にも対応できるようになると、月日の流れが速くなるから、また不思議であった。

8 卒業弁論大会

卒業を間近にして、恒例となっている韓国語上級課程の弁論大会が、関東管区警察局長、警察庁警備局外事課長を招いて開催された。持ち時間は7分間、自由演題により、韓国語で行われた。審査員には4人の講師先生があたり、審査をしながら、自分の教え子の成長ぶりを満足げにながめているようでもあった。

私の演題は「宿命と運命」であった。日本語で話せば「私が、この世に生まれてきたのは宿命であり、いつしか志を持ち警察官となったのは運命である。」という出だしであった。40年近い年月を経た今日でも、当時の論じた内容は原語で、そのまま話すことができるからふしげである。この弁論大会での成績は第3位で、警察庁外事課長賞をいただいた。

9 相場清先生について

現在警察において行われている朝鮮語教育は、相場清先生と橋本一天先生によって始められたとされている。相場先生に関しては、大阪大学大学院言語文化研究科の植田晃次教授の論稿「日本現代朝鮮語教育史と相場清」『言語文化研究』第35号（平成21年3月刊）1~20頁に詳細が取りまとめられている。以下同書20頁記載の「相場清年譜」を抜粋して記しておきたい。〈<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/9343/>〉

1886（明治19）年	熊本県で生まれる
1903（同36）年	熊本県派遣留学生（第4期生）として大韓帝国（朝鮮王朝時代）に渡る
1905（同38）年	顧問警察の通訳官（江原道春川）
*同年9月	日露戦争終結
1907（同40）年	外務省官吏等
1910（同43）年7月	韓國統監府警察官署属
*同年8月	日韓併合
1913（大正2）年	釜山警察署
1916（同5）年	釜山警察署警部
1919（同8）年	朝鮮総督府警務局

＊同年 3 月 1 日	三一独立運動
	＊「三一独立運動」における独立宣言書起草者を交友関係に あった「崔南善」と特定した
1920 (同 9) 年	朝鮮総督府奉天駐在通訳官
1921 (同 10) 年	退官
同年	外務省亞細亞局 (事務嘱託)
1923 (同 12) 年 12 月	同省同局第二課翻訳官
1927 (昭和 2) 年	外務省間島在勤警視 (在間島総領事館)
1928 (同 3) 年	咸鏡北道警察部高等課警視・在間島総領事館警察署長を兼務
1930 (同 5) 年	在間島総領事館警察部長
1931 (同 6) 年～	外務省亞細亞局 (1934 年以降は東亞局) 第二課理事官
1938 (同 13) 年	
＊1932 (昭和 7) 年 3 月 1 日	満州国建国
	～その後この間の記録、記載等なし～
＊1950 (同 25) 年 6 月 25 日	朝鮮戦争勃発
1950 (同 25) 年 10 月	外務省出入国管理庁長官室で朝鮮語を教える
1951 (昭和 26) 年春	山口廣司国家地方警察本部警備課第三係長よりハングル講習 の講師依頼を受け橋本一天とともに警察官を対象に講習を始 める
1963 (同 38) 年	関東管区警察学校で朝鮮語を教える
1964 (同 39) 年	全国警察官外国語技能検定試験委員
1966 (同 41) 年	警察協力賞受賞
1970 (同 45) 年 9 月 28 日	逝去 (当年 84 歳)

[本稿は、当初警察政策学会警察史研究部会令和 2 年度第 3 回例会（令和 2 〈2020〉年 12 月 12 日開催）での報告用として取りまとめたものであるが、当該部会がコロナ禍問題により急遽中止となったことから、本輯に御寄稿いただいた。なお、その後上記部会第 4 回例会（令和 3 〈2021〉年 3 月 6 日開催）が実施されたことから、改めて報告がなされた。]

戦前・戦後期警察雑誌抄

警察政策学会警察史研究部会編

はじめに

明治このかた幾多の警察雑誌類が刊行されているが、とりわけ戦前期の警察雑誌検討は我が警察教養史研究上興味ある分野であるといわれている。については、以下に、その一部を紹介しておくこととする。

1 戦前期

- ① 『警察監獄学会雑誌』（警察監獄学会刊）
- ② 『不眠不休警察眼』（警眼社刊） 同誌は、『警察協会雑誌』の前身ともいえるもので、創刊者は『警察協会雑誌』の刊行実務に当たった田山宗堯（1859～1917）。
- ③ 『警察協会雑誌』（財警察協会刊） 警察政策学会警察史研究部会・公益財団法人警察協会編『警察協会雑誌目次集＝警察政策百年の論述＝』（警察政策学会資料・別刷、警察政策学会・公益財団法人警察協会、平成25年12月刊）参照。
- ④ 『警察法律時論』（警察学会刊）
- ⑤ 『警察春秋』（春秋社刊） 同誌は島山汀果山人（喜平）が編輯、発行していた。
- ⑥ 『自警』（財自警会刊、大正年8月創刊）
- ⑦ 『警察研究』（良書普及会、昭和5年1月創刊）
- ⑧ 『警察監獄学雑誌』（台北・小南清話会刊） 小部会編『近代警察史関係文献目録抄』（警察政策学会資料・別刷、令和元年10月1日刊）239頁以下参照。
- ⑨ 『台湾警察協会雑誌』⇒『台湾警察時報』（台湾警察協会刊）中島利郎・林原文子編『『台湾警察協会雑誌』『台湾警察時報』総目録』（緑蔭書房、平成10年8月25日刊）参照。
- ⑩ 『警務彙報』（財朝鮮警察協会刊）
- ⑪ 『日本警察新聞』（日本警察新聞社刊）
- ⑫ 『大日本消防協会雑誌』（大日本消防協会刊、明治36年7月刊）
- ⑬ 『法制時報』（法制時報社刊）

2 戦後期

- ① 『警察学論集』（立花書房）及び『警察公論』（立花書房）
- ② 『警察研究』（良書普及会、第64巻第6号（平成5年6月刊）で休刊）
- ③ 『警察時報』（警察時報社、平成24年5月号で休刊）
- ④ 『新警察』（新警察社刊、休刊）⇒『公安情報』（社会運動研究会刊、休刊）
- ⑤ 『警察文化』（警察文化社⇒警察文化協会、休刊）
- ⑥ 『捜査研究』（東京法令出版、昭和27年4月創刊）及び『月刊警察』（『月刊警察Valiant』、東京法令出版、昭和58年10月創刊、第439号（令和2年4月号）で休刊）
- ⑦ 『季刊現代警察』（啓正社、第163号（令和3年2月刊行号）で休刊）
- ⑧ 『日刊警察』（日刊警察新聞社）

第5篇 警察人士研究

ヘーン大尉関係文献抄（改訂稿）
—戸高公徳氏の御業績を偲びて—

警察政策学会警察史研究部会編

〔目 次〕

1はじめに	209
2関係文献抄	210
(1) 明治年代（1868.9.08～1912.7.29）	210
(2) 大正年代（1912.7.30～1926.12.24）	211
(3) 昭和年代（1926.12.25～1989.1.07）	211
ア 戦前期（1926.12.25～1945.8.15）	211
イ 戦後期（1945.8.16～1989.1.07）	212
(4) 平成年代（1989.1.08～2019.4.30）	214
(5) 令和年代（2019.5.01～）	215
3その他	216
(1) ヘーン警察大尉の地方巡回報告書の一部引用（例示）	216
(2) 訳官久松定弘（1857～1913）及び湯目補隆（1858～1936）検討	216
(3) 警官練習所講義筆記者井土経重（靈山、1859～1935）検討	216
(4) HP等紹介	217

1はじめに

我が明治警察史におけるヘーン大尉（ウキルヘルム、Friedrich Wilhelm Höhn、プロシア国警察大尉 1839.3.4～1892.12.30）の功績については今更改めて述べるまでもないが、そのヘーン大尉研究を長年にわたってなされたのが、戸高公徳氏（1924～2019）である。同氏は、警察政策学会警察史研究部会創部以来長く部会事務を統括されるとともに、ヘーン大尉研究にも大きな業績を残された。その御研究成果の一部は、夙に警察政策学会警察史研究部会編『『警察巡閲規則』「注解」』（警察政策学会資料第51号、平成20〈2008〉年7月刊）、同『普魯西王国警察大尉ウキルヘルム・ヘーン九州・東北各県巡回視察復命書 付全国警部長会議における演説』（警察政策学会資料第60号、平成22〈2010〉年5月刊。「あとがき」に「編T生」とある。）として公にされたが、警察史研究部会例会においてもヘーン大尉についてしばしば言及されておられた。更には、同大尉関連として、明治中葉警官練習所においてヘーン大尉の訳官をしていた湯目補隆（ゆのめ すけたか、1858～1936）

や同練習所での同大尉の受講生であり有名な『警官陶冶篇』著者の松井茂久(1862~1890)等の個人史研究の重要性を指摘され、部会員をしてその検討方を指示されたこともあった。しかるに、悲しい哉同氏におかれでは去る令和元(2019)年12月13日に長逝された。おそらくこの他にも公表されなかった同大尉関連のかなりの御玉稿が篋底に秘されていたことと思われ、今後その発見が期待されるところである。

本目録は、上記のような戸高氏のヘーン大尉研究に関する御研究業績を偲び、我が国における同大尉研究文献の一端を紹介しようとするものであるが、諸般の事情で改めて悉皆調査を行えず、極めて不十分なことは否めない。大方の御示教を切にお願いいたす次第である。

2 関係文献抄

(1) 明治年代 (1868.9.08~1912.7.29)

明治 19 (1886) 年

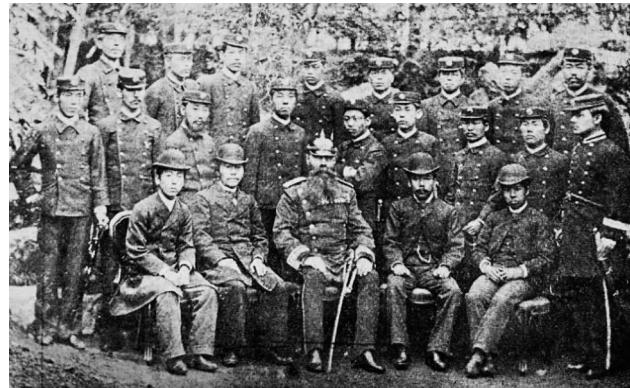
- ・ヘーン著、湯目補隆(1858~1936)等訳『警察講義録』(警官練習所蔵版、東京:博聞社、明治 19〈1886〉年 6 月刊、978 頁、21cm) (国立国会図書館デジタルコレクション〈<http://dl.ndl.go.jp/>〉に収録。) ⇒平成 19 年 6 月に信山社より復刻版刊行(下記「(4) 平成年代(1989.1.08~2019.4.30)」の項参照。)。
- ・フィガセウスキー講述、末松松一郎等訳『警察講義録』(警官練習所蔵版、東京:博聞社、明治 19 年 7 月刊、532 頁、21cm) (国立国会図書館デジタルコレクション〈<http://dl.ndl.go.jp/>〉に収録。)

明治 22 (1889) 年

- ・ヘーン著、大井和久訳『警察講義録』(内題: 独逸警察講義録、警官練習所蔵版、東京:博聞社、明治 22〈1889〉年 10 月刊、1124p、21cm) (国立国会図書館デジタルコレクション〈<http://dl.ndl.go.jp/>〉に収録。)
- ・松井茂久(1862~1890)『警官陶冶篇』(初版、福岡県警察本部、明治 22 年 11 月 18 日刊、国立国会図書館デジタルコレクション〈<http://dl.ndl.go.jp/>〉に収録。)、同(増訂再版、福岡市・松井マン、明治 24 年 7 月 18 日刊、国立国会図書館デジタルコレクション〈<http://dl.ndl.go.jp/>〉に収録)、同(増訂三版、福岡市・林畠落堂、明治 25 年 2 月 18 日刊)

明治 23 (1890) 年~明治 25 (1892) 年

- ・『警察監獄学会雑誌』第 3 号(明治 23 年?月?日刊)、第 4 号(明治 23 年?月?日刊)、第 5 号(明治 23 年 3 月 28 日刊)、第 8 号(明治 23 年刊)、第 2 卷第 1 号(明治 24 年 2 月



前列中央 独逸警察大尉ウキルヘルムヘーン氏
明治二十年五月二日警官練習所(現警察講習所)
当時撮影のもの 後方は警官練習所生徒
(出處) 山元一雄『日本警察史』(松華堂書店、
昭和 9 年 5 月 24 日刊) 口絵

10日刊)、第2卷第3号(明治24年4月1日刊)、第2卷第9号(明治24年9月30日刊)、第3卷第4号(明治25年2月28日刊)、第3卷第6号(明治25年?月?日刊)、第3卷第7号(明治25年4月10日刊)等にヘーン大尉関連記事あり。

(2) 大正年代(1912.7.30~1926.12.24)

大正11(1922)年

- ・小山三郎(向島署長)「ウキルヘルム・ヘーン氏に就て」『自警』第4卷第41号(大正11年12月1日大正14(1925)年日刊)39~42頁
- ・内務省警保局『警察研究資料』(大正14年3月31日刊)(ヘーン警察大尉の地方巡回報告書「李魯西王国警察大尉ウキルヘルム、ヘーン氏復命書並意見書」の一部を収録。)
- ・菊池慎三(肩書:元福井県警察部長、明治44年内務省入省)「警察制度の沿革を顧みて」『警察協会雑誌』第303号(大正14年11月25日刊)7~15頁(ヘーン大尉関係:7、8頁。『福井県警察史』第1巻(福井県警察本部、昭和62年12月15日刊)334、335頁参照。)

(3) 昭和年代(1926.12.25~1989.1.07)

ア 戦前期(1926.12.25~1945.8.15)

昭和4(1929)年

- ・『清浦伯爵警察回顧録』(財団法人警察協会、昭和4年4月15日刊、清浦奎吾:1850~1942)35頁以下、(国立国会図書館デジタルコレクション<<http://dl.ndl.go.jp/>>に収録。27齣以下)<<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1464234>>
- ・「ヘーン氏彰功碑—警察グラフー」『警察協会雑誌』第351号(昭和4年11月1日刊)48~50頁

昭和5(1930)年

- ・内村直俊(肩書:元兵庫県警察部長、往年ヘーン大尉の薰陶を受けた方)「ヘーン氏彰功碑追憶」『警察協会雑誌』第354号(昭和5年2月5日刊)45頁

昭和6(1931)年

- ・石井省一郎(1841~1930、故貴族院議員)・松井茂(1866~1945)対談「明治初期の警察を語る(2・完)」『警察協会雑誌』第366号(昭和6(1931)年2月3日刊)62~77頁((2)に「川路大警視(62、63頁、ヘーンの面影(68、69頁)」あり。)

昭和8(1933)年

- ・松井茂(1866~1945)『警察読本』(日本評論社、昭和8年9月23日刊)31、32頁

昭和9(1934)年

- ・山元一雄(1897~?)『日本警察史全』(松華堂、昭和9年5月24日刊)134~138頁

昭和12(1937)年

- ・清浦奎吾(1850~1942)「警保局長の思ひ出」『台湾警察時報』第255号(昭和12年2

月10刊)27、28頁(おそらく内地刊行雑誌に掲載されたものの転載と思われるが、原載誌不明)

昭和13(1938)年

- ・(警視庁)警務課教養係「独逸警察大尉ヘーン先生の碑—史蹟巡り(その八)一」(所在:本所区向島二丁目七番地 所轄: 言問警察署)『自警』第20巻第3号(通巻第223号、昭和13年3月1日刊)72~82頁

昭和15(1940)年

- ・松井茂(1866~1945)「わが警察界の父」『台湾警察時報』第293号(昭和15年4月5日刊)40、41頁(おそらく内地刊行雑誌に掲載されたものの転載と思われるが、原載誌不明)
- ・黒田生(大分県警務課)「ウキルヘルム、ヘーン氏の回想」『警察(?)』第66(?)号(大分県警察の機関誌か。昭和15年6月刊)14~18頁(原典未見、下記「国立公文書館デジタルアーカイブ・システム 内務省警保局文書「ウイルヘルムヘーン大尉国内視察状況」(内務省警保局 昭和18年4月22日作成文書 種村氏察参考資料第92集)」60~63頁に拠る。)
- ・高橋雄豺(1889~1979)「ヘーン大尉のことども」『国際知識及評論』(社)日本国際協会刊)第20巻第8号(昭和15年8月1日刊)35~37頁(註: 下記昭和17年発表論稿「ヘーン大尉のことども」とは別稿)
- ・「警察の恩人ヘーン氏表功碑除幕式」『読売新聞』昭和15年11月6日(水)夕刊2頁
- ・「ヘーン警察大尉慰靈祭」『警察協会雑誌』第487号(昭和15年12月1日刊)

昭和17(1942)年

- ・松井茂(1866~1945)「清浦奎吾伯を弔し、併せてウイルヘルム・ヘーン氏を偲ぶ」『警察協会雑誌』第511号(昭和17年12月1日刊)2~11頁(清浦奎吾: 1850~1942)
- ・高橋雄豺(1889~1979)「ヘーン大尉のことども」『警察協会雑誌』第511号(昭和17年12月1日刊)12~16頁
- ・「普国警察大尉ヘーン君表功碑文」『警察協会雑誌』第511号(昭和17年12月1日刊)17~19頁
- ・雪下陽(警官練習所第一期生中の御生存最後の人物、元大審院検事、当時79歳)「ウイルヘルム・ヘーン氏を偲ぶ」『警察協会雑誌』第511号(昭和17年12月1日刊)20、21頁

昭和18(1943)年

- ・国立公文書館デジタルアーカイブ・システム 内務省警保局文書「ウイルヘルムヘーン大尉国内視察状況」(内務省警保局 昭和18年4月22日作成文書 種村氏察参考資料第92集 1~73頁(種村一男: 1902~1982.9.12))
http://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/MetaOutServlet?GRP_ID=&DB_ID=G9100001EXTERNAL&IS_STYLE=default&IS_TYPE=meta&XSLT_NAME=MetaSearchSimpleFrame.xsl&ID=&act=meta&DEF_XSL=default

イ 戦後期(1945.8.16~1989.1.07)

昭和 28（1953）年

- ・『東京市史稿』（遊園篇 第七）（東京都庁、昭和 28 年 12 月 20 日刊。臨川書店復刻本、昭和 48 年 9 月 30 日刊）609～612 頁に「三園祠畔ヘーン表功碑」の書下し文あり。

（参考）・ブログ「大佐坊の在目」⇒「普國警察大尉ヘーン君表功碑と副碑」碑文
<https://blog.goo.ne.jp/mearikutiari/e/c0511699b70a663c81e65b76b24b47b9>

昭和 35（1960）年

- ・高橋雄豺（1889～1979）『明治警察史研究』第 1 卷「明治年代の警察幹部教養」（令文社、昭 35 年 3 月 1 日刊）（上記「ヘーン大尉のこと」も（昭和 17 年）その他を収録。）

昭和 49（1974）年

- ・『警視庁百年の歩み』（警視庁創立 100 年記念行事運営委員会、昭和 49 年 1 月 15 日刊）119 頁

・（対談）高橋雄豺（1889～1979）・中原英典（1915～1979）「日本警察の歩みを語る（その 1）～明治警察史研究を中心にして」『警察研究』第 45 卷第 9 号（昭和 49 年 9 月 10 日刊）107、108、120 頁

・滝静雄（1910～？）「警察今昔物語 御用提灯から機動隊まで」（新人物往来社、昭和 49 年刊）60～64 頁

昭和 50（1975）年

- ・ユネスコ東アジア文化研究センター編『資料 御雇外国人』（小学館、昭和 50 年 5 月 1 日刊）404 頁、504 頁（文献）

昭和 51（1976）年

- ・手塚豊（1911～1990）「ヘーン大尉「長野新潟石川富山福井五県下巡回復命書」」（1～5・完）『警察研究』第 47 卷第 5～9 号（昭和 51 年 5～9 月 10 日刊）（1：第 5 号 36～47 頁、2：第 6 号 27～42 頁、3：第 7 号 26～40 頁、4：第 8 号 38～51 頁、5・完：第 9 号 12～29 頁）

・手塚豊（1911～1990）「ヘーン警察大尉「千葉県巡回復命書」」『法学研究』第 49 卷第 6 号（昭和 51 年 6 月 15 日刊）71～108 頁

昭和 53（1978）年

- ・中原英典（1915～1979）「園田安賢履歴ノート（上）」『警察研究』第 49 卷第 6 号（昭和 53 年 6 月 10 日刊）34 頁（「ただし、今日、ヘーンが警視庁御雇として同庁のために貢献したあとがハッキリ判らないのは遺憾である。」との記述に留意。このことは、長く指摘されてきたが、この時点でも不明。園田安賢：1850～1924）

昭和 60（1985）年

- ・『警察大学校史一幹部教育百年の歩み』（財）警察大学校学友会、昭和 60 年 3 月 25 日刊）（「第二章 警官練習所」7～19 頁）

・坂間裕（1914～2014）「ヘーン大尉の名刺 警察大学校史編纂余録」『警察学論集』第 38 卷第 5 号（昭和 60 年 5 月 10 日刊）（警察大学校創立 100 周年記念論文集 II）

昭和 62（1987）年

- ・『福井県警察史』第 1 卷（福井県警察本部、昭和 62 年 12 月 15 日刊）332～348 頁

昭和 63 (1988) 年

- ・笠野孝 (1930~) 「明治期における警察お雇い外国人—グロース博士とヘーン警察大尉—」(1~6・完)『警察学論集』第 41 卷第 3~8 号 (昭和 63 年 3~8 月 10 日刊) (ガンベ・グロース: 1820~1881)
- ・草山巖 (1925~?) 「内務省顧問ヘーンの巡回視察と兵庫県—国家警察のスタートラインとなつた明治二〇年前後の警察改革—」『地域史研究』第 18 卷第 2 号 (尼崎市立地域研究史料館、昭和 63 年 12 月 28 日刊) 1~42 頁

(4) 平成年代 (1989.1.08~2019.4.30)

平成 2 (1990) 年

- ・由井正臣 (1933~ 2008)、大日方純夫 (1950~) 校注『官僚制・警察』(ヘーン著「地方警察巡回復命書」、日本近代思想大系 3、岩波書店、平成 2 年 11 月 22 日刊)
- ・クライナー・ヨーゼフ (1940~)・田畠千秋 (1952~)『ドイツ人のみた明治の奄美』(那覇市・ひるぎ社、平成 4 年 2 月 15 日刊) 60~66 頁、文献 219~221 頁
(<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%A8%E3%83%BC%E3%82%BC%E3%83%95%E3%83%BB%E3%82%AF%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%8A%E3%83%BC>)

平成 7 (1995) 年

- ・田村正博「地域警察研究ノート-4- ヘーン大尉「栃木群馬福島三県復命書」(上)」『警察学論集』第 48 卷第 1 号 (平成 7 年 1 月 10 日刊) 71~84 頁
- ・武内博 (1933~) 編著『来日西洋人名辞典 増補改訂普及版』(日外アソシエーツ、平成 7 年 1 月 31 日刊、初版: 昭和 58 年 3 月刊) 428、429 頁。参考文献の記載もあり。
- ・田村正博「地域警察研究ノート-5- ヘーン大尉「栃木福島群馬三縣巡回復命書」(下)」『警察学論集』第 48 卷第 2 号 (平成 7 年 2 月 10 日刊) 111~123 頁 ((上) と表題に異同あり。)
- ・田村正博「ヘーン警察大尉復命書における警察管理上の参考事項」『警察学論集』第 48 卷第 10 号 (平成 7 年 10 月 10 日刊) 123~131 頁

平成 12 (2000) 年

- ・三枝光雄 (元警視庁総務部付 主席聴聞官)「学生から助教授のころ」『致遠』第 104 号 (警察大学校学友会雑誌、平成 12 年 2 月 29 日刊) 90~97 頁

平成 15 (2003) 年

- ・ヨーゼフ・クライナー (1940~) 著・安藤勉 (1947~) 訳『江戸・東京の中のドイツ』(講談社学術文庫、平成 15 年 12 月 10 日刊) 140~153 頁に向島・三圍神社のヘーン表功碑の記述あり。216、217 頁にヘーン関係参考文献あり。

平成 16 (2004) 年~平成 17 (2005) 年

- ・上村直己 (1939~) 「清浦奎吾とドイツ警察大尉ヘーン」『九州の日独文化交流人物誌』(熊本大学文学部地域科学科、平成 16 年 3 月 31 日刊、訂正第 2 版: 平成 17 年 2 月 20 日刊) 29~32 頁 (清浦奎吾: 1850~1942)
(http://repository.lib.kumamoto-u.ac.jp/bitstream/2298/13465/1/1_%E6%9C%AC%E6%9

6%87-16.pdf#search=%27%E3%83%89%E3%82%A4%E3%83%84%E5%A4%A7%E5%
B0%89%E3%83%98%E3%83%BC%E3%83%B3%27

平成 19 (2007) 年

- ・『警察講義録』(ヘーン講述、湯目補隆他口譯、井土經重筆記 復刻版(信山社出版、平成19年6月刊))(日本立法資料全集 / 杉村章三郎他監修、芦部信喜他編集、別巻447)(注記: その他の口譯者: 久松定弘、大井和久、朝比奈又三郎、警官練習所蔵版(明治19年刊)の復刻版)

〈<http://www.shinzansha.co.jp/book/b188387.html>〉

なお、井土経重（靈山、1859～1935）につき下記及び216頁以下参照。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BA%95%E5%9C%9F%E9%9C%8A%E5%B1%B1>

平成 22 (2010) 年

- ・警察政策学会警察史研究部会『普魯西王国警察大尉 ウィルヘルム・ヘーン 九州・東北各県巡回視察復命書 付 全国警部長会議における演説』(警察政策学会資料第 60 号、平成 22 年 5 月刊。「あとがき」に「編 T 生」とある。)

警察政策学会: <<http://asss.jp/>>

〈<https://iss.ndl.go.jp/books/R10000002-I028182344-00>〉

平成 30 (2018) 年

- ・ベアーテ・ウォンデ氏（1954～、ベルリン・フンボルト大学森鷗外記念館副館長）によるドイツ文化講演会での講演「知られざるお雇い外国人 ヴィルヘルム・ヘーン 日本警察の父と呼ばれたプロイセン警察大尉の日本での足跡とその生涯」（平成30（2018）年11月1日、於北九州市・西日本工業倶楽部、北九州日独協会主催）（ヘーン大尉日本滞在中の日記三冊が存在する由）

(北九州日独協会 Japanisch-Deutsche Gesellschaft Kitakyushu

『北九州日獨協会報』第32号、令和元（2019）年7月12日刊、3~7頁所掲

平成30(2018)年11月1日の西日本工業倶楽部に於ける私のヘーン講演に関する記事)

〈http://www.jdg.or.jp/list/vjdg_j/49kitakyushu.html〉

⟨<https://beatewonde.de/about/jp/>⟩

⟨<https://beatewonde.de/feedback/books-5642/>⟩

⟨ <https://beatewonde.de/img/2019/06/d2082006063655fe511ae0ddc43077f7.pdf#search=%27%E3%83%98%E3%83%BC%E3%83%B3%E5%A4%A7%E5%B0%89%E3%81%AE%E6%97%A5%E6%9C%AC%E6%BB%9E%E5%9C%A8%E4%B8%AD%E3%81%AE%EF%BC%93%E5%86%8A%E3%81%AE%E6%97%A5%27> ⟩

なお、同氏は、同じ頃公益社団法人才オーアーゲー・ドイツ東洋文化研究所においても「プロジェクトセン警察大尉ヴィルヘルム・ヘーン」について講演されし由。〈<https://oag.jp/jp/>〉

(5) 令和年代 (2019.5.01~)

令和元（2019）年

- ・警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査報告書

関係文献目録抄一川路大警視検討を中心に一』(警察政策学会資料・別冊、令和元年 10 月 1 日刊)

(第 3 編 その他 第 1 ヘーン大尉関係文献抄 224~232 頁、第 2 明治中葉警官練習所訳官及び筆記者関係文献抄一続 ヘーン大尉関係文献抄一 233 頁~238 頁、第 3 明治 35 (1902) 年台北刊行の『警察監獄学雑誌』検討一斑一続々 ヘーン大尉関係文献抄一 239 ~244 頁)

3 その他

(1) ヘーン警察大尉の地方巡回報告書の一部引用 (例示)

- ・『大阪府警察史』第 1 卷 295 頁以下、
- ・『兵庫県警察史 明治大正編』593 頁以下
- ・『京都府警察史』第 2 卷 536 頁以下
- ・『福井県警察史』第 1 卷 (福井県警察本部、昭和 62 年 12 月 15 日刊) 332~348 頁

(2) 訳官久松定弘 (1857~1913) 及び湯目補隆 (ゆのめ すけたか、1858~1936) 検討

- ・上村直己 (1939~) 「警官練習所の訳官たち」『日本古書通信』第 677 号 (昭和 60 年 12 月号、同年 12 月 15 日刊) 3~5 頁 (湯目補隆、久松定弘、大井和久、賀来熊次郎)
- ・上村直己 (1939~) 『明治期ドイツ語学者の研究』(多賀出版、平成 13 年 3 月 31 日刊)
- ・石川實「久松定弘と湯目補隆の研究回顧」『大警視だより』続刊第 5 号 (通巻第 34 号、平成 30 (2018) 年 1 月 1 日刊) 4~5 頁 ⇒ 警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題一川路大警視研究を中心に一』(警察政策学会資料第 110 号、令和元年 10 月 1 日刊) 165~167 頁に再録。

[〈http://asss.jp/report/警察政策学会資料110.pdf〉](http://asss.jp/report/警察政策学会資料110.pdf)

- ・詳しくは、前掲警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査報告書近代警察史関係文献目録抄一川路大警視検討を中心に一』(警察政策学会資料・別冊、令和元年 10 月 1 日刊)「第 3 編 その他 第 2 明治中葉警官練習所訳官及び筆記者関係文献抄一続 ヘーン大尉関係文献抄一」233~238 頁参照。

(3) 警官練習所講義筆記者井土経重 (靈山、1859~1935) 検討

- ・井土経重 (靈山) は警官練習所でのヘーン大尉講義筆記者
- ・辻花子・井土一雄・板垣葉子調査・資料蒐集・編集『時代を奔る人、祖父井土靈山を偲んで』(東京 井土一雄、平成 14 (2002) 年 1 月刊) (例えは東北大学附属図書館、福島県立図書館各所蔵。)

- ・若松丈太郎（1935～2021）「靈山・井土経重」『福島・自由人』第17号（北斗の会、平成14〈2002〉11月12日刊）25～39頁（福島自由民権大学「相馬大会」発表レジュメ集、49～61頁〈2006年〉に再録との由。）
- ・若松丈太郎「警官練習所時代の井土経重—「靈山・井土経重」補考」『福島・自由人』第25号（北斗の会、平成22〈2010〉10月25日刊）164～172頁（上期旧稿執筆時に確認できなかった「井土経重の明治18年から22年（1885年から～1889年）まで四年間の事績をほぼ明らかに」したものとの由）
- ・井土慎二（1971～）「井土靈山の生涯と事績」『名古屋大学人文学研究論集』第2号（平成31〈2019〉年3月刊）〈<https://nagoya.repo.nii.ac.jp/records/27796#.YIqeNjY8SeA>〉
- ・警官練習所講義録関係の井土経重関連について、高橋雄豺博士（1889～1979）『明治警察史研究』第1巻（令文社、昭和35年3月1日刊）74、75、76、89、93頁各参照。

（4）HP等紹介

- ・「ドイツ大尉ヘーン表功碑」〈<http://www18.ocn.ne.jp/~bell103/doitsu.html>〉
(現在は削除。同HPを掲載した「PageON」のサービス提供が平成27〈2015〉年2月28日をもって終了とのことである〈<http://page-on.ocn.ne.jp/close.html>〉。)
- ・ブログ「大佗坊の在目口」⇒「普国警察大尉ヘーン君表功碑と副碑」碑文（2012-03-15）
〈<https://blog.goo.ne.jp/mearikutiar/e/c0511699b70a663c81e65b76b24b47b9>〉
- ・Webcat Plus: 〈<http://webcatplus.nii.ac.jp/webcatplus/details/creator/574251.html>〉
- ・三國神社:
〈<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%89%E5%9B%82%E7%A5%9E%E7%A4%BE>〉
〈https://tesshow.jp/sumida/shrine_mukojima_mimeguri.html〉
〈<https://shrine.iki-kiru.com/photos/mimeguri/>〉
- ・簿冊名: 種村氏警察参考資料第92集⇒「ウイルヘルムヘーン大尉国内視察状況」（全73頁）
〈https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?BID=F000000000000000093769&ID=&LANG=default&GID=&NO=1&TYPE=dl&DL_TYPE=pdf&CN=1〉
(以上)

[本稿は、警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査報告書 近代警察史関係文献目録抄一川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別冊、令和元年10月1日刊）所収の「ヘーン大尉関係文献抄」（224～232頁）を改訂したものである。]

福永英男前部会長略年譜・著作目録（初稿）
—福永英男前部会長の御業績を偲びて—

警察政策学会警察史研究部会編

〔目 次〕

はじめに	218
1 略年譜	218
2 著作目録	219

はじめに

前警察政策学会警察史研究部会長福永英男氏には、令和3（2021）年2月10日（水）長逝された。寔に痛惜の念に堪えない。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、御冥福をお祈りいたしております。

小部会では、先に警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷、令和元〈2019〉年10月1日刊）を作成し、その「第2編 警察関係者警察史著作目録」にて警察界先人九氏の御著作目録をまとめた¹が、ここに福永英男氏のものも作成しておくこととする。

福永氏は、周知のように諸々の分野で大変御活躍されたが、お若い時から多くの著作を物し、大きな業績を残された。ただただ敬服に堪えない次第である。氏御自身が御生前に完璧な御著作目録を作成されておられたかとは思うが、本稿は、御関係の深かった立花書房、啓正社、東京法令出版及び日刊警察新聞社等各社様の御援助を得て、急遽その一部を整理したものにすぎず、悉皆調査はできていない。上記各社様の御高配に厚く御礼申し上げます。いずれ更に補正に努め、より完全なものに近づけたく思っていることから、大方の御示教を切にお願いいたす次第である。

1 略年譜

昭和11（1936）年3月1日生まれ（滋賀県出身）、滋賀県立彦根東高等学校を経て、

昭和34（1959）年 東京大学法学部卒業

同年4月 警察庁入庁

愛知県警察本部警務部監察官、沖縄（総理府 南方連絡事務所）駐在官、群馬県警察本部警

¹ 『近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』「第2編 警察関係者警察史著作目録」
第1 高橋雄豺博士著作目録、第2 田村豊氏著作目録、第3 有光金兵衛氏著作目録、第4 種村一男氏著作目録、第5 中原英典氏著作目録、第6 武藤誠氏著作目録、第7 渡辺忠威氏著作目録、第8 加藤晶氏著作目録、第9 鳴海國博氏著作目録（今後作成予定者：松井茂博士、土屋正三氏等）

備部長、（昭和 44 年 9 月）北海道警察本部警務部警務課長、（同 45 年 8 月）警察庁警務局人事課課長補佐、（昭和 47 年 4 月）同保安部外勤課理事官、（同 48 年 11 月）同警備局警備課理事官、（同 49 年 8 月）四国管区警察局監察官、大阪府警察本部警務部警務課長、兵庫県警察本部刑事部長、同警務部長、警察大学校研究部長、警察庁警務局給与厚生課長、岡山県警察本部長、大阪府警察本部警務部長、（同 62 年）静岡県警察本部長等を経て、（平成元年 4 月 1 日）神奈川県警察本部長、平成 2（1990）年 9 月 4 日退職
 （元日本民俗学会会員、元警察政策学会会員、同学会前警察史研究部会長）
 令和 3（2021）年 2 月 10 日（水）逝去
 （出處：下記諸単行書所載「著者略歴」等に拠る。）

2 著作目録

（1）単行書

昭和 44（1969）年

- ・『現代に生きる古代』（群馬県警察本部上毛警友編集部 〈私刊本か?〉、昭和 44 年 8 月 25 日刊）

昭和 47（1972）年

- ・『習俗のナゾ—現代に生きる古代』（啓正社、昭和 47 年 7 月 20 日刊）

昭和 48（1973）年

- ・『遺失物法注解』（立花書房、昭和 48 年 4 月 10 日刊）

昭和 49（1974）年

- ・『外勤警察』（現代警察新書 46。啓正社、昭和 49 年 9 月 20 日刊）
- ・『隨想集 ヘソを曲げよう』（立花書房、昭和 49 年 10 月 25 日刊。『上毛警友』、『北海警友』、『警察時報』、『専売』、各既載稿、警察機関誌共同原稿及び書下ろし稿をまとめたもの。「ルバング島行裏話—小野田少尉の搜索をめぐって—」（初出：『警察時報』昭和 48 年 2 月号、追記あり。）も収録されている。）

昭和 55（1980）年

- ・『遺失物法注解 改訂版』（立花書房、昭和 55 年 9 月 1 日刊）

昭和 56（1981）年

- ・『警察管理ノート』（立花書房、昭和 56 年 10 月 1 日刊）（『警察学論集』及び『警察公論』掲載稿をまとめたもの。）

昭和 58（1983）年

- ・『骨肉の家 血の絆が招いた二重殺人事件簿』（はな ぶっくす。小説、ペンネーム「伊吹駿」名。立花書房、昭和 58 年 10 月 1 日刊）（テレビドラマ化：キ一局 TBS 放送曜日・時間 土 21:02-22:53 放送期間 1983/11/05 ~ 1983/11/05
 <http://www.tvdrama-db.com/drama_info/p/id-20709>）

（原載：『警察公論』、（1）：第 37 卷第 4 号（昭和 57 年 4 月 5 日刊）～（12・完）：第 38 卷第 5 号（昭和 58 年 5 月 5 日刊）。但し、第 37 卷第 6 号、第 8 号は休載。）

昭和 60 (1985) 年

- ・『習俗のナゾ—現代に生きる古代 増補版』(啓正社、昭和 60 年 7 月 10 日刊)

昭和 63 (1988) 年

- ・『遺失物法注解 三訂版』(立花書房、昭和 63 年 3 月 15 日刊)

- ・『新版 外勤警察』(啓正社、昭和 63 年 5 月 10 日刊)

平成 2 (1990) 年

- ・『遺失物法注解 四訂版』(立花書房、平成 2 年 3 月 10 日刊)

平成 5 (1993) 年

- ・『警察管理ノートⅡ—一人は将にも兵にもなる—』(立花書房、平成 5 年 10 月 15 日刊) (『警察公論』及び神奈川県警察機関誌『警友』掲載稿をまとめたもの)

平成 14 (2002) 年

- ・『『御定書百箇条』を読む』(私刊本 (印刷: 東京法令出版)、平成 14 年 12 月 16 日刊)

(2) 編著

平成 3 (1991) 年

- ・『外勤警察のすべて』(啓正社、平成 3 年 12 月 20 日刊)

(3) 論説 (作成中)

昭和 46 (1971) 年

- ・「市民の見た外勤警察」『警察学論集』第 24 卷第 12 号 (昭和 46 年 12 月刊) 43~67 頁

昭和 47 (1972) 年

- ・「外勤勤務制度の問題点--派出所・駐在所について (外勤警察の諸問題 (特集))」『警察学論集』第 25 卷第 9 号 (昭和 47 年 9 月刊) 19~34 頁

昭和 48 (1973) 年

- ・「遺失物を拾得した公務員の権利--とくに警察官の場合」『警察学論集』第 26 卷第 3 号 (昭和 48 年 3 月刊) 1~12 頁

- ・「駐在所構想私論」『警察学論集』第 26 卷第 9 号 (昭和 48 年 9 月刊) 66~87 頁

昭和 49 (1974) 年

- ・「外勤警察の本質」『警察学論集』第 27 卷第 1 号 (昭和 49 年 1 月刊) 1~17 頁

昭和 55 (1980) 年

- ・「日本流管理を見直す その特徴と活用-上」『警察学論集』第 33 卷第 8 号 (昭和 55 年 8 月刊) 17~40 頁 (『警察管理ノート』に再録。)

- ・「日本流管理を見直す その特徴と活用-下」『警察学論集』第 33 卷第 9 号 (昭和 55 年 9 月刊) 108~118 頁 (『警察管理ノート』に再録。)

昭和 56 (1981) 年

- ・「警察広報所懐 『支店長はなぜ死んだか』をベースに-上」『警察学論集』第 34 卷第 5

- 号（昭和 56 年 5 月刊）1～16 頁（『警察管理ノート』に再録。）
- ・「警察広報所懐 『支店長はなぜ死んだか』をベースに-下」『警察学論集』第 34 卷第 6 号（昭和 56 年 6 月刊）68～91 頁（『警察管理ノート』に再録。）
 - ・「警察官の武器とその使用規程の変遷」『警察学論集』第 34 卷第 8 号（昭和 56 年 8 月刊）15～43 頁
 - ・「警察と余暇」『警察学論集』第 34 卷第 12 号（昭和 56 年 12 月刊）1～18 頁
- 昭和 58（1983）年
- ・「「給与厚生」雑感（給与厚生の課題と展望〈特集〉）」『警察学論集』第 36 卷第 10 号（昭和 58 年 10 月刊）1～23 頁

（4）小品（隨筆その他）（作成中）

（註：下記は主としてネット検索により抽出しただけであるが、それも、諸般の事情で全部を検索できておらず、極めて不十分である。ただし、そのうちの一部は、当該雑誌発行元に御確認いただけた。これら諸誌紙中特に『日刊警察』には十年位前までかなり長期にわたって執筆されておられたが、詳細は未だ調査中である（226 頁（追記）参照。）。また、群馬県警察『上毛警友』、北海道警察『北海警友』はじめ御在職道府県警察機関誌にも当然多数の御寄稿があると思われるが、これもなお詳しくは不明である。）

（参考）

- ・国立国会図書館サーチ：〈<https://iss.ndl.go.jp/>〉
- ・CiNii：〈<https://ci.nii.ac.jp/>〉、〈<https://ci.nii.ac.jp/books/>〉

昭和 37（1962）年

- ・「警職法第七条と警防（ママ、未見、「警棒」か。）使用」『警察時報』第 17 卷第 4 号（昭和 37 年 4 月刊）133～140 頁
- ・「警察依法の原則」『警察時報』第 17 卷第 6 号（昭和 37 年 6 月刊）号 119～123 頁

昭和 38（1963）年

- ・「自動車保管場所に関する法律」『警察時報』第 18 卷第 5 号（昭和 38 年 5 月刊）22～25 頁

昭和 39（1964）年

- ・「日琉間の逃亡犯罪について」『警察時報』第 19 卷第 12 号（昭和 39 年 12 月刊）15～22 頁

昭和 40（1965）年

- ・「沖縄の警察のこと」『警察時報』第 20 卷第 9 号（昭和 40 年 9 月刊）20～25 頁

昭和 42（1967）年～昭和 44（1969）年

- ・群馬県警察機関誌『上毛警友』にかなり寄稿 ⇒一部は『隨想集 ヘソを曲げよう』に再録か。

昭和 43（1968）年

- ・「たばこの名は世相を反映」『専売』昭和 43 年 11 月 12 日刊行号（？）（『隨想集 ヘソを

曲げよう』に再録。)

昭和 43 (1968) 年～昭和 48 (1973) 年

- ・北海道警察機関誌『北海警友』にかなり寄稿 ⇒一部は『隨想集 ヘソを曲げよう』に再録か。

昭和 46 (1971) 年

- ・「国民は外勤警察をどう見たか (一)」『警察時報』第 26 卷第 7 号 (昭和 46 年 7 月刊) 21～25 頁

- ・「けん銃規範の一部改正について——改正点をその理由とともにくわしく解説する」『警察公論』第 26 卷第 8 号 (昭和 46 年 8 月 5 日刊) 17～22 頁

- ・「国民は外勤警察をどう見たか (二)」『警察時報』第 26 卷第 8 号 (昭和 46 年 8 月刊) 50～54 頁

- ・「国民は外勤警察をどう見たか (三)」『警察時報』第 26 卷第 9 号 (昭和 46 年 9 月刊) 19～22 頁

- ・「国民は外勤警察をどう見たか (四)」『警察時報』第 26 卷第 10 号 (昭和 46 年 10 月刊) 19～26 頁

昭和 47 (1972) 年

- ・「士気と規律——「士気高揚対策委員会」のあらまし」『警察公論』第 27 卷第 3 号 (昭和 47 年 3 月 5 日刊) 27～32 頁 (『警察管理ノート』に再録。)

昭和 48 (1973) 年

- ・「ルバング島行裏話——小野田少尉の捜索をめぐって」『警察時報』第 28 卷第 2 号 (昭和 48 年 2 月刊) 21～29 頁 (『隨想集 ヘソを曲げよう』に再録。「追記」あり。)

- ・「こどもと習俗」『自警』第 55 卷第 4 号 (昭和 48 年 4 月刊) 92～95 頁

- ・「『遺失物法注解』で遺失したこと——『遺失物法注解』の著者が書き残したことなど」『警察公論』第 28 卷第 8 号 (昭和 48 年 8 月 5 日刊) 57～61 頁

- ・「外勤警察の諸問題 (一)」『警察時報』第 28 卷第 12 号 (昭和 48 年 12 月刊) 18～23 頁

昭和 49 (1974) 年

- ・「外勤警察の諸問題 (二)」『警察時報』第 29 卷第 1 号 (昭和 49 年 1 月刊) 52～55 頁

- ・「面接試験を上手に受けるために——試験官からのアドバイス」『警察公論』第 29 卷第 12 号 (昭和 49 年 12 月 5 日刊) 31～36 頁

昭和 53 (1978) 年

- ・「ずいひつ 考えたこと・感じたこと」『捜査研究』第 27 卷第 7 号 (通卷第 315 号。昭和 53 年 7 月 5 日刊) 40～43 頁

- ・「暴力団対策若干の提言」『捜査研究』第 27 卷第 12 号 (臨時増刊。通卷第 320 号。昭和 53 年 11 月 5 日刊) 41～48 頁

昭和 54 (1979) 年

- ・「『鳴海清殺害事件』の覚書」『季刊現代警察』第 6 卷第 1 号 (通卷第 18 号、昭和 54 年 2 月刊) 66～79 頁 (同誌は発行年月に関係なく 4 号でもって 1 卷とする由。)

昭和 55 (1980) 年

- ・「リーダーシップについて (1) オムニバス「管理論」」『警察公論』第 35 卷第 10 号 (昭

和 55 年 10 月 5 日刊) 19~28 頁 (『警察管理ノート』に再録。?)

- ・「リーダーシップについて (2) オムニバス「管理論」」『警察公論』第 35 卷第 11 号 (昭和 55 年 11 月 5 日刊) 36~41 頁 (『警察管理ノート』に再録。?)
- ・「組織と人間」(正田亘: 福永英男)『季刊現代警察』第 7 卷第 4 号 (通巻第 24 号、昭和 55 年 11 月刊) 10~25 頁
- ・「リーダーシップについて (3) オムニバス「管理論」」『警察公論』第 35 卷第 12 号 (昭和 55 年 12 月 5 日刊) 59~66 頁 (『警察管理ノート』に再録。?)
- ・「個人と公と」『警察時報』第 35 卷第 12 号 (昭和 55 年 12 月刊) 17~21 頁

昭和 56 (1981) 年

- ・「リーダーシップについて (4) オムニバス「管理論」」『警察公論』第 36 卷第 1 号 (昭和 56 年 1 月 5 日刊) 47~53 頁 (『警察管理ノート』に再録。?)
- ・「リーダーシップについて (5・完) オムニバス「管理論」」『警察公論』第 36 卷第 2 号 (昭和 56 年 2 月 5 日刊) 65~71 頁 (『警察管理ノート』に再録。?)
- ・「(新連載) これから管理について (1) 職場と人間関係」『警察公論』第 36 卷第 3 号 (昭和 56 年 3 月 5 日刊) 19~24 頁 (『警察管理ノート』に再録。?)
- ・「メモと文章」『警察時報』第 36 卷第 3 号 (昭和 56 年 3 月刊) 12~19 頁
- ・「これから管理について (2) 職場と人間関係」『警察公論』第 36 卷第 4 号 (昭和 56 年 4 月 5 日刊) 65~69 頁 (『警察管理ノート』に再録。?)
- ・「これから管理について (3) 職場と人間関係」『警察公論』第 36 卷第 5 号 (昭和 56 年 5 月 5 日刊) 61~69 頁 (『警察管理ノート』に再録。?)
- ・「これから管理について (4) 職場と人間関係」『警察公論』第 36 卷第 6 号 (昭和 56 年 6 月 5 日刊) 84~91 頁 (『警察管理ノート』に再録。?)
- ・「見る知る生きる」『警察時報』第 36 卷第 6 号 (昭和 56 年 6 月刊) 12~20 頁
- ・「これから管理について (5・完) 職場と人間関係」『警察公論』第 36 卷第 7 号 (昭和 56 年 7 月 5 日刊) 89~95 頁 (『警察管理ノート』に再録。?)
- ・「礼式の大切さ」『警察時報』第 36 卷第 11 号 (昭和 56 年 11 月刊) 12~19 頁
- ・「読むコトバ・聞くコトバ」『警察公論』第 36 卷第 12 号 (昭和 56 年 12 月 5 日刊) 31~37 頁

昭和 57 (1982) 年

- ・「緋ゴイは遺失物法上何にあたるか—最高裁昭五六・二・二〇決定をめぐって」『警察公論』第 37 卷第 2 号 (昭和 57 年 2 月 5 日刊) 19~26 頁
- ・「「和」の精神の功罪」『警察時報』第 37 卷第 2 号 (昭和 57 年 2 月刊) 26~37 頁
- ・「外勤警察官の擬律判断の心構え—現場での速戦即決に備える」『警察公論』第 37 卷第 4 号 (昭和 57 年 4 月 5 日刊) 25~33 頁
- ・「ストレスの功罪」『警察時報』第 37 卷第 11 号 (昭和 57 年 11 月刊) 12~17 頁

昭和 57 (1982) 年～昭和 58 (1983) 年

- ・「(小説) 骨肉の家」(連載。ペンネーム「伊吹駿」名)『警察公論』(1) : 第 37 卷第 4 号 (昭和 57 年 4 月 5 日刊) ~ (12・完) : 第 38 卷第 5 号 (昭和 58 年 5 月 5 日刊)。(ただし、第 37 卷第 6 号、第 8 号は休載。『骨肉の家 血の絆が招いた二重殺人事件簿』とし

て刊行。)

昭和 58 (1983) 年

- ・「外からみる心—警察の職務執行の基本姿勢」『警察公論』第 38 卷第 1 号 (昭和 58 年 1 月 5 日刊) 37~43 頁
- ・「人生観の切り替え」『警察時報』第 38 卷第 5 号 (昭和 58 年 5 月刊) 12~16 頁
- ・「『プロ』の中の『アマ』意識」『警察公論』第 38 卷第 11 号 (昭和 58 年 11 月 5 日刊) 14~20 頁

昭和 59 (1984) 年

- ・「中高年対策の重点とライフサイクルの指導——よりよい人生を送るための制度と心構えは?」『季刊現代警察』第 11 卷第 1 号 (通巻第 35 号、昭和 59 年 2 月刊) 18~23 頁
- ・「"極楽"からの脱出」『警察時報』第 39 卷第 3 号 (昭和 59 年 3 月刊) 12~18 頁
- ・「(巻頭言) まず書いてみる」『月刊警察』(東京法令出版刊) 昭和 59 年 4 月号 (通巻第 7 号) 2~3 頁 (執筆時肩書: 警察庁給与厚生課長)
- ・「三人の将」『警察公論』第 39 卷第 7 号 (昭和 59 年 7 月 5 日刊) 66~73 頁
- ・「人間—この弱気もの」『警察時報』第 39 卷第 7 号 (昭和 59 年 7 月刊) 12~19 頁

昭和 60 (1985) 年

- ・「若人への提言—初任科生に話したこと」『警察公論』第 40 卷第 1 号 (昭和 60 年 1 月 5 日刊) 25~30 頁

昭和 63 (1988) 年

- ・「特別寄稿 思いやり—上手な市民応接の鍵」『警察公論』第 43 卷第 5 号 (昭和 60 年 1 月 5 日刊) 19~26 頁

平成元 (1989) 年～平成 2 (1990) 年

- ・神奈川県警察機関誌『警友』寄稿論稿の一部 (掲載誌巻号数不詳。) : 「「適法不適法」への怒り」、「冷房にうちわ」の弊を改む」、「民俗学が役立つ」、「生涯生活設計と心の病気」、「警察風土記」を作る」、「万年巡査をなくする」、「「出しやばり」のすすめ」 (いずれも後『警察管理ノートⅡ—一人は将にも兵にもなる—』に再録。)

平成 3 (1991) 年

- ・「警察と企業と」『季刊現代警察』第 18 卷第 2 号 (通巻第 59 号、平成 3 年 5 月刊) 28~35 頁

平成 4 (1992) 年

- ・「長谷川平蔵のこと」『季刊現代警察』第 19 卷第 3 号 (通巻第 62 号、平成 4 年 10 月刊) 94~99 頁

平成 4 (1992) 年～同 5 (1993) 年

- ・「警察管理ノートⅡ」『警察公論』平成 4 年 1 月号 (第 47 卷第 1 号。① 人は将にも兵にもなる)～同平成 5 年 5 月号 (第 48 卷第 5 号。④・完 修身・齊家) (第 47 卷第 11 号、第 48 卷第 2、3 号は休載。後、『警察管理ノートⅡ—一人は将にも兵にもなる—』に再録。)

平成 5 (1993) 年

- ・「神隠し」『季刊現代警察』第 20 卷第 1 号 (通巻第 63 号、平成 5 年 2 月刊) 48~54 頁
- ・「やくざ」と「泥棒」『季刊現代警察』第 20 卷第 2 号 (通巻第 64 号、平成 5 年 5 月刊)～

70～73 頁

平成 6（1994）年

- ・「『御定書百箇条』を読む（1）」『季刊現代警察』第 21 卷第 2 号（通卷第 68 号、平成 6 年 6 月刊）62～73 頁
- ・「『御定書百箇条』を読む（2）性をめぐる罪と罰」『季刊現代警察』第 21 卷第 3 号（通卷第 69 号、平成 6 年 10 月刊）54～64 頁

平成 7（1995）年

- ・「『御定書百箇条』を読む（3）ばくちと泥棒」『季刊現代警察』第 21 卷第 4 号（通卷第 70 号、平成 7 年 2 月刊）58～67 頁
- ・「『御定書百箇条』を読む（4・完）旧悪、関所破り、拷問など」『季刊現代警察』第 22 卷第 1 号（通卷第 71 号、平成 7 年 6 月刊）70～78 頁

平成 8（1996）年

- ・「「交番」のルーツ（上）辻番・自身番・木戸番」『季刊現代警察』第 22 卷第 4 号（通卷第 74 号、平成 8 年 3 月刊）30～40 頁
- ・「江戸の刑罰ウラ・オモテ（1）手鎖の話」『警察公論』第 51 卷第 4 号（平成 8 年 4 月刊）53～60 頁
- ・「江戸の刑罰ウラ・オモテ（2）追放刑（上）」『警察公論』第 51 卷第 6 号（平成 8 年 6 月刊）80～85 頁
- ・「「交番」のルーツ（下）辻番・自身番・木戸番」『季刊現代警察』第 23 卷第 1 号（通卷第 75 号、平成 8 年 6 月刊）43～51 頁
- ・「江戸の刑罰ウラ・オモテ（3）追放刑（下）」『警察公論』第 51 卷第 7 号（平成 8 年 7 月刊）129～134 頁
- ・「江戸の刑罰ウラ・オモテ（4）不義・密通・心中」『警察公論』第 51 卷第 10 号（平成 8 年 10 月刊）142～147 頁
- ・「江戸の刑罰ウラ・オモテ（5）売春・女犯」『警察公論』第 51 卷第 12 号（平成 8 年 12 月刊）123～130 頁

平成 9（1997）年

- ・「江戸の刑罰ウラ・オモテ（6）三下り半・ポルノ・衆道」『警察公論』第 52 卷第 2 号（平成 9 年 2 月刊）93～98 頁
- ・「江戸の刑罰ウラ・オモテ（7）やくざの周辺」『警察公論』第 52 卷第 4 号（平成 9 年 4 月刊）91～98 頁
- ・「江戸の刑罰ウラ・オモテ（8）十両盗めば首がとぶ」『警察公論』第 52 卷第 6 号（平成 9 年 6 月刊）118～124 頁
- ・「江戸の刑罰ウラ・オモテ（9）ばくちの話」『警察公論』第 52 卷第 7 号（平成 9 年 7 月刊）148～154 頁
- ・「江戸の刑罰ウラ・オモテ（10）女とこども」『警察公論』第 52 卷第 9 号（平成 9 年 9 月刊）89～94 頁
- ・「江戸の刑罰ウラ・オモテ（11・完）どうにも無理な話」『警察公論』第 52 卷第 11 号（平成 9 年 11 月刊）109～114 頁

平成 12 (2000) 年

- ・「(新春隨想) 初日の出」『警察公論』第 55 卷第 1 号 (平成 12 年 1 月刊) 10~13 頁
- ・「〔警察の灯火〕弱者の保母たれ—『警察手眼』に学ぼう—」『日刊警察』平成 12 年 12 月 12 日 (火) 第 3 面

平成 13 (2001) 年

- ・「「御定書百箇条」を読む 儒教との整合」『季刊現代警察』第 28 卷第 1 号 (通卷第 95 号、平成 13 年 11 月 16 日刊) 72~77 頁

平成 14 (2002) 年

- ・「〔警察の灯火〕川路大警視と漢詩 (I) 、 (II) 」『日刊警察』平成 14 年 1 月 15 日 (火) 第 6 面、同年 2 月 12 日 (火) 第 6 面 (本輯 42~44 頁に再録。)
- ・「〔警察の灯火〕「声無きに聞き 形無きに見る」の出典」『日刊警察』平成 14 (2002) 年 3 月 12 日 (火) 第 3 面 (『大警視だより』続刊第 4 号、前輯 22 頁以下に再録。)
- ・「〔警察の灯火〕「声無きに聞き 形無きに見る」拾遺」『日刊警察』平成 14 年 8 月 27 日 (火) 第 3 面 (『大警視だより』続刊第 4 号、前輯 24 頁以下に再録。)

平成 17 (2005) 年

- ・「〔警察の灯火〕川路大警視の死を巡って」『日刊警察』平成 17 年 5 月 24 日 (火) 第 3 面

平成 19 (2007) 年

- ・「何のための「裁判員制度」か」『季刊現代警察』第 33 卷第 1 号 (通卷第 115 号、平成 19 年 1 月 20 日刊) 68~73 頁

平成 22 (2010) 年

- ・(未確認)「手鎖の話 I 、 II 、 III 」『日刊警察』平成 22 年 5 月 18 日、6 月 8 日、7 月 13 日各号

平成 28 (2016) 年

- ・「川路大警視の偉さ」『大警視だより』続刊第 2 号 (通卷第 31 号、平成 28 年 8 月 1 日刊) (警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』〈警察政策学会資料第 110 号。警察政策学会、令和 2 〈2020〉年 5 月 8 日刊〉に再録。)

平成 29 (2017) 年

- ・「「声無きに聞き 形無きに見る」の出典、「声無きに聞き 形無きに見る」拾遺」『大警視だより』続刊第 4 号 (通卷第 33 号、平成 29 年 7 月 1 日刊) (前掲下記を一つにして再録したもの。①「〔警察の灯火〕「声無きに聞き 形無きに見る」の出典」: 『日刊警察』平成 14 〈2002〉年 3 月 12 日 (火) 第 3 面、②「〔警察の灯火〕「声無きに聞き 形無きに見る」拾遺」: 同紙平成 14 年 8 月 27 日 (火) 第 3 面。前掲『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』〈警察政策学会資料第 110 号〉22~26 頁に再々録。)

(追記)

福永氏は、日刊警察新聞社発行の『日刊警察』に、平成 9 (1997) 年 7 月 8 日から平成 23 (2011) 年 5 月 31 日までの間、「警察の灯火」の表題下で数多の御論稿を寄稿されておられるが、今次は諸事情あって遺憾ながら全部の調査ができなかつたことをお断りしておく。

加賀町警察署長碇山警視の特徴ある活動と事績

—外国交際の成功、皇室の警察への信頼獲得、 国益の保全、警察実務の刷新改革—

警察政策学会警察史研究部会員 小野田 博光

〔目 次〕

はじめに	227
1 開港場管轄「加賀町警察署」の特殊性	228
2 碇山署長の特徴ある活動と事績	229
3 碇山署長人物像	247
4 外国人から見た碇山署長像	249
5 碇山署長の経歴等	250
おわりに	253

はじめに

明治 5 年（1872）碇山晋（1858～1936）は横浜の高島学校を皮切りに、東京外国语学校（旧外語）、工部大学校、慶應義塾、東京商法講習所（一橋大学の前身の一つ）で英米人教授等につき、語学、万国史、物理学、商法等幅広く学問を修めた。その後、北海道庁警部となり、米国人殺人犯を横浜へ護送したことを契機に、明治 24 年（1891）、神奈川県警部に任命され、居留地警察署山手分署長に就任した。

明治 31 年（1898）、条約改正による居留地の返還を前に、加賀町警察署長となり、以後、大正 12 年（1923）の退職までの 25 年間、同署長を務め、日本の玄関、開港場としての警察業務を適切に推進し、大英帝国、ロシア等 6 か国から勲章を授与されるなど、前例のない大きな業績を上げた。

以下、本稿ではこの間における碇山晋署長（以下碇山署長と記す）の特徴ある活動を紹介することとしたいが、『神奈川県警察史』上巻（神奈川県警察本部、昭和 45 年刊）、『碇山警視顕彰録』（横浜市警察本部、昭和 27 年刊。以下単に『顕彰録』として引用することもある。）及び武藤誠先生「碇山晋署長（1）、（2）」『警察公論』第 43 卷第 8、9 号（昭和 63 年 8、9 月刊）¹に特に負うところが多いことを、まずもってお断りしておく。

¹ 正しくは、武藤誠先生「住民に慕われた人たち—市民応接のポイント 碇山晋署長—25 年間、署長の地位揺るがず—在留外人の信任 新連載」『警察公論』第 43 卷第 8 号（昭和 63 年 8 月 5 日刊）73～78 頁、「住民に慕われた人たち—市民応接のポイント 碇山晋署長—25 年間、署長の地位揺るがず—独特の署風 連載 2』『警察公論』第 43 卷第 9 号（昭和 63 年 9 月 5 日刊）87～92 頁であるが、繁を避け以下では「碇山晋署長（1）、（2）」で引用する。

1 開港場管轄「加賀町警察署」の特殊性

日本の玄関口である横浜港と外国人居留地を管轄に持つ当時の加賀町警察署は、その立場の難しさと地位の重要性から、『日本の加賀町警察署』と言われ、1年以上勤続し得た署長は皆無であった。こうした状況下、碇山署長の居留地での警察活動、特に外国人との折衝は、余人の追従を許さぬほどの成果を上げ、欧米列強から日本を認めさせる一因ともなった。外国人との親善に果たした役割も極めて大であった²。

碇山署長は、明治20年（1887）5月16日、北海道庁警部に任命され、警察界への第一歩を印した。その後、道庁在勤中、函館在住の米国人ジョン・カーナンがノルウェー人を殺害した事件で、犯人を米国総領事館に引き渡すため、横浜に護送した際、米国側の検事シドモアの審問に対し、碇山署長が証人として、流暢な英語を駆使し外国人を驚かせたが、これが神奈川県知事沖守固の知るところとなり、碇山署長が神奈川県警察入りするきっかけとなつたと言われている。そして明治24年12月23日、神奈川県警部に任命されるに至つた³。果たして英語が堪能なだけで、簡単に道警から県警へ異動できたのであろうか。

この点に関して、碇山署長の三女の夫で元海軍少将・佐藤脩氏は、箱根塔ノ沢に碇山署長所縁の人達が集つた会で、「横浜へ警察官として赴任した経緯は、当時の日本が置かれた状況がその背景にある。そのころ日本は治外法権であり、居留地が存在し、外人関係が非常に面倒であった。このため、横浜山手の署長は、外人方面からの苦情が頻繁で、一年も務まらない状況にあった。こうした中、たまたま横浜へ出張し、英語が流暢ということで、函館も日本での開港地（当時五つの開港地が存在）の一つではあるが、日本で一番外国人との折衝が多い横浜の警察へ赴任するよう請われて、転任することとなつた」（『顕彰録』10頁）と回想している。つまり、碇山署長の神奈川転任は時代の要請であった。当時の時代的背景については、神奈川県警察部刑事課長であった荒子之太郎氏も、「日清戦争は国運を賭けた乾坤一擲の大戦争であったが、全国民一致・協力し、国難に当たつたため勝利に帰し、国威大いに揚がり、その結果、我が国にとって屈辱的存在であった治外法権撤廃の機運が到来した。同警察署管轄区域は、従来の外国人居留地であつて、米、英、露、支を始めとして、各国総領事館が存在し、また、多数の志那人は志那街を形成して、ここに集団居住し、各自事業を営み、また、欧米各国人の大会社、銀行、商店、ホテル（グランド・ホテル、プレザント・ホテル、オリエンタル・ホテル、ローヤル・ホテル、イースタン・ホテル、ミソネット・ホテル等）、集会所等が林立していた。当時のこの地域の様相は、日本大通りを境として山下町一円は志那街を除き、他はことごとく洋風建築で埋められ、街頭は常に欧米人の往来で賑わっていた。そして来日諸外国人並びに外国軍艦、商船等の多

² 『神奈川県警察史』上巻「第10章 明治の栄光と警察 五 碇山警視 1 県警察と碇山警視』687頁、武藤誠「碇山晋署長（1）」『警察公論』第43巻第8号74頁、76～77頁

³ 『神奈川県警察史』上巻「第10章 明治の栄光と警察 五 碇山警視 2 加賀町警察署長となるまで」688～689頁、『碇山警視顕彰録』「二 家族の語る碇山警視」10～11頁、「三 名士旧知の語る碇山警視」36頁、武藤誠「碇山晋署長（1）」『警察公論』第43巻第8号75頁

数の乗組員等が横浜に到着すれば、当時の東京は今日のごとく外国人向けの設備が充実していなかったため、おおむね横浜に止まり、上記ホテルに止宿し、またはクラブ等に入りするなどその往来は頻繁であった。さらにその中には、著名外国人、国賓なども存在し、これら諸外国人の遭遇

いは、当時としては警察にとり、極めて難しい問題であって、万一彼らに対する措置につき誤りがあった場合は、その責任はただ単に一警察署に止まらず、国際問題化するおそれもあった。そしてこの重要にして責任ある地位に対し、白羽の矢は碇山に向けられたのである。当時、碇山は札幌農業学校教授より北海道庁警部の職に転じていたが、政府の懇望により、神奈川県警察に転出したのである」と述べ、更に、「この任命につき直接碇山氏を推薦したのは西郷従道侯⁴であったと側聞する」(『顕彰録』33~36頁)と語っている。

2 碇山署長の特徴ある活動と事績

(1) 語学力を活かした外国交際～欧米列強等との融和親善に貢献

碇山署長が神奈川県警部として居留地警察署山手分署(後の加賀町警察署)に赴任(明治24年・1891年)したのは領事裁判権のあった不平等条約の色濃い時期であった。当然、外国人居留地には日本人の居住は認められず、行政、衛生、消防等は各領事館でその事務を取り扱っていた。これらの地区では署員は道路から一歩も屋内に入れず、事件事故発生時には各領事館から係官が派遣され、領事裁判で決着した。拘置所も各領事館ごとに存在した。当時、横浜港の外国船舶の出入りは頻繁で、事故は毎日のように起き、チャブ屋(幕末明治初期の横浜・神戸などの開港場で発達した、船員や外国人相手の手軽な小料理店)等での殺傷事件も多く発生した。しかるに、これらの事件事故は領事裁判権が存在するため、警察では取扱うことができず、度々日本側に不利な結果となった。このため碇山署長は、英一番ジャデン・マデソン商会⁵主ワタル氏、九十番シイベル・ヘリナ商会⁶エレツマン氏、百七番石炭王で日本の法律通として知られるマーテン氏ら当時の外国人有力者に働

⁴ 西郷従道(1843~1902)：日本の武士(薩摩藩士)、陸軍および海軍軍人、政治家。称号、階級は元帥海軍大将。栄典は従一位大勲位功二級侯爵。名前の読みとして「つぐみち」が広く流布しているが、西郷家によると「じゅうどう」が正訓である。兄の西郷隆盛を「大西郷」と称するのに対し、従道を「小西郷」と呼ぶ。

⁵ 英一番ジャデン・マデソン商会: 1859年、ジャーディン・マデソン商会上海支店にいたイギリス人ウィリアム・ケズイック(ウィリアム・ジャーディンの姉の子)は、「ジャデン・マデソン商会横浜支店」を設立。これが日本に進出した外資系企業の第一号といわれている。井上聞多、遠藤謹助、山尾庸三、野村弥吉、伊藤博文ら長州五傑のイギリス留学を支援した。

⁶ 九十番シイベル・ヘリナ商会: その住所から、人々に「横浜甲90番館」と呼ばれた。日本の生糸取引の中心で「生糸王国日本」を築きあげる上で大きな役割を果たした。その一方で横浜および銀座に、日本で初めて導入されたガス燈にガスを供給するプラント設置の協力をした他、明治中期には時計・機械などの輸入を開始するなど、商社として多くの足跡を残した。

きかけ、署長決裁で、ある程度の事件処理ができるように認めさせてしまった。横浜在留各国はその既得権を碇山署長に委ねようという結論に至ったのである。しかもこれは国家間の取り決めでなったのではなく、署長である碇山個人に委ねられたのである。何故このようなことが可能であったのか。

碇山署長の特質の一つに類いまれな語学力（英語）がある。横浜の高島学校から始まり、各大学の英米人教授等から様々な学問を学ぶうちに碇山署長は読み書きは勿論、ネイティブスピーカーと何ら遜色のない英語力を身につけたのである。碇山署長は単に語学力のみならず、英米の文化、歴史、風俗、習慣、制度等も熟知していた。更に碇山署長は内外人の別なく全てに公平平等であり、進物等は一切受け取らなかった。加えて人格高潔で、その風貌はカイゼル髭を蓄え、短髪ではあるがガッチャリとしていかにも押し出しが効く風情であった。このため、就任後間もなく居留地外国人からの絶大な人望を得るにさして時間がかからなかった。碇山署長がいかに有力外国人に受け入れられ、信頼されていたかは、クリスマス夜会、米国独立祭、英帝誕生日等に知事も招かれないので、必ず招待されたことでもうかがい知れる。警察部長や知事の名前は知らなくとも、『スーパー・インテンデント・オブ・カガチョウ・ポリス・ステーション・ミスター・イカリヤマ』の名前は在留外国人には広く知れ渡っていたのである。故に碇山署長は、対外国人関係においては、警察本来の使命を果たしただけではなく、それ以外の事柄についても外国人らの懇請要求を入れざるを得ぬ場合も多く、このため、時には自然外交官的役割をも果たすこととなり、結果的に、国際親善融和に貢献するに至ったのである⁷。

碇山が加賀町警察署長に就任した時代の在留外国人、なかんずく欧米人の国力、文化は我が国よりはるかに優勢であり、その勢力は強大で、しかも人情、風俗、習慣等が異なるため、彼らに対する警察法令の執行は、日本国民に対すると同様に取扱いかねる難関であった。これをスムースに処置し、警察の使命を全うするには、多大な苦心を必要としたのである。かかる時代において、碇山署長は対外国人関係の各種難問を処理解決し、よく日本警察の体面を保持し得たばかりでなく、歳を経るに従い、在留外国人からの信頼感をますます深め、同時に各種警察執行務上の困難も次第に緩和させた。もとより国力が伸長し警察制度の刷新改善の影響にも因ることではあるが、碇山署長個人の人格、手腕、特に類稀な英語力に負うところが極めて大きかったのである。

不平等条約の改正、撤廃という極めて微妙な状況下、碇山署長が対外国人関係で、いかにその創意を發揮し、また、苦労したかについては、以下の通り、関係各氏が語っている。

○ 元加賀消防団長増田清氏（『顕彰録』116～119頁）

山手、山下町は、昔は外国人居留地であり治外法権であったので、日本人の居住は認められず、行政、衛生、消防は外国が自治し、各領事館で事務を扱い、消防と衛生は、私の祖父増田万吉が開港当時よりオランダ人と共に経営し、明治18年（1885）、外務省より居留地居住を認められ、現在の中消防署のところに火防所と称して、組頭オーストリア人ニコラ・モルギン氏、日本人頭取として、増田万吉、石橋六之助、その他人夫90人ととも

⁷ 『碇山警視顕彰録』「三 名士旧知の語る碇山警視」38～40頁、116～117頁、武藤誠「碇山晋署長（2）」

『警察公論』第43卷第9号 90～91頁

に消防衛生業務を司りました。当時、出入船は多く、事故は毎日のように起り、その都度日本側には不利になり解決が遅れた。事故の多くは人力車夫が外人客を乗せた場合の賃金不払い、強く要求すれば、暴力を振るわれ負傷させられた。また、チャブ屋での殺傷事件等もたびたびあったが、これらの事件は警察では何とも処置できず、まさに終戦直後のような状態であった。こうした状況を碇山署長は、有力外国人らに働きかけ、署長決裁で、ある程度の事件が処理できるようにしてしまった。こうした状況から、碇山署長は居留地警察署長として欠くことのできない最適任者であるとの地位を得たのであった。こうして署長は外国人と密接な交渉を持ち、親善に努めたので、外務省からその功績を認められた。

前述の火防所は後に薩摩町消防組と改め、二代目モルギン氏が組頭となつたが、第一次欧州大戦で日本が参戦した時、ドイツの同盟国であるオーストリア人であったため、敵国人ということで、陸軍予備中尉佐々木猪右衛門氏を組頭に任じ、外人消防を完全に日本人の手に移したが、これも碇山警視の功績の一つである。碇山署長は、火災現場が外国商館であつても、自ら直接指揮を執つた。明治39年(1906)、海岸通りのユナイテッド・クラブが大火災の時、3階を防火中、階下が全焼し、階段が焼け落ちて逃げ道がなくなり、署長とモルギン氏の外、2、3名の者は焼死を覚悟したことがあつた。この時、署長は少しも動ぜず、沈着に持つてホースを窓から下ろし、最初にモルギン氏を脱出させ、自分は最後まで残ると言われるのを、やつと二番目に脱出してもらったが、その時のことは終生忘れ得ぬ。碇山署長の警察署長としての功績は数限りなくあるが、消防人として、今と違い、実にデリケートな行政をやり遂げたことは、まさに碇山署長の偉業である。

○ 碇山署長次女・富(『顕彰録』14頁)

外人が陳情等で知事の所へ行つても埒が明かず、直接署長の所へ来ることがあつたが、よく面倒を見ていた。

○ 碇山署長三女タマの夫・佐藤脩元海軍少将(『顕彰録』14頁)

他人に非常に親切な人だった。外人、日本人を問わず、頼まれればできるだけのことをしてやつたので、支那人等外国人にも非常に信用があり、従つて、職務が円滑に進んだのだと思う。このため、長期間、署長として在勤できた。外人の間には、常に署長を替えられては困るという要望があった。

山下町142番地に日華親善の最初の会である「訪陶クラブ」が存在したが、碇山署長は同クラブへ足繁く通つた。当時、中華街では阿片吸引の癖が残つてゐたが、中国人気質をよく理解していた碇山署長は当然、阿片吸引は違法であるとの立場を取つたが、頭ごなしに否定することはなかつた。こうした碇山署長の態度に華僑たちは、碇山署長の面子を潰してはならないとして、次第に阿片から遠ざかってしまった⁸。碇山署長が25年余の長きにわたり加賀町警察署長でいられたのは、こうした在留外国人の信望を一身に集め、常に碇山署長に異動されては困るとの彼らの強い思いがあつたからである。

(2) 警衛警備を通じ皇室からの信頼を獲得

⁸ 『碇山警視顕彰録』「四 碇山署長を語る座談会」129～131頁

碇山署長は、警衛・警護任務に従事する際、警察部長、知事の指揮を仰ぐばかりでなく、更に進んで宮内省の意向、方針をも聴取し、万全の体制で臨んだ。警衛・警護方針を立てるに当たり、綿密周到な実地踏査を行うことはもちろん、警衛・警護員に対する訓示もそれぞれの担当区域ごとにその位置及び周辺の地形等各種状況に応じた極めて具体的なものであった。たとえば、御用邸内外に設けられた哨舎ごとに位置及び周辺の地形各種の状況に応じた注意事項、すなわち守則にも等しきものを一々具体的に指示し、勤務方針を明確に与え、その実行に努力したのである。また、警衛・警護に臨むたび、例年踏襲ではなく、新たな創意工夫が絶えず加えられた。

このように碇山署長の警衛・警護に対する姿勢は、極めて真摯かつ入念であり、一切の妥協を排したものであった。こうした碇山署長の警衛・警護任務に対する姿勢は上司並びに宮内省より絶大な信頼を得るに至った。大正天皇の御避暑、御避寒に伴う御警衛は、通常、警視級の署長が交替で御警衛係長として派遣されたが、何時のころからか、碇山署長が連続して選抜・派遣されるようになった⁹。荒子之太郎氏は「大正天皇御避暑御避寒のため、葉山御用邸に御滞在中の御警衛係長は名誉ある任務であった。その係長には、警視署長級より順番に選抜され派遣されたが、途中からその係長には、毎回碇山署長が選ばれるようになり、連続してその光栄に浴した。これは宮内省からの特別の命令に基づくもので、御警衛係長には碇山署長が最適任者であるとの内務省の意向でもあったと側聞する。～中略～大正天皇が崩御され、御大葬が執り行われるに当たっては、碇山署長は全国警察署長よりただ一人特に選ばれて、御大葬に参列の光栄に浴したのである」(『顕彰録』59～61頁)と、碇山署長の警衛・警護に対する姿勢及びいかに宮内省から厚い信任を受けていたかを述懐している。また、当時横浜市消防学校長であった大島英武氏も、「大正11年1月15日、湘南一帯が大雪で、逗子、葉山方面も相当の降雪が認められた。当日折悪しく、皇后陛下が葉山へ行啓されることになっていた。その朝5時ころ、署長は制服に身を固め、単身外出された。いつものように御用邸の周囲を巡視されるのだろうと思っていたが、6時を過ぎても戻られなかった。各哨舎に電話するも今朝はまだ見えませんとのことで、初めて心配になりだし、あわてて外に出たところ、はるか向こうから、元気よく駆け足で帰ってこられた。後に分かったことであるが、署長は今日の行啓に降雪のため、不慮の事故でもあってはとの心遣いから、自身逗子まで行啓道路の実地踏査に赴かれたとのことで、60歳を超えた係長が部下をかばって範を示されたと分かり、頭が下がった」(『顕彰録』76～77頁)と述べている。

こうした警衛・警護への信頼性から、碇山署長は英皇太子(エドワード・アルバート)殿下御来日(大正11年4月・1922)の際の御警衛係長にも抜擢されている。本御警衛は日英同盟下、両国親善に向けた国を挙げての大イベントであった。このため関係府県では可能な限りの警察力を動員したが、内務省はこれに満足せず、警視庁、大阪、京都、神奈川、兵庫各府県から5名による身辺御警衛班を編成し、その責任者に碇山署長を充てたのである。人選に当たり、英語に堪能であるばかりでなく、欧米人の習慣、風俗に通じ、加えて人格者たる点において、碇山署長以外に適任者なしとされたのである。碇山署長はこ

⁹ 『碇山警視顕彰録』「三 名士旧知の語る碇山警視」59～61頁

の時、64歳という高齢であったが、いつもの用意周到さ、創意工夫により、無事大任を果たし、内務、宮内両省から絶賛されるとともに、英國皇帝陛下から“メンバー・フォアス・カラス・ヴィクトリア勲章”を受けられたのである¹⁰。

当時の状況について、荒子之太郎氏は、「英皇太子殿下の御警衛中、碇山署長について印象深かったのは、一つには、英國皇太子が日光中禅寺湖畔に御成りの際のことであった。当時は自動車道完備せず、中禅寺湖までの山道を徒步で往復せざるを得なかつた。青年であり極めて壮健である同皇太子は往復とも徒步で上下されたが、歩行速度が速いばかりでなく、帰路は道なき山中を急速度で下山するという徒步ぶりのため、同殿下に随従した大官の中には殿下に追随できず、落伍した者さえあつてもかかわらず、碇山署長は老齢の身をもって若き班員と共に殿下に遅れることなく頑張り通し、完全に大任を果たしたのである。これは警察官は健脚でなければならないとの見地から、つとに署員に対し、駆け足の訓練をなし、また、自らもこうした修練に努めた結果に他ならない。もう一つは、同殿下には、ロンドン警視庁警部が一名付き、殿下御成りのところへは、必ず殿下に随行するので、署長は同警部と連絡を密にして情報を収集し、御警衛の方針を定める上で多大の便宜を得ることができた。当然、英語をよく解することが絶対条件であったが、この点、署長は全くの適役で絶えず同警部と連絡折衝し、充分な打ち合わせをすることができたので、御警衛上いささかの誤りもなく済んだのである」(『顕彰録』57~59頁)と、御警衛中のエピソードを紹介している。また、大島英武氏は、碇山署長が身辺御警衛係長として抜擢された際、「内務省の警務課長から一切の内命を受け終わり、ピストルを渡された時、『自分は既に60の坂をこえています。今度の御奉公は最後のものと深く決心しているので、飛び道具に頼る気持ちはありません。もし、殿下に危害を加えるような不心得者が現れたときは、必ず第一弾は身をもって防ぐことにします。後のことばは多くの警備係員がいるので、彼らにお願いしたい』と言って、これを辞退した」(『顕彰録』77~78頁)と本御警衛にかける碇山署長の決意を語っている。碇山署長は本御警衛で英國から勲章を授与されたが、他諸国から賜った多くの勲章も、碇山署長が各国要人の警衛・警護に携わり、最善の努力を尽くし、最高の結果をもたらしたことによるものと推測される。

碇山署長が宮内省、内務省から大きな信頼を得ていたのかは、複数にわたる皇室の御避暑、御避寒時の警衛警備、国の威信をかけた警衛警備等に常に抜擢されていたことからもうかがえるが、いかに皇室からの信頼が厚かったかは、聖上陛下の御大典(大正4年11月10日・1915)が京都で行われた際、碇山署長が全国警視代表として参加したこと、大正天皇御大葬(大正15年12月25日・1926)時、全国警察署長からただ一人特に選ばれて参列したこと、そして碇山署長が病氣危篤の際、宮中からお見舞い品のご下賜があり、更には死亡の際、“陛下のご記憶にある人”との理由により例外的に正五位に叙せられたこと等からも明らかである¹¹。

¹⁰ 『碇山警視顕彰録』「三名士旧知の語る碇山警視」57~58頁、『神奈川県警察史』上巻「第10章 明治の栄光と警察 五 碇山警視 4 事件と業績」693~694頁

¹¹ 『碇山警視顕彰録』「三 名士旧知の語る碇山警視」61頁、79頁、82~83頁

(3) 国益に関わる「諜報事件の検挙」及び「外事警察の基礎作り」

ア 諜報事件の検挙

横浜港を抱え多数の外国人が居住、出入りする加賀町警察署にあっては外国人取扱いの適否はそのまま外交問題へと発展する恐れが高く、不平等条約改正に向けての機運が高まる中、極めて重要事であった。

碇山署長の長女・満は、父・碇山晋を回想する中で、「明治27、8年の戦役のころ、ロシア人ブリアンの使用人・高橋門作が何か連絡を取っていた疑いがあり、知事の依頼を受け、これを解明するため、情報を集める目的で、関本という刑事がボイと/or>アン家へ入り込んだ。関本は手紙などを依頼されるようになり、その結果、様々な情報が取れ、高橋とブリアンが検挙されるに至った」(『顕彰録』11~12頁)と語っている。神奈川県警察史(上巻)にも同様の記述がある。事件の詳細については不明であるが、明治27、8年の戦役とは日清戦争のことであり、日本が勝利し、日清講和条約(下関条約)によって得た遼東半島を“三国干渉”により還付した当時の状況から、同事件は日露間の諜報事件と推測される。本事件では碇山署長の指示により、関本という署員が半年の月日をかけ、ブリアン家に入り、信頼を得るに至り、各種情報の収集に成功するという事件であり、碇山署長が手掛けた国益に関わる外事事件の先駆けと思料される¹²。

イ 外事警察の基礎作り

外事警察部門において、碇山署長がその本領を発揮したのは、第一次世界大戦当時であった。同大戦では、日本は連合軍に与し、独と交戦した。開戦に際し、在留外国人の生命、身体、財産の保護及び敵国人の処遇対策を講ずることは重要問題であり、なかんずく敵国人の取締りは緊急を要する大問題であった。すなわち、開戦と共に在留外国人中、我が国の利益に反する者の有無を明らかにし、その程度の深浅厚薄に応じ、国外退去させるための要否及びその行動を監視し、または制限の適否を決定し、迅速適切な措置を講ずる必要に迫られたのである。その主管は内務外務の両省に属し、地方長官に訓令してその執行に当たらしめたが、これが執行のためには正確な資料に基づかねばならなかった。神奈川県には全国中、最も多くの敵国人が居住滞在していたが、大部分は加賀町警察署管内居住者か、または同所に営業所、事務所等を有する者達であった。碇山署長はその卓越した手腕と努力により、在留敵国人の実情をつまびらかにし、本件執行に要する資料につき正鵠を失わず、政府の処置をしていささかの齟齬もきたさなかつた。大戦終了まで警察力の大半をあげ、優秀な部下を選抜して敵国人の取扱い並びに在留外国人の保護に万全を期し、大きな貢献をなした。同大戦が終了し、講和がなると、碇山署長はその功績を認められ、勲

¹² 『碇山警視顕彰録』「二 家族の語る碇山警視」11~13頁、『神奈川県警察史』上巻「第10章 五 碇山警視 4 事件と業績」690~691頁

五等双光旭日章を授与された¹³。「外国人処遇の当否は当時の我が国警察における重大な課題であった。多数の外国人を擁する加賀町警察署にとっても同様で、この使命は碇山が加賀町警察署長に就任の際、既に課せられていた大問題であった」(荒子之太郎氏談～『顕彰録』54頁)のである。

また、「加賀町警察署の特質は何といつても外事警察であった。当時、管内には中国人約二千を数えるいわゆる南京街を擁し、その他外国の有名商社商館が櫛比し、更に代表的なホテル、外人クラブ等が存在していた関係上、外事警察に重点を置き運営された。機構としても、特に外事係を設け、署員中の有能者を配置してこれに当たらせた。このような状況で、知名の外国人の出入りも頻繁であり、事務としても外人居留登録をはじめ、かなり繁忙を極めた。碇山署長の勢力の大半以上は外事警察に傾倒されたと考えることができる。特に外国人の取扱いには注意深いものがあり、毎回の訓示もこの点を強調指導された」(元神奈川県警部・朝岡朝吉氏談～『顕彰録』91～92頁)のである。

神奈川県警察部に外事課が設置されたのは、大正6年(1917)である。第一次世界大戦並びにロシア革命の勃発により、在留外国人の保護及び敵国人の処遇取締り、亡命ロシア人の取扱い等その事務が著しく多忙を極めるに至った事実が外事課設置の主因であった。この時から外事警察は同課の主管となつたが、それまでは各警察署独自の立場でその任に当たっていた。しかしながら、神奈川県外事警察の対象は、九分通り加賀町警察署の管轄下にあった関係上、外事課設置前は勿論、設置後といえども、実質的には加賀町警察署がその中心であった。従って、神奈川県の外事警察は碇山署長の双肩にかかっていると言つても過言ではなかった。碇山署長は外事警察の前提として、全署員に対し英語の教養を実施し、有事即応体制を取るため、外国人による事件の発生に備え、通訳を隔日勤務とし、各領事館との連絡についても、碇山署長自ら隨時訪問し、密接な友好関係を保ち、外国側の動静、我が国に対する意向等の情報や知識を収集し、外事警察運用の資料とした¹⁴。こうした外事警察に関する碇山署長の考え方、手法等が県外事課設置に大きく関わり、更に全国警察に広まつたのである。碇山署長が高橋門作事件を皮切りに第一次世界大戦前後に至るまで、その必要性を認識し外事警察確立に携わり、大きく貢献した事実は各氏の論述からも明らかであるが、現在に至るも外事警察が極めて機微な分野に属することから、その記録は残念ながらほとんど残っていない。

(4) 当時の国際情勢を反映した亡命事案への適切な対処

碇山が加賀町警察署長として在籍していた間には、実に多くの亡命事案が認められた。日清・日露戦争に勝利した日本は、列強各国の植民地支配からの脱却に向け、あるいは腐敗した自国政府を立て直すため、独立・革命を目指していた憂国の志士達にとって憧れの存在であった。こうした中、明治30年(1897)8月16日、清朝打倒と漢民族復興を目指

¹³ 『碇山警視顕彰録』「三 名士旧知の語る碇山警視」54～57頁

¹⁴ 『神奈川県警察史』上巻「第11章 大正デモクラシーと警察 4 県警察の強化 (8) 外事警察の推移」784～787頁

す孫文が日本に亡命した。続いて清国から、変法自彊¹⁵という改革運動に失敗した保皇派の巨頭である康有為と梁啓超が亡命した。明治37年（1904）には、孫文と共に民国革命の双璧と称された黃興も亡命してきた。又、大正4年（1915）には、フィリピンの独立革命家であるアルテミオ・リカルテが亡命し、横浜山下町で生活を始めた。更に、大正6年（1917）のロシア革命勃発により、ロシアから帝政派、ユダヤ人、タタール人等の亡命者が次々と日本に上陸したが、その大半は横浜に集まつた¹⁶。

ア 孫文の亡命と碇山署長の動向把握活動

孫文は、30年間で日本との間を14回往来し、通算9年4か月、日本で暮らしている。その内12回、来浜している。孫文が弁髪を切り落とし、普通の髪型とし、胡服を脱ぎ棄て洋風に着替えたのは亡命潜伏場所である横浜中華街であった¹⁷。この孫文の亡命、日本での活動を実質的に支えたのは華僑である。特に、馮鏡如¹⁸、馮紫珊、温炳臣、温恵臣、孔雲生、黎炳垣、鮑唐らの横浜華僑である。そして、華僑と共に孫文の亡命を支援したのは、欧米列強からアジア各国を救い、延いては日本の独立を護るには、アジア文明の中心である中国の独立と中国民衆の自由が先決であるとの考えを持つ大陸浪人・宮崎滔天¹⁹達であった。孫文は宮崎の紹介により、玄洋社²⁰の頭山満²¹と出会い、頭山を通じて平岡浩太郎²²から活動費等の援助を受けた。また、東京での住所である早稲田鶴巻町の屋敷は大

¹⁵ 変法自彊：中国、清末の立憲君主制を目指した政治改革運動。日清戦争後、康有為、梁啓超らによって推進され、日本の明治維新にならって憲法制定、国会開設、商工業奨励などを唱えた。光緒24年（1898）には光緒帝のもとに戊戌（ぼじゅつ）の変法を実施したが、西太后のクーデターで失敗し、康有為、梁啓超は亡命。20世紀になると憲法制定、国会開設を目指す立憲運動が展開されたが、清朝打倒、共和国樹立を目指す孫文らの革命運動が活発となつていった。

¹⁶ 田中健之『横浜中華街』（中央公論新社、平成21年刊）「第一章 加賀町警察署物語 加賀町警察署の役割の変化」64頁

¹⁷ 田中健之『横浜中華街』「第三章 華僑は革命の母 孫文亡命」100～101頁

¹⁸ 馮鏡如：居留地54番地で、文經文具店・キングセル商会を開店、明治28年（1895）に亡命してきた孫文を庇護し、同店に滞在させ、馮紫珊、黎炳垣、鮑唐らと共に、孫文が組織した革命的密結社・興中会の横浜支部である興中会横浜分会（居留地175番地）を組織した。

¹⁹ 宮崎滔天（1871～1922）：日本で孫文達を支援して、辛亥革命を支えた革命家。欧州に侵略されているアジアを救うには、アジア文明の中心である中国の独立と中国民衆の自由が先決であり、それが世界平和に繋がるという信念のもと、大陸浪人として活躍した。

²⁰ 玄洋社：旧福岡藩（黒田藩）士が中心となって明治14年（1881）に結成されたアジア主義を抱く政治団体。日本で初めて誕生した右翼団体ともいわれる。当時の在野の多くの政治結社と同じく、欧米諸国の植民地主義に席捲された世界の中で、人民の権利を守るために、まず国権の強化こそが必要であると主張した。また、対外的にはアジア各国の独立を支援し、それらの国々との同盟によって西洋列国と対抗する大アジア主義を構想した。明治から敗戦までの間、政財界に多大な影響力を持っていた。

²¹ 頭山満（1855～1944）：明治から昭和前期にかけて活動したアジア主義者の巨頭。玄洋社の総帥である。号は立雲。玄洋社は、日本における民間の国家主義運動の草分け的存在であり、後の愛国主義団体や右翼団体に道を開いたとされる。また、教え子の内田良平の奨めで黒龍会顧問となると、大陸浪人にも影響力を及ぼす右翼の巨頭・黒幕的存在と見られた。一方、中江兆民や吉野作造などの民権運動家や、遠縁のアナキストの伊藤野枝や大杉栄とも交流があった。また、鳥尾小弥太・犬養毅・広田弘毅など政界にも広い人脈を持ち、実業家（鉱山経営者）や篤志家としての側面も持つていた。孫文の辛亥革命を支援し、金玉均（キム・オツキュン）、ビハリ=ボースらの亡命者を保護した。

²² 平岡浩太郎（1851～1906）：日本の地方政社玄洋社初代社長、自由民権運動家。福岡藩士・平岡仁三郎の次男として、福岡市地行に生まれる。内田良平の叔父。藩校修猷館に学ぶ。明治元年（1868）、戊辰戦争で奥羽に転戦し功をなし、その後、同志と共に藩兵隊就義隊を組織する。明治8年（1875）、高知の立志社に倣って武部小四郎が矯志社を組織すると、箱田六輔等と共に参加。明治10年（1877）、西南戦争に呼応して越智彦四郎、武部小四郎等が挙兵（福岡の変）するとこれに加わるが敗れ、その後、単身西郷軍に合流し、豊後・日向の本営において謀議に参与。敗戦後、東京の獄に懲役一年の刑を受ける。

犬養毅²³が斡旋した²⁴。

兵庫県神戸市垂水区に孫文を顕彰する日本で唯一の施設、孫文記念館（移情閣）²⁵が存在する。ここには孫文の亡命に関わった日本人と在日華僑等の人名を収録した『孫文・日本関係人名録』が所蔵されている。同人名録の『孫文関係在日華僑一覧表』の中には孔雲生、黎炳垣ら横浜華僑の名が掲載されている。また宮崎滔天、頭山満、宇佐穂来彦²⁶等の大陸浪人そして犬養毅、大隈重信、伊藤博文らの政治家達についても、前記人名録の『孫文関係日本人人名録』に見て取れる。欧米列強の干渉に日本政府が神経を尖らせる状況下、これらの人々が亡命者たちの日本滞在を可能にしたのである。

碇山署長と横浜華僑との関係であるが、碇山署長は山下町142番地に所在した華僑の中でも特に神商（教養・品位を備えた一流の商人）、紳士のみで組織された訪陶クラブを通じて横浜華僑と昵懃の間柄を築いていた。中でも同クラブのはす向かいに居を構える曾卓軒とは親密な関係にあった。訪陶クラブは日華親善の最初の会であり、その始まりは不明であるが、関東大震災まで存続した華僑総会の前身のような組織であった。当然、亡命者の動向には敏感に反応し、衣食住の世話をし、その活動を支援した。碇山署長は年中この訪陶クラブに足を運んだ。こうした外国人との交流は当時、賛否両論あったが、碇山署長はこのクラブを介し、亡命者たちの動向を逐一把握していたと思われる。

イ リカルテの亡命と碇山署長の動向把握活動

碇山署長がこれら亡命者達にどのように対処したのか、その記録は殆ど残っていないが、フィリピンの『陸軍の父』と呼ばれ、最後までアメリカに追従しなかったフィリピンの国民的英雄アルテミオ・リカルテの亡命経緯に碇山署長と宇佐穂来彦ら国家主義者たちとの関係が僅かに示され、ここから碇山署長がリカルテの亡命保護・動向監視に関わった事が推論できる。

フィリピン・デラサール大学、福島大学、中央大学等で国際関係論、東洋史、政治学等を研究していた荒哲氏の論文「リカルテ将軍の政治思想について・Ⅱリカルテの日本亡命と宇佐穂来彦の役割」『アジア研究』Vol.54, No.1 (January 2008) の中に、下記外務省文書が引用されている。

²³ 犬養毅（1855～1932）：日本の政治家。位階は正二位。勲等は勲一等。通称は仙次郎。号は木堂、子遠。中国進歩党代表者、立憲国民党総理、革新俱楽部代表者、立憲政友会総裁（第6代）、文部大臣（第13・31代）、通信大臣（第27・29代）、内閣総理大臣（第29代）、外務大臣（第45代）、内務大臣（第50代）などを歴任した。明治23年（1890）の第1回衆議院議員選挙以来死にいたるまで落選することがなく、常に少数党にくみして藩閥政府に反対。大正デモクラシー運動ではその先頭に立って働いた。昭和4年（1929）立憲政友会総裁、31年総理大臣となって満州事変収拾に努力したが、5・15事件で青年将校らによって暗殺された。

²⁴ 田中健之『横浜中華街』「第三章 華僑は革命の母 孫文亡命」101～102頁

²⁵ 孫文記念館（移情閣）：孫文記念館は、中国の革命家・政治家・思想家である孫文（号は中山、又は逸仙、英文名は Sun Yat-sen, 1866～1925）を顕彰する日本で唯一の施設で、昭和59年（1984）11月に開設された。

²⁶ 宇佐穂来彦：宮崎滔天と友人関係にある国家主義者だが、玄洋社や黒龍会には属していない。孫文、康有為とも交流を持ち、その亡命を支援する。1915年、アルテミオ・リカルテの日本滞在に便宜を図るよう碇山警視に働きかける。

『宇佐はその年の6月末頃、横浜警察署長の錨山（いかりやま）と接触し、リカルテの日本滞在に便宜を図るよう要請したという。この錨山とは、宇佐にリカルテを紹介したとするホセ・ラモスが1898年当時（明治31年）横浜に住んでいた際の横浜警察の警視で、ラモスと親しい友人関係にあった。また、錨山はフィリピンの革命運動家に強い理解を示し、ラモスやポンセ²⁷と親しく交流していたとされるが、こうした状況からは、1915年当時（大正4年）、錨山が宇佐の要請によってリカルテの滞在に便宜を図ったことは十分に考えられよう（要視察外国人挙動関係雑纂）』

同論文の中には、宇佐は宮崎滔天とは同郷で友人関係にあり、康有為や孫文と交流を持った（外務省記録）とも記されている²⁸。また、宇佐穂来彦は宮崎滔天らと共に孫文記念館の『孫文関係日本人人名録』にも名を列ねており、明らかに孫文亡命にも関わった人物である。

リカルテの亡命については、フェリス女学院大学国際交流学部教授大西北呂志氏の著書『伊沢多喜男²⁹ 知られざる官僚政治家』（湖北社、平成31年刊）の中で、

『翌1915年1月中国に対する21カ条要求が発せられ5月に府下で对中国強硬の民衆運動が起こると、伊沢は各警察署長に取り締りを指示した。またこの頃日本に亡命してきたフィリピン独立運動の志士アルテミオ・リカルテが国家主義者宇佐穂来彦の手引きで潜伏先の春日井から横浜に移動してきた動静について、伊沢は内偵した情報を大浦内相ほか関係の愛知県知事、神奈川知事に宛て詳しく通報している（外務省外交史料館「要視察外国人ノ挙動関係雑纂米国人一」）。大戦に伴う帝都の治安維持と情報収集は、警視総監伊沢の重要な任務であった』³⁰

とされ、リカルテの動向を関係府県で共有している状況が記され、碇山署長が単にリカルテに対する友好的な心情から便宜を与えたのではなく、治安維持と情報収集に向けた協力者工作の過程で、リカルテの動向を監視・把握していたものと思料される。

また、フィリピン大学リカルド・ホセ博士³¹はアジア パシフィック ミグレーション ジャーナル（Asian and Pacific Migration Journal³²、Vol.8, No.1-2, 1999）に寄稿した研究

²⁷ ポンセ・ポンセ・マリアーノ（1863～1918）：フィリピンの革命運動家。明治31年（1898）アメリカ軍とたたかうフィリピン革命政府の要請で武器・弾薬調達のため来日。日本亡命中の孫文や犬養毅らの協力でその購入に成功したが、輸送にあたった布引丸が沈没し失敗（布引丸事件）。のちアメリカ統治下でフィリピン議会議員をつとめた。

²⁸ 荒哲「[研究ノート]リカルテ将軍の政治思想について・IIリカルテの日本亡命と宇佐穂来彦の役割」『アジア研究』Vol.54, No.1 (January 2008) 64～66頁

²⁹ 伊沢多喜男（1869～1949）：日本の内務官僚、政治家。信濃国高遠藩士伊澤勝三郎（文谷）（高遠藩士武井堀右衛門の子で、高遠藩主内藤頼寧に召しだされた伊澤清治の子）の子として生まれる。慶應義塾普通部、第三高等中学校を経て、明治28年（1895）、東京帝国大学法科大学を卒業、一旦愛知県属となり明治30年（1897）内務省に入省する。以後山梨県と岐阜県の各県参事官、岐阜県・福井県・滋賀県の各県書記官、滋賀県事務官などを歴任した。明治40年（1907年）に内務大臣であった原敬の引き立てにより警視庁警視、次いで和歌山県知事を務めた。明治42年（1909）7月に愛媛県知事、大正元年（1912）12月に新潟県知事となる。大正3年（1914）警視総監となる。

³⁰ 大西北呂志『伊沢多喜男 知られざる官僚政治家』（湖北社、平成31年刊）80頁

³¹ Ricardo T. Jose：フィリピン大学ディリマン大学社会科学哲学学部歴史学科教授。第三世界センター元所長。UPディリマンで歴史学の学士号、修士号を取得。東京外国语大学で歴史学・地域研究の博士号を取得。軍事・外交史の専門家、特にフィリピンにおける日比関係と第二次世界大戦の専門家。

³² Asian and Pacific Migration Journal (APMJ) : APMJはアジア太平洋地域の移住問題に特化した最初の査読付きジャーナル。学際的な視点から地域の人間の移動を検討する記事を特集。アジアからの、またアジア内での人の移動を難民運動の社会人口統計学的、経済的、政治的、心理的、歴史的、立法的、宗教的側面に関する研究と分析を公開。

記事・Exile as Protest: Artemio Ricarte で、リカルテの思想的背景、亡命経緯等を語る中で、

- ① アメリカは日本政府にリカルテをフィリピンに引渡すよう求めたが、引き渡し条約が発効しなくなったため、リカルテは警察の厳重な監視下の下に、日本滞在を許可された。
- ② 台湾の民政長官を務め、外務大臣に就任するなど、日本政府に大きな影響力を持っていた後藤新平³³はリカルテの山下町定住を支援、スペイン語の教師の職を紹介した³⁴。など、当時のリカルテの亡命をめぐる日米両政府の駆け引き、有力政治家のリカルテ保護への関与等を明らかにしている。

アルテミオ・リカルテは、「私は日本を同胞として評価している。日本は東洋の尊厳をロシアに勝利したことで高めた唯一の国である。日本こそ我々の独立闘争に援助を差し伸べることのできる国である」と述べている³⁵。リカルテ将軍は第二次世界大戦終了間際、米比戦争でただ一人残った将軍として、敗走中のマレーの虎・山下奉文の兵団に同行し、ルソンの山中で波乱の一生を閉じている。

ウ 亡命ロシア人等の動向把握活動

大正 6 年(1917)にはロシア革命により、日本への亡命を余儀なくされた多くの帝政派、ユダヤ人、タタール人、バシキール人等がいた。当時、成立したばかりのソビエト政府は日本の社会主義者と結託し、さかんに対日共産革命工作を行った。亡命ロシア人の中にはボルシェビキ³⁶のスパイや日本人に共産革命を吹聴する者が紛れ込んでいたのである。この頃になると、単に亡命者への対処だけではなく、これら対日有害事案の取締りも加賀町警察署の重要な役割となっていた³⁷。こうした亡命ロシア人とは別に、大国のグレートゲーム³⁸に翻弄され、ソビエト政府から宗教的、人種的迫害を受け亡命してきたタタール人達が存在した。話が前後するが、これらタタール人に先駆け来日したアブドゥルラシド・イブラヒム³⁹という同じくタタール人がいた。彼の最初の来日はロシア革命前の 1908 年で

³³ 後藤新平 (1857~1929) : 日本の医師・官僚・政治家。位階勲等爵位は正二位勲一等伯爵。台湾総督府民政長官。満鉄初代総裁。通信大臣、内務大臣、外務大臣。東京市第7代市長、ボイスカウト日本連盟初代総長。東京放送局（のちの日本放送協会）初代総裁。拓殖大学第3代学長を歴任した。計画の規模の大きさから「大風呂敷」とあだ名された、植民地経営者であり、都市計画家である。台湾総督府民政長官、満鉄総裁を歴任し、日本の大陸進出を支え、鉄道院総裁として国内の鉄道を整備した。関東大震災後に内務大臣兼帝都復興院総裁として東京の帝都復興計画を立案し、それを成し遂げた。

³⁴ Ricardo T. Jose 「[研究記事]」Exile as Protest: Artemio Ricarte」 (Asian and Pacific Migration Journal Vol.8, No.1-2, 1999) 139~140 頁

³⁵ 荒哲「[研究ノート]リカルテ将軍の政治思想について・III日本へ傾倒するリカルテの思想的背景」(アジア研究 Vol. 54, No. 1, January 2008) 67 頁

³⁶ ボルシェビキ: ボリシェヴィキは、ロシア社会民主労働党が分裂して形成された、ウラジーミル・レーニンが率いた左派の一派。ボリシェビキ、ボルシェヴィキ、ボルシェビキとも呼称され、戦前の日本国内における刊行物等の資料では、ボルシェヴィキー、ボルシェヴィキなどの表記が用いられている。

³⁷ 『神奈川県警察史』上巻「第 11 章 大正デモクラシーと警察 4 県警察の強化 (8) 外事警察の推移」792 頁

³⁸ グレートゲーム: 中央アジアの覇権を巡るイギリス帝国とロシア帝国の敵対関係・戦略的抗争を指す、中央アジアをめぐる情報戦をチェスになぞらえてつけられた名称。イギリス東インド会社の一員であったアーサー・コノリーが 1840 年にヘンリー・ローリンソン少佐にあてた手紙の中ではじめて命名した。

³⁹ アブドルラシド イブラヒム (1857~1944) : 帝政ロシア出身のタタール人ウラマー、ジャーナリスト、旅行家。明治末期に日本を訪問したことや、東京モスクの初代イマームを務めたことでも知られる。日本におけるイスラームの普及に大きな役割を果たした。

あるが、彼は伊藤博文、大隈重信、松浦厚⁴⁰らと会見し、イスラム教を紹介し、ムスリムと日本人の関係強化を訴えた。イブラヒムは滯日中に頭山満、内田良平⁴¹らの黒龍会⁴²関係者とも接触している。イブラヒムは昭和8年（1933年）に再来日（政治亡命）し、イスラム教の布教に尽力すると共に、ロシア革命により亡命してきたタタール人達と協力し、東京モスク（東京ジャーミーの前身）を設立し、初代イマームとなり、日本におけるイスラム教の礎を築いた⁴³。

エ 碇山署長の亡命事案への適切な対処

歐米列強による日本の植民地化を危惧していた碇山署長は、明治維新に倣い、自国を改革せんとするアジア各国からの亡命者たちに共感する思いを強く抱いていた。明治維新の諸改革は、急激な展開で若干の矛盾を含みながらも成功し、立憲制度を達成し、徹底した富国強兵がなされた。日清・日露戦争の勝利はその評価を飛躍的に高め、諸外国からも感嘆・驚異の目で見られるようになった。特にアジア諸国では明治維新を模範として改革や独立運動を行おうとする動きが盛んになった。孫文も日本亡命時には「明治維新は中国革命の第一歩であり、中国革命は明治維新の第二歩である」との言葉を犬養毅へ送っている。

多くの亡命者や各国スパイが潜伏・暗躍していた当時の国際謀略都市横浜を管轄する碇山署長は、情報収集と管内居住民保護という、時に背反する使命を担い、関係各機関と密接な連携を図り、極めて適切な対処をなしたと思われる。日清日露戦争から第一次世界大戦に至るまでの極めて困難な時期、碇山署長が警察力の大半を挙げ、優秀な部下を選抜し、亡命者を含む在留外国人の保護・敵国人の処遇対策にいかに心血を注いだかは各氏の論述からも明らかである。孫文らは歴史が示している通り、その後の中国の建国に大きな役割を果たし、アルテミオ・リカルテについては、横浜山下公園に記念碑が建立され、フィリピン協会会长であった岸信介氏によるリカルテの生涯を称える言葉が刻まれ、現在でも来日する多くのフィリピン人が同碑を訪れるなど日比親善の一助ともなっている。現在、アル・カイダやIS等イスラム過激派によるテロが欧米で頻発し、日米同盟の一方として日本も攻撃対象として名指しされているが、これまで目立った被害はない。これは東京ジャーミーが日本の正統イスラム教の中心として今日まで求心力を維持しているからに他ならない。これは碇山署長が横浜に亡命してきたタタール人達を適切に処遇した結果と言え

⁴⁰ 松浦厚（1864～1934）：明治時代から昭和時代初期の華族。肥前平戸藩主松浦詮の長男。正二位、伯爵。茶道家、漢詩人。夫人は浅野長勲の養女（長勲の伯父・浅野懋績の娘）益子。弟に大隈信常、松浦靖（はかる、分家、子爵、官内省御用掛）ら。子に松浦陞（すすむ）、晃子（大久保忠春夫人）、和子（戸沢富寿夫人）、克子（大久保教恵夫人）、東胤驥（東胤祿養子）。

⁴¹ 内田良平（1874～1937）：右翼運動家。福岡県生まれ。玄洋社に学ぶ。明治34年（1901）頭山満を顧問に黒龍会を創立し、大アジア主義を主唱。対露開戦・韓国併合の主張、孫文の革命運動支援などをを行なった。昭和6年（1931）大日本生産党を創立し、総裁。

⁴² 黒龍会：黒龍会は明治34年（1901）1月に設立された国家主義（右翼）団体である。中国・満州・ロシア国境を流れる黒龍江に名前が由来する。対露開戦を主張。玄洋社の海外工作センターといわれた。海外では日本の壮士集団、BLACK DRAGON SOCIETYとして恐れられていた。昭和6年（1931）に大日本生産党を結成。昭和21年（1946）、GHQ当局によって、最も危険な影響力のある国家主義団体として解散させられた。

⁴³ 宇山智彦『中央アジアを知るための60章第2版』（明石書店、平成29年刊）「VI グレートゲームと日本 第55章 戦前日本に来たタタール人・バシキール人・イブラヒムとクルバンガリー」282～285頁

るのではないだろうか。碇山署長はその卓越した手腕と努力により、敵国人の取扱い並びに在留外国人の保護・動向監視に万全を期し、大きな貢献をなし、その結果、勲五等双光旭日章が授与された⁴⁴。

(5) 警察実務の様々な刷新改革

ア 警ら制度の確立

碇山署長は治安の維持を徹底するため、外事、刑事、交通等各部門を超えて創意工夫を凝らした。語学堪能な碇山署長は、広く外国人と交わり、先進国の書籍、新聞等くまなく調査・研究し、絶えず警察制度に関する知識を追い求めた。その結果、治安を維持するためには、特に、外勤警察にその力を集中し、犯罪の予防検挙に向け、多くの制服巡査を管内に展開させることが重要と考えた。そして各種制度未熟の往時において、既に管内を数区分し、区分ごとに警ら線を策定し、二人の巡査が2時間警ら、2時間休憩を繰り返し、巡査部長が監督の任に当たるという警ら制度の基礎を作り上げた。署員の教養については後述するが、警らに当たる署員に対して、碇山署長は川路大警視の言葉を引用し、「声なきに聞き、姿なきに見る」との訓示を徹底反復した⁴⁵。

荒子之太郎氏は、碇山署長の創意工夫による警ら制度について、「警察の使命には、犯罪の予防検挙を主眼とし、これをもって治安維持の完璧を期するにあり、時代の変遷はあっても、この目的使命に変わりはない。ただ首脳部の考え方によりその方法に相違がある。これについて、署長は外事係員の充実、巡査派出所の増設等による能率の増進を図ることにやぶさかではなかったが、重点はもっぱら警察の主力を外勤に集中し、一人でも多くの制服巡査の姿を、そしてその活動を管轄区内の隅々まで展開し、警察の機能を遺憾なく發揮するにしくはなしとの信念の下に、つとにこの方法を採用実施し、絶対に変更しなかつた」(『顕彰録』50頁)と回想している。

神奈川県医師会経理課長であった大木実氏によれば、外勤勤務の方法についても、絶えず改革刷新が行われ、外勤勤務の形態を交番、立番、巡回、戸口調査と分け、以下の通り、機能的かつ効果的に実施した。

▼ 交番勤務

居留地警察署時代の交番は西の橋、元町の2か所であったが、その後、伊勢佐木警察署管内より太田町、尾上町、弁天町、本町、桜木町、豊国橋が、更に新山下町の海岸埋立てによる新山下町とが交番として増えた。交番勤務は甲乙の二部に分かれての隔日、勤務は立番、巡回、休憩を繰り返した。

▼ 立番勤務



リカルテ将軍記念碑

⁴⁴ 『碇山警視顕彰録』「三 名士旧知の語る碇山警視」55~57頁

⁴⁵ 『碇山警視顕彰録』「三 名士旧知の語る碇山警視」50~51頁、武藤誠「碇山晋署長」『警察公論』第43巻第9号 89~90頁

立番所が山下町一帯の要所に7か所あり、これも隔日勤務で、2時間勤務の2時間休憩で、署在から出て行って現場で上番員交代し、2時間の勤務を風雨寒暑にもひるむことなく勤務した。雪の夜など先輩が雪上に残した二つの靴跡を乱すなよと言われ、その跡を両足で踏んで頑張った。

▼ 巡回勤務

これも甲乙2部の隔日勤務で、2時間巡回、2時間休憩を24時間繰り返し、署在を本拠として、各方面に出て行った。巡回の目的は犯罪の予防と検挙が一義的なものであることは言うまでもないが、署長の狙いは、あらゆる面において管内の情勢を常に把握することにあったので、この勤務員に対しては、参考報告の提出をやかましく言われた。例えば、どこのビルに貸事務所が出たとか、何々商店が空き家になったとか、道路、橋の状態がどうとか、料理屋、飲食店で賭博開帳の疑いがあるとか、駐車場、公園等の状況等とかを細大漏らさず報告させ、警察活動の資料とした。

▼ 戸口調査

戸口調査は、同署管内が居留地を受け持ち、かつ、港の中心街であり、有名な南京街もあって、内外人の出入りが激しい特殊事情もあり、警察としては最も重要な仕事でもあったので、この専従員を任命し、これは日勤で毎日定められた管区の調査簿を抱えて一日中、町に出て行ったものである。これは前述のように人の出入りのほか、病人、貧困者の有無、生計状況、取締業態者の営業の当否等を視察内査し、それぞれの警察活動の資とするものであった。戸口調査の結果は、毎日日報で報告させた⁴⁶。

碇山署長は外勤警察を治安維持に向けた警察の要とし、いかに効果的かつ機能的に運用するかを考え、それまでの自身番⁴⁷式の交番から西洋式の交番へ移行し、見せる警らを徹底し、管内実態掌握を重要視したのである。これはまさに現代の地域警察活動そのものであり、碇山署長がその訓示の中で、“声なきに聞き、姿なきに見る”を反復実施し、参考報告の提出を励行するなど、既に現代地域警察の基礎を作り上げているようで、実に興味深い。

イ 交通事故防止を見据えた交通整理取締りの確立

碇山署長の先見の明が如実に表れているのが交通警察であった。当時それほど交通頻繁な状況になかったにもかかわらず、碇山署長は、全国で初めて交通係を設置した。交通係は自転車に乗り、歩車道の区別の励行、路上への放置物件の取締り等に従事し、自動車の数が増加するのに伴い、交差点における交通整理も実施するに至った。この頃は現在のような交通整理方式も定められておらず、両手を左右に動かす程度のものであった。この後、警視庁でも交通係が設置されるに至った。こうした状況について、大木実氏は、「次に特に強調しておきたいことは、交通取締に力を傾注したことあります。交通係として専従の係を設けたのは、加賀町警察署が全国でも最初のことと思います。当初、交通係は、自転

⁴⁶ 『碇山警視顕彰録』「三名士旧知の語る碇山警視」109～112頁

⁴⁷ 自身番：江戸時代、江戸市中警戒のために各町に設けた番所。地主ら自身が後には家主たちが交替でここに詰め、町内の出来事を処理した。

車に乗り、一人または二人で管内を巡回し、歩車道の区別の励行、路上物件の放置取締に重点を置いてやっていましたが、自動車の発達に伴い、交差点における整理も実施するに及んで、勤務も次第に進歩工夫し、7人ばかりの交通事務員を命じ、徒歩巡回をしながら、重要交差点に至れば、交通の輻輳する時刻は整理に当たり、更に巡回に移るというような勤務でした。

そのうちに警視庁でも交通係ができ、例の青腕章を用い出したので、署長が自ら視察に出かけ、早速交通係に着用させることとなり、青腕章に関する限り、警視庁に先を越された訳であります。

交通整理は署長自らこれを行い、市電関係者や市民の古者の中には、当時の面影を印象付けられている方々もいると思います。何しろ碇山署長は、その風采実に堂々たる偉丈夫で、短躯ながら色白く、良く肥え、美髭を備えた姿の交通整理は全く偉觀であった。後に警察部で交通思想の普及宣伝映画に収め、県下各地において公開されました。このように署長自ら交通取締を重要視し、交通係員は引き上げてくると、その日の取締結果を持って官舎に行き、必ず報告し、また指示を受けるといった状況でした」（『顕彰録』112～113頁）と加賀町警察署が全国に先駆けて交通係を作り、交通事故防止に向け、交通整理取締りに力を入れていた状況を振り返っている。

また、碇山署長は横浜市内で交通秩序のなさに起因する自転車の衝突事故や歩行者が電車に轢かれる事故が多発することを受け、これら事故防止の徹底を図るため、左側通行を強力に推進した。当時、交通秩序の必要性についての認識は、警察も一般市民にも全くなかった。このため、自動車行列を作り左側通行を宣伝するなど、その周知徹底を図った。横浜には外国人が多いことから、全署員に必要な英語を教え込み、キープレフトの遵守を励行した。こうした試みは全国でも初となるものであった⁴⁸。荒子之太郎氏も、「署長は交通整理取締については当時における具眼者であった。今日の交通整理は完全なもので、民衆もまた、よく訓練されているが、大正時代の本県下の交通取締は幼稚であり、本県において本格的に交通整理に乗り出したのは、大森警察部長時代の大正9年ころのことで、県下の自動車を総動員して自動車行列を作り、鳴り物入りで左側通行の励行を宣伝したのに始まる。それまでは横浜市内の交通は概してその秩序不規律のものであって、今から見ればそのだらしなさは想像以上で、交通量それ程多くもないのに、日々自転車の衝突事故が発生し、また、歩行者にして電車にひかれる者さえ出るという有様であった。もっとも警察当局もあまり真剣に力を入れず、民衆も至って無関心であった。しかし碇山署長は大正の初め、既に加賀町警察署管内において、左側通行を励行実施し、外国人に対しては、これが励行のために必要な英語を全署員に教え込み、熱心に実施した。おそらく外国人に対し、こうした試みを行った署長は、全国的にもけだし稀なことと思う」（『顕彰録』52～53頁）とし、碇山署長の交通整理取締りに対する先見の明、取り組み姿勢を評価した。

さらに碇山署長は、自動車の増加に伴い今でいう速度違反の取締り及び違反者に対する処分方法を策定・実施した。当時、乗用自動車を所有するのはほとんど外国人に限られていたが、これら外国人による速度違反が多かったため、遵法精神の育成及び事故防止に向

⁴⁸ 『碇山警視顕彰録』「三名士旧知の語る碇山警視」52～53頁

け、その摘発を図ったのである。取締り方法は、“自動車速力測定表”を用い、一定区間での秒数をストップウォッチで測定し、速度違反か否かを決定するというものであった。違反者は告発し、違警罪⁴⁹として即決科料処分とした。“自動車速力測定表”の作成や違反者に対する処分方法等全て碇山署長の創意であり、日本でも初めての試みであったと思われる。この“自動車速力測定表”による速度違反取締りは、裁判所が認めたため、継続実施された。碇山署長は欧米先進国の諸事情を、堪能な語学力を駆使し、英字新聞、外国書籍、在留外国人との接触等を通じ、常に吸収、把握する努力を怠らなかつたので、測定表の作成や処分方法等着想に至つたものと思料される。荒子之太郎氏は、「また、当時邦人にも乗用自動車を有する者は少なく、ほとんど外国人の所有であった。しかるにこれら外国人は、制限速度を超過して疾走し、速度違反に該当する者が少なくなかった。この事実に対処すべく、署長は研究の結果、“自動車速力測定表”を考案作成し、これによつて、自動車の速力を図り、取締りを実施し、良好なる成果を上げた。その具体的方法は、横浜港桟橋入り口に西波止場巡査派出所があり、この地点より元のグランド・ホテル（現在のニューグランド・ホテルよりも新山下橋寄りにあった）前までの海岸通りを一直線に見通し得る区間を測定し、この間を何秒で走れば速力超過で違反、何秒で走れば制限内という具合に、極めて精密かつ正確な測定表を作成し、この区間の西端にストップウォッチを持った巡査部長を立たせ、合図を交わして該区間疾走の外国人自動車の速度を測定し、違反者は告発し、違警罪即決令により、科料処分（大体3円程度）に付した。中にはこの判決を不服として異議を申し立て、正式裁判を請求する者もあったが、裁判所は上記測定表及びこれに基づいて行つた取締方法を是認したので、警察側の勝訴に帰し、この取締は引き続き実施された。

現今のごとく、警察本部に交通課あり、また、他にそれぞれの機関あり、専門的に研究できる時代とは異なり、その当時は相談すべきところとてなく、全く署長一個人の創意によって決せねばならなかつた点から見れば、本取締りはまさに果断と称すべきである⁵⁰と絶賛している。

ウ 署員教養の徹底

今でこそ、警察の責務を完遂するためには、署員等に対する計画的、効果的な教養が不可欠であるということは論を俟たないが、こうした教養に関する規定等が整っていない状況にあつた当時、碇山署長は既にその必要性をいち早く捉え、署員への教養を徹底した。

⁴⁹ 違警罪：明治18年（1885）太政官布告31号による違警罪に関する特別手続。旧刑法（明治13年公布）には重罪、軽罪、違警罪の区別があり、違警罪とは拘留または科料の刑に当たる罪である（旧刑法1条）。なお、現行刑法（明治40年法律第45号）ではこれらの区別そのものは廃止されたが、刑法施行法（明治41年法律第29号）により、拘留または科料に当たる罪（警察犯处罚令の罪など）は違警罪とみなされた（同法31条）。この違警罪につき、違警罪即決令は、警察署長またはその代理の官吏に、その管轄内で犯された罪を正式の裁判によらず即決処分により处罚しうることを認めた。ただ、この即決処分に対して、本人のほかその法定代理人・保佐人または配偶者も本人とは独立して当該警察署に申立書を差し出せば、区裁判所の正式裁判を受ける道が開かれていた。この正式裁判の請求がない場合には、即決処分は確定し、確定裁判と同一の効果を生ずるものとされた。違警罪即決令は司法官ではなく行政官に違警罪の即決を認めることにより、思想犯対策としてしばしば乱用される結果となつた。第二次世界大戦後、裁判所法施行令（昭和22年法律第60号）により廃止された。

⁵⁰ 『碇山警視顕彰録』「三 名士旧知の語る碇山警視」53～54頁

教養内容は学科、武道、実務にわたり、学科のうち法規類は警部、警部補にも担当させたが、国語、算数、英語は碇山署長自らが教えた。加賀町警察署の教養は碇山署長の方針で、実に具体的かつ実務に即したものであった。このため、同署の実績は群を抜き、昇任試験の合格者数も他署を圧倒していた。また、同署の特色から、英会話の必要性に着眼した碇山署長は、署員の英語教育に特に傾注した。これは当時同署独自のものであって、全国でも初めての試みであった。内容は極めて実務に直結したもので、交通取締り、遺失物取扱い、道路指示、官営商店会社等の地理案内、脱艦・脱船外国人逮捕等に際し必要な類が網羅され、碇山署長自身が教授した。

こうした教養が功を奏し、当時、外国人に対する処遇取扱いが各署異なり、不平等との指摘・不満が多々指摘される中、加賀町警察署だけは内外人の別なく公平平等であったため、脱艦、脱船外国人船員逮捕に関する司法当局の執行命令は、ほとんど加賀町警察署に下命された。そしてこの執行に当たっても、過誤失態を防ぐため、碇山署長は英会話を始め、執行手続き等必要事項を署員に教え、万全を期した⁵¹。

荒子之太郎氏は、「碇山署長の教養に対する力の入れ方は人並み以上熱心であり、かつ特色を持っていた。ほとんど毎朝のごとく訓示を行い、その内容は抽象的にわたるものではなく、極めて具体的であって、微に入り細にわたり、あくまで実質本位であり、痒い所に手が届くという風で、このため署員はよく領得した。その方法は黒板を利用して出題し、これに対し答案を求め、あるいは自ら解釈を加えるなど、懇切に教授し、あたかも学校のごとくであった。また、署員の非違非行、失策を訓戒するに臨んでは、婉曲にその非行を諭し、反省を促す等温情の籠った身にしみるものであった。多数の外国人を管轄する加賀町警察署員にとって、英会話の必要性は明白であった。碇山署長は特にこの点に着眼し、早くから署員の英語教育に力を入れた。これは加賀町警察署だけに見られた特異の風景であって、全国的にも稀有の試みであった。この教授には英語堪能な署長自らその任に当たられたが、署員の大半は初步程度であったから、教授には並々ならぬ苦心と工夫を凝らしたように見受けられた。時には英字新聞のローカルニュース欄を読んで聞かせることもあった。また、同警察署には二人の英語通訳と一人の英語教師を常置した。このため、後の横浜水上警察署長・渡辺時蔵などは初步より始め、最も英語をよく解するに至り、英語をもって外国人を直接取調べ、聴取書を自由に作成し得る程度にまで進歩した」(『顕彰録 43～45 頁』)と碇山署長の署員教養に対する姿勢と徹底ぶりを述べている。

更に碇山署長の署員教養に関する並々ならぬ力の入れ方は、署内に図書室を設け、法律、社会、思想、文芸及び娯楽等に関する数百冊の図書を備え付け、署員の閲覧の用に供したことからもうかがえる。これらの図書にかかる費用は、当時消防に尽力した碇山署長に対する外国保険会社からの贈与金で賄われた。一署に図書室を設けるなど神奈川県でも初めてのことであり、それから 10 年の後、警察部で巡回文庫の制度が実施されるに至った⁵²。

大木実氏は、「署員の教養には極めて厳格でした。当時は特に教養規定などというものではなく、訓示教養はその署長に任せていた時代でしたが、毎週、訓示教養の実施時間を定め、自らこれに当たっておられました。特に図書室を作り、読書を勧めて、1 週間ごとに

⁵¹ 『碇山警視顕彰録』「三 名士旧知の語る碇山警視」43～45 頁

読後の感想文を提出させ、署員の気持ちと人柄を観察していました。加賀町警察署は開港地であり、居留地を持っていたので、外国人との接触が極めて多かったため、外国語の教養に重きを置かれ、当時、同署勤務であった古川徳一、奥田勘一の両通訳が英語教授を担当したので、署員のほとんどが、ちょっとした指導告知や会話には不自由しないまでになっていました。英語は署長はもちろん、奥様も大変堪能だったので、奥様の指導を得た者も随分ありました」(『顕彰録』108~109頁)と語っている。

碇山署長は効果的な警察活動推進には署員の教養は不可欠と考え、更に横浜という往時の特殊性を加味し、実務に直結した具体的な教養を推進し、大きな成果を上げたのである。

愛知みずほ大学・梅本大介氏は、論考「内務省解体と占領政策（1946年の警察機構の整備）」(警察政策学会警察史研究部会・報告資料、平成31年12月13日)において、《戦後の警察改革における内務省警保局とGHQのせめぎ合いの中で、占領を通して根本的な組織の再編成を迫られる警察においても、ただ手をこまねいていたわけではなかった。GHQからは過去の遺物とさえ断罪されていた警察が、新たな社会価値の中でその意義を再確認する自己改革を積極的に進めていた。1946年（昭和21年）1月の警察官吏教養規程の改正は、警察官の採用や養成、再教育においてその体質の民主化を進める取り組みにつながった》とし、各都道府県警察内部での教養強化の取組みを示している。その中の施策には警察部内に図書室を設置（富山県）、情操教育の実施（新潟県、岐阜県、京都府、香川県、愛媛県）、課題研究の実施と答案の提出（静岡県）、英語講座の開講（兵庫県）等々がある。これらの施策は、居留地加賀町警察署長に就任して間もないころ、既に碇山署長が署員教養に採り入れていたものである。

警察制度未熟の時代において、いち早くこうした施策を採用したのは碇山署長の卓見であったといえよう。

エ 警察武道発達の基礎を確立

碇山署長は武道の訓練を重要視した。これは受傷事故防止上の観点はもちろんだが、警察官としての精神を育む上で極めて重要との碇山署長の信念に基づくものであった。訓練は柔剣道いすれにも偏らず実施した。こうした武道の訓練においても、碇山署長の独創性が発揮された。碇山署長は、柔道は講道館・嘉納治五郎から直接手ほどきを受けるなどかなりの研鑽を積み高段者であったが、剣道は初心者であった。このため剣道師範の教えを請い、これに自らの工夫を加え、独自の団体訓練を案出した。これは竹刀を持った署員を一列に並べ、面、小手、胴の掛け声で、一連の動作を繰り返すものであった。加賀町警察署の武道訓練は、碇山署長の方針により、かなり厳しいものであったが、当然のごとく、毎年挙行される警察並びに消防官招魂祭奉納対署武道大会において連続して優勝し、同警察署の士気大いに上がったのみならず、他の警察署を刺激して各警察署の武道熱に拍車をかけるに至った。大正より昭和にかけ、神奈川県警察の武道は全国的にも秀でていたが、ひとえに碇山署長の武道にかける情熱と創意によるところが大であり、警察武道発達に大

⁵² 『碇山警視顕彰録』「三 名士旧知の語る碇山警視」98頁、108~109頁

いに貢献した⁵³。荒子之太郎氏は、「武道の訓練は碇山署長にとってはまさに独壇場の觀があり、名声を博した。武道は警察精神作興の根幹をなすことは今昔の別はなく、その獎勵は一貫した方針であったが、この訓練に対する署長の信念はまことに固く、強力に推進した。訓練は柔道、剣道いずれも偏重せず併行して行った。とかく武道は指導者の好む所に傾きやすい。署長は柔道を得意としていたが、これに偏することなく、あくまで両科併行的に推し進め、主義一貫変わるところがなかった。署長の方針は必ずしも演技の上達を強いるものでなく、老いも若きも一人も漏れることなく出場し訓練することであった。剣道に関しては団体訓練ともいるべき署長の創意になる方法を編み出して指導した。この方法は、毎日曜に上京して高野師範に教えを請い、それに署長自らの創意工夫を加味して案出したものであった」(『顕彰録』46~47頁)と、碇山署長の武道に対する姿勢に言及している。

大島英武氏は、当時の加賀町警察署の武道についてのエピソードとして、「大正11年春、初めて柔道の優勝旗ができて、その優勝試合が、県下8署の総当たりで行われることになった。自分は当時教養係主任として武道も担当していたのだが、試合のことなど夢にも知らず、5月初めの昇段試験に、総ざらいに出場させて、一級から7人の有段者を出し、得意になっていた。ところが選手は一級以下8人をもって編成という通知を受け驚いた。他署の指導係は、内々優勝試合のあることを知って、選手は昇段試験に出していくなかつたので、加賀町警察署との実力差は相当なものとなり、ことに横須賀警察署は必勝の覚悟で準備怠りなく、海軍等と練習試合をして自信満々であった。署長から呼ばれ、見通しを聞かれた時、自分は女々しく弱音を吐き、負けた時の予防線を張ったところ、いつになく厳しい顔をされ、『柔道の試合は技だけで勝負のつくものではない。精神力だ。意氣だ。気迫だ。また、作戦というものがある。相手を知り、自らを知れば、そこにおのづから作戦が湧いて出よう。これを適当に調整して勝利に導くのが、君の仕事ではないか』とひどく叱られた。さて、いろいろ知恵を絞ったあげく、どうにか技に自信のある者3人を、敵の最も弱いところに出し、あとは20余貫の相撲取り然とした者を選んで、引き分け戦に出た。試合当日の苦戦は見るも痛ましい限りであったが、幸いにも優勝候補の横須賀警察署を破って、優勝することができた。これは決して偶然の出来事ではなく、署長の意氣が署員にそのまま表れたものであり、署員の署長に対する尊敬の念が、実力以上の力を出した結果に他ならないと思った。署長はいつもこの意氣で署員を指導しておられたのである」(『顕彰録』79~81頁)と述懐している。

3 碇山署長人物像

(1) 部下たちの人物評価

碇山署長は歴代加賀町警察署長がその複雑微妙な時代的背景の故に1年も勤続し得なかつた同署において、実に25年もの長きにわたって署長を務めている。この事実は、碇山

⁵³ 『碇山警視顕彰録』「三 名士旧知の語る碇山警視」46~47頁

署長がいかに同署長として同地域に必要不可欠な人物であったばかりでなく、我が国が列強に伍して発展していく過程で、重要な役割を果たしたのではないかと推測されるが、このような碇山署長とはいっていどのような人物であったのだろうか。

自治体警察時代の横浜市警察本部が昭和27年（1952）7月1日に発刊した『碇山警視頭彰録』によって、当時の部下たちの言葉を記したい。

○ 元横浜市消防学校長大島英武氏（75頁）

碇山署長赴任当時は、まだ領事裁判権のあった時代で、外国人の犯人を日本の検事局に引渡すことができず、取扱いしづらいことこの上なかった。その間、署長の苦心いかばかりであったか想像に難くない。しかし幸いにも、同署長は一面において剛毅果断であると同時に、他面極めて外交的手腕に富み、かつ、外国語に堪能であった。しかも威風堂々として、決して他人に押さえられるような風格の人でなかったから、外国人の間でも相当尊敬されるようになり、部下職員も安心して仕事ができるようになり、日本警察の威信を傷付けられるようなことが、次第に少なくなってきた。これは全く、同署長の実力の賜で、同署長は居留地警察署長としては極めて適任であり、日本警察の威信は、碇山署長の力によって保てたといつても過言ではない。

○ 元神奈川県警察部刑事課長荒子之太郎氏（62～65頁）

碇山署長は25年間、警察署長の任務をただ一筋に貫き通した。25年といえば、まことに長い年月であるが、碇山署長にとってはそれほど長い年月とは感じられなかつたであろうと察せられる。何故なら、署長のその日その日は衷心から警察を愛し、警察に親しむ一念に燃え、そして警察に殉じる覚悟をもつて、『日々これ新たなり』の固き信条に徹し、職務に邁進する以外何等の雜念にも動くことなく、まっしぐらに警察道を進み、『真に警察官の権化』ともいるべき生涯を送られたと言えるからである。もし碇山署長にして、世の常のごとく栄誉榮達を追求してやまぬ方であったと仮定したならば、その野望は容易に達せられ、官界、政界そのいずれの方面を問わず、名を成し功を遂げ、必ずや国家社会のため尽力し貢献されたことと想像できる。側聞するに、かつて署長は在職中、某方面から枢要地位に就任しないかとの申し出を受けたにもかかわらず、これには一瞥も与えなかつたとのことである。碇山署長は警察署長をもつて、唯一の天職と自認し、有終の美をなした。常住坐臥警察の研究に、また、その創意、工夫に没頭し、寧日なきものごとく、署長室にあっても、来客の応接、書類の閲覧等の外は、署員の教養、訓練及び実務につき、想を練り、工夫を凝らすに余念なく、一度とて倦怠の様子を見受けたことがない。～中略～ 署長はあれだけの識見と抱負を持ちながらも、戯談にも署長の口から天下国家を論じたり、社会問題などの論議を聞いたことがない。かかる点に興味を持たなかつたためか、みだりに忖度を許さないが、あくまでも警察官の本文に徹していた署長のこととて、これに縁遠い事柄に関しては、進んで語ることを欲しなかつたためとうかがわれる。これに反し、こと警察のことに及べば、諄々として述べ、なかんずく、武道に関する話は最も好む所であり、しばしば武道教師を署長室に招き、武道の訓練その他に関して武道教師の意見を徵し、これに対してそれぞれの指示を与えることを常とした。

碇山署長は家族には常日頃から、「世の中の贅沢を見てはいけない」（『神奈川県警察史』上巻696頁）と言い、生活ぶりはいたって質素であった。子供達には、監獄物という囚人

が織った木綿の服ばかりを着せていたという。体を鍛えることについては、日ごろから気を配り、66歳で退職するまで、警察官は脚が丈夫でなければいけないと言って、毎朝30分駆け足を続けた。就寝する時は必ず上衣、ズボン、手袋など順序良く枕元に置き、灯火がなくてもすぐに支度ができるようにしていた⁵⁴。碇山署長は「職務のためには何事も犠牲にするほど警察官としての信念に堅く、人格は高邁で剛毅果断、しかも創意工夫に富み、身体はいたって壯健な人」（荒子之太郎氏談～『顕彰録』33頁）で、その反面「怒ると鬼も伏し、笑うと赤子もなつくやさしさ」（元横浜市交通局・松井操氏談～『顕彰録』120頁）があり、碇山署長が人格、識見共に誰もが認める人物であったことが伺われる。

（2）退官時の新聞報道・感謝状

碇山署長が退官し、加賀町警察署を去るに当たり、『横浜貿易新報』⁵⁵（神奈川新聞の前身）は大正12年2月10日付で、「全国最古参の警視 碇山署長勇退～功成り名遂げ後進のため一昨日辞表を提出す」との見出しで、碇山署長の功績を讃える記事を掲載した。同様に外字新聞『ジャパンタイムズ』⁵⁶は同年2月9日付で「碇山氏、退職を申し出る」、『ジャパンアドバタイザー』⁵⁷は同年2月10日付で「碇山氏、内外人に惜しまれつつ退官」等と報じた。また、対立状態にあった横浜華僑の団体、立憲政友会系の山下町心合会、立憲民政党系の山下町親睦会双方いずれも退任を惜しんで、碇山署長にそれぞれ感謝状と記念品を贈呈した。

更に、退官後13年も経て、碇山署長の訃報が伝えられると、外国の新聞各社が、ほとんどその一面を使い、写真入りで追悼記事を掲載し、その死を悼み、功績を讃えた⁵⁸。

4 外国人から見た碇山署長像

碇山署長が日本近代警察発展の過程で大きな功績をなしたことは、前述の通り明らかで

⁵⁴ 『神奈川県警察史』上巻「第10章 明治の栄光と警察 五 碇山警視 5 碇山警視の人間像」696頁

⁵⁵ 『横浜貿易新報』：明治23（1890）年2月、横浜貿易商会により『商況新聞』として創刊された。その後貿易商会から独立し、明治37（1904）年には『横浜新報』と合併して一般紙となり（一時『貿易新報』の紙名となる）、大正末年まで部数を伸張させた。昭和に入ってからは東京有力紙の進出などから不振となった。昭和17（1942）年新聞統合により県内各紙と合併して『神奈川新聞』となり現在にいたっている。

⁵⁶ 『ジャパンタイムズ』：『ジャパンタイムズ』は横浜市の居留地で発行された『ジャパン・コマーシャル・ニュース』が買収され1865年にこのタイトルに改称された。その後1870年ごろ休刊したが、1897年に再刊。ジャパンタイムズは日本の英字新聞及びそれを発行する新聞社。現存では日本最古の英字新聞社。商号は株式会社ジャパンタイムズ。本社は東京都港区芝浦4-5-4、ジャパンタイムズ・ニフコビルにある。

⁵⁷ 『ジャパンアドバタイザー』：1890年にアメリカ人印刷業者ロバート・メイクリジョン（Robert Meiklejohn）が横浜にて創刊。1908年、アメリカ人記者のベンジャミン・ウィルフリッド・フライシャー（Benjamin Wilfrid Fleisher）が買収し社主となる。1913年に拠点を東京に移す。1940年に日米関係悪化の中、フライシャーは事業売却を余儀なくされ『ジャパン・タイムズ』に吸収される。紙名は『ジャパンタイムズ&アドバタイザー』（後の『ジャパンタイムズ』）となる。

⁵⁸ 『神奈川県警察史』上巻「第10章 明治の栄光と警察 五 碇山警視 5 碇山警視の人間像」697頁、『碇山警視顕彰録』「三 名士旧知の語る碇山警視」75～76頁、武藤誠「碇山晋署長（2）」『警察公論』第43巻第9号87～88頁

あるが、残念ながら現存する関係資料が少なく、その詳細不明な点も多々見受けられる。しかしながら、碇山署長が管轄した横浜という地域の特殊性に目を向けると、新たな一面が見えてくる。居留地時代の横浜は欧米列強、中国人等外国人の強大な影響下にあった。何をするにも、これら外国人の存在を抜きにしては語れなかつたのである。碇山署長が外交警察の基礎を作り、各国の要人を警護し、在留外国人を適切に処遇し、領事裁判権を徐々に緩和していく過程等々で多くの有力外国人と接触を持ったことは容易に想像できる。それでは、これら外国人の目に映つた碇山署長像とはいつたいたいどのようなものであったろうか。それらは、明治時代から発刊されているジャパンタイムズやジャパンアドバタイザ等の外字新聞に掲載された碇山署長関連記事に見ることができる。上記2紙は、明治31年（1898）から大正12年（1923）の間に、異動、取扱い事件、各国元首からの表彰、各国開催行事への招待等々碇山署長に関連する26本もの記事を掲載している。これらは碇山署長を有能かつ余人をもって代えがたい人物として捉え、高い評価を与えている証左である。また、横浜華僑達は居留地時代の横浜を振り返り、碇山署長に加賀町警察署から異動されては困るとの思いを常に共有していたという。横浜華僑総会会長であった陳洞庭氏は「碇山氏の良い点は非常に寛大であり、仁義というか、中華の人は礼儀道徳をいうから、碇山さんはアヘンを飲んでは悪いが、よくそこを考えててくれるから、そこをみて、中華の人は尊敬してしまう。そしてかえって皆がアヘンを飲むのをやめるようになった」と述懐しており⁵⁹、いかに当時の中国人が碇山署長を尊敬し、全幅の信頼をおいていたかが伺われる。

碇山署長は大英帝国、ロシア等から7度にわたり勲章を受けているが、日本以上に外国人からの評価が高いのである。

5 碇山署長の経歴等

碇山署長のルーツは鹿児島県薩摩川内市に見られる。同市には碇山署長と由縁のある碇山城跡がある。碇山城の築城年代は定かではないが、延元4年（1339）頃、島津貞久によって築かれ、文明17年（1485）頃まで存続したと言われる。現在はかろうじて城の一角が残され、細い山道が本丸跡と思しき頂上に通じているが、明治の頃から始まった採石と開発による宅地化で、往時の城郭を想定することはできない。碇山署長の出自については、鹿児島県薩摩川内市川内歴史資料館所蔵の『「さつま」の姓氏』から、「惟宗姓島津氏の分族総州島津家初代師久の次男久安は、薩摩郡平佐郷碇山城（川内市）に居り碇山氏を称した。以後碇山・始良両姓を使用していたが、12代忠包に至り寛文11年（1671）4月1日命により碇山氏に定まる」とされ、更に、子孫晋は「札幌農学校生徒監・神奈川県警察署長を歴任」と記されている。碇山署長の経歴等は以下の通りである。

（1）碇山署長略歴

⁵⁹ 『碇山警視顕彰録』「四 碇山署長を語る座談会」129～131頁

○ 安政 5 年 (1858) 4 月 12 日

鹿児島県鹿児島市千石馬場町において、碇山久純の 5 男（幼名良之助）として誕生する。祖父・碇山将曹は島津家の家老であった。久純の 8 番目の子（兄 4 人、姉 3 人）で、分家した碇山康富が西南戦争に従軍し戦死し、その家督を継ぐため同康富の養子となる。

○ 明治 5 年 (1872) 2 月

横浜の高島学校に入校し、米人ジョン・バラ、チ・ゼ・モーリス等につき、英語その他を伝習する。4 月、試験を経て東京外国語学校（旧外語）に入校し、英人ベービルにつき、読本、作文、文法、地理、万国史、算術等を伝習する。

○ 明治 8 年 (1875) 2 月

特別試験を経て工部大学校⁶⁰に入校し、米人ハミルトン、英人ジョンス、英人マクラインにつき、高等読本、文法、作文、地理、究理学（物理学）その他を伝習する。

○ 明治 11 年 (1878) 2 月

慶應義塾において化学、経済学を、東京商法講習所（現在の一橋大学の源流）において英人ランベルトにつき、商法、簿記法、商算術を伝習する。

○ 明治 12 年 (1879) 6 月

大井啓と結婚する。妻・啓は女学校出身の英語が得意な才媛であった。

○ 明治 14 年 (1881) 8 月

崎山敬介（始審裁判所判事）につき、内外の法学及び経済学等を研究する。

○ 明治 17 年 (1884) 4 月

従兄の北海道県令（現在の知事）調所広丈⁶¹に招かれ、札幌農学校（北海道大学の前身）の生徒取締役となる。その後、英語の助教となる。

○ 明治 20 年 (1887) 5 月

北海道庁警部に任せられ、函館警察署詰となる。当時、警察において、外国人との折衝に英語に堪能な人物を必要としており、碇山自身も警察で身を立てたいとの考えを有していたことから、警部として、警察界への第一歩を印すこととなった。

○ 明治 24 年 (1891) 1 月

釧路警察署詰となる。

米国人殺人犯ジョン・カーナンを横浜の米国総領事館へ護送した際、米国側検事の審問に碇山が流暢な英語で答え、米国側を驚かせたことが、碇山の神奈川県警異動のきっかけとなった。

○ 明治 24 年 (1891) 12 月

神奈川県警部に任命され、居留地警察署（加賀町警察署の前身）山手分署長となる。

○ 明治 26 年 (1893) 12 月

山手本町警察署長となる。

○ 明治 31 年 (1898) 3 月

⁶⁰ 工部大学校：工部大学校（Imperial College of Engineering）は、明治時代初期に工部省が創設した技術者養成機関で、現在の東京大学工学部の前身の一つである。今日の日本の工業技術の礎を築き、工業発展に多大な役割を果たした。

⁶¹ 調所広丈（1840 年 5 月 2 日～1911 年 12 月 30 日）：幕末の薩摩藩士、明治期の官僚・政治家。官選県知事、元老院議官、貴族院議員、錦鶏間祗候、男爵。札幌農学校開校時校長。初代札幌県令。ペチカ（pechka）、馬そりなどを北海道に導入した。

壽町警察署長となる。

- 明治 31 年 (1898) 7 月

加賀町警察署長となる。

- 明治 33 年 (1900) 7 月

神奈川県警視（明治 33 年に警視という階級が定められた）となる。

- 大正 12 年 (1923) 2 月

25 年間務めた加賀町警察署長を退任する。

- 昭和 11 年 (1936) 2 月

死亡。退任後、居住していた小田原市内の（小田原城主大久保忠世を開基とする）大久寺に埋葬される。

(2) 碇山署長叙勲歴等

(位階勲等)

- 明治 33 年 (1900) 11 月 10 日 従七位

- 明治 35 年 (1902) 12 月 24 日 正七位

- 明治 39 年 (1906) 4 月 1 日 勲六等単光旭日章

- 明治 41 年 (1908) 2 月 29 日 従六位

- 大正 2 年 (1913) 4 月 21 日 正六位

- " 6 月 18 日 勲五等瑞宝章

- 大正 4 年 (1915) 11 月 7 日 勲五等双光旭日章

- " 11 月 10 日 大礼記念賞（大正 4 年 11 月に行われた大正天皇の即位の礼に先立ち、大正四年勅令第百五十四号・大礼記念章制定ノ件によって制定された記念章）

- 大正 7 年 (1918) 6 月 10 日 従五位

- 大正 9 年 (1920) 11 月 1 日 勲四等瑞宝章

- 昭和 11 年 (1936) 2 月 8 日 正五位（死去に際して）

(諸外国から贈られた勲章)

- 明治 32 年 (1899) 6 月 8 日 ロシア皇帝から神聖「スタニスラス」勲章

- 明治 36 年 (1903) 4 月 26 日 ロシア皇帝から神聖「アンナ」第三等勲章

- 明治 38 年 (1905) 6 月 16 日 清国皇帝から三等第三双龍宝星勲章

- 明治 38 年 (1905) 12 月 5 日 プロシャ皇帝から赤鷲第四等勲章

- 大正 8 年 (1919) 1 月 18 日 大ブリテン（英国）皇帝から「ブリティッシュ・エムバッティー」第 5 等勲章

- 大正 11 年 (1922) 9 月 15 日 大ブリテン（英国）皇帝から「メンバー・フォアス・カラス・ヴィクトリア」勲章

- 大正 11 年 (1922) 12 月 22 日 支那共和国政府から 六等嘉木章

(3) 碇山署長肖像（出處:『碇山警視顕彰録』口絵）



加賀町警察署長時代（当時の制服正装）



加賀町警察署長時代（当時の制服常装）

おわりに

碇山署長の功績については枚挙に遑がないが、川路大警視が官僚として、政府中枢に位置し、日本近代警察の制度・組織等の刷新改革に貢献したとするならば、碇山署長はあくまで一警察官、一警察署長として、いかにしたら警察本来の責務を全うできるかを念頭に、警察業務・実務の刷新改革に腐心した。こうした碇山署長の活動のバックボーンには、工部大学校、東京商法講習所、慶應義塾等で欧米人の教授から伝習した語学をはじめとする究理学、商法、算術、万国史等幅広い知識・教養と共に、職務に関連するすべての事柄を絶えず吸收しようとするあくなき探求心が存在した。碇山署長は領事裁判権の撤廃等条約改正の機運が高まる状況下、大久保利通の警保寮移管の意義を理解し、第2第3の生麦事件、井土ヶ谷事件を決して発生させてはならないとの強い信念を持ち、治安維持の徹底に向け、取組んだのではないだろうか。碇山署長の三女タマの夫である元海軍少将・佐藤脩氏によれば、薩摩人である碇山署長は生麦事件について非常に苦しんでいたとのことである。また、碇山署長が日本に亡命してきたアジア各国の革命・独立の志士達を、当時の情勢に即し適切に対処したことは、歴史が示している通り、これらの国々の独立・建国に少なからぬ影響を及ぼした。いずれにせよ、碇山署長が近代警察構築の過程において、単に警察各部門のみならず、様々な分野において創意工夫を發揮し、大きな貢献をなしたこと敬意を表したい。

[本稿は、警察政策学会警察史研究部会令和2年度第1回例会（令和2年6月27日開催）及び同年度第2回例会（令和2年9月26日開催）での報告を取りまとめたものである。]

「内務省警保局の主」芽城鈴木千次氏とは誰ぞ

警察政策学会警察史研究部会編

明治、大正期に「内務省警保局の主（ぬし）」として有名であった鈴木千次氏（1867～1941）について、一、二紹介しておくこととする。

・『内務省史』第2巻（大霞会、昭和45年11月1日刊。原書房復刊、明治百年史叢書第296、昭和55年6月刊）932頁は、「警保局の主（ぬし）鈴木千次」と題して、鈴木千次氏に言及している（肖像あり。）。それによれば、同氏の略歴は、次のとおりである。

慶應3（1867）年10月26日 群馬県に生まれる。

明治15（1882）年12月 弱冠16歳で警視庁等外出仕

明治26（1893）年11月 内務属、警保局勤務

大正10（1921）年 主事となり高等官七等待遇

大正12（1923）年3月 警察講習所教授、高等官六等

大正12（1923）年3月31日 免本官、内務省嘱託 昭和2（1927）年10月31日（財）警察協会主事 昭和13（1938）年8月18日 依願免同主事 昭和16（1941）年2月5日 逝去、享年75 「勤続実に五〇年、警保局の主とも生字引ともいわれた。」

・「国立公文書館デジタルアーカイブ」で「鈴木千次」を検索のこと。

〈<http://www.digital.archives.go.jp/>〉

・鈴木氏の雅号「芽城」（「がじょう」か？）は、同氏尊宅のあった「目白」に由来と仄聞す。
・追悼録に、「前警察協会主事鈴木千次君追悼録」（松井茂〈1866～1945〉「噫、鈴木千次君」40頁、長岡隆一郎〈1884～1963〉「鈴木さん」44頁、高橋雄豺〈1889～1979〉「鈴木さんの追憶」45、種村一男〈1902～1982〉「鈴木千次さんを憶ふ」、佐藤進〈？～1942〉「芽城先生の片鱗」）『警察協会雑誌』第491号（昭和16年4月1日刊）40頁以下あり。

・『警察協会雑誌』第359号（昭和5年7月1日刊）口絵に、主賓後藤松吉郎（1849～1939）を囲み当時の錚々たるメンバーが揃った「警察談話会」（昭和5年5月30日夜、於学士会館）での集合写真があり、そこに鈴木千次氏の姿もみえる。

当該「警察談話会」では、松井茂博士の挨拶があり、後藤松吉郎の「維新当時の警察状態見聞」なる談話がなされた、最後に「座談会」が持たれたが、これらにつき、後藤松吉郎談「維新当時の警察状態見聞（1）」『警察協会雑誌』第359号（昭和5年7月1日刊）84～91頁（最初に「後藤氏略歴」、同「維新当時の警察状態見聞（2）〔完〕」同第360号（昭和5年8月1日刊）85～91頁各参照。うち、同第359号口絵に、当日の集合写真が掲載されている。同写真のキャプションは、次のとおりである（〔 〕内は補註）。「警察談話会〔昭和5年〕五月三十日夜学士会館にて開催。前列向つて右より土屋内務書記官〔土屋正三、1893～1989、大正6年内務省入省〕、石原社会局部長〔石原雅二郎、1888～1946、大正3年内務省入省〕、金井警察講習所教頭〔金井佐久、？～？、明治45年内務省入省〕、鈴木本会主事〔財）警察協会、鈴木千次、内務省⇒財警察協会〕、松井本会副会長〔松井茂、明治26年内務省入省〕、主賓後藤松吉郎氏、高橋〔警視庁〕警務部長〔高橋雄豺、大正4年内務省入省〕、渡警察講習所教授〔渡正監、1897～1953、大正10年内務省入省〕、宇都宮内務事務官〔宇都宮孝平、1897～1988、大正12年内務省入省〕、後列、桑原内務事務官〔桑原幹根、1895～1991、大正11年内務省入省〕、佐藤本誌記者〔『警察協会雑誌』、佐藤進、？～1942〕、田村警察講習所教授〔田村豊、1899～1933、大正15年内務省入省〕。」

鷺巣敦哉及び植木鬼仏両氏の個人写真について
—『警察講習所第十三期卒業記念』アルバムから—

警察政策学会警察史研究部会編

一般に個人史研究には写真も重要であることは今更いうを待たない（例えば、本輯第8篇に掲載の「久保正幡先生述「中田薰先生の思い出と法制史学会の回顧」」中の久保先生の言辞参照。）が、著名人を除くと、これは意外と入手が難しい。

いつだったかヤフオクでたまたま『警察講習所〔本科〕第十三期卒業記念』なる卒業アルバムが出ていたので買ったことがあった。当時の講習所関係者の他、多数の有名部内外講師の顔写真が掲載されており、興味深いものがあったが、講習所本科第十三期（昭和2〈1927〉年10月1日入所、同3〈1928〉年7月28日卒業）というのは、『台湾総督府警察沿革誌』（復刻本は全5巻、台湾総督府警務局、昭和8～17年刊）の編者であった鷺巣敦哉氏（当時台中州警部、1896～1942）が卒業した期であり、同氏の個人写真が掲載されていることは貴重である。周知のように、日本統治下台湾警察史検討上鷺巣敦哉氏の占める役割は寛に大きなものがあるが、その個人写真は入手し難く、鷺巣氏の個人著作をほぼ収録した中島利郎先生（1947～）他編『鷺巣敦哉著作集』全7巻（緑蔭書房、平成12～26年刊）でも、御遺族も有しておられなかったことから、僅かに台湾総督府警察官及司獄官練習所で鷺巣氏と同僚教官であった有名な台湾語教官木村貞次郎先生（1889～1957）旧蔵の集合写真から編集したものを口絵として掲載しているだけであり、鷺巣氏の個人写真そのものが見つかったのは、これが初めてではないかと思われる。このため、折角のことでもあるので、ここに再録しておくこととする。

また、当該アルバムで併せて判明したことであるが、同期には、警視庁から入所した植木梅造氏（当時警視庁警部補、？～？）がいる。植木氏は鬼仏と号し、植木鬼仏名でもって例えば『川柳警察史話』（松華堂書店、昭和16年8月14日刊）を出している。同書には、徳富蘆峰氏（1863～1957）の題字があり、また、尾佐竹猛博士（1880～1946）が序文を載せ、「我が鬼仏君は警察界の鬼才である。」と書いておられる事からしても、我が警察史検討上も、極めて貴重な書籍であるといえよう。植木氏の著作その他については既にかなりのことが判明しているが、個人写真の存在は知られていないことから、これをも収録しておくこととする。



植木鬼仏（梅造）氏



鷺巣敦哉氏

(参考文献)

*警察講習所関係

- ・警察大学校史編さん（ママ）委員会編集『警察大学校史 幹部教育百年の歩み』（（財）警察大学校学友会、昭和60年3月25日刊）
- ・警察大学校史編さん（ママ）委員会事務局編集『座談会集 警察幹部教育百周年記念』（（財）警察大学校学友会、昭和60年12月1日刊）

*警察講習所本科第十三期関係

- ・石原雅二郎（1888～1946、大正3（1914）年内務省入省、當時警察講習所教授（教頭））『一教授の思ひ出』（松華堂書店、昭和5年4月20日刊）

（国立国会図書館デジタルコレクション：〈<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1269862>〉）

- ・鷺巣敦哉『鷺巣敦哉著作集 I 警察生活の打明け物語』（緑蔭書房、平成12年12月10日刊）217～238頁、『鷺巣敦哉著作集 別巻』（同、平成14年1月31日刊）197～260頁

*植木鬼仏氏単行書目録

- ・植木梅造（赤坂表町警察署内）編輯『昭和警察川柳』（川上三太郎序。昭和8年刊）
- ・川上三太郎（1891～1968）：「web川柳博物館」
http://www.doctor-senryu.com/01_museum/index.html
- ・植木鬼仏『隠語と用語』（川柳文芸社、昭和10年1月1日刊）（現物未見。下記平成8年大空社影印本によれば、扉には「植木鬼仏著」とあり、奥付には、著者兼発行印刷人に「植木梅造」とある。植木の住所：東京市渋谷区代々木上原町1140、川柳文芸社の住所：東京市渋谷区代々木上原町1140。これよりすれば、同書はあるいは自己出版か。）（参考：自序：「警察に相当長い私は、」、「他面私は川柳人として、」。影印本：『隠語辞典集成』第7巻〈世界犯罪隠語大辞典 / 西山光、黒沼健共編。全国隠語集符牒なら何でも / 西堀忠治著。隠語と用語 / 植木鬼仏著。隠語辞典 / 栗田書店編輯部編』（東京 大空社、平成8年12月29日刊）、『隠語辞典集成 別巻・資料編』（大空社、平成9年12月24日刊）中、武藤康史「辞典解題」（第7巻分：28～32頁、『隠語と用語』分：29頁）⇒「A6版小冊子、表紙には植木鬼仏著とある、自序より、植木は警察官かつ川柳人とする。」
- ・植木鬼仏『浮雲』（現代川柳叢書 第2、東京 川柳研究社、昭和11年9月刊。川上三太郎序）
(現物未見)
- ・植木鬼仏『川柳警察史話』（松華堂書店、昭和16年8月14日刊。徳富蘇峰題字、尾佐竹猛序）（参考：「私は作句と警察に職を奉ずること二十余年の経験からして」（はしがき2頁）、「私の生まれは群馬県でありまして、」「私の生まれた国定村の近くでは」（369頁）、「日本川柳界の重鎮、わが師川上三太郎先生」（408頁））

[初出：『大警視だより』続刊第12号（福永英男前部会長追悼号、通巻第41号、令和3（2021）年7月1日刊）

警察政策学会資料 第114号

近代警察史の諸問題 一川路大警視研究を中心の一（第二輯）

武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公徳氏追悼記念論集

【上 冊】

令和3（2021）年5月8日発行

編 集 警察政策学会警察史研究部会

発 行 警 察 政 策 学 会

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-5-5

後藤ビル2階

電話 03-3230-2918

印 刷 東京法令出版株式会社

